

連絡先: 〒

神戸市垂水区

http://www22.big.or.jp/~konsakai/

郵便振替口座:

E-mail: konsakai@big.or.jp

「大阪府男女共同参画推進条例(仮称)の基本的な考え方」検討骨子に意見を提出

A 基本理念について

私たち婚外子差別と闘う会は、大阪府の男女共同参画推進条例(仮称)の基本理念に、次の2つの事項を明記することを求めます。

1 男女共同参画(ジェンダー平等)は、婚姻の有無および子どもがいる・いないにかかわらず達成されるべきものである。

2 男女共同参画(ジェンダー平等)では、日本国籍を持たない、府内に在住・在勤の外国人の人権を守ることを考慮する。

1 を求めることについての根拠

論点整理で条例は、日本国憲法と女性差別撤廃条約を理念の根拠とし、男女共同参画基本法の理念を踏まえとされています。女性差別撤廃条約の第1条には、「女性(婚姻をしているかいないかを問わない)の人権および基本的自由」を侵害するものを女性差別と定義しています。

また、男女共同参画基本法の第1章 総則の第1条の目的で、「この法律は、男女の人権が尊重され」とし、第3章の男女の人権の尊重でも「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない」とされていますが、これには、婚姻の有無に関係なく「個人として尊厳」されることも含まれています。

私たちが敢えて「婚姻の有無および子どもがいる・いないにかかわらず」という文を明記してほしいと望む理由は、とりわけ女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障の場において顕著です。大阪地裁で係争中の「未婚で妊娠した幼稚園教諭が園長から中絶を求められ、出産の意志を伝えると退職届の提出を求められた」(2001年2月19日付朝日新聞)事件などは、明らかにリプロダクティブ・ヘルス/ライツの侵害といえます。また、大阪地裁で勝訴した「住友生命の既婚女性の昇進・昇格差別は違法」(2001年6月28日付日本経済新聞)は当然の判決であり、会社側の主張は許せません。さらに、子どもを抱えて働くシングルマザーを

はじめとするひとり親家庭は、子どもの養育と仕事の両立に関してより困難な立場に立たされており、地域社会からの支援が欠かせません。

以上のような理由から、「婚姻の有無および子どもがいる・いないにかかわらず」を条例の基本理念に明記することは、男女共同参画の実効性を高めるために、必要不可欠だと考えます。

2 を求めることについての根拠

大阪府は在住外国人の割合が全国で最も高い地域で、最近では「ニューカマー」と呼ばれる人々も増えています。そんな中で、日本人男性と外国人女性の間にも生まれる国際婚外子も増える傾向にあります。国際婚外子が日本国籍を取得するには胎児認知が必要ですが、私たちは「ニューカマー」の女性たちに必要な情報が届いているかどうか危ぶんでいます。マイノリティーの女性たちの権利や生まれてくる国際婚外子の権利をないがしろにすることなく、彼女らの実態を把握する適切な調査を実施し、必要な施策を整えていくべきだと考えます。

B 財政上の措置等

私たち婚外子差別と闘う会は、大阪府の男女共同参画推進条例(仮称)に、シングルマザーをはじめとするひとり親家庭への経済的支援を含む具体的な子育て支援策を盛り込むことを求めます。

女性の潜在有業率(1997年総務庁)はほぼなだらかな台形ですが、大阪府の年齢階層別労働力は、全国平均に比べて30歳代の落ち込みが激しく、極端なM字型を形成しています。これは、子どもを持つ年齢の女性が、その就労意欲(職業継続意欲)が高いにもかかわらず、働き続けることができない状況を示しています。40歳代後半のM字型の2度目の山はパート勤務が大半で、正規雇用が多い前半の山とは違う就労形態であり、その差は賃金に歴然と表れます。

今年3月に発表された「全国母子世帯等調査」(1998年11月実施)では、全国95万5千世帯の母子家庭の4割がパート勤務で、平均年収は約230万円。一方、全国約16万3千世帯と推計される

父子世帯は8割が正社員で年収は420万円で、母子家庭の経済基盤の弱さが際立っています。

これらの状況が示す男女格差を是正するために、大阪府でも、東京都が実施しているようなひとり親家庭への児童育成手当、都営交通無料バスなどの経済的支援を実施できないものでしょうか。また、厳しい雇用情勢の中では、シングルマザーの雇用を促進する施策や職業訓練の機会の確保、パートタイムや派遣社員の均等待遇の実現も、併せて必要と考えます。

民主党案にも同趣旨の パブリックコメント送付

民主党大阪府連「大阪府男女平等参画推進条例案-中間まとめ-」へのパブリックコメント

- [ポイント1 総則] についての要望
- [ポイント5 労働の場における男女平等の推進] および [ポイント6 子育て・介護支援] についての要望

上記2点は、大阪府男女共同参画推進条例(仮称)に提出したものと同趣旨

- [ポイント11 その他] 条例の名称について

私たち婚外子差別と闘う会は、民主党大阪府連「大阪府男女平等参画推進条例案」において、性的特性論(生物学的決定論)を徹底的に排除することを求めます。

理由: 大阪府男女共同参画課のホームページで公開中の条例の検討骨子では名称が「男女共同参画」となっていますが、民主党大阪府連案では「男女平等参画」となっています。

この名称については、「平等」という言葉は歴史的に性的特性論(生物学的決定論)を含む「平等」として使われてきた経緯があるために、「ジェンダー平等」を和訳した「男女共同参画」の方がふさわしい、という意見も出ています。「男女平等参画」という名称を採用する場合には、性的特性論(生物学的決定論)の立場には立たないことを明記しておく必要があると考えます。

☆ 非婚シングルマザーの立場から私も個人的に意見提出いたしました。

— 時任玲子

- ・社会権規約でも婚外子差別撤廃勧告 2
- ・時任玲子裁判の近況報告 3
- ・最近の新聞記事から
 - 米で養育費不払い男性に罰金判決 3
 - 来年度の児扶年があふない 4~5
 - 郵政省が民法改正 4~5
 - 戸籍届け出に身分証明 5

今号の目次

- ・しんぐりまどあすふあーらぬ20年記念集会 6
- ・女性差別撤廃条約報告書に盛りこんでほしい 7
- ・女性に年金いふと検討会大詰め(新聞記事) 7
- ・最近の新聞記事から
 - ふたしん運載(子連れ離婚・分籍の年近) 8
 - 代理出産体験 8
 - 原一男さんのライフストーリー / 非婚で妊娠 9
 - 実母なのに養母!? / 県庁会議録 10

3. 差別の禁止 (2条2項・3条)

差別の禁止 (2条2項) および男女平等 (3条) との関連では、政府や裁判所が「合理的差別」を認めていることがまず問題にされた。たとえばマリンベルニ委員は、1999年10月15日の大阪高裁判決 (在日韓国人に対する戦傷者等援護法不適用事件) が社会権規約の「漸進的達成」義務を根拠に同2条2項の自動執行力を否定したことに触れて、「差別の禁止は絶対的な原則であって、『合理的差別』という考え方は許されない。大阪高裁判決は差別の禁止の原則でさえ『漸進的』に達成すべきものとしてとらえているが、これは即時の適用が必要な原則である。政府はどのように考えているのか」と述べている。政府代表 (外務省) は「自由権規約26条に

も同様の差別禁止規定があるがそこでは合理的な区別が認められており、社会権規約2条2項も同趣旨と考えている。差別ではなく、合理的な区別である。憲法も絶対的平等は保障しておらず、合理的な区別を排除するものではない」と答弁したが、委員会の納得は得られなかった。総括所見でも政府の立場に懸念が表明され [12]、「差別の禁止の原則は絶対的な原則であり、客観的な基準にもとづく区別でないかぎりいかなる区別の対象ともなりえない」という委員会の立場に留意するよう要請されるとともに、このような立場にしたがって差別禁止立法を強化することが「強く勧告」されている [39]。

(いんふおめーしん 子どもの人権連 No.75=2001年9月号 から 関連部分のみ抜粋とせよとされた)

婚外子については、マルチノフ委員が婚外子に対する法的・制度的・社会的差別の度合いを質問。政府代表 (法務省) は現行法制度における婚外子の扱いの違いとその理由を説明し、「法律婚による家族と子どもを保護するもので、不合理な差別ではない」と述べた。これに対してチャウス委員は、「婚外子が差別されてはならないし、『非嫡出子』という言葉は廃止されるべきである。人間の法を自然法に一致させなければならぬ。態度や政策の変化、法改正を望む」としてさらに是正を促した。政府代表 (法務省) は、「法律婚を保護しなければならないための差異であり、必要のない差異は設けていない。今後の方向については意見が大きく分かれているため、調査等を踏まえつつ対応していく」と繰り返している。総括所見では、とくに相続権や国籍の権利との関連で婚外子への差別が残っていることに懸念が表明され [14]、「近代社会では受け入れられない『非嫡出子』という概念」を廃止すること、婚外子に対するあらゆる形態の差別を解消し、その権利回復を図るために「緊急に立法上および行政上の措置をとること」などが促された [41]。

社会権規約委も婚外子差別

撤廃を勧告

規約に沿って人権保障が実現されているかを審査するのモニタリングに設置された社会権規約委員会は8月10日、日本政府の報告書に対して、きわめて厳しい最終所見を採択した。その大半が懸念事項や勧告の形で示された。勧告内容は、戦傷者等援護法、在日韓国人に対する社会権規約の適用、差別公務員のストップ手帳、原籍

2001.9.28 朝日771

国連社会権規約に向き合え

規約委最終所見が突きつけたもの

社会権規約委員会 総括所見 (日本)

経済的、社会的および文化的権利に関する委員会 第26 (特別) 会期 2001年8月13日~31日

社会権規約NGOレポート連絡会議 訳

E/C.12/1/Add.67 配布: 一般 2001年8月31日 未編集版 原文: 英語

- 1. 経済的、社会的および文化的権利に関する委員会は、2001年8月21日に開かれた第42回および第43回会合において、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の実施についての日本の第2回定期報告書 (E/1990/6/Add.21) を検討し、2001年8月30日に開かれた第56回会合において以下の総括所見を採択した。
12. 委員会は、差別の禁止の原則は漸進的実現および「合理的な」または「合理的に正当化しうる」例外の対象となるという締約国の解釈に懸念を表明する。
14. 委員会はまた、とくに相続権および国籍の権利の制限との関連で、婚外子に対する法的、社会的および制度的差別が根強く残っていることも懸念する。
41. 委員会は、締約国に対し、近代社会では受け入れられない「非嫡出子」という概念を法律および慣行から取り除くこと、および、婚外子に対するあらゆる形態の差別を解消し、かつさらに当事者の規約上の権利 (第2条2項および第10条) を回復するために緊急に立法上および行政上の措置をとることを促す。

裁判官への人権教育要求 国際基準になりえない米

東澤 靖



日井連国際人権問題委事務局長

ひがし 靖 59 年生まれ。弁護士。米コロラド州大学法律大学院修了。共著書に「ウォッシュントン」。

高裁をはじめ裁判所は、社会権規約を法的義務ではなく政治的義務と見なすことによって、社会権規約の権利の救済を遅らせた。
あわせて委員会が指摘したのは、女性、少数民族、少数民族外国人、障害者などに対して根強く残っている制度上の差別である。この差別が裁判官の「合理的差別」によって黙認されていることは、委員会は差別禁止立法を含む多くの勧告を行ってきた。日本の差別に対する無感態度が問題視されたのだ。とりわけ「非嫡出子」については、差別が根強く残っていることが懸念されている。

ダメなパパ「子づくり」の禁止

【ニューヨーク11日ロイター】山中季広4人の女性との間に9人の子供をもうけたが、養育費の不払いを訴えられた米ウイスクンシントン州の男性に対し、同州最高裁は10月5日、今後5年間子供をもうけてはいけない」と命令する判決を言い渡した。子供が6歳未満の年間養育費が科される。地裁級

も前代未聞の判決と報じ、同州東部に住む無職フリーツド・オクリー被告(34)は4歳から16歳までの9人の子供がいるが、養育費が払われていない。母親は子供の健康を無視し続けた。判決は「父親がこの責任感が少ない。何とか職を」と反対に回った。

母子13人へ養育費払わず 米州最高裁判決

見つけて父親らしく生活費を支払う態度を示さないと子供たちの心にもゆがみを与えようとする。7裁判官のうち男性4人の多数意見。女性裁判官3人は「子供をもうけるくらいなら」という問題に裁判所が介入すべきでない」と反対に回った。



八月末、来年度予算の概算要求が示された。高齢者医療の負担増などを発表されて、将来への不安が高まっている。母子家庭支援策の中で児童扶養手当の見直しが入っている。

2001.9.25. 3.24h

構造改革の痛み

この多くが児童扶養手当の予算となり、残り少く母子世帯の貧困金制度などに使われている。最近の離婚の増加などで、母子世帯数は増加の一途。このため支給対象も毎年増加し予算の目途

シングルマザーに

増が昨年でも一〇億円あった。同額の予算要求は、なんらかの削減が必要となる。厚生労働省は「自立に向けた相談機能の強化、就労支援策の充実、子育て支援策や生活環境の整備等の対策を総合的に推進する。併せて、児童扶養手当制度の見直しを行う」としている。就労支援策は必要だが、それ児童扶養手当が不要になるわけではない。「構造改革の痛みは、高齢者や母子家庭にのびない」という言が出ている。

★シングルマザーの要する際の資料となるため、シングルマザーの家計簿と任意履歴を提出して。照会。

2001.7.15. 3.24h

参議院女性差別撤廃条約選択議定書の請願が採択

参議院外交防衛委員会女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願が採択された。女性差別撤廃条約の選択議定書は、個人通報制度を認める内容である。条約採択後一〇年経ち、女性に対する差別や暴力に対して、国内法ではなく条約に基づいた判断を求めると、日本国内の女性団体が要望を出してきた。

今回自民党を含めた超党派からの請願であり、情報によれば与党議員の中にも男女共同参画の観点から積極的に支持する意見があったという。今後衆議院でも採択されれば、政府の批准に向けて重要な圧力になっていくと見られる。

時任エンから近況報告と御礼です

わが家のささやかなベランダガーデンのプランターから伸びた蔓のささぎぎに、10月に入ってもまだ大輪の青と薄紅色の朝顔がいくつも咲き続けている。ひんやりとした大気には不似合いなほどで、私はおもわず素足にソックスをはく。

「裁判はすごく時間のかかるものだから、普通の生活を心がけてください」提訴前の、闘志満々のやや興奮気味の私に向かって、弁護士雪田樹理さんがおっしゃってから、すでに季節がふたつも過ぎた。この件を奥野京子弁護士と一緒に担当しますとのFAXが届いたのが3月も終わり間近の27日だったから、春、夏と過ぎ、今はもう秋だ。

訴状提出が5月24日、第一回口頭弁論が6月29日、二回目が8月27日と、被告側からの書面による反論、そちらに対する原告側からの書面による反論が、ゆるりとするでゆく。いづれのシーンにも被告の議員は姿を現さない。現段階では相手側の前面否定で、とうてい和解には至らない。すべてが代理人を介してのやりとりで、私にはなんだか意味のない、のびた蕎麦をすすっているようなふゆけた感じがしないでもなかった。裁判は時間がかかるし、訴えた側も相当の気力と体力を要するという事実を、私は日常生活のなかでときおり呼び止められる経過に、やんわりと理解しつつある。すでに過去に起こった出来事に対する事実関係を掘り下げて、関わるひとびとの証言を集めていく作業は、時が経過している以上忘却のかなたへと押しやられている場面にも出くわすが、散らばったパズルの一片一片を拾い集めて具象画に近づけてゆくような、わくわくする楽しみがある。連なるひとびとの力のある言葉をたぐりよせるのはエキサイティングだ。ただ私のほかにセクハラ被害に遭った女性たちの声は、実際に聞こえてはきても、証言となるとひそやかにがちで、そのあたりが今回の裁判でどのように影響してくるかが微妙なところなのだろう。そうして11月27日、いよいよ証人取調の日を迎える。(大阪地裁、民事第22部甲-B 410号法廷 午前10時30分～午後4時30分)

これは私だけの裁判ではない。ひるまずに申し上げるなら、非婚を生きたいすべてのひとと、婚外で生まれたすべてのひと、そういう家族形態を営むすべてのひとたち、そしてセクシュアルハラスメントに傷つくすべての女性たちと、私は思いを共有したい。そのうえで共感を得たいと思っている。それぞれの、性別の固定化された役割にとらわれない自分の生き方を目指すひとたちと、元気と勇気をシェアしたい。みずからが心地よい生き方を選び続けるエネルギーを、私は社会と確認したい。人生は壮大な実験場であると、この裁判を起こしてから強く思うのである。世界のあちこちでさびかなくなってきた今日、反戦の歌が鮮やかにわきあがってこない現状にまだるっこしさを覚えつつ、平和そのものの顔で眠っている子どもを隣に見ている。私は闘う。しかし暴力はだれも共感しない。

それから婚差会のみなさま、メンバー以外の方からも全国のあちらこちらからカンパをいただき本当にありがとうございます。いろいろな方々から支えていただきながら、活動していきたいと考えております。

時任 玲子



民法改正野党案、衆参両院で提出

民法改正の野党議員立法案が民主、社民、共産3党の共同提案で衆議院は5月8日、参議院は5月10日に提出された。法案の内容は、夫婦別姓選択制の導入、「非嫡出」子の相続分差別の廃止、婚姻最低年齢を男女とも18歳にするなど。提出者・賛成者は衆議院は民主・共産・社民所属全議員157人。参議院は発議者・賛成者94人。森山真弓法務大臣就任も受けて、民法改正への期待が高まっている。秋までに実施予定の世論調査の内容についても市民団体が要望を出した。 2001.5.15. 3.24h

北京JACがDV防止法の活用などを求めて関連省庁と話し合い 9月25日

世界女性会議ロビイングネットワークの北京JACは、7月に開いたシンポジウムで検討された項目を要望。また、内閣府、厚生労働省、文部科学省、警察庁他に、暴力の被害にあった人への身体的・精神的影響、後遺症などを健康被害とみなし調査研究の実施を、「代理母」出産や生殖技術などの法制化には当事者の声を聞くこと、夫婦別姓選択制の法制化などを要望した。

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 9月25日

無職の妻が離婚した場合、老齢年金は基礎部分しか給付されないこと、130万円以下の短期間雇用で働いても年金に加算されないなど第3号被保険者が抱える問題も浮上している。同検討会では、専業主婦4人からヒアリング。会社員の2号が3号分の掛け金を負担していることに積極的な肯定はなく、夫の所得に応じて支払うことに概ね賛成を示した。 2001.10.5. 3.24h

2001.8.5 朝日 (東京版)

夫婦別姓制42%賛成

内閣府 初めて反対超す

夫婦が希望すればそれぞれ結婚前の姓を名乗ることができる「選択的夫婦別姓制度」導入の是非などを尋ねた内閣府の世論調査結果が1日付で発表された。この制度に賛成する人は42.1%で、前回調査時より約10%増え、通称を含めて結婚後も別姓を名乗れる何らかの法改正に賛成する人は65.1%にのぼった。逆に法改正に反対する人は29.9%にとどまり、70年代以来の政府世論調査で初めて制度導入賛成が反対を上回った。(39面に)

8年に実施された類似の調査では導入賛成が27.4%、反対が53.4%。今回と全く同じ質問をした前回96年の調査では導入賛成が32.5%、通称使用容認が22.5%、法改正反対が39.8%だった。

世代別にも20、30歳代は男女ともに導入賛成が半数を超えた。ともに30歳代が最も多く、それぞれ82%台。50歳代までは男女ともに賛成が法改正反対を上回った。

「夫婦は別姓を名乗る

べきだが、別姓を希望する人は少数派で18.2%にとどまった。子供への影響を心配する人は依然として多く、66%が「別姓だと子供に好ましくない影響がある」と答えた。「ない」は26.8%だった。

調査は今年5月、全国の成人5千人を対象に実施され、3,468人から

も、賛成に別姓を希望する人は少数派で18.2%にとどまった。子供への影響を心配する人は依然として多く、66%が「別姓だと子供に好ましくない影響がある」と答えた。「ない」は26.8%だった。

調査は今年5月、全国の成人5千人を対象に実施され、3,468人から



「選択的夫婦別姓制度」についての回答。注：数字は%。夫婦は同じ姓を名乗るべきで法改正の必要はない(結婚前の姓を通称として使うための法改正はかまわない)。

賛成者がかなり増え、世の中の動きも変わっている。法改正については相談して検討しなければいけない」とコメントした。法改正に向けた動きが本格化した。

選別の夫婦別姓をめぐ

民法改正く迫り風

「民法改正の機が熟する」として、真風は「5年前に比べて風が吹く」と見ている。森山真直は「5年前に比べて風が吹く」と見ている。

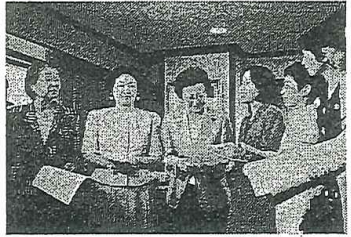
選択的夫婦別姓制度

民法改正実現へ動き出す

賛成上回った世論調査

長い間懸念されていた民法改正が世論調査の結果をきっかけに動き始めた。しかし、国や地方自治体は慎重に検討する必要がある。現在状況は、民法改正の早期実現を望む声が増えている。

5年ぶりに実施された夫婦別姓制度に関する世論調査の結果が1日付で発表された。選択的夫婦別姓制度を導入する声が増え、賛成の人が42.1%、反対の人が29.9%、反対が賛成を上回った。また、通称使用に賛成する声も増え、65.1%に達した。



8月8日、超党派の女性国会議員20人が、森山法務大臣に民法改正の早期実現を申し入れた。

法務省は「10月からの国会で別姓の導入が実現する」と見込んでいる。内閣府は「10月からの国会で別姓の導入が実現する」と見込んでいる。

「夫婦別姓法案」臨時国会に提出見送り報道。8月4日に発表された夫婦別姓選択制に関する世論調査結果。それを受けて、臨時国会には政府提案として民法改正案を提出する見られなかった。自見通しという報道があった。自民党内には、子どもへの悪影響をたてに反対する声がある。しかし、法務省としては今後法案を出す方針には変化がない。

「これまでも政府は世論が二分している」と見ている。森山真直は「5年前に比べて風が吹く」と見ている。

待っている。民法改正。夫婦別姓制度は、夫婦が希望すればそれぞれ結婚前の姓を名乗ることができる。これは、夫婦が希望すればそれぞれ結婚前の姓を名乗ることができる。

別姓カップル浸透中

(東京版)

子を出産後にペーパー離婚 婚姻届出したが会社は旧姓

それぞれの姓を名乗る夫婦が制度のおおげな付きを得る日は来るのか。「選択的夫婦別姓制度」の導入をめぐる世論調査で、法改正への動きを後押しする結果が出た。名字が異なる場面でも不便を感じながらも、別姓カップルは社会に浸透してきている。

「改姓、息苦しい」

埼玉県戸田市に住む保育士の中村由美子さん(41)は、夫(57)とは戸籍上の婚姻関係は「筆名」で、長女、次女の出生届は婚姻届を出していたので、子どもは夫の姓。その後、法律婚を解消した。以前はよく「夫婦で家族で姓が違う」と聞かれたが、数年からは自分から「別姓」でいるのだから自然に受け止めていた。82年の筆式の前、自分の姓でいたと戻った中村さんに、夫は「おれが『中村』だ」と言った。しかし、夫の妻が反対し、婚姻届を出さなければ結婚生活が始まった。

婚姻届出さない夫婦にも配慮を。大教授(家族社会学)の語。選択的夫婦別姓制度を認める人が増えたのは、実際に別々の姓を名乗っている夫婦が増え、定着した表れた。制度等

87年に長女を出産する直前、子どもは戸籍の「中村」を考慮して、婚姻届を出した。市の窓口で、職員が母子健康手帳の表紙の「中村」の部分に横線を引いて書き直すのを見て胸がすっきりした。青児休業後、仕事に復帰したが、職場は市立保育所。「混乱が起きるかな」と、旧姓は認められなかった。夫は「先々で夫の姓を呼ばれ、自分が自分でない気がした。欲しかったもう一人の子を出産した後、夫に『ペーパー離婚』を提案した。夫は納得がなかった。『本当の離婚』にしたいのか」と反対した。自分も離婚届を出した。自分も離婚届を出した。最終的には押し切った。人間はまず個として生きていくべきだ。結婚すれば、いざ知らず姓を必ず変えなければならない仕組みは、仕事で銀行振込のみ

川崎市の会社員中山が、ほるさん(38)は87年に結婚した。婚姻届を出して夫の姓になったが、5年前、会社での旧姓使用を始めた。結婚当初は新しい姓を呼ばれるのが、結婚した実感にひたした。銀行の名義を整理するために口座を閉じた店に行かなければならなかったらと面倒がきく、自分で自分だ、と感じた。夫の実家「うちの嫁が……」と言われたのも、この頃のことだった。夫と連絡を絶つていた年賀状を、かかると旧姓に戻し始め、一時は夫の表紙に夫の姓、夫の姓に自分の名、旧姓の3人分を掲げていた。

会社で旧姓を使い始めたのは、同僚の例で会社が認めるのを知ったからだ。「いや、再婚して」周囲に思われていた。仕事で銀行振込のみ

の手続きをする際は戸籍名を使わなければならない。「別姓カップル」の姓を名乗る人も少なくない。旧姓を名乗る夫は反対しているが、法改正されるまでは自分の親には黙って「中村」を名乗る。法改正されるのは、夫婦の親には黙って「中村」を名乗る。法改正されるのは、夫婦の親には黙って「中村」を名乗る。

今年五月、大月書店から「子ども」の虐待防止最新線」をめぐって、阿久沢悦子

係が非常にあやむやんな人が増えていると感じます。婚姻関係を結ぶ時に、同棲しているとか、単身であるとか、離婚・結婚・再婚を何回も繰り返しているというふうな、あやむやんな関係が虐待を生み出すことへの温床になっているのかも、と懸念を述べた。しかし、「婚姻関係」は虐待の必要条件ではない。たしかに単親家庭は経済的基盤が弱く、離婚を経験した母親は社会的プレッシャーから自己評価が低くなりがちで、その点では虐待要因の一部は負う。何より、虐待家庭の家族形態のうち3割は妻が



2001.9.27.朝日

戸籍届けに身分証明

仙台市、ニセ防止へ独自策

本のお知らせに間に合いません。戸籍が勝手に書き換えられる事件を防ぐため、仙台市は2001年10月16日から窓口で運転免許証やパスポートなど顔写真がある官公署発行の身分証明書の提示を求める。証明書を持っていない場合は拒否したりした場合、受理した上で、届に記載がある関係者全員に照会して確認する。手続の迅速化のため、戸籍届は書類の不備がないかどうかを形式的に審査するだけになって



仙台市の措置を事実上

母が法律上あやむやんな人として起きている。これをどう考えるのか。外国人のへの抑圧的

◆編集部から 阿久沢さんの指摘をいたして、「子ども」の虐待防止最新線」を読み返してみました。

その結果、たしかに婚姻関係があやむやんな人が、虐待を生み出す温床になっている。「外国籍の人が出生届を出していない」とも問題」のような記述は、そういった人ひとが虐待するリスクが高い人とレッテルを貼る結果になりかねないと思えます。子どもは虐待の現場について知ってほしいという本書の意欲を認めたい。この問題点を直し、関係箇所の著者に、もその旨をお伝えしました。

阿久沢さんの指摘をいたして、「子ども」の虐待防止最新線」を読み返してみました。

阿久沢さんの指摘をいたして、「子ども」の虐待防止最新線」を読み返してみました。

母が法律上あやむやんな人として起きている。これをどう考えるのか。外国人のへの抑圧的

◆編集部から 阿久沢さんの指摘をいたして、「子ども」の虐待防止最新線」を読み返してみました。

その結果、たしかに婚姻関係があやむやんな人が、虐待を生み出す温床になっている。「外国籍の人が出生届を出していない」とも問題」のような記述は、そういった人ひとが虐待するリスクが高い人とレッテルを貼る結果になりかねないと思えます。子どもは虐待の現場について知ってほしいという本書の意欲を認めたい。この問題点を直し、関係箇所の著者に、もその旨をお伝えしました。

阿久沢さんの指摘をいたして、「子ども」の虐待防止最新線」を読み返してみました。

阿久沢さんの指摘をいたして、「子ども」の虐待防止最新線」を読み返してみました。

母が法律上あやむやんな人として起きている。これをどう考えるのか。外国人のへの抑圧的

◆編集部から 阿久沢さんの指摘をいたして、「子ども」の虐待防止最新線」を読み返してみました。

その結果、たしかに婚姻関係があやむやんな人が、虐待を生み出す温床になっている。「外国籍の人が出生届を出していない」とも問題」のような記述は、そういった人ひとが虐待するリスクが高い人とレッテルを貼る結果になりかねないと思えます。子どもは虐待の現場について知ってほしいという本書の意欲を認めたい。この問題点を直し、関係箇所の著者に、もその旨をお伝えしました。

阿久沢さんの指摘をいたして、「子ども」の虐待防止最新線」を読み返してみました。

阿久沢さんの指摘をいたして、「子ども」の虐待防止最新線」を読み返してみました。

母子家庭への理解求め20年

母子家庭の母親たちが作るネットワーク「シングルマザーに乾杯！」(現代書館) 二重丸を出版した。母子世帯は増え続け、現在95万世帯を超える。離婚したり、結婚しない生き方を選んだりの母親たちが、不合理な扱いを受けやすい現状を改善しようと声を上げ、自助活動も充実させてきた。

前身の「児童扶養手当の会」が生まれたのは、89年。児童扶養手当の支給制限、その後の法改正の動き、反対の声を上げたのがきっかけ。

「当時離婚も珍しく、非婚とひとくちおぼえていた」とか「宇宙人」とかという目で見られていた」と、最初のころのメンバー赤石千衣子(46)は言う。赤石さんは88年代前半、児童扶養手当を申請したと、子どもの父親からの訪問や電話、手紙の回数や調査に記入を求められたことに疑問を感じ、手紙を拒んだ。制度の改善を求め、厚生省などとの交渉や集

会、提言を積み重ねてきた。母子世帯は約50万人。代表は置かず、事務局も会報の編集も皆書手やボランティアだ。

「シングルマザー」が言葉が普通に使われる。シングルマザーを主人公にしたテレビドラマが放映されるなど、離婚や未婚を自然に受け止める世帯も生み出されてきた。「社会の理解がすすんだ。グループとしての問題解決能力も高まった。

「シングルマザー」が言葉が普通に使われる。シングルマザーを主人公にしたテレビドラマが放映されるなど、離婚や未婚を自然に受け止める世帯も生み出されてきた。「社会の理解がすすんだ。グループとしての問題解決能力も高まった。

「シングルマザー」が言葉が普通に使われる。シングルマザーを主人公にしたテレビドラマが放映されるなど、離婚や未婚を自然に受け止める世帯も生み出されてきた。「社会の理解がすすんだ。グループとしての問題解決能力も高まった。



シングルマザーに乾杯!
離婚・非婚を子どもとともに
シングルマザーに乾杯!

ネットワーク団体 記念の体験集出版

「理解進んだが偏見も根強く」 何より明るくなった」と赤石さん。

偏見はまだまだ根強く、体験集には、母子家庭の悩みや苦労がうかがわれる。「母子家庭の子はだいたい不良少年、不良少女、犯罪者、犯罪者の子」といふ偏見もまだまだ残っている。自助活動も充実させてきた。

た。何より明るくなった」と赤石さん。

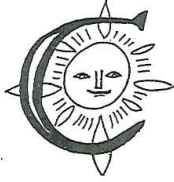
偏見はまだまだ根強く、体験集には、母子家庭の悩みや苦労がうかがわれる。「母子家庭の子はだいたい不良少年、不良少女、犯罪者、犯罪者の子」といふ偏見もまだまだ残っている。自助活動も充実させてきた。

世帯数、20年前の1.5倍に 離婚増加が一因

5年ごとに厚生労働省が行う全国母子世帯等調査によると、88年の全国の母子世帯は95万4900世帯。20年前の約1.5倍に増えている。離婚の増加が一因だ。

母子世帯になった理由が、78年には死別が49.9%、離婚37.9%、未婚4.8%だったが、88年には死別が18.7%に減った一方、離婚は68.4%、未婚は7.9%とそれぞれ急増している。

母親の約85%が働いている状況は20年前と変わらなかった。しかし、78年には、臨時雇用や日雇いであった不安定な雇用は計1割に満たなかったが、88年には「臨時・パート」が38.3%に増えている。一方、常用雇用は60.6%から50.7%に、自営業も15.9%から5.7%に減った。収入を見ると、母子世帯は年間約200万円、全世帯の所得の約3分の1だ。



しんぐるまざあず・ふぉーらむ
20周年記念集会

シングルマザーは新しい価値の担い手

「シングルマザーは新しい価値の担い手だ」と先月末、東京で開いた記念パーティーには、約100人が参加。20年を振り返り、離婚、非婚、養育費などテーマごとに交流を深めた。松本さんは「最初は不安そうだった人も、帰るときは笑顔だった。『あなたたけじゃないの?』というところまで多くの人に伝わったのは本当に嬉しい。」

連絡先は電話03・33065041、ホームページ <http://www7.big.or.jp/~single-m/>。

「シングルマザーは新しい価値の担い手だ」と先月末、東京で開いた記念パーティーには、約100人が参加。20年を振り返り、離婚、非婚、養育費などテーマごとに交流を深めた。松本さんは「最初は不安そうだった人も、帰るときは笑顔だった。『あなたたけじゃないの?』というところまで多くの人に伝わったのは本当に嬉しい。」

連絡先は電話03・33065041、ホームページ <http://www7.big.or.jp/~single-m/>。



交流パーティーでは、赤ちゃん連れ
のシングルマザーがテーマごとに別
れ、おしゃべりに花を咲かせた

理解進んだが偏見も根強く

「シングルマザーに乾杯」が言葉が普通に使われる。シングルマザーを主人公にしたテレビドラマが放映されるなど、離婚や未婚を自然に受け止める世帯も生み出されてきた。「社会の理解がすすんだ。グループとしての問題解決能力も高まった。」

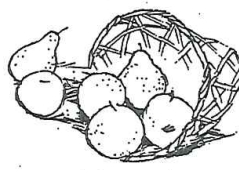
「女子差別撤廃条約実施状況に関する第5回報告書に我が国の現状として報告すべき事項」を内閣府男女共同参画局に送付 2001.9.4

内閣府研究会 2001.9.15

家族関連制度の見直し提案

内閣府副大臣の私的研究会である、「家族とライフスタイルに関する研究会」(座長・八代尚宏)日本経済研究センター理事長(の報告書が六月二三日にまとめられた。

報告書では、経済社会の構造変化への対応として従来からの家族を想定した制度の改革が必要だ



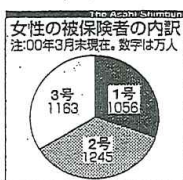
条項号16条1項d号について：婚外子差別盛り込むべき事項
・民法900条4号但書の婚外子相続差別の撤廃が、法制審の答申(96年2月)以降も、一部の国会議員らの根強い反対で、未だに実現されるに至っていない。
・戸籍の続柄表記差別
関連データ・根拠等
・国連規約人権委員会の勧告(93年、98年の2回)
・子どもの人権条約委員会の勧告
上述の問題を解決する方法(提案)があれば記入
・民法900条4号但書の撤廃を含んだ民法改正を即時実現し、婚外子の相続分を同等化する。そうすれば、戸籍の続柄表記差別の理由も失われる。

女性の老後 不公平是正を 厚労省「年金検討会」報告とりまとめへ

2001.9.26

朝3つの改正案軸に議論

女性の生き方が多様化した時代になった年金制度を考へる厚生労働省の「女性と年金検討会」(座長・井筒孝子)が、お茶の水女子大で開かれた。年内の報告に向けての議論が、いよいよ本格化している。女性に特化した年金制度を押し付けていくことがわかってきた。同検討会が「標準」の枠を作るのは好ましくないとの方向性を打ち出しているが、世帯単位での負担増につながる問題だけに、幅広い調整が重要課題になる。(ついでに編集部・杉原 里美)



女性の被保険者の内訳 注:00年3月末現在、数字は万人

家族学も財政学の専門家で年金制度の専門家として、女性に特化した年金制度を考へる厚生労働省の「女性と年金検討会」(座長・井筒孝子)が、お茶の水女子大で開かれた。年内の報告に向けての議論が、いよいよ本格化している。女性に特化した年金制度を押し付けていくことがわかってきた。同検討会が「標準」の枠を作るのは好ましくないとの方向性を打ち出しているが、世帯単位での負担増につながる問題だけに、幅広い調整が重要課題になる。(ついでに編集部・杉原 里美)

委員の意見は、専業主婦が国民年金の保険料を免除されている。3号制度は是非に集中した。制度を支持する委員は、「3号制度には育児で働かない女性への配慮が乏しい」との意見が、1100万人いる3号への影響は大きく、制度改正は時期尚早」と主張した。

「先送りできない」しかし、ほかの委員からは、夫の所得が高いほど妻が3号である割合も高くなるという数字が報告された。改正への議論が相次いだ。政府の経済財政諮問会議が「経済財政構造改革の基本方針」(骨太の方針)で、給付度を支持する委員は、「3号制度には育児で働かない女性への配慮が乏しい」との意見が、1100万人いる3号への影響は大きく、制度改正は時期尚早」と主張した。

公的年金制度 全国民共通の国民年金があり、会社員や公務員などは、これに厚生・共済年金が上乗せされる2階建て。自営業や自営業の妻、学生は第1号被保険者、会社員や公務員など勤め人は第2号被保険者、2号の配偶者(年収130万円未満)が第3号被保険者になる。

国民年金(現在満額で月6万7000円)を受給するために、1号は定額の保険料(月1万3300円)を25年以上支払う必要がある。2号は、2階部分と合わせて月収の17.35%を負担(勤め先と折半)する。3号の給付は2号全体の保険料でまかなわれるため、負担はない。

Table showing pension simulation for women aged 35. It lists four scenarios (A, B, C, D) based on marital status and employment, with corresponding monthly pension amounts ranging from 38,500 to 124,017 yen.

主婦の年金 離婚して激減 35歳例に金額試算
離婚・非婚の女性として、年金が激減する。35歳例に金額試算
給付は65歳から開始。20歳から会社勤めを続けた女性に比べて、専業主婦の長い収入の差が、逆に、離婚などでいったん収入が途切れてしまったら、年金額に大きな差が出てくる。

「年金制度の世代内不公平で最大の課題」(厚労省幹部)とされる「女性の生き方」をめぐって、厚生労働省は「専業主婦を保護して、夫の年金を減らす」という方針を示している。一方、夫の年金は結婚や離婚に左右されることがない。現在の年金制度は専業主婦を保護して、夫の年金を減らすという方針を示している。

ハイ、戸籍係です

「離婚届」に署名捺印
と10歳以上の証人2名
の署名捺印が必須。子
どもの親権を離婚後の
本籍の戸籍の住所に
役所に提出した時点で成
立する。

子どもがいる時
離婚手続きは？

2001.9.5. J. J. J.

「公正証書」は、公証
人役員の署名捺印を
必要とする。被₁籍に
同居している場合は、
同居の事実を証明す
る必要がある。

「離婚届」に署名捺印
と10歳以上の証人2名
の署名捺印が必須。子
どもの親権を離婚後の
本籍の戸籍の住所に
役所に提出した時点で成
立する。

小関 蘭子

子どもを養育している
親は、離婚届を出した
時点で、子どもを養育
している親が、子ども
の親権を行使する権利
を失います。離婚届を
提出した時点で、親権
は自動的に養育している
親に移ります。

自分だけの戸籍を
作るには？

2001.10.5. J. J. J.

最近、戸籍制度のこと
を知るにつれて「家制度
がなくなった」と思
っている人が増えています。
戸籍制度は、結婚して
から、自分だけの「戸籍
」を作ることができます。
「自分だけの戸籍」を
作るには、まず「自分
だけの戸籍」を作る事
が必要になります。



分籍後の生活
は、生活
は、生活
は、生活

悩んだ末に選択した代理出産。大きくなったら米国の代理母と話せるよう、幼い三つ子に英語を教え始めた。

代理出産、後悔しない
米の「母」とは親密に

2001.8.5 朝日(専科版)

「お母さん、私は、あなた
に感謝しています。大き
くなったら、あなたと
話せるようになりたい
です。」

「お母さん、私は、あなた
に感謝しています。大き
くなったら、あなたと
話せるようになりたい
です。」

「お母さん、私は、あなた
に感謝しています。大き
くなったら、あなたと
話せるようになりたい
です。」

「お母さん、私は、あなた
に感謝しています。大き
くなったら、あなたと
話せるようになりたい
です。」

「お母さん、私は、あなた
に感謝しています。大き
くなったら、あなたと
話せるようになりたい
です。」

同時代人

「お母さん、私は、あなた
に感謝しています。大き
くなったら、あなたと
話せるようになりたい
です。」

「お母さん、私は、あなた
に感謝しています。大き
くなったら、あなたと
話せるようになりたい
です。」

「お母さん、私は、あなた
に感謝しています。大き
くなったら、あなたと
話せるようになりたい
です。」

家族をめぐる

原 一男さん

はろ、かすお 1

私はいわゆる「二世さん」の子で、父親というものの存在を知らないんです。母が生活のために一緒にいた複数の男性はあくまで「母の愛人」で、だから自分が父親として生きていくまはばい

のか、分かったらよかった。不安でならなかった。だからそれまで他人と

945年、山口市生まれ。映画監督。写真家志望からドキュメンタリー製作に転じ、第一作「さよならCODA」(72年)で注目を集める。「ゆきゆきて神軍」(87年)でベルリン映画祭カリアリ映画賞。初の劇映画「赤い糸の、知華」を製作中。

あたらしい地図

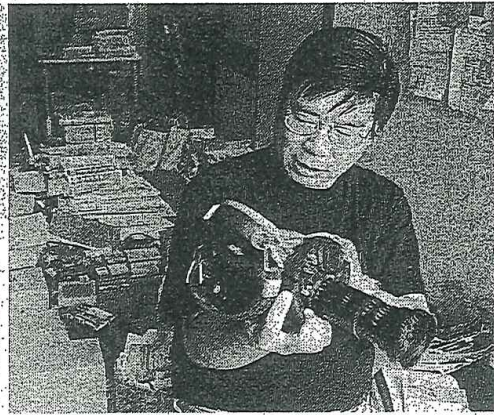
賢者に問ふ<21世紀>

2001.9.26 神戸

見えない社会の中で

息子の死を描く方法は...

子が、事務所に行ったら、そつされた。思いつきで、そこにアニメを見て、きりひつぱりたい。彼がいたもんだから、カーツ、近所の高層住宅から飛び、と頭にきましてね、「う、降りは、時間的に、は



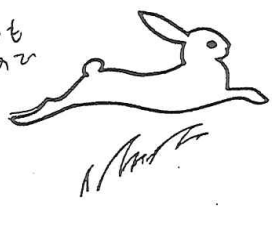
「最近プロダクション」は、妻の小林佐智子さんと、の共闘の場。「人間はどうしてもなく夫婦とか親とかに」なることを「動物なんだ」と、思いますね」と話す原一男さん(東京都新宿区)

愛し合う男女が結婚して子供を育てるといふ家族観が今、揺らいでいる。 「フェミニズムの困難」(草書)で、すべての男女関係を政治的なものとみなすラディカルフェミニズムの限界を指摘した社会学者の吉沢夏子は、フェミニズムの近代主義的な戦略で解決しえない問題として「家族」を挙げる。人の前に立たされている「親密な関係」を結婚として特権的な位

親密な関係はどこに

なると、今だと思える。思いやりとか、いたわりとか。息子に対して私にはそれがなかったんです。

「全身小説家」(九四年)を撮り終えて、なにか「完結した」と感じたんです。暴力的な関係の結び方の追求に、納得がいって、肩の荷が下りたような気がしました。まわりを見渡すと、自由な欲望を抑制する「日本帝国主義」と言っていたようなものが、どこにも見えない。じゃあ自由かというところ、全然自由じゃない。そういう時代になっていた。 息子さんの悲劇は、婚外子として産まれ「父」をうばれたために父子関係のモデルを持ち得なかったことにも、大手の原さんがあると思います。 夏智 Y



原さんの作品は、いつもいい意味で、好きで読んでいます。ありがとうございます。 大野

かわるべきの自分の方法論で、いつのかな。全精力、全エネルギーをかけて自分をうつらう。たぶと相手が弱者であったも容赦しない、いつい方でも息子にも接しませんが、その息子が十三歳で自殺した。 創道のほうに行くと、私に言っていて自宅を出た息



何種類も出版されているブライダル情報誌のキーワードは「私らしい結婚式」。その先にある「私らしい家族」とは?

「極私的エロス・恋歌」の主人公である武田美由紀、つまり私の最初の妻も、自分を抑圧するものをわざと顕在化させてそれを壊すということをしますね。家族という制度の抑圧性を

「死んだ息子の母親である小林佐智子(全映画作品のプロデューサー)との関係も、平たんではないです。いろいろな格闘があった。暴力的に自我を他者にぶつけることでしか自由は獲得できないという七〇年代の価値観が、息子に死なれて「敗れた」んです。

ちよっと教えて
2001.9.5.3.24h

センター・人権

A まず、出産予定日を会社に伝え、産前産後の手続き(出産育児一時金・出産手当金の請求)を依頼します。非婚、未婚は問いません。職場は辞める必要はありません。職場関係の整理は、事実関係を整理して相談(すべて無料)の事をとお勧めします。 現実問題としては育児三〇日間は解雇してはな

Q 【非婚で妊娠、働き続けたい】非婚で妊娠しました。産みたいと思っていますが職場にまだ話していません。産休をとって働き続けたいのですが、職場を辞めなければならぬのでしょうか。 職場は中小企業ですが正社員になって三年目です。 神奈川県・武田美由紀

「死んだ息子の母親である小林佐智子(全映画作品のプロデューサー)との関係も、平たんではないです。いろいろな格闘があった。暴力的に自我を他者にぶつけることでしか自由は獲得できないという七〇年代の価値観が、息子に死なれて「敗れた」んです。

この8月に、わたしと同居人が婚姻届、そして同居人と子どもが養子の届を出しました。(これらの届を出したのが良かったのかどうか、主に税金の控除を受けたいという経済的な理由で不承不承、届を出したのですが、そのことはまだ整理ができていません。)

わたしが、今回の届出で一番ショックだったことは、子どもの養子届にあたり、わたしが実母であるにもかかわらず、養母として届出なければならなかったことです。

子どもを連れて再婚をされた方のほとんどがそうされていると思いますが、先ず婚姻届を出して、夫婦の戸籍がつくれ、次に養子の届を出して、子どもが夫婦の戸籍に入ってくるようになります。

そのときに、子どもが嫡出子であれば、実母(または実父)は養母(または養父)になる必要はありません。添付の民法795条にあるとおりです。この民法が改正(?)になる前は子どもの嫡出・非嫡出にかかわらず、夫婦の一方の子であれば、養母や養父になる必要はありませんでした。

わたしは役場の窓口で「養母欄にも記入してください」と言われ、「実母なのにどうして養母に?」と押し問答になり、この1987年に改訂になった民法をみせられたのです。「子どもさんが非嫡出子ですから」と。それでも納得できず、どうして?と言いつけるわたしに、係りのひとりが「相続のことがあるからじゃないですか」となげなく言いました。

その日は、どうしても納得できず、「婚姻届も含めて全部持って帰ります」と言って役場を出てから涙が止まりませんでした。子どもを生んでから、こんな悲しい目にあったことはありません。その足で家裁に行き、795条関連の資料を探してもらいました。そこでもらった資料を読んだり、婚差会の善積さんなど

実母なのに養母!?

M
M

2, 3の人と話していくうちにわかってきたことは、やはり、民法900条4項但し書きの差別が原因で改訂になったということでした。役場の係りの発言は正しかったのです。わたしは何度か、「非嫡出子を生み、後に婚姻届を出して嫡出子を生むと、同じ母から生まれた子でありながら差別される」と発言したことがあります。しかし、わたしが養母になり、子どもが養子になることで、子どもはわたしに対しても嫡出子の身分を獲得することになります。婚姻届を出し、子どもだけを元の戸籍に置いてくる親はほとんどないでしょう。ですから、その時点で差別は回避されることになります。

(ただし、わたしの子どもは認知を受けていないので、戸籍上、非嫡出子であることはわかります。認知を受けている場合は、親が離婚した場合と変わりません。)

このように、民法900条の差別性を隠蔽するために795条は改訂になったとしか思えません。というか、このような事例が増えて、改訂の必要がでてきたのかもしれない。民法学者は子どもの福祉のために改正になったと言うかもしれませんが。実際、家裁でもらった資料には、事例はちがいますが、そう書かれていました。しかし、もともと差別がなかったら、こんな小細工はいらないのです。非嫡出子の親は親としても一人前でないのか、と本当に落ち込みました。民法900条の差別、税控除の差別(実際の生活に基づいて控除してくれたら)がなかったら。「こんなものいらない、戸籍」と自然に口をついて出てきました。

日常生活に埋没し、婚差会での活動も休眠状態でしたが、久しぶりに活を入れられた事件でした。子どもはどんな関係のなかから生まれてきてもみい一人平等!

◎民法795条「配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組」(1987年改正)

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともになければならない。

但し、配偶者の嫡出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

◎改正前の本文

配偶者のある者は、その配偶者とともになければ、縁組をすることができない。

但し、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合は、この限りでない。

風邪をひいてしま。咳をひきながら、養母が入院中。親の介護書いてます。先週見事大変です。養母は子に介護自転車で乗るようになった。1ヶ月もして貰えるのは、自分が愛情を参加しました。朝来。途中退場。もって音たからだと書いて、して1ヶ月のブレイクを経て、その後で自転車で大学まで来ました。コナシ自転車に乗るようになって初めての遠出でした。秋の空の下サイクリングが楽しかった。でして。

後編 記事

大阪府男女共同参画推進連絡会議 大阪府男女共同参画推進連絡会議

時任 玲子 書くも、来た。 ときとうるい

旅の道づれに新しく加わりました。息切れする時もあるけれど、みんな一緒なら、又歩き出せるが、これからは、お願ひします。 矢野裕子

事務局会議録



2001年7月7日 (参加5)

1. 時任さん裁判
8月27日 第2回公判
2. 大阪府男女共同参画推進条例への意見書提出
女子差別撤廃条約の精神を生かしてほしいと要望
3. ホームページの書き込み
人権上問題のあるものは、「管理者の権限で消す」という文章を入れる。

2001年9月1日 (参加3)

1. 大阪府男女共同参画推進条例のコメントについて
「大阪府男女共同参画推進連絡会議の情報によると、11月下旬 条例案作成 → 市民に聴く(1カ月)
1. 女子差別撤廃条約に対する意見書の検討
1. つうしんNo. 81 (発行2001.10.6) の内容検討
1. 松原市の幼稚園教諭解雇事件を担当している南大阪法律事務所の長岡麻寿恵弁護士から、婚差会が幼稚園・市に送った申し入れ書(79号参照)を裁判に証拠として出すことを依頼され、了承。

フウノシ.M.M. 原稿資料

新版

注釈

民法

24

親権

(4)

親子

(2)

養子

子

山岡正男

中川善之助

梅野

(存疑)

第2節 第1款 縁組の要件

§ 795 III

配偶者の非嫡出子については、本条の例外から除かれており、したがって、これを養子とするには夫婦が共同して縁組をしなければならない。昭和62年の改正前の本条は、「夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合」には、夫婦共同縁組を要しないものとしており、非嫡出子は、当事者夫婦が任意に共同縁組を選択するのは格別、共同縁組を強制されてはいなかった。改正後の本条但書は「配偶者の嫡出である子」と明記することによって非嫡出子を排除し、そのため、配偶者の非嫡出子を養子とするには夫婦共同縁組を要することが明らかとなった。このように非嫡出子の親も自分の子と養子縁組をしなければならないとしたのは、これによって非嫡出親子関係を嫡出親子関係に変更し、非嫡出子の法律上の地位の向上をもたらすことになり、子の利益の観点から妥当であるばかりか、逆に共同縁組を必要としないことになると、父母が婚姻中であるにもかかわらず、養親との関係では嫡出子で実親との関係では非嫡出子という不自然な選択を認めることになって妥当でなく、子に対する親権の行使上も不都合が生じることが懸念されるという理由にもとづく（細川・前掲論文8、林=大森編・注解273〔原田〕）。

(2) 配偶者の表意不能の場合 夫婦共同縁組の原則を定めていた昭和62年改正前の民法の規定（本条）の下で、改正前796条は、このような場合に、他方配偶者が双方の名義で養子縁組ができるものとしていた。これは、明治民法842条を継承したものであるが、明治民法の規定自体、表意不能の配偶者の場合でも通常は縁組意思のあることが推定されること、あくまでも共同縁組にこだわる時は、縁組自体ができなくなって不便であるため（梅285）、これを避けるために設けられたもので、末期養子などの旧慣を考慮したものだといわれている（中川・判例総評I136）。しかし、このような取扱いは、身分行為は本人の意思にもとづかねばならず本来代理に親しまないという大原則に対する例外をなすばかりか、家制度を廃止し、「個人ノ尊厳」を基調とする現行民法の建前（1ノ2）と調和しないのではないかという批判があった。本条但書は、このような点を考慮して、身分行為の原則に戻り、単独養子縁組を認めることとしたのである（細川・前掲論文）。

「配偶者がその意思を表示することができない場合」とは、改正前796条の

婚差会つうしん No.82

2002年 1月12日発行 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION AGAINST CHILDREN BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市
郵便振替口座

http://www22.big.or.jp/~konsakai/
E-mail:

2002年の 婚差会スケジュール

- ☆2月2日(土)事務局会議(追手門学院大)
この日は午後2時~4時半、彼自身が婚外子で大阪府下の児童相談所で働く川岸祥泰さんをゲストに迎えてトークの会を持ちます。ぜひご参加ください。
- ◇3月2日(土)11時~事務局会議(ローズ WAM)
- ☆4月20日(土)つうしん 83 号発行(追手門学院大)
- ★5月18日(土)事務局会議(信岡事務所)
- 6月15日(土)16日(日)お楽しみ合宿
今年はどうしてもみんなでゆっくり遊びたいので、この時期に城崎温泉1泊ツアーを敢行します。予算は大人1人2万円台。小さい子どもさんの費用は参加者全員で負担する予定。4月発行のつうしんに欠けはがきを同封しますので、今から他の予定を入れないうで、空けておいてね。楽しい合宿にしたいね。
- ☆7月13日(土)つうしん 84 号発行(追手門学院大)
<8月はお休みです>
- ★9月7日(土)事務局会議(信岡事務所)
- ◇10月5日(土)事務局会議(ローズ WAM)
- ☆11月16日(土)つうしん 85 号発行(追手門学院大)
- ★12月7日(土)11時~事務局会議(信岡事務所)
そのあと別会場に移動して引き続き忘年会をします
.....以上の日程で活動場所は.....
- ☆印のつうしん発行作業と事務局会議は
追手門学院大学 善積研究室
阪急茨木市駅北改札口午前10時半集合
つうしん発行作業は夜8時ごろまでかかることが多いので、途中からでも短時間でもぜひ手伝いに来て
くださいね。お待ちしております。
- ★印の事務局会議は午前11時~信岡法律事務所・現地集合。TEL06-6362-0222
- ◇印の事務局会議は午前11時~茨木市元町4番7号の茨木立男女共生センター ローズ WAM2 階の交流サロンで。阪急茨木市駅西へ徒歩5分または JR 茨木駅東へ徒歩10分。TEL0726-20-9920

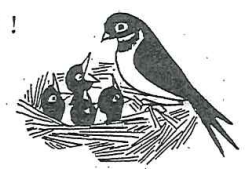
あけましておめでとうございます。お元氣ですか?
年来に飛びこんで来た児童扶養手当削減案の報道
一昨年来、夫婦別姓ばかりがクローズアップされてきた民法改正の動きが、保守勢力の抵抗で止らざる後退を強いられたような情勢...今年も私たちはいろいろな闘いを組み立てていかなければならないようです。あきらめずに粘り強く暮らしやすい社会をめざしてがんばりましょう。
東京から集会案内が届いてます。行ける人は参加して下さいね。

緊急！「児童扶養手当削減反対集会」開催のお知らせ

厚生労働省は児童扶養手当削減案を現在作成しており、2月中旬には改革大綱として出され、3月上旬には法案が国会に提出されてしまいます。支給期間を5年間に短縮すると同時に、年収130万円から年収が1万円上がる毎に2000円減額し、非課税世帯からも減額措置を行うとしています。しかし、長引く不況により困窮している母子家庭にとって、児童扶養手当は命綱です。

そこでこれを阻止すべく、ひとり親家庭のネットワークグループ「ハンド・イン・ハンドの会」「しんぐるまざあず・ふおーらむ」「母子家庭共和国」等当事者団体を初め有識者の方々と国会議員会館で、反対集会を行います。集会の最後で決議文を採決し、後日首相と厚生労働大臣に提出することとし、集会終了後、記者会見を行いたいと存じます。

皆で母子家庭の窮状を訴え、削減案を撤廃しましょう！
友人も誘ってぜひともご参加下さい。



日時：2001年1月23日(水)17:00~18:30
会場：衆議院第二議員会館1F 第4会議室
(千代田区永田町2-1-2 地下鉄有楽町線永田町駅1番出口徒歩2分)

- 内容：17:00~開会挨拶 新川てるえ (母子家庭共和国)
- 17:05~パネル・ディスカッション「母子家庭と離婚後の経済について」
パネリスト：樋口恵子氏(東京家政大学教授)
榊原富士子氏(弁護士)、吉岡睦子氏(弁護士)
森田明美氏(東洋大学社会学部社会福祉学科教授)
- コーディネーター：円より子(参議院議員)
- 17:30~当事者団体からの声(各10分)
橋本由実(ハンド・イン・ハンドの会)
赤石千衣子(しんぐるまざあず・ふおーらむ)
新川てるえ(母子家庭共和国)
- 18:00~国会議員より発言
- 18:20~決議文の採決
- 18:25~閉会挨拶

会費：300円(資料代) ※カンパもお願いします。
主催：児童扶養手当削減反対集会実行委員会
ハンド・イン・ハンドの会
しんぐるまざあず・ふおーらむ
母子家庭共和国

連絡先：TEL:03- FAX:03-
E-mail:n
ハンド・イン・ハンドの会 担当：向井、橋本

婚差会からは
キャロリンライトさん
事務局に定めます

・今号の目次
児童手当削減などの新聞記事 2 page
見本市現況届 兵庫県が改善へ 3
別姓夫婦の子アポイント(ふたご) 4
民法改正の後退(新聞記事) 4
より多くの人に理解してほしい
「婚外子差別の現実」..... 5
シゲルマザークラウドの裁判
時任玲子さんからの報告..... 6
婚差会ホームページ
新着情報とアップしました..... 6~9
事務局会議録と編集後記
国際婚外子と外国人母に
対して退去命令(新聞記事) 10

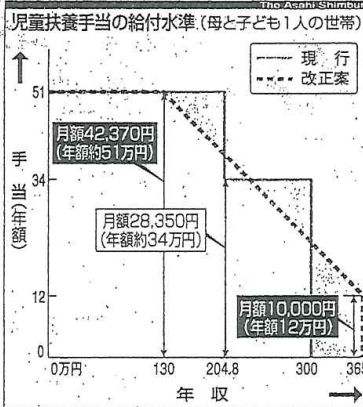
児童扶養手当

満額、年収130万円未満

来年12月から、厚労省見直し案

総額抑え対象拡大

低所得の母子家庭に支給される児童扶養手当を見直す厚生労働省案が明らかになった。離婚の急増により母子家庭は年々増えており、母子家庭の就業意欲を促すという名目で、一部の層を除き年収が増えるにせよ手当で年収の合計額(総収入)が増えるように工夫する。支給対象世帯も拡大するが、満額支給の要件は厳しく、全体の支給額も抑制する。政府は02年度予算成立後、関連する政令を改正し、02年12月支給分から見直しを実施する方針だ。



母子家庭は98年には95万5千世帯と、5年前に比べて2割も増加。児童扶養手当を受給しているのは01年度末で71万世帯にのぼる。そのため、手当財政が逼迫。02年度予算案で社会保障関係費の伸びが抑制されたこともあって見直しが進められ、手当総額は前年度比0.1%減の2637億円の支給とされる。

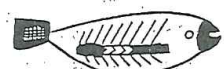
抑制することにした。現行の手当制度は2段階制。母子2人世帯で年収が204万8千円未満のものは、月額2万3千700円(年収約28万3千500円)を支給される。年収204万8千円以上300万円未満では、月額2万5千000円(同34万円)となり、300万円を超すと支給されなくなる。このため、年収204万8千円と300万円を少し超えた年収だと、手当の金額を加えた総収入でかえ

て、年収200万円世帯の場合、手当を含めた総収入は238万円となり、現行より13万円減。年収250万円の場合、総収入は280万円、年4万円減となる。一方で年収300万円世帯の場合、これまで見直しが実施される02年度からは、見直しにより母子世帯の約半数で手当が減ると推定される。このため、母子家庭を支援する市民団体などは、満額支給の収入要件を厳しくし、支給総額を抑制する見直し案に反対している。

「逆転現象」が生じている。見直し案は、月4万2千370円の満額支給となる対象を年収130万円未満に限定。一方で一部支給を受け取る世帯の範囲を年収305万円未満まで拡大する。年収130万円以上305万円未満の層には、手当を月4万2000円から月1万円まで大きく設定する。

「日本労働研究機構」の母子家庭調査(今年10月発表)に基づけば、見直しにより母子世帯の約半数で手当が減ると推定される。このため、母子家庭を支援する市民団体などは、満額支給の収入要件を厳しくし、支給総額を抑制する見直し案に反対している。

「逆転現象」が生じている。見直し案は、月4万2千370円の満額支給となる対象を年収130万円未満に限定。一方で一部支給を受け取る世帯の範囲を年収305万円未満まで拡大する。年収130万円以上305万円未満の層には、手当を月4万2000円から月1万円まで大きく設定する。



2001.12.15. 朝日

男女共同参画会議が選択的夫婦別氏に中間まとめ

10月11日、同会議基本問題専門調査会(若男寿美子会長)がまとめた。世論調査の結果と、8月に内閣府が募集した「選択的夫婦別氏制度が導入されていないことによる不利益について」の体験や事例が600通届き解決が迫られること、憲法上も同氏制度は男女に差別的な効果を及ぼしていること、子どもへの影響などは適切な広報活動を行うことが重要であることなどに言及。選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待するとした。

児童扶養手当の見直し案 厚生労働省示す

就労支援をする代わりに母子家庭等に支給している児童扶養手当制度の見直し案を厚生労働省が示した。来年の通常国会に法改正案を出す方針。それによると、年収120万円から年収1万円増に相手手当年額2000円を減額するよう支給額をきめ細かく決める。就労支援をし、また支給期間も、5年に限定。夫の養育費も所得に算定する案。200万円以下の年収の母子家庭の収入が下がること、支給期間が5年に限定されることなどに当事者から心配の声が上がっている。

(2001.11.5. 3.24h)

オーストラリアは15年前から...

最近知人の日本女性が離婚した。「オーストラリアは女性から見ると『離婚天国』ね」としみじみ話をしてくれた。

離婚後の財産分配で、彼女は現金のほか、住居と男性の年金の一部も手に入れた。しかも、子供が成人するまで、父親がその養育費の相当部分を負担することが、法的義務となっている。この点が特に重要な。

日本と同様、豪州でも離婚後はほとんど、母親が子供のめんどうを見る。約9割がそうだ。しかし、子供を育てる費用をまかなうために、父親も応分を支払わなければならない。自分の収入のうちから、決められた計算式に基づいて、養育費を源泉徴収される。これを子供援助金が預かり、母親に支払う。公的機関が介入する天引き方式だ。

離婚後の女性にやさしく

支払い能力があるのに、知らぬ存ぜぬをきめこむと、違法行為で御用となる。そんな父親がテレビ・ニュースとなり、何度が話題になったこともある。

チャイルド・サポート・スキームと呼ばれるこの制度は15年前に導入されて、すっかり定着している。それまでは、養育費を支払っていた父親は3分の1そこそこ。離婚後の女性は、子供を抱えて貧困生活を強いられていた。見かねた女性の政治家、弁護士、社会福祉士などが団結して、法制化を実現させた。その結果、離婚後に生活保護を必要とする家庭の数も減った。

これで私の知人も安心して再出発できそうだ。離婚後の泣き寝入りは、ない方がいい。



2001.10.17 朝日

母子家庭の生存おびやかす 児童扶養手当の削減

厚生労働省は、また来年度の施策の内容を具体的に発表していないが、報道から推測されるのは次のようなものだ。

- ① 現在、年収で100万円未満の世帯に4万円、100万円以上130万円未満の世帯に3万5000円、130万円以上150万円未満の世帯に3万円、150万円以上180万円未満の世帯に2万5000円、180万円以上204万8千円未満の世帯に2万3700円を支給されている。
- ② 年収130万円未満の世帯に4万円を支給する。
- ③ 年収130万円以上204万8千円未満の世帯に3万4000円を支給する。
- ④ 年収204万8千円以上300万円未満の世帯に2万5000円を支給する。
- ⑤ 年収300万円以上の世帯に2万3700円を支給する。
- ⑥ 年収130万円未満の世帯に4万円を支給する。
- ⑦ 年収130万円以上204万8千円未満の世帯に3万4000円を支給する。
- ⑧ 年収204万8千円以上300万円未満の世帯に2万5000円を支給する。
- ⑨ 年収300万円以上の世帯に2万3700円を支給する。

「逆転現象」が生じている。見直し案は、月4万2千370円の満額支給となる対象を年収130万円未満に限定。一方で一部支給を受け取る世帯の範囲を年収305万円未満まで拡大する。年収130万円以上305万円未満の層には、手当を月4万2000円から月1万円まで大きく設定する。

「日本労働研究機構」の母子家庭調査(今年10月発表)に基づけば、見直しにより母子世帯の約半数で手当が減ると推定される。このため、母子家庭を支援する市民団体などは、満額支給の収入要件を厳しくし、支給総額を抑制する見直し案に反対している。

「逆転現象」が生じている。見直し案は、月4万2千370円の満額支給となる対象を年収130万円未満に限定。一方で一部支給を受け取る世帯の範囲を年収305万円未満まで拡大する。年収130万円以上305万円未満の層には、手当を月4万2000円から月1万円まで大きく設定する。

「逆転現象」が生じている。見直し案は、月4万2千370円の満額支給となる対象を年収130万円未満に限定。一方で一部支給を受け取る世帯の範囲を年収305万円未満まで拡大する。年収130万円以上305万円未満の層には、手当を月4万2000円から月1万円まで大きく設定する。

2001.11.5. 3.24h

2001.10.17 朝日

2001.12.15. 朝日

児童扶養手当の現況届に 非婚母子差別

意見書を提出した会員に、
兵庫県が2002年度から改善に回答

★
ヤッター!!

富岡小由利

この夏に児童扶養手当の現況届の提出の際に、離婚母子と非婚とでは神戸市というか、兵庫県は送りつけてきたものの記載が同一ではありませんでした。続き柄欄が、離婚母子は長男長女、非婚は男女でした。色々個人的にコンタクトをいろいろな所や人ととり、私個人として兵庫県に意見書という形で差別を止めていただきたいということで、申し立てをしました。

数日前にやっと、兵庫県の公式見解として、来年度から改善が決まり、住民票と統一し子になることを電話いただきました。目先のことしか出来ませんが、私なりにすこずつしています。ただ、来年度から、市に移行されるとのことで、県は説明会で、口頭にて指導していくと言っていました。郡町に関しては、来年度も県の管轄だそうで、それに関しては、子に統一されるそうです。

私が意見書を出し、また、私以外にも疑問を投げかけた方がおられたと県の係員が言っていました。そのへんの一県民が申し入れたことを真剣に3ヶ月近くかけて、話して、変えようとし、本当に変えてくれる人がいたことをちょっと嬉しく思いました。私に何が出来るか、依然として模索中ですが、可能なかぎり、私なりに何かしたいという気持ちは変わっていないと思っています。

= 児童扶養手当現況届に関する意見書 =

続柄欄に関して昨今は、「子」と統一表記がされるのが常であります。同時に提出いたします住民票の記載も「子」となっております。児童扶養手当に関してなぜ、「長男」「長女」「男」「女」等の差別的区分けがなされているのか、疑問です。プライバシーに関わる書類であり、公的機関がこのような差別的表記のある書類を送付されるのは、差別の助長になります。また、子供の権利条約にも反する表記ではないかと思えます。児童扶養手当は本来「子」が受け取る権利を有するものであり、その「子」を親の選択で差別、区別して、表記を変えるのはまた、おかしなことであると考えます。

1. なぜ、このような差別的表記を現存させたまま、送付されるのか。
 2. 差別、区別でもかまいませんが、しなければならない必要性があるのか。
 3. 「男」「女」というのは性別であり、続柄ではありません。これをどのように認識されているのか。
 4. 今後このような差別的表記は改善していく予定があるのか。
 5. 改善の予定があるのなら、どのように改善していく予定なのか。「子」という住民票と同様の表記を採用する予定があるのか。
- 以上5点に関して、明確な回答を求めます。

別姓夫婦の子どもたちは かわいそう？

かわいそう？

自民党内でも議論が進んでいる選択的夫婦別姓だが、二月までの臨時国会でも自民党内の反対があつて意見がまとまらず政府案の提出にはいたらなかった。反対派の最後の論拠が「別姓にする子どもがかわいそう」というものだ。では本当に子どもたちがかわいそうなのだろうか、別姓夫婦を両親に持つ子どもたちに、市民団体がアンケート調査を行った。

2001/12/5
J.ishii

今年八月に発表された夫婦別姓の世論調査では、夫婦別姓に賛成が反対を大きく上回った。しかし、「夫婦の子ども達に別姓による影響が大きい」と考え、賛成を減らしている人が依然として36%も多かった。

別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。調査対象は、別姓夫婦に賛成か反対かを問うた。結果、別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。調査対象は、別姓夫婦に賛成か反対かを問うた。結果、別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。



両親の姓がちがうと家族のつながりが薄れるという考えに子どもは「どこからそんな発想が？」と答えている（写真と本文は直接関係ありません）

子どもたちに アンケート調査

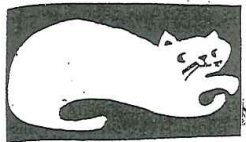
すすめよう、民法改正ネットワーク

アンケート調査を行った。その結果、三三の子どもたちがアンケートに答えた。別姓夫婦に賛成か反対かを問うた。結果、別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。

両親が別姓であることが、子どもたちにどう思われるかという質問には、「普通」「自然」「いい」「悪い」「かわいそう」という回答があった。また、「かわいそう」という回答があった。別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。

別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。結果、別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。結果、別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。

別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。結果、別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。結果、別姓夫婦の子ども達に、かわいそうかというアンケート調査を行った。



夫婦別姓は「例外制」

2002.1.10
読売

民法改正案「同姓が原則」明記 法務省方針

選択制を転換

法務省は九日、夫婦が別々の姓を名乗ることができるとする夫婦別姓制度「三時典二面」について、同姓が別姓かを選択する「選択制」の導入方針を転換し、原則は同姓とするが希望者に例外的に別姓を認める「例外制」とする方針を固めた。法務省は、今月中にも与党内「例外制」による民法改正案を提示し、調整に入る。自民党内に夫婦別姓反対論が根強いことに配慮し、「同姓が原則、別姓は例外」と位置づけることで理解を得たい考えだ。二十一日召集の通常国会への改正案提出を目指している。

自民反対に配慮

法務省が昨年十一月に自民党の議員に提示した民法改正案は、①各自の結婚前の姓を戸籍に記すことが可能②夫婦が別姓の場合の子の姓は同一とする

の三点が柱。姓の選択に関する条文は、九六年に法制審議会が答申した要綱に基づき、「夫もしくは妻の氏を称し、または各自の婚姻前の氏を称する」とし、同姓と別姓を対等の選択肢とする。選択的夫婦別姓に

反対意見の中には、選択制導入によって別姓が主流になることへの誤解が部分にある（佐藤剛男法務部会長）との指摘があった。このため、従来通り同姓が原則であることを法律に明記したうえで、別姓希望者に例外的に認める「例外の夫婦別姓

法務省は世論調査結果などから「選択制」が導入されても、実際に別姓を選ぶ夫婦は全体の二割未満にとどまる予想しているが、「反対意見の中には、選択制導入によって別姓が主流になることへの誤解が部分にある（佐藤剛男法務部会長）との指摘があった。このため、従来通り同姓が原則であることを法律に明記したうえで、別姓希望者に例外的に認める「例外の夫婦別姓

許容制（仮称）に変更して、与党内閣法制局などとの調整に入るとした。選択制案では、結婚時に決めた姓の変更は不可としていたが「例外制」案では、別姓が例外であることを使用する対象をまとめて明確にするため、結婚後に別姓から同姓に変更する航が予想される。

民法改正の論議活発化 11月13日、参議院で野党提案の民法改正案が提出された。民主、社民、共産、無所属有志86人による共同提案で、夫婦別姓選択制の導入、婚外子の相続差別の廃止などを内容とする。一方、自民党内で夫婦別姓について協議する法務部会も11月に入り毎週開催されている。15日の法務部会で子どもの氏は結婚時に定め、最終的に出生時に変更できる法務省案が提案された。通称使用を認める戸籍法改正案の議員連盟もでき、今後が注目される。
(2001.11.25. じぶん)

夫婦別姓 子どもの姓、出生時に 民法改正「婚姻時決定」を転換 法務省案

選択的夫婦別姓制度の導入を目指す法務省の民法改正案の骨子が14日、明らかになった。子ども

の姓を「婚姻時に定める」と答申していた。しかし、この答申に対しては「柔軟性に欠ける」と批判が強かった。改正案によると、別姓を選ぶ夫婦は婚姻時に一方の姓を子の姓として定めることを義務づけるが、最初の子が生まれた時にこれと異なる方の姓に変更できる。

自民党内夫婦別姓推進派議員、党三役に申し入れ 野田聖子、馳浩衆議院議員など自民党議員の有志が、11月5日、選択的夫婦別姓を導入する民法改正案の今国会での提出を求めた。45人の賛同署名とともに、自民党三役（山崎拓幹事長、麻生太郎政務調査会長、村岡謙造総務会長）に申し入れた。報道によると、山崎幹事長は、党の法務部会でこの問題を議論するように政調会長に指示したという。これを受け、8日、自民党法務部会が開催された。

(2001.11.15) じぶん

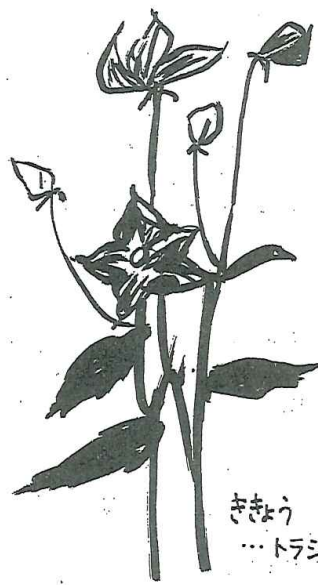
なぜ民法改正は
二まじり後退し
しまったのデズラカ?!

この通常国会で、民法改正が夫婦別姓のみに矮小化され、しかも1996年当初の法務省案からもかなり後退した内容で論議されようとしています。「とにかく早く夫婦別姓を実現してほしい」という声が女たちの間で多いことはわかりますが、私たちが望んでいるのはこんな民法改正ではありません。たとえば歩の上で夫婦別姓が実現しても、婚外子差別の撤廃（法定相続の平等）や離婚の破綻主義（別居5年で離婚成立）が置き去りにされたままでは、女性の多様な生き方の実現や婚外子の人権の確立は進みません。

こうした事態に陥ってしまったのは、夫婦別姓を求める運動の中に、婚外子や離婚の問題に対する認識と理解が不十分だったことが影響していないでしょうか。最近では「夫婦別姓が実現すれば、婚外子の問題も解決する」という誤解さえ感じられます。

そうした流れを押しとどめようと、現実の婚外子がどのような差別を受けているのかを多くの人に知ってほしいと、Yさんが原稿を書いて民法改正情報ネットワーク「Mネット」に送りましたが、原稿量が多すぎたために掲載されませんでした。せつかくの原稿なので、婚差会つうしんに掲載します。（大田季子）

次ページヨナレシ読んでおせい。



より多くの人に理解してほしい「婚外子差別の現実」

Y.M

1 婚外子から聞いた差別の実態

私はこれまで何人もの婚外子から、彼らの背負ってきた苦しみについて聞いてきた。それについて報告したい。婚外子たちから見た場合、彼らを婚外で生まれたことを理由として、言葉の暴力や無視や集団からの排除やときには虐待をしてきたのは、彼らの両親やその親族であった。

具体的な例をあげよう。親の死を知らせてもらえない。葬儀への出席を許してもらえない。「あなたの生まれてきた所為で、親族一同が大変迷惑している」といわれた。棄てられた。養護施設に預けられ、養子に出された。親に会いに行ったら、会ってもらえず追い返された。周りの人に、自分自身が婚外子で無いように言うことを強制され、嘘がばれないようにする為、人と深く交わる事も禁止された。親族が母親に「なんであんな子始末してしまわなかったのか」と言っているのを聞いた。父親とその法律上の妻の家庭で育てられた。等である。

彼らがそれらの事で心に受けた傷は想像を絶するほどに深く、何十年たった後でも苦しんでいる人も多い。これは決して過大な表現ではない。子どもの頃受けた心の傷は、それほどまでに人に大きなダメージを与える。心の病気がかかってしまったケースも少なくない。また自分の子供を苦しめてしまったケースもいくつもある。悲しいことだが、自分の受けた婚外子差別について、非婚の親のグループに訴えたが、婚外子自身の心の病気を理由として、まともに取り合ってもらえなかったケースもある。また虐待された婚外子は非婚の親に対する恐怖心や警戒心が強く、非婚の親たちを避けるケースもしばしばある。

もちろん婚外子の全てがこのような体験をしているわけではない。両親や親族から差別や虐待を受けなかった婚外子もいる。彼らの一人は婚外子差別について聞かれたとき「差別されたことが無いからびんとこない」と答えている。その人たちの親や親族が婚外子を差別する思想を不当と思っている場合にこのケースが多い。

いくつもの婚外子からの訴えを分析すると、婚外子を差別する身内の人たちは、婚外子が自分の親族にしていることで恥をかかされたかと思っているようだ。そして婚外子の存在そのものに怒りを感じ、執拗に攻撃を繰り返す。彼らは婚外子こそが加害者で、婚外子を虐待するのは自己防衛だと思っている。婚外子の存在を恥とする思想がキーポイントとなっている。

言ってしまうと、婚外子差別は婚外子を差別する家族・親族の病である。だから病んでいる家族・親族が婚外子を差別・虐待する。では、彼らは何故病んでしまったのか。おそらくいくつもの原因が錯綜しているだろう。しかしすべてのケースのなかに共通しているものもある。家制度とか婚外子の存在を恥とする思想である。社会の中でそのような思想が強い影響力をもっているから、その思想に迎合する人たちが多くいる。だから婚外子差別を無くす為には、婚外子を差別する体制を崩しつつ、差別に反対する思想を広めていく活動が不可欠である。民法900条4号但し書きの改正、戸籍の続柄の改正は婚外子差別思想を論破していく為にも必ず勝ち取らねばならない。

2 「異」—非婚の親たちと婚外子を対立させるもの

婚外子に対する差別が婚外子の両親・親族によって行われるというのは、非婚の親にとっは認め難いかもしれない。非婚で妊娠したとき多くの人が「婚外で生まれたら子どもがかわいそう」と言われたことがあると聞いている。実はこの言葉の中に重大な異がある。婚外子は差別されて当然だと思っているから、「かわいそう」なのだ。差別する事が当たり前になっているから、「かわいそう」と感じる自分の考え方が差別に基づいていることに気付かない。「子どもがかわいそう」と言いながら、この言葉は子供の人権を守るために言われたものではない。婚外子の存在を迷惑だと考える人たちを守るためのものだ。そして何より許せないのは、女性が婚外で子供を生む事をこどもを「だし」につかって非難している点だ。非婚の親と婚外子はこのようにして巧みに対立するよう追い込まれている。

非婚の親はしばしばこの異に陥っている。婚外子がたいへん辛い体験をすることもある。しかしその原因は婚外で生まれたこと自体ではない。その子供に酷い仕打ちをした人がいるから、婚外子が辛い体験をする。「子どもが辛いわね」と言っているのは当然だ。「だから産むな」と言う方がよほど酷い。それ故非婚の親に、婚外子が「かわいそう」でない事を証明する必要はない。「子どもがかわいそう」と言う言葉自体が異だからだ。その異にかかって自分と子どもの双方を苦しめるのはもうやめてもらいたい。

私のこれまでの体験では、自分がこれまで体験した婚外子差別を告発しようとしたとき、非婚の親たちから妨害されたと言語婚外子が少なくない。これは婚外子にとっは、自分の人生そのもの、自分の人権の根柢を否定された気がして、とても辛いことなのだ。世の中には婚外子が不幸なのは非婚の親の所為、非婚の親が不幸なのは婚外子の所為と思わせる異がしばしばある。どうかこの異を見つめる目を養ってほしい。

非婚シングルマザー—は心の中どこかに、婚外子を産むことで自分の親族や相手の男に迷惑をかけたと思っている部分がある。また世間は「婚外子を産むと周りの人たちに迷惑をかける」と思わせる異に満ちている。この異を見破ってほしい。婚外子の存在を迷惑とする論理の身勝手さに気付いてほしい。さもないと非婚シングルマザー—は容易に婚外子に対する差別者になってしまう。差別しながらそれを差別と気付かないようになってしまふ。婚外子差別を告発しようとする婚外子の口を封じてしまふ。心を引き裂かれる苦痛によって、婚外子を憎んでしまふことすらある。

私を産んだ女性は婚外子の存在を恥とする論理を正しいものと思っていました。そして私が彼女の子どもである事を受け入れられず、私という人間存在そのものを彼女の人生から消す為私に私の出生を届け出なかった。私を棄てる事が彼女の「道徳」だった。だからこそ私は彼女が「道徳」と思ってしまったものを「異」と呼び、人生そのものを掛けて糾弾する。もうそれしか彼女と私の切られてしまった絆を再び結びなおす方法はないのだ。多くの人はこれを讀むと、私の母にとって私を棄てることなど何となく切羽詰ったことだったかかわらないのかと思うだろう。しかし婚外子の存在そのものが迷惑だという考えはそれっきりとした差別である。これを差別だと理解しないかぎり、その人は婚外子を差別し続けるだろう。婚外子を差別する思想を論破してゆかなければ、婚外子差別の根っこはなくなりません。



二〇〇一年十一月二十七日の証人尋問における、私の思うところをとりとめもなく語ってみたい。証人尋問は、被告の加藤法務府議会議員の妻から始まって、私の尋問が午前午後にもたがって行われた。

法廷という場所そのものを存じだろつか。

つくりがすでに権威的に私の目には映る。その場を占めるのは男性が多いし、裁判官(男性)は一段高いところから当事者を見下ろす格好になっている。入り口が二手に分かれていて、原告は左から入って、傍聴席の脇を抜け、腰の高さくらいの扉を押し越えて左側の席へ着席する。被告は右の入り口から入って、同様に右側の席へ着席する。裁判官はまず男性だし、書記官も記録係も男性。あちらの弁護士四人のうち三人が男性。そして原告側の私たちはすべて女性で、傍聴に訪れてくださったのもすべて女性だったのが鮮やかだった。

今回の私の尋問のなかで最も傷ついたのは、私が提訴したことを相手側の弁護士(これも男性)から「たいしたことなかったんじゃないですか」と言われたことだ。セクハラ行為を受けたことも、面接後なしのつぶてだったことも、「本当は提訴するほどのことではなかったのでは」などと呆けたことをぬかされたのだった。踏みつける側の意識が、踏みこじられた者の痛みに対して、あまりにも鈍感でかけ離れているのが如実にわかる。まったくもって想像力の欠如だ。シングルマザーとして生きる私をなめてかかった議員の態度で、どれほど胸が締めつけられ、眠れぬ夜を過ごしたことが。より条件のいい仕事を得ることが最大の課題である私に、仕事の話をするとして通した個室で言葉によるセクハラに傷つき、さらには身体的セクハラにまで至って、

次回 1月15日(火) 30PM 大阪地裁4ノ号法廷(間に合うかな?)

シングルマザー セクハラ裁判の経過報告 = 時任玲子 =

就職の話がエサであるがゆえに声をあげられないでいた私が、どれほどの恐怖と不快感に苛まれたことか。ひとりの真摯な女性として選んだこの生き方を(ふしだら)と称されて、私の魂がどこまで貶められ、泥を塗られたことか。同じ非婚のシングルマザーが、社会的に影響力のあるこの男の発言にどれほど心痛め、馬鹿にされた思いを苦々しく噛みしめていることか。愛する子どもの未来を、こともあろうに我々の代表であって、よりよい社会を築いていくのが仕事であるはずの政治家から、「差別される」という(意味のあるレッテル)を貼り付けられて、差別や偏見により敏感であるうとする母の心が音の鳴るくらいに張り裂ける思いに苦しんだことか。挙げ句の果てに、採用しなかったのは私に早とちりの性癖があるためだとして、裁判の前には一言もふれられなかった事柄を持ち出して、私に攻撃の刃を向けてきたあの理不尽さに身震いする。

今回の短い尋問の中で言葉にできなかった思いや、伝わらなかつたかも知れない悲しみの深さを、もう一度ここで表現する紙面を与えられたことによつて、傷ついた私の魂がほんのちよつと救われつつあることも、同時にみなさんに報告したい。とりあえず私は元氣です。手を携えて、より大きな力にしましょう。

傍聴にお越しくださった方々、カンパをお寄せくださった方々、励ましのお便りをくださった方々、この裁判のゆくえを見守っていただくみなさまへ、ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

(二〇〇二年一月二日記)

<http://www22.big.or.jp/~konsakai/kongaishijouhou.htm>

◎婚美会ホームページ新着情報◎

厚生省のHPにもない婚外子出生率
婚美会のページにアップしました。

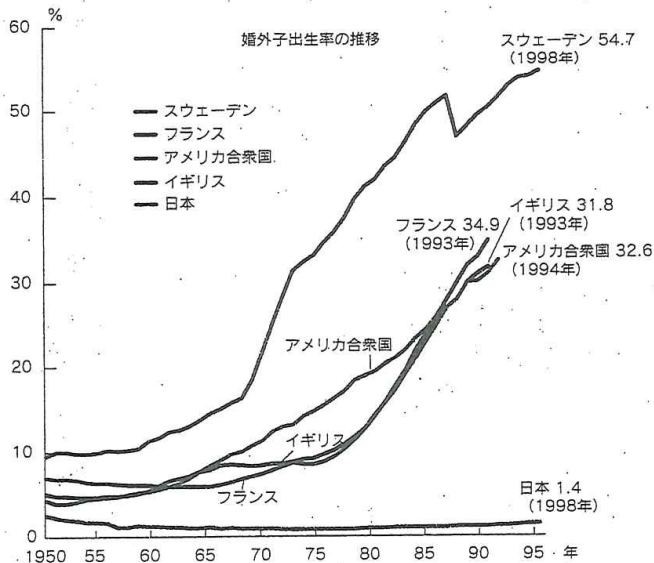


図-1 婚外子出生率
国連『世界人口年鑑』、SCB、Statistisk Årsbok、厚生省『人口動態統計』

婚外子に関する情報

<表1 日本の婚外子出生件数と婚外子出生率>

毎年10月初旬頃、厚生労働省(旧厚生省)の統計情報局に電話で尋ねると、

前年の人口動態統計の数値を教えてください。

特に、利用目的などは聞かれたことはありません。

年	出生件数	出生率	年	出生件数	出生率
1947	101,580	3.8	1989	12,826	1.0
1950	57,789	2.5	1990	13,039	1.1
1955	29,018	1.7	1991	13,592	1.1
1960	19,612	1.2	1992	13,738	1.1
1965	17,452	1.0	1993	13,665	1.1
1970	17,982	0.9	1994	14,716	1.2
1975	15,266	0.8	1995	14,718	1.2
1980	12,548	0.8	1996	15,453	1.3
1981	13,201	0.9	1997	16,659	1.4
1982	13,076	0.9	1998	17,204	1.4
1983	13,862	0.9	1999	18,280	1.6
1984	14,747	1.0	2000	19,436	1.6
1985	14,168	1.0			
1986	13,398	1.0			
1987	13,138	1.0			
1988	13,324	1.0			

(資料: 厚生省『人口動態統計』)

(おしりから読む)

◆産科病院ではなし

出産の話をしましょう。予定日を1週間と1日遅れて生まれたルイは、4416グラムというあっと驚く大きな男の子で、聞けばそちらの産科(私は淀川キリスト教病院で産みました)で歴代2位のビッグボーイだったそうである。ここの産科は妊婦の体重管理に厳しくて、わたしは検診に出かけるたびに「ダイエット!」と記されて、途中から嫌気がさして病院に足が向かなくなったほどだ。よっぽどおなかの中の居心地がよかったのかしら。淀川キリスト教病院には医療社会事業部という部があって、出産費用が心配なら手続きがありますからと、わざわざ向こうから手を差し伸べてきてくださった。申請しないと何も動いてくれない多くの行政窓口とはずいぶん違う感じがした。声を掛けてくださった方がたまたま引越した先の市にお住まいで、一人目を子育て中の若い女性だったので、ベビーバスや湯温計、おんぶダッコひもやおくるみやロンパースなど、二人目の誕生まではどうぞお使いくださいと、いろいろと役にたつものを貸してくださった。彼女が自分の子どもの赤ちゃん時代に使って良かったワセリンや消毒液などもいただいた。出産経験のある同年代の女性は、なにかと力になってくれたから、身近にお友だちになれば心強いと思う。出産費用に関しては社会保険があったので、別段心配はしていなかったが、その都度の検診・検査にかかる費用の負担が大変だった。引越後後の忙しさも手伝って、自然に大きくなるものだからと病院に行くのをさぼっていたら、だいぶん後に久しぶりに先生の顔を見た途端、その時その時に必要な検査がありますから、ちゃんといらしてください、と叱られた記憶がある。私の場合は、お金がなくて検診にいかなくても子どもは元気に大きくなったけれども、担当医から体が弱い人や、心配性の人は、やっぱりきちんと通った方がいいでしょう。初めての妊娠ならちょっとした変調も気になるものでしょうからね。

◆帝王切開は安くつく

陣痛を一晚経験して、次の朝、担当医の回診の時、まだ女学生のような面立ちの先生は優しい顔でこう言われた。「いい陣痛がきているのに、赤ちゃんの頭、まだうんと遠いですね。午後にも手術室が空いたら行きましょうか」。

テーオーセッカイ?

私、帝王切開?

かもしれないと言われてはいたが、自然分娩を経験できない悔しさが頭にガツンとこたえた。柔軟体操もまじめにやってきて、分娩台で褒めてもらいたかったのに。脚を開くのは自信があったのに。言い放たれたその瞬間は、挑めない無念さに打ちひしがれていたのだったが、実はこれがよかった。自然分娩は通常のお産で保険がきかないが、帝王切開の場合、これが使えるので費用が安くて済んだ。最初、保証金として10万円病院へ払い込み、出産の後、退院時に追加分を支払ったが、1週間入院して8万と少なかった。その後社会保険組合の方から、出産一時金として30万円がもらえたので、うれしいことにおつりがきちやった。まさに体で稼ぎましたって感じ。ヘソ下の傷は残るけれども、母親の勲章と思えばいいことで、このお金はシングルマザーにとって非常に貴重でありがたかった。

私はこの時のお金を、迷わず子どもの学資保険の一時前払いに当てた。勉強したい時に、それができない理由がお金のないことなのは辛いことだ。私の子どもが勉強したくなるかどうかはまだわからないことではあるが、少なくとも18才の春が来れば、児童扶養手当の受給はなくなる。進学のためでないなら放浪の一人旅でもいい。何かのためにストックしておいてあげたい。あの頃は一心にそう思っていたが、今となれば生活費のほうに削られることのないよう祈るばかりである。(77<)

<大作なの2 以下は次号に掲載します>

やっぱり育てられないあなたのために...

乳児院利用一私の場合一

【 四恩学園を利用して 】

私は、出産後の経過が悪く、寝たきり状態になってしまったので、母の援助もあったけれど、いつまでも母が娘と孫の世話をすることもできないので、児童相談所に電話で相談をすると、まず家に来てくれました。いつかでも入所できる許可をもらえたので、母乳を離せるころ(三ヶ月頃)四恩学園にお世話になることにしました。

親が面接に来れない子もいるので、頻繁過ぎる面会は控えなければならぬけれど、好きな日に好きな時間に面会はできました。部屋の中や庭で一緒に遊んだり、食事の世話をしたかったら、その時間に行くと自分で食べさせられます。いつでも外泊許可をとって、家に連れて帰ることができます。私は、四恩学園を利用して、子どもを本当に大事に預かっていただき感謝しております。集団生活をしているので、社交性も身に付き、初めて会う子どもとも誰とでもすぐに仲良くなり、たくさんの保母が大事にしてくれたので、大人に大しても社交的です。私の元に戻ってきたときも、スムーズに懐いてくれ、何の問題もありませんでした。子どもを入所させてすぐは、私は泣いてばかりいましたが、子どもと一緒に過ごせないからと悲嘆せず、信頼できる人たちに巡り会えたことに感謝することを教訓として得ました。

コスモス

父親に助けてほしいとき

①父親にも育てる義務があり、精神的援助、経済的援助ともに当然に請求できる権利である。どんな場合も、例えば「迷惑をかけないから産みたい」と約束した場合も、子どもからすれば、父にも養育してもらおう権利がある。経済的援助は月3万から5万が全国平均である。調停で取り決めはできるが、現実には、その一部なりとも支払う父は15%しかいない(1998年3月3日朝日新聞)。払わない父親の給料を差し押さえてまでとる人は現実には少なく、払ってもらえるかどうかは、相手の誠意にかかっている。

②子供には父親との面接交渉権があり、請求ができる。

③親権と監護権は分離できる。

親権は母親、監護権者は父親や父方祖父母ということもできる。

児童相談所案内

一度地域の児童相談所に行ってみませんか?

児童相談所では専門の相談員(児童福祉士)がいて、あなたの話を聞いてくれます。事前に電話を入れて訪問の方が望ましいですが、飛び込みでもOKだそうです。児童相談所について知りたければインターネットで児童相談所を検索してみてください。この頃では一般の人にも見やすいホームページを開いている児童相談所もできました。また全国の児童相談所のリストもあります。お近くの保健所・市役所・区役所・町役場でも教えてくれます。一人で思いつめる前に国の福祉政策を利用しましょう。

・児童相談所のリストは以下のアドレスで出ます。

i子育てネット

<http://www.i-kosodate.net/serch/counsel.asp>

HEL中の声は別冊から取り上げてもいいんだよ。

●お金がないけど産んで育てたい人へ ー私の場合ー

時任玲子

私が妊娠した時、私には家族というものがなかった。両親が死に、兄弟姉妹もいなかった。親交を密にしている叔父叔母もいなかった。天涯孤独といういわば特権を、じゆうぶん満喫していたので、まず私の家族を授かったことが嬉しくてしかたなかった。仕事にも恵まれていたから、そのときは、現実にお金がない心配が身に迫ってくるようなことはなかったといっている。子どもの父親にも「私は非婚の母になりたい」とはっきりと言っていた。単身赴任でいずれは元の家庭に帰る彼も、私に産むなどとは言わなかった。変な言い方だが、結婚しなくていい彼は私にとって好都合だったのである。

◆情報収集と仲間づくり

おながが大きくなる前にやっておいたことと言えば、まず図書館での情報収集だった。シングルマザーや出産、子育て、母子家庭に関する本を手当たりしだい読んだ。情報は行動に結びつく。その当時は経済的な支援制度を研究するより、非婚シングルマザー生きる人の体験談や、子どもがおなかの中でどんなふうに大きくなってゆくのか、出産という未経験のドラマを、言葉で表現するとどう感じるのかに関心があったので、そのあたりの図書を乱読していた。この時点ではお金のない現実がさして私を捕らえてはいなかったと今思えばわかる。私は昔からお金のことにきわめて疎い。計算ができない。いつもお金のない不便さを認識してはいても、そのために心が暗くなるようなことはない。貧しさが恐怖になるという実感が無いのだ。今現在も、自慢じゃないが自宅の電話を止められている。不便ではあるが、暮らしていけないわけではないんだもん。あんまり根拠のない楽天性もこの境遇においてはありがたいものだと思う。

職場の仲間へ話したのは、まず直属の上司から話し、それから事業主を攻め落とし、その後従業員全体へ毎朝順番に廻ってくる朝礼の3分間スピーチ当番の時に報告するというかたちをとった。女子社員から噂で事業主に伝わるかたちはまずいと思う。まず自分の言葉で産みたい意志を伝えるのは、働き続ける環境を整えたいなら、それが組織内の意識を自分の味方につけるための最初の手順だと思う。幸い職場では嫌な思いはしなかった。職場の中で唯一子育てを終えた世話焼きの女性社員が、相手のことを聞き出そうとしてくるのには少し閉口したけれども、でも彼女も安産の御守りを展けてくれたり、マタニティ用品やオムツカバーやT字帯まで用意してくれた。妊婦だっていっぱい働くよっていうメッセージを送り続けられれば、環境はそれなりに対応してくれる。

◆住まいについて

あなたが今いるところを去らなくていいのならそれが一番楽でいい。でも家族と一緒にいて、そのことで精神的に針のムシロであるなら、ひとりで暮らしてもいい。これにはある程度の経済的基盤が必要だが、仕事をもって働き続ける見通しが自分なりにもてれば、住居の確保はなんとかなるだろう。私の場合、当時は堺市にある雇用促進事業団宿舎という公的な単身者用のアパートに住んでいた。泉北ニュータウンの一角にある。妊娠していつくらいまでいられるか管理者に問い合わせたところ、やばい話を耳にしてしまったような、間の悪い沈黙の後、「普通はわかるようになる前に黙って出ていくものやがなあ。まあできるだけ速やかに退去してください」と言われた。追い出された時、そう告げた管理者が私に向けた、それこそ犯罪者を見るような冷ややかなまなざしを私は苦笑いで思い出す。その当時、6畳一間と押し入れのある部屋以外は、すべて共同の洗面、トイレ、調理室にお風呂だったから、おながが膨らんできた頃には共同のお風呂に入るのがなんとなく嫌で、人の少ない時間帯を見計らって入浴したものだ。アパートに住む数人は私の妊娠を知っていたが、純然たる単身者

のための宿舎内で、私のことを知らないその他大勢の前で丸みを帯びてきた裸のおなかをさらすのはやはり嫌だった。

妊娠5カ月の時に引っ越しをした。引っ越し作業はダンボール詰め以外はすべて仕事仲間の男性たちがやってくれた。荷物が少なかったのが楽だったが、少ないと思っても、たいして必要でない荷物でも結構あるので、5人が手伝ってくれたが、朝から夕方までかかった。引っ越し先は、車で一時間ほど離れた街にある職場近くの不動産業者がやっこさ見つけた、建て替え前の築35年の老朽化した古いアパートだった。畳が半分腐って、柑橘系の果物の皮が腐ったような匂いが部屋に満ちていて、越してから二晩ほどは鼻をつくその匂いに眠れなかった。震災の影響で、柱や壁にひび割れが走っていた。それでも屋根のある自分オンリーのための住みかを獲得したのは喜びだった。それまで居心地の良い空間が当たり前に用意された境遇でじゃなかったからこそ、帰る家をもたない私にはうれしかった。配偶者なしでこれからおなかの大きくなる身寄りのない女性に、世間一般の大家さんは冷たいのが普通と思っていいたろう。あらたに結ぶ契約については、不動産契約であれ雇用契約であれ、困難は予想されるが、何とかはなる。あきらめないことが大切だ。外側のことはなんとかなる。あなたが本当に産んで育てたいなら。

◆保健婦とカウンセラーは強い味方

精神的なサポートなくしては、非婚の母はなかなかしんどいだろうと思う。孤立した状態では苦しすぎてやっていけない。日頃からシングルマザーに対する社会的偏見から遠ざけるための、みずからの努力が必要だろう。仲間を増やすことはまず第一歩で、できるならば、フェミニズムの勉強をしたほうがいい。保健婦さんや地域の女性センターのカウンセラーは、きっとあなたにとっていいアドバイスをくれる。妊娠がわかった時点で、私は引っ越し先の市の保健婦さんに電話をして、いろいろと役に立つ情報をいただいた。住まいのある（これから住もうと思っている）市の社会福祉協議会に話してみたらいい。あなたがどんなサポートを望んでいるのかを明確にしてから相談の方がいい。私の場合、そこで実際お世話になったのは、出産後3カ月くらいのときからで、育児ボランティアの女性が2名、決まった人が週1回ずつ曜日を決めて計週2回、おむつを取り替えたり、食事の世話を焼いてもらったり、一緒に遊んでもらったりした。お世話になっていれば自然と感謝の気持ちも芽生えるし、信頼も深まってゆくように思える。子どもと離れるのが辛いときもあったが、子どもはいろいろな人の手を借りて大きくなっていくほうが、私はいいと思っている。「たらい回しにされてかわいそう」という言う人がいるかもしれないが、どれだけの時間を一緒に過ごすかでなく、一緒に過ごす時がどうあるかだと私は考えている。

量より質、要はどうふれあうか、一緒にいる時のありようで、子どもに愛されていることをしっかり伝える努力を怠らなければまず大丈夫。愛されていることを確かに知っている人間は強い。できるだけスキンシップをこころがけていた。いまでもそうだ。だっこしておんぶしてあつおつぶ、で何が悪い。子どもがだっこしてもらって喜んでくれる期間は、そう長いものではないだろう。子どもの重みやぬくもりをすくいあげて自分の腕に確かめていられる時間は、親にとつても至福の刻のはず。泣きやまなくてイライラしたっていいじゃない。どんな子どもだっていずれ巣立っていく時が必ずくるんだから。離れている時間があるからこそ、いつそういとおしく思えるのは、恋愛における作用にも似ている。母子が密室で一日中べったり過ごして、かわいく思えなくなって虐待に走ったら、それこそ悲劇だ。子育てにはいっぱい助けを求めましょう。求める勇気を持ちましょう。けっして恥ずかしいことではありません。

(7ページへ続きます)

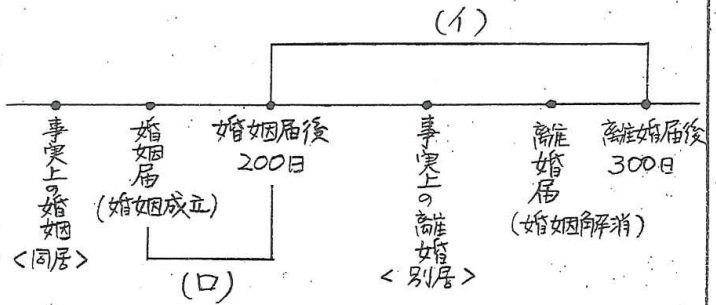
離婚が成立していないのに夫以外の男性の子どもを妊娠したのですが...

② 父性推定の期間

◆民法772条の規定

現行民法では、生まれた子どもの父親を以下の2項目から推定している。

- ①妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。
 - ②婚姻成立の日から二百日後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。
- このように、女性が婚姻中に妊娠した場合、その産んだ女性の「夫」がその子の父親と推定される。また、婚姻後200日以降から離婚後300日以内に産んだ場合も、その女性の「(前)夫」がその子の父親と推定されている。これが「父性推定(嫡出性の推定)」と呼ばれる内容である。つまり、離婚がまだ成立していない時に、夫以外の男性との間にもうけた子であっても、たとえその後離婚が成立していても、「(前)夫」の子として推定され、出生届を出せば「(前)夫」の戸籍に子として記載されてしまう。(図1参照)



(イ)の期間に生まれた子……「夫」の子として推定される期間。すべて(前)夫の子とされ、(前)夫の戸籍と氏が必要される。

(ロ)の期間に生まれた子……夫の子と推定されないが、「夫の子」として届けも可能で、「妻の婚外子」としても届けることができる。

民法772条は、生まれた子の父親を制度的に確定し、父親としての責任を夫にとらせ、一見、女性にとって「ありがたい」法律のように思わせる。しかし、離婚を一方の意思で容易に行なえない現行民法のもとでは、この条文が女性の生き方を拘束する面が強い。結婚生活が破綻し、実生活では夫と離婚状態ではあるが、法的に離婚成立していない時に、新しいパートナーと出会い、その人の子どもを妊娠するケースがある。新しいパートナーが子の父親なのに、法律は「(前)夫」を子どもの父親とすることを強制してくる。こんな「父性推定」の第2項の規定は、迷惑千万、一刻も早く無くしてもらいたいものだ。

◆「夫」の子であることを否定する方法

民法772条の「父性推定」を排除し、「(前)夫」の子でないとする方法はあるのだろうか。

「(前)夫」の子でないこと否定するには、形式的には、A、Bの二つの方法があるが、いずれも子の出生後にしかできない。Aは「(前)夫」からの嫡出否認の訴えで、Bは子ども(法定代理人として母)からの親子関係不存在確認の訴えである。

A. 出生届後の「(前)夫」からの嫡出否認の訴え

出生後14日以内に「(前)夫」の子として出生届を提出した後、「(前)夫」自身が「自分の子でない」という嫡出否認の訴えを行なう方法である。この訴えが裁判で認められた後、離婚が成立している場合は、子は「(前)夫」の戸籍から除かれ、母親の離婚後に作られた戸籍に婚外子として記載される。離婚がまだ成立していない場合は、子の籍は母親とともに「夫」の戸籍に入ったままで、父欄から「夫」の名前が抹消される(とり消し線が引かれる)。

B. 親子関係不存在確認の訴え

出生届の前に、子ども(法定代理人として母)から「(前)夫」を相手に、裁判所に親子関係不存在確認の訴えをおこす。「(前)夫」との親子関係がないという審判を得た後に、その審判書を添えて、出生届を提出する。離婚が成立している場合は、母親の戸籍に婚外子として記載される(父欄は空白)。離婚がまだ成立していない場合は、子の籍は「夫」の戸籍に入り、父欄は空白とされる。この訴えは、出生届を出した後でもできる。戸籍の扱いは、嫡出否認の訴えのケースと同じになる。

Aの方法は、民法774・775条や戸籍法116条に規定されている方法で、市町村の戸籍窓口では、この方法を勧めることが多い。しかし、「(前)夫」から訴えをおこしてもらうことが難しい場合も

あり、Bの方法を一般的に取られる。

◆親子関係不存在確認の審判の手続きと「(前)夫」の証言

Bの方法の親子関係不存在確認では、審判が下るまで早くても3・4か月要する。「夫」が死亡や行方不明でない限り、「(前)夫」の協力(DNA鑑定や証言)が不可欠である。つまり、母親や生物学的父親がいくら「自分たちの子である」と証言しても、「(前)夫」からの「自分の子でない」という証言もしくはDNA鑑定結果がない限り、審判が下されない。

参考文献:

- 民法と戸籍を考える女たちの連絡会(みこれん)『戸籍が奪う子どもの人権-父性推定のラビリンス(迷宮)』
- 善積京子編『非婚を生きたい-婚外子差別を問う』青木書店

事実婚のメリット・デメリットについて

何をメリット・デメリットと感じるかは、人によって多分違うから、あくまでも個人的な感想です。思いつくままに。

●メリット:

相手の親や親類からヨメ役割をほとんど期待されないから、のびのび暮らせる。私自身もヨメ役割に捕らわれないで済むから、彼の両親に対しての人間関係は、ヘンな気を使わなくていい。(もともと私の場合、彼に兄がおり、私たちが彼の実家から遠く離れて暮らしていることが大きいかもしれませんが)。ただし、こんな私たちの暮らし方を彼の兄嫁や姉たちが「いい加減」と思っているかもしれないが、そこは気にしない。パートナーと暮らしながら、生れてからずっとなじんできた自分の名字を堂々と名乗れる。

●デメリット:

もしかしたら、法律婚カップルよりも別れにくいかも。なまじ書類とかがない分、お互いの気持ち次第だから。未認知の婚外子がいるとき、実際に父が扶養していても父の扶養控除は認められない。母が働いていれば子は母の扶養となり、扶養控除は受けられるが、一般に母より父が高給なので、二人が払う税金の合計が高くなる。不在郵便物を代理で受け取りに行く場合、家族であることを証明するものがないと、彼の健康保険証や免許証、住民票などが必要になる。(文責: Kiko)

婚差会つうしん

2002年4月20日発行
No.83 別冊
婚外子差別と闘う会
GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION
AGAINST CHILDREN
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区
郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/
E-mail:

*見せしめの判決

初めから裁判官の目は、私に対して冷たかった。

「社会的に非難されて然るべき女性」が、「地位も名誉も富もある男性」を訴えて恥をかかせた。これはけしからん、ここで思い知らせてやらないとつけあがる、という意識が透けて見えるのだ。判決文の最後の結論のところでは、

「以上によると、その余の争点につき検討するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却すべきである。よって、主文のとおり判決する。」

とある。ちゃんと検討したのだろうかと疑いたくなるような文章だ。私の書き記した抗議の手紙の一通一通にきちんと目を通したのだろうか。それに対する議員の返事の手紙をすべて読んだのだろうか。判決のなかに書かれてあるのはことごとく議員側の言い分ばかりで、事実と違う記述がいっぱい。社会的弱者である私の主張は信用せず、嘘と変遷を繰り返す「実力者」の主張のみをとりあげる、結局は地位のある男性の方を信じるという構図は、これはジェンダーバイアスに他ならない。それも貧困の恐怖なんて微塵も想像だにできない男性である裁判官の憶測でもって、被害を受けた私の心理を「セクハラはなかった」と結びつける裁判のあり方に憤りを覚える。少しでも収入を安定させたい思いでいっばいのシングルマザーに対し、生活基盤を得ようとしている場面で、パソコンの学校に行かせてやる話や好条件の仕事のエサにしたかたちで卑劣な言動におよんだ、その時の悔しい思いを飲み込まざるを得なかった生活者としての私の苦しさをまったく無視している。議員がお金を送ってきた事実に対しても、それによって「セクハラ行為の存在が裏付けられるとは言えない」とするのは、一般庶民の感覚とずれている。DVを訴えた女性が二次被害に遭うことが多いが、これだって二次被害だ。実際にひどいめに遭って傷ついたのはこちらなのに、お金で丸め込もうとした府議の方が全面勝訴だなんて、それを全額返した私はここでも馬鹿にされたのではないか。

*控訴を決めるまで

一審はとんでもない全面敗訴で、日本の司法の判断は私にとってはものすごくつめたいものだった。その、同じ土俵でもう一度闘うことはほとんど恐怖に等しく、眠れない夜と食べられない日々が数日続いた。ずっと胸が締めつけられていた。控訴の申請は判決から2週間以内とされている。費用のことも気になった。さらに私自身の仕事探しの負担も重なって、精神的にストレスが高じていた。控訴してまた負けたら、またこんなに苦い思いを背負わなければならないのかと思うと、足がすくんだ。だけど、もしここで諦めたらこれまでの活動はなんだったのだろう。いままで支えてくださった方々の思いはどこへいってしまうのだろう。

そして私自身のトータルな人生で、果たして満たされるものがあるだろうか。さまざまな思いが交錯して、まるで深くて暗い夜の海に浮かんでいる氷のかけらの上でつま先立っているような気持ちになっていた。弁護士の雪田さんから、控訴するなら3月18日までは手続きのための書類がほしい、といわれていた。

判決から10日たった頃、提訴前につらつらと書き綴っていたものを読み返していて気がついたのだ。去年のちょうど今頃、提訴を決意して子ども名義の預金を解約し、宣戦布告の手紙を書き送ったのだ。あの日から1年がめぐってきたのだ。なんだか初めの気持ちがよみがえってきて、ふつふつと闘いの意志が私の中にわきあがってくるのを感じた。

*ふたたび立ち上がって

きっと私の投げかけは、社会の問いかけになるだろう。共感してくださる方々がきっとまた現れるだろう。無謀かも知れないなかで、受けとめて共有してくださる方々も必ずどこかにいるだろう。私の控訴を支持する人もいるはずだ。なにより私自身が控訴を必要としているのだ。あんな負け方のままで終われない。

支援を背中に感じながら、私は控訴を本当に決意した。この裁判は私ひとりのものでないことを信じている。どうかこの第2ラウンドを、みなさん応援してください。勝訴を祈っています。

2002.4.20

時任 玲子



闘いはまだ続きますが、この頃からどうかご支援よろしくお願います。



一審敗訴を控訴を決意しました。



「府議がセクハラ」認めず

大阪地裁 元保険外交員が敗訴
毎日 判決

加藤法瑛・大阪府議 誘を通じて加藤府議と知り合い、後援会事務所内で働くよう誘われた。大阪市内のホテルのビジネス用の部屋で面接を受け、時任玲子さん(39)が慰謝料など約370万円の支払いを求めた訴訟で、大阪地裁の谷口幸博裁判官は5日、「セクハラ行為の証拠がない」として、請求を棄却した。判決によると、時任さんは00年7月、保険の勤

面接セクハラ 地裁認定せず

大阪府議の加藤法瑛府議(66)の後援会事務所の採用面接を受けた際、未婚の母を侮辱する発言などのセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)を加藤府議から受けたとして、府内の女性(39)が慰謝料など約2万円の支払いを府議へ求めた民事訴訟の判決が5日、大阪地裁であった。谷口幸博裁判官はセクハラ行為はなかったと

判断し、女性の訴えを退けた。判決によると、府議は月約20万円の給料を示して事務所への就職を勧誘した。女性は府議の求めに応じて00年7月、大阪市のホテルの部屋で2人だけで食事をしたが面接を受けた。裁判で女性は、このとき府議が「未婚の母が、ふしだらな人が事務所に来ると言われることなき」と言ったり、背中を腕を回したりしたと主張した。しかし判決は、約40日

「府議がセクハラ」棄却

大阪地裁 女性の主張認めず
読者 2002.3.6

セクハラ行為を受けた元保険外交員(39)の損害賠償を求めた訴訟で、後援会事務所への就職を断られ、精神的苦痛を受けたとして、大阪府茨木市の時任玲子さん(39)が加藤法瑛・大阪府議(66)(自民)を相手取り、約三百七十万

一審判決翌日 2002年3月6日付 朝刊各紙の報道

後に不採用を知らされるまで女性が事務所の就職を望んでいたことを根拠として、女性の主張を認めなかった。

大阪府議のセクハラ

認めず 加藤法瑛・大阪府議(66)の後援会事務所への就職を勧誘された際にセクハラ行為を受けたという就職を断られ、精神的苦痛を受けたとして、大阪府茨木市の雑誌編集者、時任玲子さん(39)が加藤府議に約370万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が5日、大阪地裁であり、谷口幸博裁判官は「原告の主張は信用できない」と請求を棄却した。

後には「セクハラ行為はなかった」として、女性の主張を認めなかった。判決によると、府議は月約20万円の給料を示して事務所への就職を勧誘した。女性は府議の求めに応じて00年7月、大阪市のホテルの部屋で2人だけで食事をしたが面接を受けた。裁判で女性は、このとき府議が「未婚の母が、ふしだらな人が事務所に来ると言われることなき」と言ったり、背中を腕を回したりしたと主張した。しかし判決は、約40日

判決によると、時任さんは生命保険会社の外交員をしていた。2000年7月、加藤府議から後援会事務所への就職を持ちかけられ、大阪市内のホテルの部屋で面接を受けた。2か月後、加藤府議から不採用の通知と「生活費」名目の百九十五万円の郵便為替が送られてきた。

時任さん側はホテルで抱き寄せられたと主張していたが、谷口裁判官は百九十五万円は、採用通知が遅れたことへの道義的責任からだったと認定した。判決後、時任さんは「嫌なことに耐えて必死で職を得ようとした思いが理解されず、悔しい」と話した。加藤府議の話「主張通りの判決で、満足している」

後に不採用を知らされるまで女性が事務所の就職を望んでいたことを根拠として、女性の主張を認めなかった。



シングルマザーの生活は... 裁判は... 生活は... シングルマザーの生活は... 裁判は... 生活は...

2001年度 時任玲子さんを支援する会 会計報告

収入		支出	
カンパ	204660	事務費	4804
		交通費	2000
		ビデオ資料作成	21964
		裁判費用	90000
		次年度繰越金	85892
収入合計	204660	支出合計	204660

たくさんのカンパをいただき、ありがとうございました。控訴を決めたシングルマザーの時任さんの負担を少しでも軽くするために、今年も月額1万円の裁判費用を支援する会から払っていきたく考えていますので、変わらぬご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

会計担当: 大田 季子

●カンパ送付先/郵便振替●
00960-4-131195 時任玲子さんを支援する会

菅田弁護士と奥野弁護士が書かれた「最終準備書面」は力作です。そこには時任さんのシングルマザー・婚外子への差別・セクハラを問う裁判の本質がピンと分析されています。
長文だけでも全文掲載します。みなさん読んで下さい。



平成13年(ワ)第5144号 損害賠償請求事件

原告 時 任 玲 子
被告 加 藤 法 瑛

最終準備書面

2002年2月28日

原告訴訟代理人弁護士 雪 田 樹 理
同 奥 野 京 子

大阪地方裁判所 第22民事部甲-B係 御中

第1 はじめに～本件事件の本質～

1. セクシュアル・ハラスメント等の女性の人権に対する侵害行為が、男女間の社会的経済的な力関係の違いが要因となって引き起こされることは、一般的に知られているところであるが、本件原告被告間で被告により引き起こされた不法行為も、その典型的な事例である。

原告は、非婚のシングルマザーとして生きる女性であり、社会的にも経済的にも、もっとも弱い立場に置かれている女性であり(一般のサラリーマン家庭の平均年収が600万円程度であるのに対し、母子家庭の平均年収が200万円程度に過ぎない現状にあることは、国の統計によって明らかとされている)、他方、被告は、政治家として、幼稚園の経営者として、また、寺の住職としての地位を有し、かつ、大阪府議会議長を務めた経験があり、当時、自由民主党の大阪府議会議員団幹事長の地位にあった男性である。

本件事件を正確に認識するためには、本件不法行為が、このような原告と被告間の力関係の大きな差異が背景となって引き起こされたものであることを、まず理解する必要がある。

2. 被告は、安定した生活基盤を得ることを最大の課題としている原告に対し、自分の後援会事務所で雇用し、月収20万円という安定した収入を保障すること、さらには、パソコン教室にまで通わせるという好条件を提示し、その面接には大阪府職員らまで同席させた上で、原告の被告への信用を高め、原告を精神的に逃げ場のない状態に置いたうえで、ホテルの一室に案内して、セクシュアル・ハラスメントという卑劣な行為に及んだ。しかも、その女性蔑視及び非婚の母に対する差別感のゆえに、原告に対する差別的侮辱的発言を行った。

そして、原告が、離婚等の事情によるのではなく、被告には受け入れ難い、婚姻届けを出していない非婚の母であるという事情を知り(被告尋問調査5頁「私の子供にはそういうことはさせません」)、かつ、せっかくホテルの部屋を取ったにもかかわらず、原告の拒否によって自己が意図していたわいせつ行為の目的を遂げずに未遂に終わるや、それまでの原告に対する熱心な勧誘とは全く正反対の態度、すなわち、就職の採用に関する返答を2ヶ月近くも放置するという不誠実な対応を示し、最終的には原告の期待に反して、原告を採用しなかったものである。

このように、被告のとった一連の不法行為は、まさに、自己の権限や地位を利用して、社会的経済的に弱い立場に置かれている原告を、侮辱し、弄び、最終的には放置したというものであって、原告の人格権を真っ向から否定したものであり、その人権侵害は甚だしい。

3. ところで、被告の主張や証拠調べにおいて、被告及び被告代理人が、いわゆるセクハラ神話に基づく誤った認識をしていると見られる個所が何点か存在したため、本件不法行為に関する本論に入る前に、若干の指摘を行う。

第1に、被告代理人は、部屋の雰囲気について、「ロマンチックな状態」だったかどうかとの尋問をしたが(被告尋問調査36頁)、部屋の雰囲気がどうであるかという問題とセクシュアル・ハラスメントの行為の有無とは全く関連性がない。セクシュアル・ハラスメントは、その場所や時間を選ばず、例えば、家庭内の寝室であろうと、学校の教室であろうと、ホテルの一室であろうと、職場の事務室であろうと、選挙運動中の選挙カーの中であろうと、いかなる場所や雰囲気であろうが、行われているのが真実の姿である。

第2に、被告は、原告が7月24日にホテルの部屋に行ったときの様子や会話のやり取りに関して、原告が不快に感じている様子はなかったとして、セクシュアル・ハラスメントの言動がなかったと主張している。

しかし、セクシュアル・ハラスメントは、加害者と被害者の間には明確な力関係が存在し、しかも加害者はそれまで被害者が信頼を寄せていた人物であることが多く、かつ、その後も引き続き、上司と部下などの関係を

もち、友好的かつ円滑な関係により、仕事に従事していかなければならない状況におかれていたりするため、被害者は、被害に遭っても、表立って抗議したり、不快な表情を示すことができず、したがって、加害者からすると不快に感じていると認識できないことがしばしばである(このような被害者の心理状況を認定した代表的判例として、平成9年11月20日東京高裁判決)。

本件では、被告から、後援会事務所での好条件による就職をほぼ間違いなく確約されていた原告にとって、被告の言動に関して性的不快感を感じていたとしても、表立って抗議したり、直接的に嫌な表情を見せることににくい状況におかれていた。

第2 被告による差別発言及びセクハラ行為が真実であること

1 被告の差別発言及びセクハラ行為

(1) 被告は、2000年7月24日、大阪府庁で、被告後援会事務所への就職に関する面接を受けた。面接は、就職を前提に、ワープロ・パソコンや英会話の能力を見て貰い、どのレベルのパソコン学校に行くかを見るためのもので、被告には英会話等の能力の評価ができないので、府議会補佐田中利幸氏はじめとする府の職員3名が原告の能力を見るために面接に立ち会った。原告は、府の職員から、「問題ない。発言もきれいだし、英会話はわれわれ以上だ」との評価を得た(甲8・3頁、原告本人調査5頁)。

面接終了後、被告は面接に立ち会った府の職員3人の前で、原告に、ホテルニューオータニで「食事でもしながら話し合おう」と言った。同日正午頃、原告は一人でタクシーに乗って、被告の指示どおりホテルニューオータニへ行き、ロビーで被告を待った。ほどなくして現れた被告と、メインロビーにあるカフェでお茶を飲んだ後、被告は、「わしは仕事上重要な話をするとき、ここの上の部屋を使う」と言って、すたすたとエレベーターの方へ歩いて行った(甲8、原告本人35頁)。

原告は、ニューオータニのレストランで会食をしながら今後のスケジュール調整などの話をするものと思っていたので、被告から突然、宿泊用の個室へ行くと言われて、「そんなつもりで来たわけではないのに、個室に通されるということで、非常にどきっとした」(同6頁)。

しかし、ニューオータニへ行くことは府の職員の前で話されたことでもあり(「信頼して立ち会っていらっしゃる方の前でそういうふう言われているので」；同)、原告にとっては、「仕事の話聞くためには、ここのうきびすを返して、そういうことでしたら結構ですということでは、私は言えませんでした」(同36頁)という状況であったので、仕方なく、被告の後についてエレベーターに乗った。

(2) 被告に案内された上階の個室は、デスク、ソファなどのあるビジネスタイプの部屋の隣に、スライドドアで仕切られたベッドルームのある部屋であった(甲12の1、2)。原告はこのような部屋に被告と二人きりで入るのは嫌であったが、仕事の話聞くためには「断ってに部手帰るわけにはいかなかった」(原告本人37～38頁)。

(3) 被告は、部屋に入ると、原告に「履歴書を書いてくれ」と言い、原告は、窓際のデスクで、その日の朝、大阪府庁の購買部で購入した履歴書に小一時間かけて記入した。この時、デスクの上には新聞紙などはなく、そのままデスクの上で履歴書を書く作業に入った。被告は一人掛けの椅子に原告に背を向けて座っており、二人は特に話をすることもなかった(同6～8頁)。

(4) 原告が履歴書を書き終わると、被告はルームサービスを頼んだ。ルームサービスが来るのを待つ間に、被告は原告の書いた履歴書を見た。履歴書に、育児休業を取得したという記載があったので、被告は、「あんた、結婚はいつやったんだ」と尋ね、原告は「婚姻届は提出しておりません」と答えた。

それを聞いた被告は、がっかりした様子で、「未婚の母か。そんなふしだらな人が自分のところの事務所に来ると言われてもなあ、ちよつとなあ」と言い、「あんた子供さんにかわいそうなことをしたな」「何や言ってもあの辺は田舎の方やし、これからいろんなところで差別されるで」と言った。原告は、被告のこのような、原告の選んだ生き方に対する偏見にみちた侮辱や、婚外子をあからさまに差別する発言に非常に傷ついた。(甲8・4頁、原告本人9～10頁)。

被告は、さらに、「妻はそういうことは特に嫌いなたちやからなあ」と、原告が結婚せずに子供を産んだことを、被告の妻は非難する、嫌いだであるという趣旨のことを言った(同9～10頁)。これも、シングルマザーという選択や、婚外子をいわれもなく非難し、差別する発言である。

(5) 被告は、原告に、これまでの大阪府議会における業績の話をし、その中でオーストラリアへ視察旅行に行ったという話をした。その時、被告は「生理休暇の話で通訳が困った」と性を連想させる不快な話題を出し、それに続けて、大阪府の男女共同参画社会に対する取り組みについても、「男と女って体が違うんやから、女が男と同じように仕事ができるわけはない」と、古い固定観念に基づき男女共同参画社会を批判する発言をした。このような話題は、女性であり、既成の男女観にとらわれない新しい生き方を選択した原告にとっては非常に不愉快な話題であった。また、ベッドルームもあるホテルの個室という密室空間に男性である被告と二人きりである状態で、「生理」「体が違う」といった性を連想させる話題を持ち出されたことにも非常に不快感を感じた(甲8・4～5頁、原告本人11～12頁)。

しかし、原告は、社会人としての礼儀や、これから雇用主になる被告への配慮から、不快感を隠し、礼儀正しく話を続けた。

(6) 午後3時半頃、原告は被告に、子供が待っているため退出する旨を告げた。原告は、この日、被告に保育所の迎えが午後5時頃になると話したことはなかった。被告は、「もっとゆっくりにできるとしてこの部屋を取ったのに」と言った。

被告は、その時、一人掛けの椅子に座っており、原告はL字形のソファの広い方の角の近くに座っていた(拡大図1)。原告が帰宅すると告げると、被告は一人掛けの椅子を立て、ソファに座っている原告の左隣に移ってきた(拡大図2)。被告は、左手で原告に握手を求め、原告が同じく左手で握手に応じると、被告はその左手を強く引いた。その勢いで、原告の体が被告の膝の上に崩れ落ちると、被告は右手を原告の腰骨のあたりに回し、「こんなことをしてはいかんかな」と言った。原告は、とっさに顔をそむけたが、被告の突然の行為にただただ驚き、声も出ず、体が硬直してしまった(甲8・5頁、原告本人13～15頁)。

このような被告の行為によって、原告の左半身が被告の身体と密着する形になり、原告は半袖のワンピースから出た自分の腕に、被告の背広越しに被告のぬるい肌の感触を感じて非常に不快だった(甲8・5頁)。また、密室で被告に突然抱き寄せられるような行為をされて、非常に不快、苦痛を感じた。

しかし、原告は不快を表明して就職の話が壊れてしまうことを恐れ、被告に対してはあくまでも礼儀正しく挨拶をして退出した。

2 原告の主張が信用に足ること—原告の主張・証言の一貫性

(1) 原告は、2000年8月下旬から2000年12月という、まだ本件について訴訟を提起することになるなど考えてもいない時期に(訴えの提起は翌2001年5月24日)、被告に宛て手紙を出しているが(甲1、2、4、5)、原告の主張する事実関係は、この時から提訴後の主張、本人尋問における証言と終始一貫している。

(2) 裁判など思いもよらなかった時期に書かれた手紙で言及された被告の行為

①甲2

・加藤様より、パソコンに関しどのレベルの学校に行くようになるか、また英会話能力をみるため、7月24日に府庁に来るように言われました。そのテスト、面接の際には、大阪府議会事務局議事課事務局総括補佐田中利幸様はじめ3人の方から、「問題ないと思います。英会話は我々以上です」と評価をいただきました(1頁)。

・そして7月24日当日午後、ニューオータニの一室で履歴書を書くにあたり、育児休業取得の話から結婚の時期を問われ、婚姻届は提出していない旨話しました時、「未婚の母か。そんなふしだらな人が自分の事務所に来ると言われるとなあ…」とおっしゃられました(2頁)。

・また、7月24日、府庁での面接後、ニューオータニの一室での失礼な行為に対して未だ何らの謝罪の言葉もいただいておりません。加藤様より握手を求められた際、私は雇用契約成立という意味と受けとめ、その握手に応じましたが、私の手を引き寄せ、抱き締めようとなさったことは非常に不快で恐怖を感じました。ご自身の言葉で、「こんなことはしてはいかんかな」とおっしゃいましたからには、当然、非難されて然るべき行為をされていることは承知されていたと解釈いたします(3頁)。

②甲4

・加藤様が言われたふしだらという形容は決して当たるとは考えておりません。結婚して子どもを生んで幸福ととらえる女性もいるように、結婚しないで子どもを生んで幸福ととらえる女性も、少数ではありますが、

いるのです(3頁)。

・私の子どもが今後差別されて当然というような言われ方をなさいました。私が、本人の努力いかんでどうにもならないことで不利益を受けるようなことがまかり通る社会なら、そうならないように、そうしないように努力すべきだと思います。生命の重さは同じです(3～4頁)。

③甲5(2頁)

以下に述べる貴殿の行為について、私はあなたの社会的、道義的責任を追及する。

1. 婚姻届を提出せずに子どもを育てている私を、「ふしだら」と称した侮辱発言について
2. 7月24日、私のワープロ、パソコン技能、および英会話能力をみるため府庁へ呼び立てた後、ホテルニューオータニの一室へ仕事の慣例として私を誘い入れ、握手に応じた際、私を抱きすくめようとした行為について

これらの手紙が書かれたのは、提訴の9ヶ月～半年以前のことであり、原告はまだ本件提訴については考えてもいなかった。原告は、2000年9月4日付の手紙(甲2)では、被告に対し、不採用の通知が遅れたことに対する謝罪、被告が、原告の前職の上司に原告の語学力が採用基準に達しないと事実を反する話をしたことに対する謝罪と採用の基準を明らかにすること、7月24日における面接後、ニューオータニの一室での失礼な行為に対する謝罪、履歴書の返却を求めているだけである(同3～4頁)。その後、被告から一方的に送りつけられた195万円のうち、「生活費相当分」名目の120万円については、知人のアドバイスもあっていったん受領したが、被告の差別発言・セクハラによって傷ついた心は癒されず、カウンセリングを受けているうちに、「自分の納得の行かないことについては、はっきりさせた方が良く考えるようになり」(甲8・8頁)、2002年12月12日付の手紙で被告との話し合いをしようと面談を求めた(甲5)。

つまり、原告はこれらの手紙が書かれた段階では、当事者間での話し合いでの解決を考えていたのである(甲8・8頁「私は、12月には、被告との話し合いをしようと考えていた」)。しかし、原告が病気になるまで面談が流れ、その後、原告は「曖昧な話し合いはできない」という気持ちが強まり、法的な手段に訴えることを決心した(同8頁)。そして、翌2001年3月15日、被告から受領した120万円を返却して、本件提訴を決意した(同)。したがって、これらの手紙は裁判用に書かれたものではなく、原告が本件提訴を決意する以前の主張が記載されているのである。

また、原告のこれらの手紙に対する被告の返信(甲3、甲6の1、2)においては、原告の主張する上記事実関係を、被告は一切否定していない。

(3) 原告の主張・証言の一貫性

原告は、上記のように、本件提訴を決意する以前に書いた手紙の中で、

- ① 2000年7月24日の府庁での面接が、就職を前提に、パソコンや英会話の能力を見ること、被告が原告に通わせるパソコン学校のレベルを見ることが目的であったこと、面接には府庁の職員3名が立ち会い、原告は英会話の能力について高い評価を受けたこと

- ② ホテルニューオータニの部屋で、原告が履歴書を書き、その履歴書に育児休業取得の記載があったことから、原告は被告に結婚の時期を問われ、婚姻届を提出していないと話したこと、それを聞いた被告が「未婚の母か。そんなふしだらな人が自分の事務所に来ると言われるとなあ」という差別発言をしたこと

- ③ 同じくニューオータニの部屋で、被告に握手を求められた原告がその握手に応じると、被告はその手を引き寄せ抱き締めようとするという、セクハラ行為を行ったこと、被告は右行為を行った際、「こんなことはしてはいかんかな」と言ったことを述べている。

これらの主張は、原告が本件提訴後、主張書面、陳述書(甲8)、原告本人尋問における証言で一貫して述べていることであり、いささかの矛盾・変遷もない。これは、原告が事実をありのままに述べているからであり、原告の主張・証言の信用性はきわめて高い。

3. 被告の主張・証言が到底信用できないこと

原告の主張・証言には一貫性があり、きわめて信用性が高いのに対し、被告の主張・証言は、差別発言とセクハラ行為以外はほとんど原告の主張・証言と一致しているのに対し、原告が不法行為として主張している部分のみ、証言の変遷、合理性のない証言をしている。

(1) 提訴前と提訴後で異なる主張

① 原告は、前述のように、提訴前から被告の差別発言、セクハラ発言・セクハラ行為について、被告宛の手紙の中で繰り返し言及しているが、それに対する被告の返信には、これらに対する弁解や反論は一切なされていない(甲3、甲6の1、2)。ところが、本件提訴がなされると、被告は突如、「ふしだらとは言っていない」「握手をしながら右手で原告の肩を叩いて励ました」などという主張をした。

しかし、被告がいうように、差別発言やセクハラがなかったのなら、被告は原告の手紙に対し、その旨弁解や反論をするのが自然である。被告はそのようなことを一切しておらず、むしろ、原告に対し195万円という大金を一方的に送りつけている。

このことは、被告は原告主張の事実関係を認めた上で、金で片を付けようとの意図のもと、上記金員を原告に送りつけてきたことを示している。原告がその金員で懐柔されず、本件提訴に及んだので、被告は慌てて原告の主張を否定し、事実と反するこじつけの反論を始めたのである。

② 被告は、本件提訴がなされた際に、複数のテレビ局からインタビューを受け、その回答が同日のニュースで放映された。

被告は、その中で、女性キャスターを原告に見立てて、ホテルでの行為を実演しているが、それは被告が本件訴訟の中で自ら主張している行為と異なっている。

被告は訴訟では、乙6の2の写真のように、ソファに隣り合って座り、左手で握手をして、右手を原告の肩にやって、頑張りなさいや、と言った、と主張しているが、インタビューでは、女性キャスターと正面から向かい合う位置から、右手を伸ばしてキャスターの右肩を叩くという動作を実演していた。

被告は、このようにインタビューと訴訟で、自己の行為について異なる主張をしているが、これは事実と反することを主張しているために、何ら理由もなく内容が変遷してしまったものである。また、被告は本人尋問において、法廷での証言とインタビューで異なった内容の発言をしていることすら否定し、本人尋問での証言どおりの実演をしたと答えている(被告本人66～67頁)。

(2) 被告の不合理な主張・証言

被告が主張するホテルニューオータニの部屋における事実経過は、全く事実と反するものである。ルームサービスのメニューや部屋で飲んだ飲み物の種類からして、事実と反するものであるが、争点に直接関係しないので反論は省略し、本件争点に関係する部分について取り上げる。

① 東北地方で先生をしていたという話

被告は、ルームサービスを待っている時、原告が記載した履歴書を見ながら原告と雑談をしていると、原告が東北地方で先生をしていた頃の話をはじめた、と主張するが(乙9・7頁)、実際には原告は東北地方ではなく、四国で英語を教えていたのであり、その話をした時期も、ニューオータニではなく、以前りんでん幼稚園でその話を聞いて、原告が英会話ができることを知り、7月24日の面接で原告の英会話の能力を府職員に判定させたのである。被告も、面接以前に原告が英会話ができるという話が出ていたことを認めている(被告本人4頁、39頁)。

② 児童扶養手当

i 被告は、原告が婚姻届を出さなかったことを話した際、そのことから、婚姻届を出していないから児童福祉手当が半額だという話が原告から出、「今時、そんな差別があるのか」と驚き、「一度調べなアカン」と思ったのであり、夫の生存中に婚姻届を出せなかったために半額になってしまったのなら「それは損をしたな」と言ったのであって「ふしだら」とは言っていないと主張する(乙9・8頁、被告本人19～20頁)。

ii 被告は、昭和40年から36、7年間も政治家として活動していたベテランである。このような人物が、婚外子であっても児童扶養手当が半額になることはないことを知らないなど、考えられない。

原告は被告に児童扶養手当が半額になるなどと話したことはなく、ただ、婚外子の場合、相続分が2分の1になるという差別があるという話はしたことがある。ところが、被告は原告のこの主張を否定しようとして、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とした、民法90条4号を、「知らなかったと証言している。右規定は、憲法14条1項に反するのではないかということが争われ、最高裁判例も出ている有名な規定である。そして、この規定は、長年にわたって、民法

改正の議論に盛り込まれている争点であり、立法府の議員である被告が本件証人尋問で原告代理人から反対尋問されるまで、全然知らなかった(被告本人53頁)というのは、きわめて不自然であり、到底考えられない。被告がこのような荒唐無稽な供述を行うのは、自身の「ふしだら」という発言をなかったことにするため、無理矢理、「児童福祉手当が半額になるという話を原告から聞いたので、それは損をしたと言っただけ」というこじつけを行った結果であり、そのような事実と反する主張を行ったため、供述が破綻をきたしたのである。

被告は、シングルマザーについて、子供が可哀相であると思っていたこと、あまりよくない印象を持っており、「私の子供にはそういうことはさせません」(被告本人55頁)と、自身の偏見を認めている。このような被告の偏見と、上記無理なこじつけによる供述の破綻からすれば、被告が原告に対し「ふしだら」という差別発言をしたことは容易に肯定できる。

③ セクハラ行為についても、上記(1)②のような矛盾・変遷が見られ、被告が事実と反する主張をしていることが露呈されている。

④ そもそも、「仕事上、重要な話をする時は、ホテルニューオータニの部屋を使う」という被告の主張自体、額面通りに受け取れるものではない。被告からはホテルの利用状況が提出されているが(乙8の1～3)、本件以前の最近の利用状況は、1998年4回、1999年0回、2000年3回であり、さほど頻繁に利用しているとも思われない。また、被告が利用している部屋は、「ラージツイン」「エグゼクティブスイート」「デラックスダブル」「ジュニアスイート」といった、一人で仕事をするための部屋としては贅沢な部屋ばかりである。料金も、被告によると、「ジュニアスイート」で「6万か7万円」で、それが割引で5万円になっているということ(被告本人48～49頁)、非常に高額である。このような部屋が本当に仕事のために必要なものであるのか、首を傾げざるを得ない。このような部屋で原告と二人きりになるという状況を作り出したことから、被告のセクハラ意图がうかがえる。

(3) このように、原告の主張が終始一貫しており、矛盾・変遷がないのに対し、被告の主張・証言は、矛盾・変遷が多く、不合理で、自己破綻すらきたしている。これは、原告が真実を主張しているのに対し、被告は事実と反するこじつけの弁解・反論をしていることを明らかに示している。

第3. 原告が受けた被害の甚大さ

1. 原告は、被告による差別的侮辱発言、及びセクシュアル・ハラスメント、就職への期待権の侵害により、多大なる精神的苦痛を受けた。

非婚の母としての生活スタイルを自らの権利として選択し、生きていた原告にとって、単なる私的な会話としてではなく、就職の面接の場という公的な場において、しかも、府議會議員という立場にある人物から、「ふしだら」「子供に可哀相」「差別されるで」と侮辱されたことは、自分の生き方そのものを否定されたことであり、非常に怒りと悔しさを感じた(甲8)。

しかも、被告から、男女二人の密室において、体のことや生理の話が出され、ついには、被告を信頼して握手に応じたところ、いきなり、強く身体を抱きすくめられるという性的被害を受け、鳥肌立つような性的不快感を覚えた。被告は、このときの原告の反応に関して、その尋問において、原告のことを「深癪」と称したが、このことは、原告が、被告からの突然の強引に抱き寄せられたために、被告が「深癪」と感ずるほどに身体が固まってしまって、身体が不快感を自然に表現したために、身動きが取れなくなったことを示しているものであり、被告が主張するような支持者との握手や励ましの際たき程度の接触では、到底生ずることのなかった衝撃があったことを示すものである。

このように、原告は、被告からの身体的セクシュアル・ハラスメントによって精神的苦痛を負わされたにとどまらず、このようなセクハラ行為が、経済的に弱い立場にある原告に対して、就職をエサにして行われたということ、すなわち、原告が人として軽んぜられたこと、辱めを受けたことによる精神的苦痛は、まさに人間としての尊厳を傷つけられたものであり、その受けた精神的傷は甚大である。

しかも、原告は、被告からの熱心な誘いに乗せられた形で、被告の後援会事務所への就職を決心し、お盆過ぎからは、パソコン教室に通わせるという被告の言葉を信頼して、前職を退職したにもかかわらず、失業するという憂き目に遭ったものであり、さらにその点での精神的ダメージを負わ

されたものである。

2. 被告は、原告がセクハラ被害に遭ったにもかかわらず、前職を退職し、被告の後援会事務所への就職の準備をすすめていたことを捉えて、被告による差別発言やセクシュアル・ハラスメントの言動が存在しなかったのではないかという趣旨の尋問を行ったが(被告尋問調査46頁以下)、母子家庭である原告にとって、月収20万円が保障される就職がどんなにか魅力であり、経済的基盤の確立が厳しいものであるかへの理解を欠如していると言わざるを得ない。

被告は、むしろ、原告にとって、後援会事務所での就職の勧誘が大きな魅力であることを承知のうえで、そのような好条件の就職をエサにして、卑劣な不法行為に及んだものであり、それによって受けた原告の精神的被害は甚大である。

被告は、このような原告の人格権を、巧みな計画的行動によって、故意に侵害したものであり、原告に対する慰謝料額は、少なくとも300万円を下回るものではない。

第4. 原告の不採用の理由と195万円の送金

1. 被告は、原告に対して、採用を断る旨の返答をした平成12年9月13日付の手紙において、不採用の理由については、何の説明をしていない(甲3)。むしろ、被告はこの手紙においても、また、被告本人尋問においても、原告の能力を高く評価しており、かつ、原告の人柄について、「非常に誠実」「悪い人じゃない」(被告尋問調査2頁、67頁)と評しているのであって、不採用の合理的な理由は何ら示されていない。

後述のように、保険契約の締結時、あるいは絵画コンクールの問題においての原告の言動や対応について、早とちり等の問題があったことが、本件裁判になって初めて持ち出されたが、これらは真の不採用の理由とは到底言えない。

また、被告は、前記不採用の手紙とともに、常識では考えられないほどの多額の195万円もの郵便為替を同封したことについても、何ら合理的な説明をなしていない。

2. 被告が7月24日を境として、原告に対する熱心な態度が打って変わったのは客観的事実経過からして明らかであり、7月24日の出来事が被告の態度の変化を引き起こしたと見るのが、ごく自然である。

すなわち、原告が、一般的な未婚の母であるのではなく、被告が嫌悪する生き方である、婚姻届けを出さずに出産をしたシングルマザーであることを知ったこと、さらには、ホテル内で性的なわいせつ行為に及ぼうとして原告の身体を抱き寄せるといったセクシュアル・ハラスメント行為に及んだものの、原告が身体を硬直させて身を引き、応じなかったために、失敗に終わったことが、原告を不採用とした最大の理由であると言わざるを得ない。そして、その後の原告からの問い合わせに対しても不誠実な対応を示したものの、原告が第三者にも相談して、きちんとした形で謝罪を求めるとしてきたことから、自分の立場上、問題が表ざたになることを恐れ、原告の口封じのために金銭的解決を図ろうと、大金を送金したと考えざるを得ないものである。

このような被告による多額の送金の事実は、7月24日に、原告に対し、多額の金銭賠償をしなければならぬほどの行為に及んだこと、すなわち、原告に対する差別発言を行い、かつ、セクシュアルハラスメントの行為に及んだことの何よりの証左である。

第5. 裁判で初めて持ち出した不採用の理由

1. 被告は、提訴前での原告との手紙のやりとりの中では、不採用の理由を説明しておらず、提訴直後のテレビインタビューでは、「能力的なことでは不採用とした」と述べていた。

しかし、訴訟においては、被告は原告の能力には問題がなく、パソコン以外は被告の求めている後援会事務所の職員に合致していたと認めている(被告本人46~47頁)。そして、突然、絵画コンクールに関するトラブルがあったとして被告の妻である加藤英子が原告の採用に反対意見を述べたこと、被告が原告を通じて申し込もうとした保険契約についてトラブルがあったことなどを、不採用の理由として主張してきた。これらは以下の通り、事実と反する全くのこじつけである。

2. 絵画コンクール

(1) 被告の主張によると、被告は面接終了後の2000年7月末か8月初め頃に、原告を被告の後援会事務所に採用しようと考えていることを、

妻の英子に話して意見を求めたが、英子は、これに対し以下の理由で消極的意見を述べた。

英子によると、住友生命が幼稚園児の絵をルーブル美術館に展示するという企画があり、2000年7月19日、原告が案内パンフレットと画用紙150枚を持参して、りんでん幼稚園の副園長を務める英子に協力を依頼した。しかし、その後締切が8月4日であり、幼稚園が8月21日に終了式、翌22日から夏期休暇に入るため提出できないことが判明した。英子は直ちに住友生命に連絡を入れ、住友生命の当該企画担当者と交渉の結果、りんでん幼稚園は8月31日に提出できれば、入選者の作品を茨木市のジャスコに展示するが、はルーブル美術館展示の資格はないということとで解決を見た。7月21日、住友生命茨木支部長と原告の上司の2名が英子の元に謝罪に来た際に、原告のことを「早とちりが多い」「先走る」「慌て者」と評し、英子はそのような原告は後援会事務所の事務員には向かないと思うと被告に言った。

(2) 加藤英子の証言の信用性はきわめて低いこと

しかし、上記被告の主張に関する英子の証言は不合理な点が多く、到底信用できない。

① 英子は、原告が7月19日にコンクールの勧誘を受け、パンフレットと画用紙150枚を届けたと述べている(加藤英子証人尋問調査書1~2頁)。

しかし、実際には、原告は、最初、パンフレットと画用紙50枚を持って行き、その後、英子から画用紙が足りないので追加してほしいとの依頼を受けて、追加の画用紙を持参したのである。英子は画用紙の追加を否定するような供述をしているが、一方で、7月19日以前に原告から絵画コンクールのパンフレットが1枚程度届いており、机の上にあったと述べている(同1頁)。また、画用紙の追加についても、「19日は、だから150枚くらい持ってこられたんだと思います。だから、配布できたんです。全員には配布できなかったんです」「持って来られたのを配った覚えがあります。…だから、足らなかったのは確かです。全員には渡らなかったです」(同13頁)と、当初届けられた画用紙では枚数が足りなくて全員には配布できず、原告が約150枚を追加したために配布することができた旨の供述をしており、これは原告の主張に沿うものである。

② 英子は、このような問題を、りんでん幼稚園の園長である夫の被告に全く報告せず、被告から、原告の就職の話がされた時に初めて話したという(同17頁)。しかし、英子のいうように「大変困ったと、幼稚園としても本当に大変だった」「ほんとに私も必死でした」(同9頁)ということであったとすれば、幼稚園の最高責任者である被告に全く報告や相談をしないというのは、いかにも不自然である。仮に、英子のいうような大問題であったのなら、園長である被告のもとに保護者から問い合わせが行く可能性もあり、そのような場合に被告が全くそのような事実を知らないというのであれば、被告の信用問題にもなる。

このような英子の不自然な対応は、この問題が、実際には、被告の主張するような事実関係ではなく、さほどの大事でもなかったことを示している。被告が突然このような理由を挙げたのは、後援会事務所の職員として能力を認めていた原告を、被告が不採用にした真の理由—シングルマザーに対する差別—を糊塗し、別のそれらしい理由を用意しなければならなくなって、窮余の策として思いついた裁判用のこじつけにすぎない。

③ 被告の主張との食い違い

英子は被告側の証人であるにも関わらず、その証言は被告の主張・証言とすら大きく食い違っている。

i 英子は、被告が原告を後援会事務所に採用しようと考えていることについて、面接後の7月終わりか8月初めまで「聞いてません。そのときに初めて相談を受けました。7月の終わりくらいですね、そのときに初めて受けました」(英子証人尋問11頁)と述べている。

他方、被告は、原告の採用について考え始めた当初から英子に話をしてたと述べている(被告本人41頁)。被告によると、英子は、絵画コンクールの件が起きる前は、「あんたがボンと死んだら、時任さんは子どもを育ててはるおんい、その保証はできるんですか」と、被告が原告の将来の生活に責任を持ってないことを理由に反対し、絵画コンクールの件後はそれを理由に反対したということであり(同)、英子の供述と大きく食い違っている。

ii 英子の証言には、その他の点でも、以下のように被告の主張との

食い違いが見られる。

ア 被告後援会事務所への就職を決意した原告が、自己紹介文や塩昆布などを持って被告宅を訪れた時の証言であるが、被告は、その時、「家内が玄関におった」と、英子と一緒にいた旨述べているが（被告本人42頁）、英子は「覚えがありません。主人がいてるときじゃないでしょうかね」と、自分がその場にいたことを否定するような供述をしている（英子証人尋問11頁）。また、その際、原告が持参した自己紹介文が「花か何かを印刷したような（封筒）で、それで、ふつと、時任さん、これはラブレターやなあと笑いながら言った」（被告本人42頁）と被告は供述しており、陳述書でも「妻が目の前にいる状況で言った言葉とすれば、時任さんが言われるような意味を含めて言った言葉でないことは明か」（乙9、5頁）と述べているが、英子は「覚えておりません」と頑なに否定している（英子証人尋問11～12頁）。

イ 上記の訪問の目的についても、被告は「履歴書を届けに来た」（乙9、4頁）と明言しているにも関わらず、その場に一緒にいたはずの英子は、「保険の勧誘の話でした」（英子証人尋問1.1、1.2頁）と、全く異なる供述をしている。

英子は、原告の訪問は保険の勧誘の話で、原告はその後被告と上にながり、英子がお茶を出した時、二人はテーブルの上でそのような話をしていたと証言しているが（同12～13頁）、これは、被告が「出かけようと玄関に出たところ、時任さんが来られたので、玄関先で（履歴書等を）受け取ったもので、私は外出を急いでおり「後で見せて貰います」とだけ言って受け取りました」（乙9・5頁）と主張しているのと大きく異なる。

iii このように、被告側証人と被告の供述さえもが大きく食い違っているのは、被告側が事実を反する主張をして、その場限りのつじつま合わせをしているからに他ならず、被告の主張も、英子の証言も、到底信用できない。

④ また、英子の証言は、全般的に、都合が悪くなると「覚えていません」を連発したり、上記①のような曖昧な供述で誤魔化そうとする態度が見られ、信用性はきわめて低い。

3. 保険契約

(1) 被告の主張によると、7月12日に被告が原告を通じて保険加入の申込みをした際、持病があるので保険に入れるかと原告に尋ねたところ、原告が大丈夫だと請け合ったので、申込みをした。しかし、その後、やはり保険加入ができないと言われ、既に支払った保険料を払い戻して貰った。この時、原告は既に住友生命を退職しており、保険料の返金について最後まで責任をもって処理をしなかったことに不信感を持ったということであるが、これも絵画コンクールの件同様、裁判用にこじつけた理由である。

(2) 実際には、原告は大丈夫と請け合っただけで、「申込書を書いて頂いても、その後で加入できるかどうかの審査があり、その判断するのは私ではありません」と説明し、それを聞いた被告はとりあえず申込用紙に記入し、「まあ、こんだけ書いていたから、あんた、これで通るかどうかわかってみなはれ」と原告に渡した。これについては、被告も、原告が「必ずこれで契約成立ですよ」と言ったわけではないことを認め、「そういう言葉は言っておられないです」と証言している（被告本人38頁）。

また、被告の申込みは却下されたわけではなく、必要事項の記載が漏れていたため、原告が書き直しを頼んだにすぎない。

4. 以上のように、被告が裁判で突然主張した不採用の理由に関しては、被告自身の主張・証言間の矛盾、被告の主張・証言と被告側証人加藤英子の証言との間に大きな食い違いがあり、事実を反するこじつけの理由であることが明かである。

以上

(最終準備書面の全文掲載を快く承諾していた上野・奥野弁護士にお礼を申し上げます。)

平成14年3月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成13年(ワ)第5144号 損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 平成14年1月15日

判決

原告
同訴訟代理人弁護士
同

時 任 玲 子
雪 田 樹 理
奥 野 京 子

被告
同訴訟代理人弁護士
同
同
同
同

加 藤 法 瑛
高 木 伸 夫
清 田 卓 宏
細 川 喜 信
的 場 智 子
草 島 歩

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

(省略)

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 原告は、その本人尋問において、争点(1)ア(ア)aの主張に沿った供述をし、その陳述書である甲8号証にも同旨の記載がある。しかしながら、前記第2の2(5)、(6)の事実を鑑みると、原告は、平成12年7月24日に本件部屋で

不当な判決に

私達は心から
怒りを覚える。

裁判官は、「最終準備書面」
を全く無視し、被告側の
言い分だけを取り上げ
判決を出している。

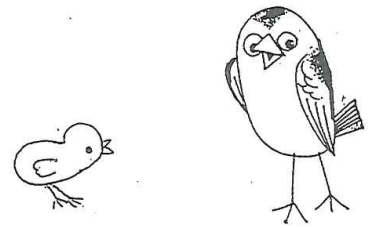
○時任さんにはいっせよ!

もし

○雪田弁護士・奥野弁護士

がんばって!!

行われた被告との面談後、この面談が上首尾に終わり、被告に気に入られて、後援会事務所の事務員として採用されることは間違いがないと判断していたといえるところ（そうでなければ、原告が、この面談の直後に、被告から採否の連絡を受けないまま、保険外交員を退職する手続をするはずがない。）、原告が、被告から、争点（1）ア（ア）a記載のような侮辱的発言を受けながら、上記のように判断したとは考え難いのであって（被告がこのような発言をしたのであれば、原告は、被告から否定的評価を受けたと考えることになるはずである。）、この点に照らすと、原告の前記供述及び甲8号証の前記記載は信用できず、他に、争点（1）ア（ア）aの主張事実を認めるに足りる証拠はない。



今でも、多くの女子学生は、就職試験の面接官から、ひどいセクハラ発言をされても、内定をもらうために、抗議もできず、じっと耐えている。多くの職場で、セクハラ行為が起こっている。「セクハラの大惧がある」といっていたら、どこにも就職できない。どんな職場でも、入ってしまえば、就職した者勝ち。その後で、いくらでも戦うすべはあるし、仲間づくりもできる。こうした現実を、裁判官はちっとも分かっていない！！

(2) 原告は、その本人尋問において、争点（1）ア（イ）a, bの主張に沿った供述をし、その陳述書である甲8号証にも同旨の記載がある。しかしながら、前記第2の2（5）、（6）、（8）の事実を証拠（原告本人）を総合すると、原告は、平成12年7月24日に本件部屋で行われた被告との面談後、被告から不採用の通知を受けるまで、後援会事務所に就職することを強く希望し続けていたことを認めることができる。原告が、被告から、本件部屋において、いわゆるセクハラ行為に該当するような発言及び身体的接触行為を受けながら、後援会事務所に就職することを強く希望するなどということはおよそ考え難いのであって（原告が後援会事務所に就職すると、原告が被告と行動を共にする機会が多くなることは容易に予期できることであるから、原告が、被告から、本件部屋において、いわゆるセクハラ行為に該当するような発言及び身体的接触行為を受けたのであれば、原告において、今後もこのようなセクハラ行為に該当するような発言及び身体的接触行為が継続してなされると危惧するのが当然である。）、この点に照らすと、原告の前記供述及び甲8号証の前記記載は信用できない。なお、前記第2の2（8）オ、カのとおり、被告は、原告から、採否の通知を長期間しなかったことや平成12年7月24日に本件部屋で失礼な行為をしたこと等に対する謝罪等を求める内容の手紙を受け取り、原告に対して、195万円の郵便為替を送付しているが、この事実によって、原告主張のいわゆるセクハラ行為の存在が裏付けられるとはいえない〔証拠（被告本人）に弁論の全趣旨を総合すると、被告は、採否の通知を長期間しなかったことに対する道義的責任を感じ、これを果たす趣旨で、原告に対し、195万円の郵便為替を送付したことを認めることができる。〕。他に、争点（1）ア（イ）a, bの主張事実を認めるに足りる証拠はない。

セクハラされた職場への就職を希望すれば、セクハラの実態が無かったことにされるなんて！こんな酷い判決があるのだろうか。

採否通知の遅れという道義的責任を感じただけで、195万円も払うとは、“一般常識”ではとても考えられない。

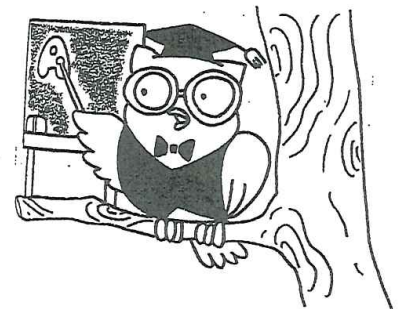
2 争点（2）について

前記第2の2（3）、（5）の事実によると、被告において、原告を気に入り、後援会事務所の事務員として就職することを勧誘するようになったものであるといえるところ、前記第2の2（5）、（6）、（8）の事実を証拠（甲8、乙9、原告本人、被告本人）を総合すると、被告は、平成12年7月24日に本件部屋で原告と面談した際には、原告を後援会事務所の事務員として採用するか否かを決定せず、原告に対し、採否については後日連絡する旨告げたこと、原告は、この面談の結果、後援会事務所の事務員として採用されることは間違いがないと判断し、その直後に、被告からの採否の通知を待たずに保険外交員を退職する手続をしたこと、被告は、1か月余りの間、採否を決めかね、原告から催促されてようやく採用しない旨を伝えたことを認めることができる。しかしながら、このような事実が存在することによって、法律上保護される権利として、後援会事務所に就職することへの原告の期待権なるものが発生すると解すべき根拠は見出し難い。

~~~~~ は 婚差会

### 3 結論

以上によると、その余の争点につき検討するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却すべきである。よって、主文のとおり判決する。



大阪地方裁判所第22民事部

裁判官 谷 口 幸 博



# 婚差会つうしん No.83

2002年4月20日発行

## 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION AGAINST CHILDREN BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区  
郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail:

### みんなに会いたい ★ 婚差会合宿 ★

行き先 城崎温泉 権左工門  
日時 6月15日～16日  
費用 大人 20000円  
子ども(小学生以下)は無料  
費用は大阪駅からのJR料金  
と1泊2食付き宿泊費を含む

集合場所 ACTY大阪 大阪駅  
ビル1F ホテル グランヴィ  
アのロビー  
集合時刻 乗車する電車が決まり  
次第、参加者に連絡します  
申し込みは同封のがきで  
5月12日必着。

出席者で携帯電話をお持ちの方は  
番号をお書きください。出席できな  
い方も近況報告をお送りください。  
次号からのつうしんで順次ご紹介し  
ていきたいと思ひます。メールアド  
レスをお持ちの方は、婚差会から情  
報をメールでお届けすることも考え  
ておりますので、よろしければ、は  
がきにご記入ください。

(注)都合で大阪駅に集合できない  
方は、必ず5月末までに屋代まで連  
絡してください。個人用クーポンを  
送ります。交通費の不足分は個人で  
ご負担ください。またキャンセルは  
できるだけ5月25日までに。キャン  
セルに費用がかかった場合、実費  
を徴収しますのでご了承ください。

#### <今号の目次>

- ・民法改正婚差会の立場 1～3めん
- ・S.Tエムからの手紙 3めん
- ・民法改正～新聞記事から 4～5めん
- ・児童相談所から子どもの現状を見る 6～7めん
- ・親を知らずニニの意味 8～9めん
- ・親を知らず権利たがひ～新聞記事から 10めん
- ・児童扶養手当(今)削減反対 10めん
- ・認知と支給停止と無効に } 10めん
- ・どうなるか母子家庭 11めん
- ・新聞記事から 12めん
- ・住居ネットも危ない 13めん
- ・スケジュール、会計報告 } 14めん
- ・ハズポートがついに必要に

夫婦別姓と非嫡出子相続の嫡出  
子との同等化を含む民法改正案は、  
夫婦別姓を「選択的」から「例外  
的」までトーンダウンしてもなお、  
自民法務部会の「一部の人のた  
めに家族のきずなが弱まり、国が  
大変なことになる」という強い反  
対意見に阻まれて、今国会も審議  
できないまま廃案になりそうな情  
勢である。さらに別姓導入のため  
の民法改正自体も見送られ、通称  
使用を認める特定法の制定で十分

## 婚差会は戸籍制度と対決しない別姓導入には反対します。

というところまで話が変わる可能  
性までが伝えられている(朝日新  
聞02年4月11日付)。しかし、  
たとえ通称使用にお墨付きを与え  
たとところで、別姓推進派にとつて  
は自己同一性を否定される現状は  
手つかずのまま何らメリットは  
ない。同時に提案されたはずの、  
婚外子差別の根幹となる条項であ  
る900条4号但書の改正は、い  
つのか影が薄くなってしまっ  
ている。婚外子差別撤廃を願う私

たちにとって、戸籍温存派と戸籍  
解体派による事実婚カプルのと  
りこみ合戦とも見えていた別姓論  
議は、戸籍や民法に「一かけらの変  
更も迫れない通称使用の拡大程度  
の話として、なんともさえない結  
末を迎えるかもしれないのである。  
一方で、01年の5月に内閣府  
が実施した世論調査では、「夫婦  
がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を  
名乗ることができるように法律を  
改めてもかまわない」という回答

が42.1%、「夫婦は必ず同じ名  
字(姓)を名乗るべきであり、現  
在の法律を改める必要はない」と  
の回答29.9%を大きく上回っ  
た。今国会で審議されなくとも、  
いずれ、別姓での届出法律婚は実  
現するだろう。家族単位でしか登  
録できないという、世界でも特異  
な戸籍制度の枠を変えずに、みん  
なが婚姻届を出して戸籍上の家族  
を形成し、次の世代の家族単位登  
録を作っていく、という現在の形  
1976年に婚氏統稱の制度がで

守るには、姓の個別化要求に対  
してほんの少し妥協して、別姓で  
の婚姻届を合法化するしかないか  
らである。  
別姓反対論者は、なぜ「一部の  
(名前を変えたくないというわが  
ままな)人のために」↓「国が大  
変な事になる」とまで危機感をつ  
のらせ、大騒ぎをするのだろうか  
か? 別姓反対論の中には、「夫  
婦別姓のための民法改正は」結婚  
制度を否定する法律であり、少数  
の人への同情でこの法案を通して  
しまえば、日本は根底から変わっ  
てしまうのです」「別姓を採用す  
れば、誰が結婚し、誰が結婚して  
いないかもわからなくなり、日本  
の社会は大混乱に陥るであろう」  
という声まである(インターネット  
「夫婦別姓問題」)。  
一つの例を出してみよう。それ  
まで離婚すれば、結婚改姓した女  
性は夫の姓を名乗れなかったが、  
1976年に婚氏統稱の制度がで  
きて以降、離婚後も使い慣れた自  
分の姓として婚氏を統稱する女性  
は年々増加し続け、離婚女性の3  
分の1以上を占めるまでとなつて  
いる。この現象は、離婚した夫の  
姓であつてさえも、自己の姓の継  
続性を望む人の多さを物語ってい  
る。選択的夫婦別姓という中立的  
な制度ができたら別姓を希望する  
と答えた人は今のところ18.2%  
(01年5月の内閣府のアン  
ケート)にとどまっているが、こ  
りではない。  
このような父権(夫権)家族を  
単位としないで、個人の尊厳と基  
本的な人権を基礎に考えれば、無償  
で家事労働をする専業主婦を持ち、  
家事に煩わされない男性の長時間  
労働を基準として成り立つ企業社  
会(男性の過労死と働く女性の過  
酷な二重労働を生む)、主たる生計  
の担い手が夫であることが前提の  
女性の低賃金、パートの劣悪な勞  
働条件、職場での男女差別などに  
(2面へ続く)



(1) 面から続き

支えられた産業構造、女性の無償労働をアテにした貧しい福祉政策と地域づくりといった国家の仕組みは変更せざるを得ない。「国が大変なことになる」と言うのも、ある意味では当たっているかもしれないのである。

別姓による届出法律婚が容認されれば、「誰が結婚し、誰が結婚していないかわからなく」なることは、大いにけっこう、姓からは父親と姓の違う婚外子や、母親と姓の違う離婚母子などの単親家庭の子を区別する事はできなくなり、社会の風通しも少しは良くなるかもしれない。また、別姓で、男女がお互いに職業を持っていれば、(この二つは連動していることが多いのは事実である)財産相続(これも遺言があれば相続可能)は別として、実は日々の暮らしの中で婚姻を届け出る経済的メリットはほとんどなく、給与中の配偶者手当や扶養控除をはじめ、税制も年金制度も、専業主婦もしくは年収130万円以下の家計補助パトの主婦のみを優遇しているのは、昨今話題になっている通りである。夫婦別姓が導入されて、婚姻届を出しても別姓のままいられるのなら、形の上では届を出さない前と同じで、別にメリットのない人にとっては、その次の段階で婚姻届を「出さない」という選択肢が可能になり、届出法律婚自体に風穴があくかもしれない、とい

うのが夫婦別姓導入に対する私達の希望でもあった。ところが、別姓推進論議はおかしな方向に行き出した。たとえば「別姓のままにいたいために、婚姻届を出さず、その結果、子が非嫡出子になるのは不本意である」、事実婚は、届出法律婚と事実上同じで、その子でも非嫡出子とされて不利益をこうむるのはおかしいという主張であるが、ここには事実婚カッパル以外の男女から生まれた子どもは、非嫡出子として差別されても当然であるという論理が透けて見える。このような論理に基づく別姓は、親とは全く別人格である婚外子への制裁的差別を基本的に容認する側面を持つている。このような論理に基づく別姓では、事実婚カッパルのうち、別姓のために婚姻届を出さないカッパルが法律婚の範囲にとりこまれた後、非婚の母子に対する差別はさらに強化されるのではないだろうか、と危惧せざるを得ない。このような別姓導入の主張に対して「婚外子差別と闘う会」は、初期の段階から異議を申し立ててきた(1989年「ちよ、ちよと待つて夫婦別姓」集会)。私達は、婚姻届を出さざるための脅しとして婚外子差別が温存される限り、たとえ別姓での婚姻届が可能になったとしても婚姻届を出すつもりはない。婚姻届の有無で生まれた子どもを選別する事自体

が間違っていると考えているからである。また、一人っ子同士の結婚で同姓を強制されると、女性の側の家名が消えてしまふ、夫婦別姓が導入されれば両方の家名が存続できると、だから別姓に賛成であるという、いわば、根強く残る「家」の論理による別姓賛成論がある。これについては、仮に別姓が認められても、その夫婦の子がまた一人っ子だった場合、どちらかの姓しか継承できず、別姓反対論者が言う通り、問題を一世代先送りにするだけで根本的解決にはならない。このように別姓推進論は、私達「婚外子差別と闘う会」からすれば、容認しがたい別姓賛成論をも含んだ形で進んでいった。まさしく同床異夢だったのである。

なぜ、夫婦別姓を求めるのか、個人のレベルから、仕事上の不便や不利益、自己喪失感、氏名権といった立場の論理もまた、広く主張されている(「東京弁護士会の意見書」など別姓推進論の主流)。しかし、仕事上の不便などの論理は、中立的な選択の夫婦別姓論から(一部のわがままな、仕事上不便な人達だけの)例外的夫婦別姓論への後退、さらに進んでついに戸籍制度にはひとかけらの変更も迫れない、通称使用の拡大でいいじやないか論への変質という結果をもたらしただけであった。これは夫婦別姓論が、婚外子差別をせむ

とも必要とする戸籍制度(婚姻届を出す大きな理由の一つが、子どもに対して無責任だから…つまり、子どもを私生子にしないため、である)や届出法律婚の欺瞞性(「夫一人制のモラルをタテマエとしながら、男性の婚外の性を容認し、婚外の性で誕生した子の父だけを免責する制度)を問わず、届出法律婚と戸籍の枠組に入る方向、別姓の合法化という方向でしか、問題の解決論理を構築できなかったツケではないか。別姓論のこのまでの後退は、世間的コンセンサスを得ようとするあまり、現行制度に根本的異議を唱えず、全く異質な論までをも別姓推進の援護勢力とみなした論理的脆弱性の結果ではないだろうか。

今日、人々は、なぜわざわざ婚姻届を出して自分たちの性関係を法律婚という形にするのだろうか? 新聞報道によれば「できちゃった」婚による婚姻届提出が非常に増えているという。2000年生まれの子の26%が、妊娠期間より短い結婚期間で生まれているというのである(朝日02年3月16日付)。ここからは、二つの事柄が読み取れる。現在、子どもが生まれるというのでなければ、婚姻届を出して二人の性関係を公認してもらう必要はあまりない事、しかし、妊娠したとなれば話は別となる事、この二つである。

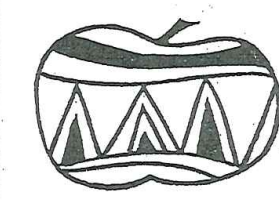
すれば、「子どもがかわいそう」「子どもを「私生子」にするなんて)親として無責任」「結婚できないのなら、おろすしかない」との脅しがふりかかる。婚外子には社会的差別がある事をみんなが暗黙のうちに感じていたがゆえに、「できちゃった婚」に踏み切るか、それができないのであれば「生まれてこないほうがしあわせ」と勝手に決められ、中絶手術がすすめられる。この婚外子に対する社会的差別の重圧が人々を婚姻届出に追い込んでいる。婚外子差別は、家族の形態を、法律婚夫婦と未婚の子ども(「戸籍上の家族」というモデルに画一化する脅しとして大きな力を発揮しているのである。だからこそ、国際世論に国際人権規約や子どもの権利条約違反だと手厳しく非難されても、日本政府は、公的書類での露骨な差別記載さえも差別ではない、法律婚家族の保護に必要な合理的区別だとか、たかくなまでに主張するのである。確かに必要であろう。婚姻の届出があつてはじめて戸籍上に新しい家族登録が生まれる。つまり、戸籍制度の完備のためには、自主的な婚姻届出が不可欠なのだから、婚姻届を出してはならないという脅しが必要であり、婚外子差別はそのため温存され続けているのである。

人々の暮らしは個人化し、多様

理由の解雇無効  
地裁堺支部判決  
入籍せず妊娠したことを理由に解雇されたのは不当として、大阪府松原市内の私立幼稚園の教諭だった女性(29)が、園長(46)と園を経営する学校法人を相手取り地位権認や慰謝料の支払いなどを求めた訴訟の判決が13日、大阪地裁堺支部であった。

竹中邦夫裁判長は女性の主張を全面的に認め、園側に慰謝料250万円や未払い賃金など総額約660万円の支払いを命じた。

2002.3.14朝日



松原市の幼稚園  
教諭事件一審勝訴  
(ワケム79号参照下頁)  
相対的合控訴せず  
総額7シ



(二面から読み)

化ははじめている。離婚による単親世帯、結婚しない単身世帯、子と同居しない老人世帯などの増加は誰にも止めることはできない。

それでも、「婚外で子どもを産む」と差別が待っている」という脅しにより、同姓強制の婚姻届は、非常な高率で、自主的に届け出られる。そして新たに家族単位で登録される戸籍が再生産される。この巧妙なシステムのおかげで、日本は諸外国に比べて「根底から変わってしまおう」ことなく、なんとか現在の社会秩序を保っている、というのが、現行制度維持派の自負であろう。日本政府が、「婚外子差別は法律婚家族の保護のために必要」と言い切ってはばからないのは、言いかえれば、法律婚家族を屋台骨とする戸籍制度を守るためには婚外子差別が必要という事である。

この点に関しては、別姓反対派の方がよほど正確にシステムの本質を見抜いている。彼らの「この法案を通してしまえば日本は根底から変わってしまうのです。今までの『結婚すれば同姓となる』という社会の延長上にある法律ではないのです」という指摘は、別姓導入が届出法律婚以外の家族をも容認する突破口になるのではないかという危機感を表明している。この「別姓導入が戸籍支配による日本の社会を変えてしまいかもしれない」という危機感は、私達「婚

外子差別と闘う会」が別姓導入に期待したものと同じものを裏側から見ているのかもしれないのだ。夫婦別姓導入の論理は、欺瞞に満ちた届出法律婚と婚外子差別に支えられた戸籍制度を個人籍へと解体するものでなければならない。仕事上の不便だけを理由として、例外的別姓の容認、通称使用拡大の容認と、いたずらに時代に逆行する論理にまで妥協して別姓の合法化を求めれば、現行制度は無傷のままとなり、事実上の個人籍への展望も消え去ってしまう。もちろん婚外子差別を強制的に押しつけるの婚外子差別は温存され続ける。

逆にな、婚外子差別に屈せず、ここで踏みとどまって婚姻届を出さずに事実婚を実践し続けられ、非婚の母子のみが同籍する戸籍が確実に増え、「夫婦と未婚の子」をセットにする戸籍制度に風穴を空けていくことができる。たとえ戸籍は家族単位登録のままであっても、それが実は、個人籍実現への近道ではないだろうか。

私達は、民法や戸籍法の改正さえもなく、届出法律婚と婚外子差別を不可欠とする戸籍制度と対決しない別姓導入には、断固反対する。

(鳥津良子)



昨年、朝日新聞に別姓のアンケート調査の結果にコメントした私の記事を読んだS・Tさんからの手紙が届きました。三十数年事実婚をされてきたS・Tさんは、遺言状がなかったために、ひどい仕打ちを親族から受けられました。同じような事実婚状況にある人には、他人事ではありません。「自分を無にして相手に尽くす」という伝統的な女性観を美德として生きてきて、結果的に自分自身を苦しめることが、往々にしてあります。S・Tさんの悔しさや苦しさを思うと私たちも心が痛みます。今回、事実婚への制度的差別の不当さをみなさんに伝えたいと思い、ご本人の了解を得て、通信に掲載させていただきました。(善積)

S・Tさんからの  
手紙

私は五十七才でございます。主人と縁があつて三十数年間生活を共にしてまいりました。国の違いや年齢差などから籍のことなど考えずに、信頼のもとで暮らしてまいりました。主人は、会社を営んでおりましたが、脑梗塞で会社で倒れ、平成十一年に亡くなりました。葬儀は、社葬で行ない、喪主は私が務めました。

主人には前妻の間に二人の息子がおります。当初は二人とも、主人の会社に在籍していましたが、意見の相違などで、先に次男が、次に長男が、ともに会社を辞職しました。在職中は、祝い事など一緒に行っていました。辞職にて交流がなくなりましたが、次男とはゴルフ場が同じなので一緒に行っていました。ガソリン代として私が用意し、月初めに払っていました。

主人が亡くなった当初は、子供家族は丁重に私に接してくれました。長男の嫁もお父さんは幸せでしたと言ひ、私に労いと感謝の言葉を述べるなどしてまいりました。私も心より嬉しく受けとめ、子供家族を信じ、主人より預かつていた預金通帳や株式配当(株券会社金庫)や小切手などすべてを渡しました。

しかし、遺言書がない事が判りましたら豹変し、けんもほろろになりました。お参りも途絶えました。主人が亡くなった事で二人の子供は会社に復帰しました。九月納骨や納骨前のお盆にもお参りに来ず、次男は社員より早く盆休暇を取り出かけたとの事です。それに父親が亡くなった当初より家の改築をつづけ、お参りの足も途絶えました。納骨後は子供家族の音信は不通です。

私に対し、権利も義務も無いと一蹴し、文句があるなら裁判でもなんでもやればいいと罵倒しました。長男は父親が亡くなってすぐ遺産相続の本を買ひ読んでいたとの事でした。私は、連絡なしで会社役員からも排除され、社会保険も打ち切られ、知らずに受診して医療費返還を要求されました。

私は地道にただひたすら主人の健康を願ひ、人生を歩んできましたが、地獄に突き落とされてしまいました。籍や遺言書一枚あるか無いかで私の身辺も変化し、人生も変わってしまいました。私の人生すべてであった主人と暮らした三十数年間は、日本の法律ではどうあがこうと認められないのでしょうか。

残念ながら、過去に厳しい裁判結果が下っています。私と同じ立場の方の判決です。

民法七六八 民法八九六

本件抗告を棄却する

裁判官全員一致の意見で決定されました。私は籍や遺言状について無頓着でした。私の法に対する無知であったことは否めない事です。しかし夫婦の歩みや人生観に踏み込んだ法律の改善を切に願ひます。

草々



# 「例外的」で妥協点模索

夫婦が結婚後も別々の姓を名乗ることができるよう選択的夫婦別姓制度をめぐって議論が迷走している。法務省は、自民党内の意見対立から昨年臨時国会への民法改正案提出を断念。一部手直ししたうえで、現在国会中の通商国会に法案を提出すべく準備している。しかし、法案が提出できるか、なげ断を許さない状況が続いている。

【伊藤正志】

## 迷走する夫婦別姓論議

### 新たな法案

手直しされた新たな法案は、例外的夫婦別姓制

度を採用している。夫婦別の森山真弓法相が就任別姓の導入を「選択」ではなく、「例外」と位置づけたのが特徴だ。

### 新たな法案

「選択」は、96年、法正に賛成が42.1%と、制審議会が導入を審申し、反対の29.9%を初めてだが、「家族の一体感が上回ったのを受け、同省、民法法務部に示した。失われ家族制度を壊す」は同日、夫婦が希望す

## 国会提案へ議員立法も

法相、太田誠一総務庁長官らが反対に回った。高市早苗衆院議員は、法務省案に反対する異野

## 「現実見てほしい」市民

### 高まる期待

「どうせもう民法改正ネットワーク（市民グループ）38団体（組織）の赤石千衣子さん（47）は、「社会で働く女性が増え、旧姓を使用している人がかたがた苦勞している。国会議員は何ら現実を見てほしい」と言

る。国会議員は何ら現実を見てほしい」と言



では多くのカップルが別姓を選んだ夫婦は同姓に変わることができるが、同姓を選んだ夫婦は別姓に変更できず、この規定も盛り込むことになった。

### 消えた限定案

今回、「例外」が浮上る。法務省も、内部の議論で「希望者が別姓を選ばない制度は、賛成派の理解を得られな」との結論に至っていた。

## 「できちゃった婚」第一子の26%

調査は、人口動態統計をもとに厚労省が推計した。夫婦（事実婚を含む）が同居を始めてから第一子を出産するまでの期間（結婚期間）を、妊娠期間（約10カ月）と比較し、結婚期間が妊娠期間よりも短いケースを抽出した。00年に第一子

## 「例外的別姓」、政府提案は困難に

夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗ることを例外的に認める政府の民法改正案の試案が10日、自民

### 事務局会議録

- 2002年2月2日 参加4名
- 1 ホームページ更新作業
- 2 川岸さんを囲んでトーク（詳細は別項）
- 2002年3月2日 参加5名
- 1 婚差会編集の本の編集会議
- 2 つうしん83号編集会議
- 3 婚差会規約案の作成
- 2002年3月14日 参加4名
- 1 つうしん83号作成下準備



うえで最終的な取り扱いを決める。通称使用の拡大をめぐる10日の衆院法務委員会、森山真弓法相が「一見、便利だが、はなはだ混乱を招き、犯罪に利用されることになりかねない」と答弁し、法的妥当性に欠けるとの見解を示した。







## 川岸祥泰さんをお迎えに実行トーク

(7ページから始まる)

籍をみれば、実親でないことが判明するから。

親が子どもにどう言うか、悩んでいるケースでも、親が言わない前から、子どもの方がすでに知っていることが多い。「お母さんのお腹が病気なんかでつぶれてしまって、赤ちゃんができなくなって。あなたが欲しかったから、私たちの子どもにしたのだ」とメッセージを伝えておいた方がよい。

昔は違っていて、言わない方が良いとされていたが、ここ20年ぐらいで変わった。昔は周りが知っているのに、子どもには隠してきた。「やっぱり、あんな親の子だから」とか、周りの親族が言ったりしていた。親の方から、こんな子は育てられないと、返すこともあった。

正式に養子縁組をしていない「葉の上の養子縁組」では、周りの親族が貰い子であることを知っているが、戸籍上は実親が隠されている。そのような場合は、養親が亡くなった時に、相続の問題が生じた時に、親子関係不存在の訴えが親族から起こされると、解決が難しい。

## &lt;子どもの虐待&gt;

児童相談所で扱っている児童虐待では、実母で母子家庭が多い。婚外子が多いわけではない。たえず、子どもに向き合っているのは、母親だから。次に多いのは、母親の彼氏である。内縁が通いかは同数ぐらい。そのケースでも母親も虐待していることが多い。新しい恋愛関係ができてきて、子どもに関心がいかない、子どもを放任していく。児童相談所に持ち込まれるケースの大半は、子どもへの放任が見られる。追いつめられた母親の場合は、精神的に破綻したり、心中未遂というケースもある。例えば、服毒して意識朦朧とした状態で子どもに危害を加えようとして我に返り、警察に「今このようなことをした」とSOSの電話してくる。子どもを不適切に扱う場合は、他に問題を抱えている場合がほとんどである。生活苦であったり、病気があったり、人とトラブルをおこしていたり、そのような状態で子どもに向かう。問題が1つの場合は、何とかそのストレスを乗り越えることができるが、それが重なると、児童虐待になってしまう。児童虐待の通告の件数は増えているが、実態としてはそれほど増えていない。また、どこまでを虐待とするか、その定義の仕方にもよって、変わる。範囲を広めると、件数も増えていく。児童虐待でなく、事故死の中に入れられているケースも相当数あったと思われる。

自分が愛されたという体験が基本的信頼感を培う。最初に、赤ちゃんの時に安定した愛着形成がなかった時に、精神的不安が起こる。自分の生い立ちを人にしゃべるようになって初めて、自分の受けた虐待を克服することができるのではないかと思う。今の子どもは、親と再統合させるプログラムもっていった方がよいのか、それとも親とは関係なく子どもの自立の道を追求した方がよいのか、悩ましい問題である。

現在、親や子どもに対する回復プログラムがない状態で、今は児童虐待にどう介入するかがようやく模索されている段階である。

セクシュアルな虐待の場合は、多重人格になることが多いと言われる。虐待の世代間の連鎖が言われるが、子どもに暴力を振るう親が、自分も親から暴力を振るわれていたことが確かに多いが、その子どもがまた自分の子に必ず暴力を振る訳でない、虐待を受けたときにどのようなケアを受けたかによるところが大きいと思う。世代間連鎖が親を追い詰めているようなところもある。

## &lt;児童養護施設&gt;

親から放置されている子どもを児童養護施設に入所保護する場合、親の方も施設保護を拒否することはあまりない。むしろ、こちらが施設保護を提案するのを親が待っていることが多い。自分の決断で施設入所させたのではなく、役所が言うからしかたなく入れたというポーズを取りたがる。いわゆる責任逃れ。でも、子どもが施設で順調に生活をしていても、生活保

護の給付が子どもが施設に入ると一人分減らされる。3~4万が減ると生活に響いてくるので、子どもが落ち着いてくると、子どもを返して欲しいと言ってくる。

子どもが家に帰ることを希望するかは、入所している施設によっても違ってくる。本来ならば、どの養護施設も同じであることが望ましいが、実際は違っている。施設によって、部屋も1人部屋から多人数部屋まであり、子どもの集団構成も年齢を縦で割っていたり横で割っていたりする。高校生になると1人部屋の所もある。子どもが受け入れられた施設にどう適応しているかも大きい。

欧米では、集団養護は廃止されて、里親委託にシフトし、非行など臨床的に問題のある子どもが集団養護していることが多いが、その場合も個別の扱いがされている。日本はまだその段階になっていない。良くて2人部屋である。介護保険が導入され、高齢者の施設は変わりつつある。子どもの施設は個性的でない。国庫補助の基礎単価が老人と子どもでは桁が違う。子どもに人間らしい生活をさせようとする、施設職員の犠牲的精神のもとでやるしかないということになっている。週48時間労働が40時間労働になり、労働基準法を守りなさいと言いつつ、一方で厚生省が最低基準としているものは、実際には最高基準になっているが、職員一人当たりの子どもの比率の最低基準は少しも変わっていない。ボランティアを入れたり、手間のかかる時間帯は非常勤のパートを使ったりしている。

入所している子どもの半数ぐらいは、なんらかの虐待を受けている。入所する子どもの割合でいうと、虐待ケースは2~3割であるが、虐待ケースはなかなか施設から退所できないので、たまっていく。そのために入所している子どもの割合では虐待ケースの比率が高くなる。18歳まで、または、高校卒業の時まで、施設に居ることができる。

## &lt;福祉職員について&gt;

公的な福祉職場には専門職でない人が配置されたりしてきた。しかし大阪府の場合はいち早く、昭和35年以降は福祉専門職として採用された人が、福祉の職場に就いている。厚生省の研修に行くと、大阪府の取り組みについて報告を求められる場合がよくある。しかし、後で厚生省からは「あれはモデルであって、スタンダードではない」と言う。虐待防止法が施行されて、各自自治体の取り組みも変わってくると思うし、変わっていくことを期待したい。

## &lt;DV法&gt;

DV法が成立して、状況が少し変わってきた。確か今、大阪地裁が保護命令を出したケースが35件ある。その内の半分は、女性相談センターが申し出たもので、全国で一番多いとのことである。DV法ができて、保護命令の部分だけが先行していて、暴力防止センターは4月1日からの施行になっている。大阪の場合は、曲がりなりにも、女性相談センターという施設もきちんとできているが、それが無い県もある。子ども家庭センターでもDVの相談を受けている。母子相談のなかで「夫等からの暴力」相談として、DV法を先取りした相談を受けている。

## &lt;児童相談所&gt;

児童相談所は、大阪府では子ども家庭センターと名称が変わったが、子育てに関して、親と一緒に考えることをしている。親が子どもを育てられなくなった場合には、施設を紹介している。虐待の訴えケースが増え、強制的に家庭に介入することも増えている。本来は、相談機関であり、相談者との信頼関係を基本としているが、強権的介入を求められることが増えている。例として、立ち入り調査の権限は児童相談所にしかなく、家の中には児童相談員が入る。また、子どもの一時保護や、施設入所に対して親(保護者)の同意を得られないときに、家庭裁判所に対して施設入所の承認を求める申し立て等、行政権限の行使を求められている。



# 児童相談所から子どもの現状を見る

2月3日の婚差会の集まりに、当時、大阪府東大阪子ども家庭センター（現在、府立砂川厚生福祉センター）に勤められていた川岸祥泰さんに来ていただき、子どもの状況について現場からの体験をお聴きしました。私たちの活動にとって、とても有益な話でした。

以下、お話のポイントをまとめました。 (善積)

\*\*\*\*\*

## <親を知りたいという子どもの欲求>

子どもは一番に母親のことを知りたがる。母親が分かっているならば、父親を知りたがる。児童相談所で扱う場合は、どちらが多いかというと、父親に育てられていて、母親がどんな人かと追跡することが多いのではないかと。なぜならば、母親が育てている場合よりも、父親が育てていて、育てられなくなって、児童相談所に持ち込まれるケースが多いから。

今日では、特別養子縁組が多くなっているが、その場合は、基本的には生物学的親子の関係は法的に切れている。そのため、実親は子どもと切れた気持ちでいることが多い。今さら、という気持ちもあって、たとえ子どもがその実親に会いたいといっても、嫌がる親も少なくない。また、物理的にも追求できない場合もある。しかし、子どもの方は親を探そうとする。親を探し出して、その親に会っても、子どもは親に何かをして欲しいとは思っていない。ただ、親がどのような人であるかを知りたく思う、自分は誰から生まれたのかを知りたいと思っていることが多い。自分の根本的な部分を探したいと思っているだけである。これは成長の過程で必要なことである。そこで、自分とは何かを整理して、大人になっていくことができる。

特別養子縁組では、子どもの知る権利を保障していない。最近、電算化のために戸籍簿が改正され、それ以降、親の追跡が困難になっている。改正前戸籍では、身分欄のところにいる書いてあり、それでいろいろな情報を得ることができる。しかし現在は、そうした身分欄は、本籍謄本を取り寄せても、書かれていない。情報としては登録されているが、裏に隠れていて、表面に出てこない。当該の本人が、自分の身分事項欄を見ようとすれば、見るができると思うが――。

## <戸籍のない子>

戸籍のない子の多くは婚外子である。第1に、婚姻中に夫以外の男性との間にできた子どもの場合が多い。その場合は、戸籍上の夫が子どもの父親となるが、それを戸籍上の夫が嫌がって、戸籍が作れない子とがある。うまくいくと、一旦夫の籍に入り、その後、親子関係不存在や実父が親子関係存在の確認の訴えをおこして、認められてから、戸籍上の夫の籍から抜けるということになる。

第2に多いのは、出生届がない、出産証明ができないケースである。自宅での出産の場合で、自力で産んだ場合には、出産自体を証明してくれる人が誰もいない。そのような人は、多くは母子手帳も持っていないので、出産したことの証明ができない。母親が実際にいても、その子の母親であることを証明できず、出生届が出せない。産婆さんなど関わりがあったりすれば問題はない。また、母親がそこに長らく住んでいて、近所の人がお腹が膨らんでいる姿をみて、ある日お腹がしぼんでしまったことを見ていて、それを証言してくれれば、何とか出生が証明されたものとして、窓口で判断することもある。その時でも、公的にはその地域の民生委員の証明が必要になることが多い。

第3は、捨て子である。子どもが施設に收容されている場合は、戸籍がなくとも学校にも行けるし、問題はない。戸籍が必要となるのは、施設を出て就職する時である。

学校にいつている時は、あまり戸籍の有無は関係ないが、就職の時に戸籍の提出が求められることが多い。学校は、戸籍や住民票がなくても、就学

することができる。そのため、施設を出る時に、戸籍のないことが問題とされる。児童相談所では、就職で差別されないように、なんとか戸籍を作ることができるように努力している。しかしながら、先ほど言ったように、戸籍を作る根拠となる出生を証明するものがなくて、非常に困る。捨て子のケースの方が、戸籍を作るのは簡単である。

## <捨て子のケース>

捨て子を保護した市区町村の警察署が届け出て、発見地の自治体の長が戸籍を作る。その時に、どこで発見されたのか、その情報を組み込む形で子どもの名前が付けられる場合が多い。たとえば、●●市で5月に捨て子が発見された場合に、「●●皐月」という名前が付けられたりする。親が名乗り出てきた時に、その子どもであることがわかりやすいので。

しかしながら、親が名乗り出てくることは、ほとんどない。

ここ最近では、あまり捨て子はない。昔は、おくるみに巻いて、ミルクと「必ず迎えに来ますから」とか「お金がなく育てられないので」といったメッセージの手紙が添えられている場合が多かった。最近では、そのような状態で捨てられることはなく、極端に言えば、ゴミのように捨てられることが多くなった。最近のケースで、児童養護施設の玄関に捨てられていた。でも、施設の前とか、産婦人科のガレージとかに捨てられる方が、発見を期待しているという意味で、まだましである。

婚外で生まれ、母親は子どもに関心なく、親族や自分で手をかけて子どもを殺すことができずに、捨てる場合もある。

## <特別養子縁組>

未婚等により出産し、養子に出したいと言う相談の場合、特別養子を前提にして、子どもをとりあえず母親の戸籍に就籍させるようにしている。強姦されて妊娠し、その母親の親が相談にくる場合もある。今の日本の法律では、母親の戸籍に就籍してから、特別養子に出す。強姦のケースは、1年間に数件ある。十代の未婚の女性が多い。若いと生理も不順で、妊娠に気づかないことが多く、中絶できなくなる。

家庭養護促進協会で扱っているのは、このような特別養子縁組を前提としたものが多い。そこでは、未婚で妊娠してどうしようかという相談も受け付けている。

子どもは特別養子縁組という形で救っているが、母親には何も手だてをしていない。産んだ親の方にも捨てるには事情があるのだろうが、そこ辺のことがわからなければ、何も対策を練ることができない。対策をしなければ、また同じように妊娠・出産を繰り返すかもしれない。

児童相談所が関与し、里親に登録してから特別養子縁組をしたケースでは、本当のことを言った方がよいと指導している。年齢に応じて、子どもに伝える言い方が変えるが、4歳ならば4歳で理解できるように話すようにしている。なぜなら、子どもが思春期になってから事実がわかるよりも、小さい時からわかっている方がよいと考えているから。特別養子でも、戸

(6p-7p 経)





# 「親を知る」 「子」の意味

私は自分の親が誰であるかを知らない。わたしの親達は私の存在を彼らの人生から完全に消去した。

私はそのことで、私自身が彼らにとつてどれほど疎ましい存在であつたかを思い知らされた。それは私にとつてとてもつらいことだ。私は望まれもしないのに生まれてきて親達を苦しめた。そのことの罰として棄てられた。それがわたしが棄てられた理由に対する私の理解だ。

私が自分の親を知りたいといつたとき、多くの人が反対した。表向きの理由は「いまさら会う必要はない」ということだが、そのまま信じる事は出来なかつた。何故なら必要かどうかは他人が決める事ではない。にもかかわらずわざわざ口出ししてくるのは、私が親に会う事が親を苦しめると思っているからに他ならない。

婚外子は自分が親にとつて迷惑な存在である事を十分にわかまえていなければいけないものらしい。その上で「いらぬのに産んでくれた。これ以上の愛はない」と喜んでいないといけならしい。(9ページへ続く)

2002.1.30 朝日

# 母と子揺れる権利

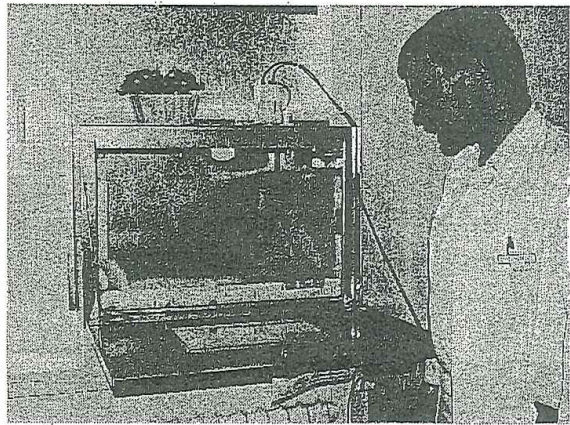
## 独 2年で40カ所以上に

自分の赤ちゃんを何らかの理由で育てられない母親が、赤ちゃんを託せる「捨て子ポスト」がドイツで増えている。母親が名前を明かさずに出産し、施設などに引き取ってもらい、フランスの匿名出産制度を導入しようという動きもある。しかし、そのフランスでは匿名出産で自分の出自を知ることができない子供たちが制度の廃止を訴えている。母親と子供、どちらの権利を優先するべきか。

（ベルリン＝古山順一）  
（パリ＝大野博人）  
体重2400gの男の子として引き取られた。赤ちゃんと、市民団体「シュテルンバルク」がハンブルクに設置した「捨て子ポスト」で見つかったのは、1年ほど前のことだ。体温の温度に保たれたポストは幅70センチ、奥行き50センチ。シュテルンバルクの職員は、赤ちゃんとミオと名付け、ボランティア家庭に預けた。8週間後、2ヶ月の体重が増え

### 「双方に禍根」批判も

# 赤ちゃん託す「捨て子ポスト」需要あり



「赤ちゃんが置かれると別室のプザーが鳴る仕組み」とヘック医師＝ベルリンで、古山写真

たミオは、別の家庭に養子として引き取られた。「8週間」は産みの母のハンブルクに最初のポストが置かれたのは2年前。今は40カ所以上に広がった。00年9月に設置されたベルリンでは、10人以上の赤ちゃんが見つかった。シュクベルト・ヘック医師は「電話してくる母親が多い。十分に話し合う。ポストが捨て子を助長しているわけではない」と強調する。

気持ちが変わった場合を想定した期間だ。「我われが知るだけで、年間40人の乳児が捨てられ、半数以上が命を落とす。望まぬ妊娠をした女性がポストに子供を託すことは罪ではない」。責任者のハイディ・ロゼンフェルトさんは言う。フランスの匿名出産は、大革命（1789年）前から、捨て子や子殺しを予防する手段として定着していた。20世紀に入って法的に整備されたが、出自を知る権利を求め、子供たちの運動に押され、今月、生みの親の情報を知りやすくする形に法改正された。

ドイツの戸籍法では1週間以内に母親が出生届を出さなければならぬ。ポストは人道的な例外措置という位置づけだ。ヘック医師らは昨年、届け出期間の緩和や匿名出産容認を求める法改正案を連邦議会に提出した。これに対し、養子問題

# 伝説の「匿名出産」、子供から反旗

## 法改正、親捜しに道

フランスの匿名出産は、大革命（1789年）前から、捨て子や子殺しを予防する手段として定着していた。20世紀に入って法的に整備されたが、出自を知る権利を求め、子供たちの運動に押され、今月、生みの親の情報を知りやすくする形に法改正された。

素がある。生物学的なものなかり。法的なものなかり。そして情愛によるつながり。養子など、三つがそろわない場合もあっていい。ただ、欠けた要素について知らないままに産むのは大変な苦痛だ。従来は何の手がかりも残っていないことが多かった。今回の法改正で、母親は名前を明かすよう

# 「実母に会い、かつてない安ど感」



匿名出産で生まれたアニエス・シュテューティンさん(30)

5歳まで施設で育ち、養子になった。すばらしい養父母で、私の気持ちをよくわかってくれた。だけど、17歳のころ、匿名出産の子供によくあるように精神的に不安定になった。母親がほしかったわけでもない。自分に欠けている小さな輪を捜し続けた。でなければ自分自身が解放されないような気が持った。妻母に謝ってほしかったのでもない。ただ、私の存在を認めてほしかった。結婚し、2児の母になつてかたじけなく思ふ。それがどうしてか。出自を知った。10年ほど前から調べ続けた。わずかな資料にあった母親のフリストネームを手がかりに、生まれた病院

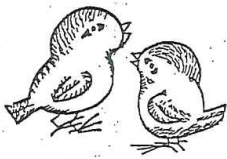


(8) ベージから読み

私はこの言葉を言われたとき、顔を泥水の中に突っ込まれて頭を押さえつけられているような気がした。子どもに親を知る権利を与えない事は、子どもに自分から憎まれさせすまれている事を、思い知らせると言うことだけでなく、婚外子は親から憎まれて当然の存在なのだ、婚外子の親たちは婚外子差別の存続を望んでいるのだと、婚外子に信じさせる原因になる。

だからこそ親の側にいかなる事情があるとしても、たとえ養育することが不可能な場合であっても、子どもが「親を知る権利」だけは保証してほしい。

まして「子どもに本当の親を知らせないことがその子の幸せだ」「不幸な出生を知ったらその子がかわいそうだ」と考えることはやめてほしい。現実には手を尽くしても親を知ることができない場合でも、子どもが親を知ろうとすることを誰も阻まな



### 提供精子などで誕生の子

## 出自知る権利 容認方向

厚労省部会

2002.4.4 朝日  
不妊治療のルールづくりを進めている厚生労働省の生殖補助医療部会(部会長・矢崎義雄国立国際医療センター総長)は3日、第三者から精子や卵子、受精卵の提供を受け、人工授精や体外受精で生まれた子どもに対して、名前、住所など提供者を特定できる情報を開示することを認める方向で合意した。開示方法については、子どもが求めれば全面開示する▽提供者が同意した場合に限り開示する―の2案に絞られた。議論を詰め、今秋までに最終的な結論を出す。(3面に解説)  
現在、体外受精も含めて生殖医療で生まれた子どもに出自を知る権利を認めようとする国はない。旧厚生省が00年12月にまとめた報告書では、生殖補助医療で生まれた子どもに開示するのは、提供者の身長や体重など一人を特定できる情報(個人を特定できる情報)を開示する▽提供者が同意した場合に限り開示する―の2案に絞られた。議論を詰め、今秋までに最終的な結論を出す。(3面に解説)  
この日の部会では、「生まれてくる子の福祉を優先する」という原則に従い、「この範囲まで情報を開示すべきかをあらためて議論。委員の間では「身長や体重などのプロフィールだけでは不十分。個人が特定できる情報でなければ出自を知る権利とは言えない」との意見が大勢を占めた。そのうえで、「子どもには生物学的親を知る権利がある」と個人情報を減らしてもよいと主張する個人を特定できる情報を全面的に開示すべきとの意見が出された。これに対し、提供者側にもプライバシーはあり、提供者が納得した範囲にと

## 里親、親族でも可

### 厚労省 方針 制度拡充し補助

2002.3.30. 朝日

親(死別したり、虐待などで親に養育させられなくなり)の子どものための「里親制度」について、厚生労働省は28日、親族が里親になることを認め、月額約6万円の生活費を支給する方針を決めた。施設に。割以上依存している児童を養育する▽提供者が同意した場合に限り開示する―の2案に絞られた。議論を詰め、今秋までに最終的な結論を出す。(3面に解説)  
この日の部会では、「生まれてくる子の福祉を優先する」という原則に従い、「この範囲まで情報を開示すべきかをあらためて議論。委員の間では「身長や体重などのプロフィールだけでは不十分。個人が特定できる情報でなければ出自を知る権利とは言えない」との意見が大勢を占めた。そのうえで、「子どもには生物学的親を知る権利がある」と個人情報を減らしてもよいと主張する個人を特定できる情報を全面的に開示すべきとの意見が出された。これに対し、提供者側にもプライバシーはあり、提供者が納得した範囲にと

とめるべき」といった反対意見も出された。結局、提供者を特定できる情報を開示する方向で一致。今後、提供者の同意が必要かどうかマダモの機関がどのように情報を管理し、開示するか。同部会が11月までにまとめる予定の最終報告を

2002.4.4 朝日  
出自開示容認

## 子の気持ち配慮

### 民法上の「親」、整理必要に

生殖補助医療部会が、提供者を子に知らせないとしていたこれまでの方針を転換したのは、出自を知る権利を認めていく世界の流れを意識した結果だった。  
日本では、第三者からの精子提供による人工授精(AID)は50年以上の歴史があり、すでに1万人以上が生まれている。だが、提供者の個人情報は一切開示されてこなかった。慶応大が1昨年、精子提供を受けた父親100人を対象にした調査でも、「できれば告知したい」と回答した人は1%に過ぎなかった。旧厚生省はAIDに加え、第三者からの卵子などの提供による生殖医療を認める方針を打ち出しており、将来、出自の情報を知る子どもが増えることが予想される。部会ではこうした流れを前提に、「親を知りたい」という気持ちに応えることが必要と判断した。部会では、提供者の同意が必要かどうかで意見が分かれた。どちらの選

親を知ることは  
和が大切なのよ  
知ることは  
思いつく。  
AID児のための論議を  
婚外子にも広げよう  
いいね。



# 行記をよむ 1.23東京 緊急! 「児童扶養手当削減反対集会」へ

久々の東京の空のもと、新幹線を降りて雑踏の中、地下鉄有楽町線の永田町駅をめざして歩いていた。路線地図を見ながら、もう忘れちゃったなあと思いつつ、改札口の駅員さんに乗り換え駅の入り口を尋ねるのがちょっと気恥しかった。

衆議院第二議員会館の第4会議室に上がる前、女性議員と約束をしていて、その訪問の手続きをしていたら、隣から私の名を呼ぶ声がした。あれっと思って振り返るとしんぐるまぎーず・ふぉーらむの雪下さんが、「こちらにお子さん連れて来られる方はまず少ないので、そうじゃないかと思って声をかけさせていただきました」と、優しい顔で迎えてくださった。この集会の前に何度かメールのやりとりをしていた方だったのでごく嬉しかったし、何より安心感を与えてくださった。向こうの長椅子を指して、あの辺でミーティングしてますからと案内していただいた。それから後、こちらもしんぐるまぎーず・ふぉーらむの竹内さんと合流、子ども同士すぐに仲よくなっていた。

「児童扶養手当削減反対集会」がとり行われた第4会議室はこのほか熱気に包まれていて、なんとかしてこの暴挙を阻止せんがために抗議を行おうとしている女性たちの心意気が伝わってきた。構造改革の名のもとに子どもを抱えた女性たちの生活基盤を脅かしてはならない。長引くこの不況下、困窮している母子家庭に痛みのツケをまわさないでほしい。DV法が成立して男の暴力に制裁を加えることができるようになったとしても、次にそこから逃げた女性たちを救う手立てがおろそかにされたままなのは、DV法そのものが整っていないことだ、というような意見が述べられた。当事者からの発言で、小さい子ども二人を連れてDV離婚した女性が、子どもを抱きしめながら声をふりしぼり涙で語る姿には、どの人も胸を熱くしたことだろう。こんなに必死の思いで生きている我々を切り捨てないで。そういうことを平気ですということ、それこそ社会暴力よ。5年で子どもは大きくなりません。少ない収入のなかから財源確保のために手当の切り下げをするのは、打撃が大きいことだということ、高給取りの男の役人たちはわかっちゃいない。そういったメッセージがいくつもこだましていた集会だった。

大阪から駆けつけた私も、婚差会のメンバーとして発言の機会を与えていただいた。シングルマザー・セクハラ裁判の原告ですということも触れつつ、多様な生き方や家族のありかたを認めあえる社会を謳っても現実のしかかってくる差別や偏見、経済的不安は悔しいが経験している。それをなんとかしたい。暮らしを根こそぎ揺さぶろうとするような手当の削減はあってはならない、と訴えた。しんぐるまぎーず・ふぉーらむの赤石千衣子さんが読み上げた、肉体的に辛い仕事に従事している島根県の女性からの手紙に対しての、「日本は今南北問題が起きている」と言われた言葉が頭に残っている。母子家庭共和国の新川てるえさんが言い放った、「ふざけんな、養育費を払わない男は逮捕!」も強く印象的だった。

最後に全国から届いた署名の束を、国会議員に手渡すかたちで、集まった記者さんに報道の具体性を投げかけ、受け取った国会議員の方々もこの声を必ず伝えます、と締めくくられた。

集会の後、有志の15名ほどでささやかな懇親会をもつことができ、参加させていただいてよかった、声をあげていくことが今のありようを変えていく一歩なのだ、という思いを確かめていた。(時化玲子)

## 児童手当はいよいよトシモないことに!!

厚生労働省は7日、母親が結婚しないので出生した子(婚外子)が、父親に認知されたことを理由に児童扶養手当を打ち切られていた98年以前のケースについて、打ち切りの方針を決めた。最高裁が今年1月から2月にかけて、こうしたケースへの打ち切りを無効とする判決を出したことを受けての措置で、4月前後をめどに支給の準備を進める。厚労省は「異例の対応だが、最高裁の判決を最大限に尊重した」と説明している。

厚労省によれば、打ち切りの方針は、当事者の申請に基づいて実施する。行政側から申請書の取り消し通知や申請書類を却下されたことを示す書類など、記録を正確に管理した上で、児童手当の支給を再開する。児童扶養手当法の施行令は、「不平等だ」との批判を受け、98年8月、認知された婚外子への手当支給が認められる改正が、現在最高裁で支給されている。

### 児童扶養手当

# 認知で停止規定無効

## 最高裁判決 婚外子差別と確定

2002. 1. 31. 朝日

児童扶養手当法の施行令が「母親が結婚しないので出生した子(婚外子)への手当支給が父親の認知した後は打ち切り」として、一定の条件下でこの合憲性が問われた。この訴訟の「上告審決」最高裁判決「一小法廷(井嶋)多数意見」が「法律の趣旨に反し無効とする判断を示し、この判決に基づき、は

かには認めず」「規定は外子の家庭だけが不合理的な差別を受けている」として奈良、広島両県知事に対する打ち切り処分を取り消しを求めた。2人の「未婚の母」の勝訴が確定した。下級審では合憲、違憲の判断が分かれていた。規定自体は「不平等だ」との批判を受けて98年に厚生省(当時)が削除し、現在は認知後も手当が支給されている。年収300万円未満の母子2人世帯で月約2万8千~4万2千円を受け取る。この日の判決で、井嶋

裁判長と藤井正雄、深沢武久両裁判官が示した多数意見は「法律は父親による扶養が期待できない児童を支給対象にしている」と指摘。「法律上の父親がいるかどうかだけで対象を決めているわけではないし、認知した父親によって現実の扶養が期待できることもない」と述べ、旧施行令の規定は、認知されていない婚外子との間の均衡を

欠いている判断した。これに対し、町田顕裁判官は「認知された子は父親への扶養請求権を持つことから、異なった扱いをしても合理的な理由がある」との反対意見を述べた。訴訟は、奈良、広島両県に住む母親2人がそれぞれ両県の知事を相手取って提起した。奈良訴訟では合憲とした1審・大阪高裁判決が破棄された。支給を命じた1審・奈良地裁判決が確定した。広島訴訟は違憲として支給を命じた1審・広島高裁判決の結論が維持された。

# 認知の婚外子児童扶養手当 打ち切り分も支給へ

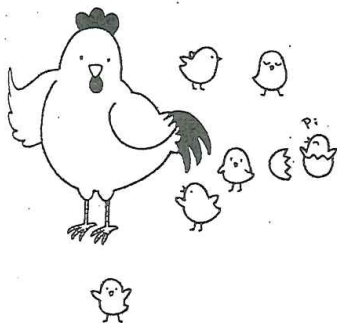
最高裁判決受け

2002. 3. 8. 朝日

待望の違憲判決が出たもの...



今回の児童扶養手当削減に対し立ち上がった「児童扶養手当改悪に反対する大阪連絡会」は、メンバーをとり、児童扶養手当削減に反対する関西連絡会を立ち上げ 3.17集会をしました。木下は困る母子家庭の切実な声と、とにかく届けたいという声。(大田)



### 〈編集手記〉

4月10日有主、「次のつしん作成は、大変なことになるのでは？」と予感し、当部の4月の作業日、一週間前には資料準備を進めました。今号は読みごたえのある内容になったと思います。時任裁判官の審判不当に敗訴した可別冊の準備書面はぜひ多くの人に読んでいただきたいと思います。民法改正、要協に次ぐ要協には、これ以上怒り、いらいらして、改悪と婦差会、立場を明確にする文を島津さんにお願ひし、みんなを揺動しました。論点がは、24したと思います。(大田)

## どうなるんや・・・母子家庭・児童扶養手当削減のしめつけ!

E-T

\*\*\*こんな事でええんか\*\*\*

「やめて、児童扶養手当削減 反対集会」を3月17日におこなった。婦差会の人、母子家庭共和国の人たちや京都のLEMON+Cのグループ、永井裁判に関わった人たち、神戸のみこれん、尼崎のみずグループ、北川れんこさんや堺の市議会議員、共産党の国會議員、労働組合の婦人部の人、そして関西連絡会の人など多彩な顔ぶれが、それぞれ発言が相次いだ。当日保育を担当してくれた保育士さん、高校生、男性や小さい子どもも久々にいっぱい集まった。

なによりも小さな子連れの女性が遠路はるばるというか、インターネットやメールの情報を頼りに参加してくれたりして、1985年の改悪当時とは違う時代をかんじさせてくれた。

しかし、状況は、とくに低所得の母子家庭にとって、今まさに大ピンチである。はっきり言って、手当削減の予算が成立して、手当の削減額は、政令で決まる仕組みになってしまっていて、6月までには、厚生労働省の児童家庭局家庭福祉課が、改悪案を法制局に持っていき、手当が削減になる母子家庭の生活は、8月から急に悪化するのだ。全支給の所得制限が年収約130万にまで厳しく落とされる。後は年収1万増える毎に2000円減額で、上限所得制限は年収約365万未満である。今まで全支給を受けていた年収約130万から約200万円前後の非課税世帯で家計が火の車で、切りつめる余裕のない特に所得の低い母子家庭は、生活保護世帯以下の生活を強いられることになる。

3月14日の東京での院内集会で、児童家庭局家庭福祉課の課長いわく「東京都の生活保護は子ども2人と大人1人で240万円から250万円ぐらいで、児童扶養手当が削減されると全支給の所得制限年収130万円を遙かにこえる。」と。さらにこの130万には、子どもの父から養育費なども含めての話なのだよ!。つまり、母子家庭の総年収は、養育費・手当・母の収入を合算して約180万円前後となる。生活保護費をはるかに下回る貧困世帯となる。生活保護なら家賃保障も六万円ぐらいはある。

子どもの生活権や教育権等を保障するはずの福祉が、最低生活ラインを守るべき生活保護費より下回って、それを厚生労働省の担当課長も認めながら、母子家庭や女の団体・反対議員や多くの反対する側の意見を省みず、早々と、政令なので後は法制局に持っていったら、8月が執行できるという政府のやり方は、何とも腹立たしさばかりが募ってしまう。これも簡単に官僚のデスクワークの中で計算された手当の削減が、生身の母子世帯の打つ手無しのどん詰まり低所得を直撃する。これで体を壊したら終わりやと誰しも思いながらの不安定な状況をさらに切り倒そうとするなんて、こんなん許されるのか、と思う。

さらに児童扶養手当を5年支給後、その額を半減するという改悪案も、何とかしなきゃいへん、5年後に低賃金のパート労働から抜けられる保障はない。就労支援策と言っても、福祉の窓口再度の「自立」の強制掛け声ばかりになりそう。福祉は、ますます低所得者向けにお金を貸す金融業務に成り下がるような支援策ばかりだ。

いまさら遅いと思わずに、何か、これからやれること知恵を絞ってやっていきたいが、とにかく一人一人が、緊急に厚生労働省の児童家庭局家庭福祉課や坂口力厚生労働大臣に手紙やはがきメール、要望書など出して、抗議や批判の意見を数多く出してほしい。

▶意見のあつち 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省 児童家庭局家庭福祉課 or 坂口力厚生労働大臣宛 100-8916

児童扶養手当の目的は「(一)生活者を同一くわいする児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため」(児童扶養手当法)とされる。離婚の増加を理由に削減される筋合いのものではない。離婚は夫婦の問題だが、児童扶養手当は、児童のための施策だからである。

私は95年、名古屋市内の小中学生を保護者対象とした親子関係調査に参加した。夫婦仲の悪化と生活している子供の生活

厚生労働省は、来年度、生別母子家庭に支給される児童扶養手当の満額支給の上限を年収130万円とし、支給額を段階的に引き下げて、支給総額を抑制するつもりで見直し案を打ち出した。小泉総理のこの一痛み分けたらどうか、弱者いじめの感をぬぐえない。離婚の急増や母子家庭の就労意欲を促すためという厚生労働省の各目、一離婚は望ましくない、一離婚は望ましい、という価値観を是とし、離婚に対する社会的差別や偏見を助長することにもなる。



神原 文子 相愛大学教授(家族社会学)

## ◆児童扶養手当 支給見直しは弱い者いじめ

朝日

約95万世帯といわれる母子家庭のうち、約8割が生別である。児童扶養手当が抑制されると、まず、子どもたちの就学、進学に支障をきたすことになる。母子家庭に向けて、効果的な雇用安定策を最優先すると同時に、公的機関が、離別したもう一方の親から養育費を代理徴収する制度と仕組みを早急に作るべきである。

と生活している方が大半で、「生活者の居心地がよい」場合が少なくないという結果が得られている。夫婦円満であるに越したことはないが、夫婦関係の破綻にもかかわらず、離婚できない親と暮らしている子、離婚して再出発した子の親と暮らす子、一子もいじめられる。また、私は大阪府、市が母子家庭の自立や就労支援策を検討する会議にも加わっている。離婚後に生活困難に陥る母子家庭の母親の多くが、性別役割分業規範のこのつと、子育てを専念してきた女性たちである。どんなに就労意欲があっても、なかなか常勤では採用されない。パートは月々10〜12万円程度しかない。常勤の職を就くことができて月々17〜18万円程度である。



# 児童扶養手当

## 請求期限を撤廃

### 政府・与党 見直し案 5年経過後は減額

2002. 2. 20 朝

## 母子家庭の児童扶養手当



2002.3.8. 児童扶養手当 抑制12月から 大綱とまとめる

抑制、支給から5年後は減額。「母子家庭になつてから5年間」という請求期限は廃止する。政府は関連法の改正案を近く国会に提出。総額抑制は02年12月支給分から、その他の改正は03年4月実施を目指している。

所得の低い母子家庭に支給される児童扶養手当について、政府・与党の最終的な見直し案が19日、明らかになった。支給から5年が経過した後には給付を減額。「母子家庭になつて5年以内」としている請求期限を撤廃する。また、総額抑制により手差支給額が現在より減額される母子家庭のため、償還条件を緩くした無利子の貸付金制度も創設する。政府は総合的な母子家庭就労支援策を含めた大綱をまとめることになり、関連法の改正案を今国会に提出、03年度からの施行を目指す。

厚労省は当初、現行制度では子どもが18歳になった後の年度未だで支給している手当を、支給開始から5年が打切りの案を検討した。しかし、最終案では見送ることになった。その代わり、5年経過後は給付を一定の割合で減額する。現在の平均受給期間は約6年。

手当は母子家庭になつてから5年以内に請求しないことにならないが、自分で働いて安定した生計を立てていた母親が急に解雇されたら、病気になつた場合、5年を

厚生労働省が示した児童扶養手当削減案に対し、1月31日、母子家庭の当事者団体3団体が衆議院議員会館で、児童扶養手当削減反対集会を行った。年収130万円から手当を削減する、という無謀な案に、集まった市民と国会議員から、次々に反対の声があがった。

主催したのは、ハンド・イン・ハンドの会、しんぼるまぐさ、ふおーらむ、母子家庭共和国の三団体。夕方5時から集まりに、シングルマザーも子ども連れて仕事を休んで参加していた。

今回の児童扶養手当の削減は、来年度にかけ二度にわたって行われる。今年度は年収130万円から収入が1万円上がるごとに、大体1800円程度手当額を減額する案が発表されている。これにより、より生活の厳しがるシングルマザーが大きな影響を受ける。さらに来年度は、手当の支給開始から5年間で手当をうち切るという案を出す予定とされている。

「結婚直後から夫の暴力が始まったが、頼れる親兄弟もいない。5年間暴力に甘んじた。離婚は常に頭にあったが、自立が難しいと思った。夫は「女に何ができた。子どもを抱えてもっていきなはるがな」と言っている。

帯の貧困化が進行している事態に、なぜ、いま、手当の削減なのか。ひとり親のパート就労が増えていると同時に、子どもの就職も困難になっていると話した。

「死にたい」と思っている」と答えた人が回答者の二六％も占めたことが報告された。

また、養育費を所得として算入しているのに、養育費を取り立てる母親の努力義務が法律に謳われるのみ。実効性ある養育費の取り立て制度は検討もされていないことにも、怒りの声が上がった。また、手当削減の情報すら届いていない母子がいかに問題なれば、児童手当が出され、政府に働きかけてほしいと確認された。

(赤白千衣子)

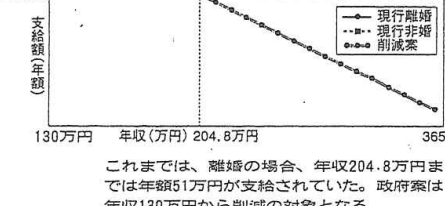
- ・児童扶養手当
  - ＜満額支給を年収130万円未満に限定。全体の支給額を抑制。＞
  - ・受給期間は5年間。以後は半額以上を確保して減額。
  - ・支給の請求期限(5年間)の廃止。
  - ＜就労支援＞
  - ・能力開発期間中の生活資金の貸付制度(無利子)の創設。
  - ・母子家庭の母をパート
- ＜雇用の創設＞
- ・雇用の創設。対象にした常用雇員転換奨励金の創設。
- ＜貸付金の充実＞
- ・無利子の児童扶養資金を創設。償還条件の緩和を減額。
- ＜養育費の確保＞
- ・別れた親の養育費支払い義務を法律で規定。
- ＜子育て支援＞
- ・ひとり親家庭の児童の保育所への優先入所。



児童扶養手当削減を求める要請書の賛同人代表として、養育費を私に押しつけてくると言いつつ、横口悪くして女性仕事の手を止める態度が露骨に

## 2002.2.5. ふじたん 貧困層から切り捨て

二人の子を連れて「昨年離婚したNさんが次のように話した。



また、養育費を所得として算入しているのに、養育費を取り立てる母親の努力義務が法律に謳われるのみ。実効性ある養育費の取り立て制度は検討もされていないことにも、怒りの声が上がった。また、手当削減の情報すら届いていない母子がいかに問題なれば、児童手当が出され、政府に働きかけてほしいと確認された。

(赤白千衣子)

No.83 <12>



とにまだこんな問題も...

有事法案も阻止しなければならぬのに  
時間もパワーも足りなくて... せめて関心を  
3年を!

### 住基ネットの個人情報

総務省官制への懸念が改めて強まってきた。(2面に解説)

2002. 2. 24 毎日

## 「総背番号」色濃く

# 国の利用範囲拡大

### 政府方針

住基ネットは、住民基本台帳に記載される▽氏名▽住所▽生年月日▽性別▽住民票コード▽変更の6種類の情報をコンピュータで一元管理する。国民全員に11けたの住民票コードが割り当てられる一方、情報の利用範囲は、10管庁93件の

事務に限定されている。毎日新聞が入手した総務省の内部資料によると、この利用範囲を2.5倍以上に拡大し、バスポートの発給や不動産の登記、自動車の登録など11管庁153件の申請・届け出事務を新たに加えるとしている。

総務省は「電子政府構想を進め、行政手続きのオンライン化を図るため、住基ネットの情報が必要になる」と説明する。

政府は「これまで国会審議で、住基ネットの利用は法律で限定されている」として、この番号で個人情報や二元管理との違いを強調してきた。だが、今回の動きにより、利用範囲が大幅に広がる恐れが出てきた。

総務省は「各管庁から利用希望のあった法律事務を精査している段階だ。このように、法的手当し（する）かは、また決まっていかな」と説明している。【藤本 11】

「住基ネット」も原則可能にしてほしい。今国会に「行政手続整備法案」が提出された。他人の「なりすまし」申請などを防ぐためには、住基ネットデータの活用が必要なのだろう。

データを使えば、行政の効率化が進むのは確かだろう。だが、個人情報の保護は、簡単に効率化で引き換えできないものではない。非効率を承知で利用範囲が限定されてきたわけで、議論の前提が安易に崩されるのをみる。国会軽視ではないかという疑念すらわく。電子監視社会への不安が高まる中、原案に戻った幅広い議論が求められる。

## 皆さんのご協力をお願いします

\*\*\*\*\*  
私の職場の同僚リンダ・ビスワットさんから、今癌で死にかけているシングルマザーの子どもに対する援助金を募っているの、婚差会のつしんで、その募金を呼びかけてくれないかと依頼されました。その話は2月でしたが、この女性はすでに亡くなされました。以下の基金の呼びかけ文は、その点では古くなってしまいました。でも、子どもに対する支援は今後長期にわたって必要です。支援の輪を日本人にも広げたいと思い、この呼びかけ文を翻訳して、掲載することにしました。ご協力をお願いします。

(善積京子)

\*\*\*\*\*  
日本に在住しているアメリカ人の友人が死にかけています。私達は彼女の命を助けることはできません。ただ祈るだけです。しかし、私達は彼女の子どもを助けることはできます。

この友人は、日本人の夫と結婚していましたが、夫から虐待を受け、数年前にその夫と離婚しました。それ以来、彼女は前夫から財政的・情緒的なサポートを受けることなく、自分の力で4人の子どもを育ててきました。子どもの年齢は、末子は8歳で、第1子は14歳です。離婚後、前夫は、再婚し、子どもとコンタクトを取ろうとしませんでした。

この友人は5年前に乳ガンで最初に手術し、その後も治療を受けていました。最近、ガンが再発し、骨・脊柱・脳にまで広がり、これを書いている現時点において、彼女は病気の最終段階にあります。2000年3月末から仕事を辞めなければならず、貯蓄・福祉友人からの寄付にたよって生活してきました。彼女がこのような状態になった現在でも、前夫はフルタイムの仕事がないという理由で、子どもへの養育費もまったく送ってきません。

彼女の死後、アメリカで彼女の知っている子供のないカップルに子どもは育てられる予定です。これは財政的にかかなりの負担になることです。子どものために、子ども部屋の増築費だけではなく、衣服、食料、医療、教育などの日々の費用がかかります。

子どもをサポートするための寄付をしていただくと、とても感謝します。郵便振り込みで寄付ができます。基金の名前はヘルプです。他に援助を提供してくださる方、彼女の状況についての情報をほしい方、下記のアドレスにご連絡してください。

よろしくお願いたします。

Linda Rowe

- ◎振込先 郵便口座番号
- ◎連絡先

2002. 2. 24 毎日

## 危うい効率優先

### 住基法「個人情報保護」どこへ再改正論

**解説** 改正住基法(住基法)がまだ施行もされていない段階で、早くも再改正される可能性が出てきた。施行前の再改正という異例の措置はなぜ必要なのか。「個人情報保護法」制定を聞くことにはならない」と繰り返してきた政府は、重大な説明責任がある。

99年の国会審議は、衆院が「利用目的を厳格に審査し、システム利用の安易な拡大を図らない」と付帯決議し、「個人情報保護の確保に万全を期す」と法に明記されることになった。野田毅自治相(現も、参院で「利用分野は法律で明確に定められている。広げよう」と

「場合によっては法律の改正というものがなければできない」と改めて答弁し、限定利用を強調してきた。

にもかかわらず、政府が再改正する理由になっているのは、改正後に国家目標となった電子政府・電子自治体構想だ。03年度までに、各種手続きをオンラインでも原則可能にしてほしい。今国会に「行政手続整備法案」が提出された。

他人の「なりすまし」申請などを防ぐためには、住基ネットデータの活用が必要なのだろう。

データを使えば、行政の効率化が進むのは確かだろう。だが、個人情報の保護は、簡単に効率化で引き換えできないものではない。非効率を承知で利用範囲が限定されてきたわけで、議論の前提が安易に崩されるのをみる。国会軽視ではないかという疑念すらわく。電子監視社会への不安が高まる中、原案に戻った幅広い議論が求められる。

公的機関を対象としない個人情報保護法案も今国会に上程工山している。波乱の政局に衆目を引きつけた大事な審議はいつのまにか終わってしまいたいという。怖い!!





これからのスケジュール

- ★5月18日(土)事務局会議 (信岡事務所)
- 6月15日(土)16日(日) お楽しみ合宿
- ★7月13日(土)つうしん84発行 (追手門学院大)  
 <8月はお休みです>
- ★9月7日(土)事務局会議 (信岡事務所)
- ◇10月5日(土)事務局会議 (ローズWAM)
- ★11月16日(土)つうしん85発行 (追手門学院大)
- ★12月7日(土)11時~ 事務局会議(信岡事務所)  
 そのあと別会場に移動して引き続き忘年会をします  
 ……以上の日程で活動場所は……
- ☆印のつうしん発行作業と事務局会議は 追手門学院大学 善積研究室 阪急茨木市駅北改札口午前10時半集合 つうしん発行作業は夜8時ごろまでかかることが多いので、途中からでも短時間でもぜひ手伝いに来てくださいね。お待ちしております。
- ★印の事務局会議は午前11時~ 信岡法律事務所・現地集合。 TEL06-6362-0222
- ◇印の事務局会議は午前11時~ 茨木市元町4番7号の茨木立男女共生センター ローズ WAM2 階の交流サロンで。阪急茨木市駅西へ徒歩5分または JR 茨木駅東へ徒歩10分。TEL0726-20-9920

届け出制の不備を物語る 「戸籍のない子」の存在

2月2日、児童相談所で働く川岸さんのお話をいろいろ伺う機会を得た。

印象に残ったのは、出生届が受理されない「戸籍のない子」が、やはり少なからずいるということだ。どんなケースかという、母が自宅出産などで一人で子どもを産んだ場合。母がいくら「自分が産んだ」と言っても、出産に助産婦や医師、立会人の関与がなければ出生証明書(出生届の右についている証明書)が書けない。「その母が確かに妊娠中だった」という近所の人たちの証言でもあれば、まだしも届け出る方策はあるらしいが、こういうケースは母が周囲に妊娠を隠したり、知り合いのいない土地へ逃げたりしていることが多い、証言を得ることも難しいという。

一方、母が不明の捨て子の場合、その子が発見された場所の自治体の長が子に命名し、届出人となり出生届を提出する。この場合は出生証明書がなくてもいいことになっている。名前は、後日、親が子を探した場合に少しでも手がかりを反映するようにという配慮から、その子が発見された場所の地名や季節などを連想させるものが付けられることが多いという(例えば、3月に梅田で発見された女の子だったら「梅田弥生」というふうに)。

現に子どもがおり、女が「私が産んだ」と言っても、出生届は受理されない。この不思議。戸籍制度は届け出制を基本とするが、人への信頼に立脚するシステムではないのだと改めて思う。

「戸籍のない子」うちの場合 ごめんなさい。もう限界です

ところで、うちの「戸籍のない子」もこの春、高校に入学した。学校に提出する住民票記載事項証明を取りに市役所の窓口に行くと、別室に呼び出され「まだ出生届は出さないのですか?」と聞かれた。1989年3月、第2子の出生届で「受理しない場合でも住民票

いよいよパスポートが必要な時が迫ってきた

は作れ」と交渉した際、「住民票登載機能と証明機能は別。証明が必要な場合はそのつど判断させてもらう」と言われていたので、今回も「事情聴取」は覚悟していた。随分月日経ったので、担当課長は変わっていた。

「前任者から引き継いでるので尋ねますが、まだ出生届は出さないのですか?」

「婚外子に父はいないと決めつけている民法が変わってほしいとずっと思っているのですが…」

「それは変わる予定はありませんよ。子どもさん本人には罪がないのだから記載事項証明はお出ししますが、いつまでもこれではかわいそうじゃないですか?」

「うちの子の場合は、私が折れて節を曲げれば出生届を出すことは可能です。でも民法772条に引っかかった人などは出したくても出せません」

「他の人の話はしていません。あなたのことを話しているのです」

「現行制度の問題点を全国戸籍事務連絡協議会などに上げてもらえませんか?」

「やったけれど変えられないということでした(←ホントか?未確認)。まだ出生届を出すお気持ちはないのですか?」

「来年、海外への修学旅行があります。パスポートが必要になります」

「パスポートは戸籍も住民票も必要です」

「分かっています。以前にも申請してダメでしたから。近く出生届のことをもう一度考えますが、学齢期以上の子の出生届は法務局に持って行くのではないのですか?」

「窓口はあくまでも市役所です。受け取った後で、法務局に受理伺いを出します」

「また来ますから、今日は記載事項証明をください」

…という訳で、本当に正念場を迎えている。

772条で困っている人たち、出生証明ができないでいる人たちには大変申し訳ないけれど、今回、私は多分、出生届を出すことになると思う。ごめんなさい。いろんな思いが交錯するけれど、出生届の「その他」欄になんて書こうか、今それを考えている。(T)

<初稿(後記)>

★今回はともニュースがたりなく、2週間にかかっていた「つうしん」作製でした。(しかも今日も11時おひき)

★有事立法の国会の日程、我が危機の状況、世の中の変化、単国主義化の弊、マニ、恐ろしい(著者)

2001年度婚外子差別と闘う会 会計報告

| 収入     |        | 支出       |        |
|--------|--------|----------|--------|
| 前年度繰越金 | 380221 | アルバイト料   | 75760  |
| 会費     | 172000 | 備用品費     | 1700   |
| カンパ    | 138569 | 郵送料      | 133815 |
| パンフ売上金 | 16600  | 集会費      | 123433 |
|        |        | 会議費      | 13061  |
|        |        | 広報費      | 80812  |
|        |        | 他団体との交流費 | 28000  |
|        |        | 次年度繰越金   | 250809 |
| 収入合計   | 707390 | 支出合計     | 707390 |

カンパを下された方ありがとうございました。今年度も会費納入よろしくお願ひします。またカンパもよろしくお願ひします。会費納入の困難な方は会計屋代(tel078-782-1053)までご連絡ください。

会計屋代



# 婚差会つうしん

2002年7月13日発行  
No. 84

## 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区  
郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail:

時任さんの集会やります。  
ぜひ来てください。

いよいよ控訴審!  
当事者の声にもう一度耳を傾けよう!



### シングルマザー・セクハラ裁判を考える会

加藤法瑛・大阪府議の後援会事務所への採用面接の際、非婚で子どもを産んだことを侮辱された上にセクハラ行為を受けたと、茨木市に住むシングルマザー時任玲子さんが訴えていた裁判で、3月5日、大阪地裁は「セクハラされてもなお仕事を欲しがるとは考えにくい」と、安定した仕事を望むシングルマザーの生活実態を全く考慮しない理由で、府議の言い分を全面的に支持し、時任さんの訴えを一方的に退ける不当判決を出しました。

昨年5月24日の提訴以来、「自己の尊厳を取り戻したい」一心でがんばってきた時任さんと彼女を応援する私たちにとって一審敗訴は大変ショッキングな出来事でしたが、彼女は勇気を奮い起こして、これから舞台を大阪高裁に移して新しい闘いに挑みます。

そこで私たちは、控訴審の本格スタートを前に、原告の時任さんと弁護団の雪田樹理さん、奥野京子さんを迎えて「シングルマザー・セクハラ裁判を考える会」を企画しました。

働くシングルマザーとして時任さんは何を社会に訴えたいのか。一審判決の問題点は何か。この裁判はどんな報道をされたのか(ビデオ上映あり)。控訴への思い……など、様々な切り口から、皆さんと一緒に話し合いながら考えていきたいと思います。

夏休み最後の土曜の午後です。時任さんが控訴審を乗り切るエネルギーを得られるように、たくさんの方のご参加をお待ちしています。

- とき 2002年8月31日(土) PM 1:30~4:30
- ところ ドーンセンター4階 中会議室2
- 参加費 300円(資料代)
- 主催 時任玲子さんを支援する会 婚外子差別と闘う会
- お問い合わせ TEL

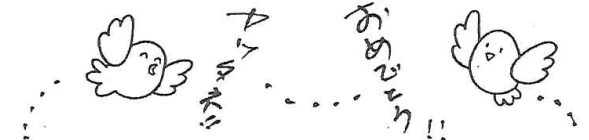
\*子連れ参加OKですが、保育の用意はありません。

<お願い> つうしんにチラシと郵便振替用紙を同封していただきます。参加できない方もカンパよろしくお願ひします。

|   |              |
|---|--------------|
| 6 | 戸籍のない子に扶養手当を |
| 5 | 戸籍のない子に扶養手当を |
| 4 | 戸籍のない子に扶養手当を |
| 3 | 戸籍のない子に扶養手当を |
| 2 | 戸籍のない子に扶養手当を |
| 1 | 戸籍のない子に扶養手当を |

★ 蒸し暑い毎日が続いています。皆さんお元気でですか? 今月号はちよとページ数少なめで内容が

## 戸籍のない子に扶養支給 —— 京都府が決定を通知



7月11日、うれしいニュースが飛び込んできました。京都府が戸籍のない子への児童扶養手当支給を認めたというニュースです(詳しくは6面の新聞記事を参照してください)。この件では8年前、婚差会メンバーのブンちゃんが京都府に審査請求を起こしていましたが、府からの回答がないままだったので行政訴訟の裁判を起こす準備に入っていました(審査請求後、半年経っても回答がなければいつでも裁判を起こせます)。

以下に彼女から届いた喜びのメッセージを掲載します。

\*\*\*\*\*

実際、裁判の準備中のうれしい決定でした。これで児童扶養手当の資格認定において、戸籍の提出は不要になったはず。母の戸籍提出は依然、求められると思われるが、これもイヤなので「独身証明」をあげれば充分なのだから、ついでにこの点をもう少しがんばります。

「無戸籍でも 福祉」「無戸籍は人権の主張」「戸籍制度は婚外子への差別を助長」と各紙で報道されたことが、本当に良かった。婚外子差別システムの認識も反応も、行政的にも一般的にも残念ながらもまだまだ「無い」に等しい現状では、この報道だけでも8年以上やってきた甲斐があるというものです。

画期的かも、と思うのが、8年前に遡及されるという点! 過去に窓口で帰された人もきつっているのではないかと思います。一緒にどこへでも出て行きますので、あきらめずに、ご連絡いただければ、力になれると思います。

とはいえ児童扶養手当は今の今にとんでもない大改悪につきすすんでいるので、「ちゃんといいい事もしている」という国の宣伝に使われているようで苦々しくはありますが、裁判に使わずに済んだエネルギーを「無戸籍でも 旅券」(当然) の方向にふり向けて まだまだやります。

この問題解決にあたっては、KAIちゃんはじめ友人、婚差会のメンバー各位、大阪児扶連のみなさんなどなど、ホントにたくさんの人にはげまされ、ぐちたれながら、なんとかつばれたと思っています。多謝!

いつか連絡し下す  
の=222

柴崎 文恵 (ブンタ)  
LEMON + C

Tel & Fax:

E-mai:

京都市右京区

Good!!



公開往復書簡 往信

親愛なる 奥村 典子様

先週、ポイックスから「シングルマザー これが私の生き方」を2冊送っていただきました。ありがとうございます。1冊は婚差会に寄贈します。また、ほんのちよっと手伝っただけなのに、私の名前を挙げてくださって恐縮です。

ざっと一読しての感想を。まず、たいへんな労作だと思います。そして、奥村さんらしい語り口は読んでいて気持ちよかったです。実名の北田さんはもちろん、仮名の人でも「あ、これは彼女のことだな」というのがあって、知っている人だけにインタビュー時の言葉のやりとりが実際の場面のようにイメージされるという楽しみ(?)もありました。

ところどころ、「はて、この彼女はどっちだろう？」(57ページ8行目「車椅子の彼女は」の「彼女」があずきさんのことだと読み進むまで分かりにくかったです)、「この資料の出典は何か?ちゃんと書いてほしかったな」(48ページ1~3行目の「シングルマザーは早死にする」というスウェーデンの研究)など、気になったところがありました。

それにしても、子どもたちはたくましい。インタビュアーの奥村さんがいることで、日常の家族の会話では出てこない本音(あるいは口に出さずにそのままやり過ごしている気持ち、それは必ずしも「本音」と呼べるものではないものかもしれないけれど)が出てきたことは、インタビューされた人にとっても収穫だったかもしれませんね。

余談ですが、うちの娘たちはこれまで「親の名字が違うこととかで何か困ったこととかある?」と聞いても「別にい」と答えてきました。ところが、4月から私立高校に入学して新しい人間関係の中に入った上の娘が先日たまたま、「何かの拍子に友だちとかに親の名字が違う話をすると、相手が『聞いてはいけないことを聞いてしまった』という顔になって、それ以上その話を続けない。別に自分は気にしてないのに」と言いました。親としては一緒に暮らし始めて20年を経過した今、私と彼の名字が違うことなんて、今更何でもないことと考えることができましたし、親の顔も見知っている小中学校の地域の中では好奇の目にさらされることも少なかったのですが、これから彼女たちが親の知らない広い場所で、新しい人間関係を築き上げようとするたびに、悪意のある・なしは別にして、そういうまなざしにさらされていくことになるのだと改めて感じてしまいました。

さて元に戻って、資料チェックの折に、奥村さんから電話でも聞きましたが「強い女がシングルマザーになるのではない。弱いからなるのだ」という全体を通じてのあなたの実感に関しては、私はちよっと「そのとおり」とは思えません。

私は、世間一般が「(わがままで自己主張の強い)強い女が

婚差会メンバーでもある奥村典子さんが、シングルマザー8人へのインタビューをまとめた「シングルマザー〜これが私の生き方」を出版しました。ぜひ一読ください。

ポイックス刊 定価1200円(税別)



シングルマザーになる」と思っているフシがあることは分かるし、それに対してあなたが違和感を覚えることも分かる(私も違和感を持っています)。でも「弱いからなる」とは思えない。

まず、強い・弱いの主観的な見方だし、相対的なものだから、一概には言えないと思ってしまう(例えば私は、ある面では強くて、ある面では弱いと自覚している。そんな私のことを人はどう見るのか。見る人によって、「強い人」か「弱い人」か私に対する評価が分かれるだろうと思う)。

むしろ私は、あなたが「強い女がシングルマザーになるのではない。弱いからなるのだ」という言葉を導き出した前段の文章には深く共感する。彼女らは「一人ひとりが深い葛藤をかかえ、その結果として未婚の母、非婚の母を選んでいる」。「これまでの家族がすばらしいものだと思えなかったからこそ、不道德というレッテルを押されても、新しい道を進むしかなかった」。そのとおりだと思う。

インタビューに登場する彼女らは、ある意味で感受性が強く、既成の家族観・価値観の中で傷ついてきた人たちだと私も思う。でも、それはイコール「弱い」とは違うのではないか? 弱いから傷つくのではない。「傷ついたこと」イコール「弱い」のではない。強い者も時には傷つく。「新しい道を進むしかなかった」にしても、好むと好まざるとにかかわらず、新しい道を選んだこと・選べたこと自体は、やはり「強かった」とは言えないか? 何よりも「シングルマザーを選んだのは、あなたが弱かったからよね」と言われて、みんな「そうね」と思えるだろうか。打ち解けた仲間うちの話で、それぞれのつらさを分かち合うことは大事だけれども、シングルマザーや婚外子に対する偏見に満ちた世間に、「強い女がシングルマザーになるのではない。弱いからなるのだ」と、シングルマザーの側から言ってしまうと、その言葉が一人歩きしてとんでもない誤解を生まないだろうか。

そこらへんのところは、読んでいてとても気がかりでした。

私は奥村さんの感じたことにケチをつけたくて言っているわけではありません。でも、もし、第2刷が出るときに多少の手直しができるなら、ぜひ一考ください。

それでは、また。

2002年6月18日 大田 季子

ふえみん



から

「まず別姓」ではやはり何も解決しないと  
思うのですが……

延長国会前はお盆前に

総と悪法ばかり通ったようは……  
せう今度は?

■夫婦別姓法案めぐり自民党内で激論

いわゆる夫婦別姓例外案を政府提案として国会に出すかどうかをめぐって、自民党内では激論が続き結論はでない。4月10日と12日、自民党政調会法務部会が公開で開催されたが、結論には至らなかった。16日、正・副法務部長で対応を協議した。反対論の論拠は、家族にはファミリーネームが必要、別姓にすると家族が解体する、など。対案として旧姓使用の案も考えられている。

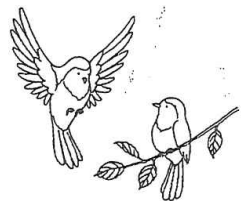
(2002.4.25)

■夫婦別姓法案政府案提出断念、議員立法か

夫婦別姓制度を導入する民法改正を検討していた森山真弓法相は4日の記者会見で、今国会に政府提案の法案提出を断念すると表明。議員提案による法案提出への期待を示した。

一方自民党内では6日に開催された法務部会が今国会中に意見集約することは困難だと合意。推進派の野田聖子代議士は6日の自民党法務部会で、議員立法を目指すことを表明した。夫婦別姓例外案を提出するという。自民党内には反対も多く、今後が注目される。

(2002.6.15.)





公開往復書簡 返信

手紙をありがとう。感想を書いてくださって、とてもうれしかったです。

新聞とかにもとりあげてほしくて送ったのですが、なかなか反応がないところへの手紙でした。

さて、スウェーデンの研究は新聞記事(「女性情報」2000年5月号/バド・ウィメンズオフィス発行)から、車椅子の彼女は一緒に女性キャンプをした知人ですので、間違っ

て受け止められる書き方をしてしまったようですね。

ところで、婚差会つうしんとHPにのせて下さるとのこと、ありがとうございます。

わたしは大田さんの書いてくださった手紙をうけての原稿を書きたいと思います。

この本の仕事は、わたしが三重県の保養所でトイレ掃除などの仕事をしているとき、降ってわいたようにきたものです。すぐ、飛びつきました。といっても、すぐには具体化せず、かなりの間、わたしは悶々と過ごしました。

依頼を受けたとき、出版社は明るい離婚を中心としたシングルマザーの本を出したいとイメージしていました。わたしはそこで自分が書けなら離婚ではなく、未婚の母を書きたいとこだわりました。

18年前にわたしが未婚の母になったとき、『シングルマザー』(学陽書房)という1冊の本にはげまされ、それ以後、知る限りでは、日本で一冊も未婚の母を集めた本が書かれていなかったからです。

この時点では、明るい未婚の母を追うつもりでした。前著『ふてんママのオーストラリアー——未婚の母と娘、戸籍のない国に行く』(1993年 学陽書房)で示した、お気楽タッチの文章をいかしたかったからです。

『わたしは「未婚の母」になんか、ゼンゼン、なりたくなかった』というのが、この本の書き出しでした。

ところが、今回は『なんで、生まれてきたんだろう』というわたしと娘の会話から、この本を書き出しています。そして、お産のとき死産を望んだことを打ち明けています。

わたしはこの本を書くことで、ようやく、自分が未婚の母になったことに意味があったのだと思えるようになりました。自分の人生をやっと心から受け入れられたのです。

それは、「なぜ、わたしは子どもを産んだのか」という問いへの答えを8人のシングルマザーやその子どもたちに会うことによって、見つけられたからです。その答えを知ったとたん、わたしはすごくラクになりました。

わたしがその答えを見つけたのは、取材させてくれたシングルマザーたちの人生が厳しいものだったからです。彼女たちが弱さを伝えてくれたからです。わたしは弱さをさらけ出すことでうまれる強さというものがあると考えています。そして、本文のなかで、いかに弱いとされるもの(たとえば子どもとか、ペットの動物とか)が強いとされるもの(たとえば親)を支えているかを書いています。

生きるか、死ぬかのふちにたち、死んでしまったシングルマザー。実の父親の性的虐待を乗り越えようとしているシングルマザー。摂食障害だったシングルマザー。

彼女たちだったからこそ、わたしの深い部分を見つめさせてくれたのです。

取材をするにしたがってコンセプトと実際に大きなズレがあるのに、どこか最初のコンセプトに縛られて無理をしまとめきったところもあるかもしれません。

プロローグで書いた「弱からなるのだ」という言葉は、誤解されやすい言い方、乱暴な言い方だったかもしれません。自分だけのこととして、あてはめた方がよかったのか。痛みがあるといった方が適当なのか。弱いなかから、必死で生き延びようとしたという部分が欠けてしまったのか。確かに弱

いと言い切ってしまうとしたら、もう一言書き記すべきものがあるようにも思います。御指摘、感謝しています。この表現に関しては、もう一度、考えてみます。

ただ、世間一般が「強い女がシングルマザーになる」と思っているフシに違和感を覚えることはわかるというのは、あてはまりません。わたしはシングルマザーがとにかく話題になり、イメージが底上げされることには違和感はありません。大賛成です。ただ、わたしの周りの現実とは違っていたということでした。

自分自身を振り返ることと同時に、認知のこと、戸籍のこと、相続差別のことなど婚外子差別にまつわることも本には折り込みました。制度に関しては、ときにわたしは混乱します。戸籍のない子がいて、戸籍がある自分がいること。婚外子を犠牲にして成り立つ婚姻と、しあわせそうに結婚するカップル。このへんのことも、まだ考え中です。

本が出版されてから、わたしはどうして婚外子差別をなくしたいのかなと考えました。たぶん、子どもに対して責任をとりたいたいから。自分の責任がないことで、ヒトと違う待遇をされるのは、わたしだったらすごくいやだから。というわけで、子どもは巣立ちましたが、この件に関しての「親の責任」は現在の日本の状況ではまだまだ続きそうです。

2002年7月4日 奥村 典子

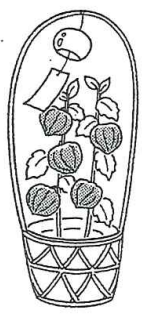
「シングルマザーは早死にの危険」  
 ▼スウェーデン  
 【ロンドンの6日共同】シングルマザー(独身の母親)が世界的に増加する傾向にあるが、スウェーデンの研究グループは独身の母親が早死にする割合はパートナーと暮らす母親より七〇%も高いとする研究結果を七月発売の英医学誌ランセットに掲載した。

スウェーデン健康福祉委員会のベイト博士のグループが、独身の母親約九万人とパートナーと暮らす母親約六十二万人について九一年から五年間のデータを調査。社会的地位と早死にの危険との関連を分析、健康との関連を把握するため過去三年間に「女性情報」2000年5月号p.165

このぼり病歴も調べた。その結果、独身の母親はパートナーと暮らしている母親より七〇%も高率で早死にしていることが判明。自殺やアルコール、暴力と関係した死因が多いことも分かった。

信濃毎日4・8

ショッキングなデータです。が、いつか落合恵子さんが講演で「長生ましようね。でないと世の中が亦変わるのよ」と見られないんだからと、長生ましようね、



これか、その字を書き直さず。

フランスでようやく「姦生子」差別改正

42002年2月15日 J.エサン

昨年(二)月三日フランス議会で最後まで残った「姦生子」への差別がなくなることが決まった。「懐胎の時に父または母が他の者(婚姻関係にない場合)と交わった姦生子」の相続分は婚外子の二分の一となる民法の条項が削除・廃止された。

フランスではすでに七二年に新親子法によって一般的に婚外子の権利は婚内子同等と定められていたが、親の一方が婚外子と認めた場合、婚外子の権利だけが残っていた。

今回(二〇〇二年六月)欧州人権裁判所が「子

の責任ではない出生理由にもついても差別を残す」フランスを欧州人権条約違反としたことから改正が迫られていた。フランス家族法に詳しい林瑞枝さんによると「ユニオンリール(事実婚)の子どもへの差別はなくなり、いわゆる姦生子」への差別だけが法律主義のために積み残されてきた。今回は改正は緊急事態として議会で反対もなく改正されたと聞いている。「姦生子」という言葉もなくなるという。フランスの婚外子出生率は四〇%を越えている。



# 結婚・養子届け出

2002年7月13日

## 毎日 国、戸籍改ざん頻発受け

頻発する戸籍改ざん事件を受け、法務省は7日、婚姻や養子縁組などの届け出の際の本人確認を自治体に義務付ける制度の導入について、本格的な検討を始めた。同省が全国176自治体を対象に防止策の必要性をアンケートしたところ、約4分の3が「必要」と回答したため。婚姻や離婚、養子縁組届けでも全国で年間120万件近くあり、自治体事務への影響は大きく、論議を呼び寄せた。

戸籍事務は、国民の親族的身分関係を登録、公証するため、国の委託を受けた市区町村が全国一律で実施している。戸籍改ざん問題での大規模なアンケートは初めて、全国50の地方自治体、区町村を対象にした。その結果、防止策について、約4分の3が「必要」、4分の1が「不必要」と回答。「必要」とした自治体には「戸籍改ざんが相次いでおり、心配だ。現実的な対応が必要」との声が多く、約半数が窓口での本人確認など法改正を求めた。アンケート対象の約3割が法改正が必要と考えているという。

## 自治体「一律の防止策を」

法務省が本格的な検討を始めた背景には、全国一律の戸籍改ざん防止策を求める自治体の強い声がある。届け出に対し、本人確認を始めた。しかし、確認するだけの形式的審査にすぎないという。行政が個人の婚姻や養子縁組などを過度にせんとするのを防ぐ意味がある。加えて法務省は「自治体の負担が増える」として本人確認の義務付けを慎重に検討している。郵送の受け付けは、事後の対応がとれないという。また、改ざん被害は、中規模以上の都市に集中しているのが現実だ。法務省は「自治体の意識に温度差がある」として、主体的に取り組むべき問題だ。「伊藤正志」

「個人情報保護法案も任せてネットも問題が山積み。本当に個人を大切にすることはどうも視点が欲しい。」

# 本人確認義務付けへ

「人員や予算面で難しい」などの声が出た。戸籍改ざんの防止策として、仙台市が昨年窓口に来た届け出の持参

「ひごだれからでん状態です。生まれてきたか(産児を含む)」。このことは個人データの最も取り扱って注意が必要なものに「プライバシー」の秘密である。したがって、世界はとも他人がこれをむやみに公表することを認めてはならない。

「この国は、出生の違ひによって子どもを差別し、『婚外子』のレッテルを張るばかりか、戸籍によつてこれを公開している。この政府による人権侵害に対しては国連からも改善を勧告されているが、勧告がなくとも即刻改善すべきなのはいつまでもない。」

「13年後に新たに提出されたのが今回の個人情報保護法案である。データ規制が「情報」規制に化けてしまふこと(各国の法律や国際協定の対象はデータであつて、情報ではない)、多くの問題を持つ法案だが、マニュアルデータについても「政令で指定」したものを対象にしている。すなわち「戸籍も」指定されるべき対象外だ、というのである。もちろん、指定する気はないのである。そもそも政府が本気で個人のプライバシーを守るつもりであれば、このような法案を上程する前に、戸籍制度の抜本的な見直しを図るべきだろう。見直す気のない政府が保護を口にするのはおかしな話だ。そして、戸籍を含む個人データは、それが差別を生み出すものであつても決して手放さない。住民基本台帳番号制(国民総背番号制)を手に入れた総務省は、今後ますます、個人のデータ支配を強めることになり、この法案の成立は、本来のプライバシー保護を絶望の淵に追いやられてきた。」

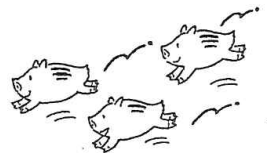
フリーライター 文明 佐藤



東京都生まれ。72年、東京都から現職に転じた。社会派ライターとして戸籍・住民登録・外国人登録などの問題を書く。著書に「戸籍がつくる別」「在日外国人読本」「個人情報情報を守るために」。53歳。

## 出生の秘密は守られない

2002年5/12付朝日









# 無戸籍でも児童扶養手当

## 国が初判断、京都府支給へ

未婚女性審査請求

婚外子の子供に戸籍がないため、京都府に児童扶養手当の請求を却下された京都市右京区在住の女性(37)から出された審査請求に対し、厚生労働省は国として初めて支給を認める判断を

府は十日、女性に支給したとみられる。九四年に府に請求したが、戸籍抄本の添付が必要ならぬと却下。翌年に府に異議を申し立てたが棄却された。長女の現年十三歳で、九

児童扶養手当法に基づき、九四年に府に請求したが、戸籍抄本の添付が必要ならぬと却下。翌年に府に異議を申し立てたが棄却された。長女の現年十三歳で、九

### 戸籍ない子でも 扶養手当支給へ

京都府、方針を転換

子どもに戸籍がないことを理由に京都市内の女性(37)が児童扶養手当の支給申請を京都府に却下されていた問題で、同府は十日、手当を支給することを決めた。「父親の生計を同じくしない実態を重視すべきだ」とする2月の最高裁判決などを考慮して決めたという。

女性は89年に女児を出産したが、出生届を出さなかった。94年、府に児童扶養手当の支給申請をしたが、戸籍がないことを理由に却下された。府に異議申し立てをしたが棄却されたため、95年に国へ審査請求をしてい

いすわち  
2002年7月11日付  
朝刊12頁

突然ですが  
手当が出る事に  
なりました。

ヤッホー  
by アンナ

おめでとう!!

## 婚外子の戸籍不作成の女性 児童扶養手当 府が支給決定

戸籍のない子の母に児童扶養手当支給が認められた。京都府は、子どもに戸籍がないことを理由に京都市知事から児童扶養手当の認定請求を却下され、厚生労働省に審査請求をしている京都市内の女性(37)に対し、府は十日、手当の支給を決めたと発表した。

厚労省が府知事の却下処分を取り消す方針を固めたため、最初に請求した94年までさかのぼって支給するという。

女性は89年、長女を出産。「戸籍制度は、母子

に審査請求。その後、婚外子が父親に認知されたのを理由に同手当が打ち切られるのは違法との最高裁判決が相次いで出されたこともあって、同省が審査請求に対し、支給を容認するよう府に伝えたとみられる。九四年から昨年度までの児童扶養手当として約三百万円が支給される。その後も十八歳になる年度まで女性の所得に応じて国と府から受給できる。

府は、女性から認定請求があった九四年六月にさかのぼって手当を支給することにしており、支給額は三百万円程度になると見ている。

戸籍がない児童を対象に児童扶養手当を支給したケースは、これまでに東京都、福岡県で計二件あるという。

### <編集後記~合宿の報告(おね)>

婚差会で初めて、仕事なしの全く遊びの合宿を城崎でした。当地は温泉地として千年の歴史をもち、風情があった。権左衛門の旅館に着くと、各自の好みの浴衣を選び、それを着て夕食前に2カ所の外湯を、夕食後や翌朝にも外湯めぐりを楽しんだ(大田さんや時任さんとはなんと6カ所の湯に入る)。オフシーズンということもあり、宿泊費があまり高くないにもかかわらず、旅館の食事も最高に美味しかった。翌日には、日和山海岸にあるマリｰランドでかわいいセイウチの芸を觀賞し、子どもはイルカショーに大喜び。正六角形の柱からなる玄武洞にも足を伸ばした。少人数の参加であったが、楽しい観光旅行の合宿をだった。参加者全員、「たまには遊びの合宿もいいね」という感想だった。早くも、「来年はどこに行こうか」という話さえ出ている。今年参加できなかった人も、是非来年には参加してください。(善積)



### これからの 婚差会スケジュール

- 8月31日(土)午後1時半~4時半 シングルマザー・セクハラ裁判を考える会 (ドーンセンター4階中会議室)
  - ↓詳細は1面または同封のチラシをご覧ください。
  - ★9月7日(土)事務局会議(信岡事務所)
  - ◇10月5日(土)事務局会議(ローズWAM)
  - ☆11月9日(土)つうしん85号発行(追手門学院大)
  - ★12月7日(土)11時事務局会議(信岡事務所)
- そのあと別会場に移動して引き続き忘年会をします
- .....以上の日程で活動場所は.....
- ☆印のつうしん発行作業と事務局会議は、追手門学院大学善積研究室 阪急茨木市駅北改札口午前10時半集合
- つうしん発行作業は夜8時ころまでかかることが多いので、途中からでも短時間でせひ手伝いにごってくださいね。お待ちしております。
- ★印の事務局会議は午前11時~信岡法律事務所現地集合。TEL06-6362-0222
- ◇印の事務局会議は午前11時~茨木市元町4番7号の茨木立男女共生センター ローズWAM2階の交流サロンで。阪急茨木市駅西へ徒歩5分またはJR茨木駅東へ徒歩10分。TEL0726-2009620







# 婚差会つうしん No.85

2002.11.9付 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail: .

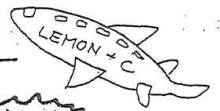
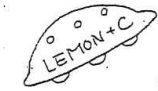
郵便振替口座:(

## 戸籍はイラン - 見扶手闘争勝利報告集会 -

見扶手はトルコ パスポートはアルゼンチン

暴露的

の報告



つうしん84号で紹介していた「婚外無戸籍児の母に児童扶養手当 国が初判断 京都府が支給決定」で晴れて手帳(証書)を手にしたんです。

9月14日京都キャンパスプラザにおいて、二部構成の集会(第一部・見扶手 第二部・パスポート)を行いました。

第一部では、手当受給のよこびと8年間の「福祉行政」に対するムカつきを詳細に暴露した後、弁護士吉田さんからこの決定の意義を補足してもらいました。もとより当然の決定だと法律論的に言うと、今春認知で打切られていた手当訴訟が3件たてつけに勝訴で確定、この影響が決定的(王手つ、てことか)、これをもって国が私に言いがかりをつけていた理由が無くなったというところでした。(戸籍がないと認知されていないことが確認できないから)という理由で認定却下とされていたので、認知されようとも母子家庭の経済事情は美態的には変わらないのだ、と認めた最高裁判決は胸のすく思い。各地で女たちが身を削るように抵抗し続けていてくれたことが、この勝利へと結びついたのだと感慨深いものでした。

そして関西見扶連の中野さんから、正念場をむかえている。平成の大改悪案のあまりにも母子家庭をバカにした「自立支援」と、法に先行しての削減、養育費申告書に対する熱い闘争のなかで見えてきた、女たちへの権力の視線を鋭くあぶりだす報告でした。

第二部では、満をじてとりかかった、戸籍の記載のない子どもとつて最後のハードル、パスポート発給をめざす経過を(またまた)詳細に暴露した後、弁護士の吉田さんから法律論的戦略を語ってもらいました。

8月7日、15日と京都府旅券事務所に戸籍の記載のない子ども2名、戸籍を添付せずにパスポートの発給を求める申請者2名(これ、おもしろいですよ! 戸籍抄本は一応提示しました)と「このように」ということで計4人で申請書を提出しました。22日に、外務省と旅券事務所の協議説明を受け、即日の公文書公開請求をさきみ、9月10日に申入れを行った経過報告です。裁判(踏み切るとしたら、日本で初めて!)に移行する場合の論点を弁護士から



右京の女性ら

### 戸籍なしで旅券申請

「子供の権利、制限しないで」

(京都府)

2002.8.16 毎日

旅券(パスポート)の発給を求め、旅券法(戸籍抄本)の本添付が義務付けられているのは不自然だとして、母子家庭の母親たちが作る「市民団体」LEMON+C(京都府)のメンバーが15日、府旅券事務所(下京区)を訪れ、戸籍の有無で子供の権利を制限しない(戸籍なし)で旅券の発給を申請した。

申請したのは右京区の女性(3)とその子供(3)ら計6人。女性は「戸籍は個人のプライバシーを侵害し、婚外子や母子家庭への差別を助長する」として出生届を提出せず、子供の戸籍を作っていない。

これまで、住民票の作成や母子医療券、社会保険の加入など、戸籍が必要とされる制度でも行政側に事情を説明することでスムーズにクリアできた。戸籍の不添付を理由に約8年間も認められなかった児童扶養手当も、

「最後のハードル」ともいえる。この日の旅券発給申請では、「国籍の確定のために必要」と法律で決まっている(戸籍)と認め、返す職員に対し、女性らは「住民票の本欄欄で確認できるはず」などと主張。結局、府は申請書を預かり、外務省と協議するようになった。女性は「目の前に入る間の権利を紙切れの無効で制限するのはおかしい。府には主体性を保持して判断してほしい」と話している。【中村一成】

女性は80年に女児を出産したが、出生届を出さなかった。児童扶養手当の支給を申請して府に却下されたが、政令改正などで今年7月に府は手当の支給を決定。この9日に支給を受けたことから、パスポートも発給されるべきだと思い、申請したという。女性は「不受理なら人権救済の申し立ても考える」と話している。【朝日(社会面)】

説明してもらったのですが、国籍法が父母両系血統主義であるから、出生時点でうちの子どもも国籍は論理的にすてに明らか、ということ。論理的に正しいことをこれ以上どう立証するか(?!?)というお話でした。

そして次に、ちょうど10年前に旅券獲得に向けて格闘し、この経緯を本にも書いてある婚差会の大田さんから、子どもの人権と国家制度のきしみ、3度の国連の勧告をめぐって、正面から法務省を追い詰めてきた静かに熱い、報告をいただきました。

住基ネットの研修で韓国に行っている北川れんこ衆議院議員からのメッセージを読み上げ、また、戸籍に記載のない子どものパスポート問題につ

の愛給も先日、実現した。「最後のハードル」ともいえる。この日の旅券発給申請では、「国籍の確定のために必要」と法律で決まっている(戸籍)と認め、返す職員に対し、女性らは「住民票の本欄欄で確認できるはず」などと主張。結局、府は申請書を預かり、外務省と協議するようになった。女性は「目の前に入る間の権利を紙切れの無効で制限するのはおかしい。府には主体性を保持して判断してほしい」と話している。【中村一成】

兵庫の戸籍のない子が、二つ目めてたく  
運転免許証を取得しました。おめでとう。  
\*本籍補(なし)のものです

婚外子の子の  
旅券取得申請  
在外務省と協議  
婚外子の子(3)に戸籍がないため、府に児童扶養手当請求を却下され、その後、国の初判断で手当が支給された京都市右京区在住の女性(37)が15日、下京区の府旅券事務所へ本

人としての旅券取得の申請を行った。  
同事務所は「国籍(なし)の確認に必要(戸籍抄本)の添付がないため、府では判断できない」と説明。女性は「府に入籍を保障しようという態度がみられない。残念」と話している。【読売(京都版)】



(1)めんから続き)

いて最も長く、精力的に活動してきた神戸市「みこれん」のながきのりこさんからもメッセージをもらい、最後は集会スロガンを採択して、集会を終えました。

私はもう、皆さんのお話しに胸がじんじんとし、集会の間しばしば震えていたのです。私が変なのかなと思ったりもしましたが、「なんだかわからないけど泣きそうになった」「泣いた」という声やカードが多数あつて・・・(二次会は盛り上がりました。)

●その後の状況

集会后、連休明けの9月17日、4人それぞれに京都府旅券事務所から電話が入り、外務省名で補正要求が来ているから電話口で読み上げて(!!)きました。内容は「戸籍抄本を提出できないと主張する者」は2週間以内、「戸籍抄本が無い者」は2ヶ月以内と戸籍の提出期限を設定するものです。9月10日の申入れ、要望書も一切無視され、翌日再度情報公開請求をかけました。10月2日公開された中身は、申請拒否へ向けて責任逃れに終始する京都府の姿勢のみが示されています。10月18日、まず主張する者に対して外務大臣名で申請拒否処分がなされています。これを受けて、異議申立てをします。

これからも注目をよろしくおねがいします。



児扶手申告書から家計収支の欄は全国的な運動以外でここがポイント! 今回の改悪は2段構え支給年限の引き下げや子ども本人への振込も養育費に含めず法改悪を伴う削減策が控えて居る。国会に注目!

アミナ・ラワルさんへ人権を!!

・ナイジェリアへの抗議の日本語訳。

アミナ・ラワルさんは結婚しないで子どもを出産したという理由だけで、石打ちによる死刑を宣告されたことを聴き、私たちは非常にショックを受けています。当事者やその親の婚姻地位に基づく差別は容認できない人権侵害であると私たちは確信し、死刑を執行しないように要求します。

ナイジェリアの北部州のシャリーア(イスラム法)を基礎にした刑法によれば、自由意思であるかどうかにかかわらず、婚外性交は姦通罪にあたり、当事者の女性は石打ちによる死刑で処罰されます。この処罰は、筆舌に尽くしがたいほど残酷で非人間的な卑劣なものであり、貴国政府が批准した国際人権規約に明らかに違反しています。その上、この処罰はそれに関わった男性よりも女性の方が重く、それは女性に対する明白な差別です。

私たちは、貴国が個人の性行動や当事者およびその親の婚姻地位に基づく差別のない社会、ジェンダーに基づく女性への差別のない社会を創るために努めることを要請します。婚外性交渉は法的にも社会的態度としても犯罪として定義されるべきでないと、私たちは確信しています。

敬具

(左側に英語原文) 婚外子差別と闘う会

■宛先

- (1)オバサンジョ大統領  
His Excellency Oluségún Obasanjo,  
President of the Republic,  
The Presidency,  
Federal Secretariat,  
Phase II, Shehu Shagari Way,  
Abuja;  
Fax: 234 9 523 21 36 (press office)
- (2)司法長官  
His Excellency Kanu Godwin Agabi,  
Minister of Justice, Ministry of Justice,  
New Federal Secretariat complex Shehu Shagari Way,  
Abuja,  
Federal Capital Territory,  
Nigeria;  
Fax: 234 9 523 52 08.  
email:webmaster@nigeria.gov.ng
- (3)ナイジェリア連邦共和国大使館  
特命全権大使:オセイミエガ・エマニュエル・オディオティオ閣下  
Embassy of the Federal Republic of Nigeria in Japan  
(手紙の宛先)〒153-0064 目黒区下目黒5丁目11-17  
(電話)03-5721-5391/3  
(書き出し)His Excellency Mr. Oseimiegha Emmanuel OTIOTI O

■また、下記のナイジェリア政府ウェブサイトの掲示板にメッセージを書き  
<http://www.nigeria.gov.ng/discussion/index.htm>

死刑阻止へメッセージのあて先(下記のアドレスに)

■母子家庭への児童扶養手当の養育費申告書、抗議で一部中止  
8月から所得と養育費の額によって減額される児童扶養手当だが、年に1度の8月の現況届時に新たに養育費の申告を行うことになった。この申告書には親族からもらった米・野菜から家賃・食費・医療費・教育費など収支の費目を書くようになっていた。これを知った母子家庭の女性たちはプライバシー侵害だと抗議。国会でも追及された結果、厚生労働省雇用均等・児童家庭局は18日、各自治体へ収支報告のみ出さなくてよい旨通知した。2002.7.25.小島

被災女性が、阪神淡路大震災復興基金(理事長・井戸敏三兵庫県知事以下「基金」)を訴えていた訴訟の控訴審で大阪高裁は一審に続いて再び被控訴人勝訴の判決を下した。被告・兵庫

被災女性が、阪神淡路大震災復興基金(理事長・井戸敏三兵庫県知事以下「基金」)を訴えていた訴訟の控訴審で大阪高裁は一審に続いて再び被控訴人勝訴の判決を下した。被告・兵庫



勝訴判決報告集  
この「世帯主被災要件」は、女性差別であり法の下の平等に反するとして、基金はこれを不服として控訴した。支援金制度は、被災者生活再建支援法の付帯決議に基づいて創設された。震災で自宅が全壊、半壊・解体した世帯に対して、所得、年齢に応じて支援金を支給するものである。問題は、震災から3年半経った98年7月1日を基準日とし、「世帯主被災要件」を設定したことにある。この間に結婚や親子の世帯合併などで、世帯主でなくなった場合には対象外にされた。昨年の神戸地裁判決で

被災後に結婚し「世帯主」でなくなったために「被災者自立支援金(「支援金」)が支給されないのは不当だと訴えていた被災女性が二審でも勝訴した。ふえみん婦人民主クラブ兵庫支部の中島絢子さんが報告する。

勝訴確定  
2002.8.15.小島  
報告 中島絢子  
この「世帯主被災要件」は、女性差別であり法の下の平等に反するとして、基金はこれを不服として控訴した。支援金制度は、被災者生活再建支援法の付帯決議に基づいて創設された。震災で自宅が全壊、半壊・解体した世帯に対して、所得、年齢に応じて支援金を支給するものである。問題は、震災から3年半経った98年7月1日を基準日とし、「世帯主被災要件」を設定したことにある。この間に結婚や親子の世帯合併などで、世帯主でなくなった場合には対象外にされた。昨年の神戸地裁判決で

に断定した。  
①同制度の発定時、仮設住宅入居者は支援対象世帯の一割に過ぎず、制度の趣旨は、より広く支援を図るものであった。同制度は同一世帯全員の一定額以下の総所得金額を要件としている。世帯主として生計を維持している世帯主被災要件は、「男女間差別」を招くばかりか「世帯間差別」を招き、公序良俗に違反し無効である。  
②基金は高度の公益目的を有する極めて公益性の強い法人で、実質的には地方公共団体に準ずるべきだ。同制度は高度の公益を目的とし、公平・平等な取り扱いが要求される。私には、日本という国が自然災害被災者を棄民としたことに異議を唱え、被災者の生活基盤回復支援は、国・行政機関責務だと、公的支援の道に市民議員立法運動で切り開き、被災者生活再建支援法を実現した。しかし兵庫県知事は、被災者運動を否定し、同法も支援金制度も自らの取り組みの成果だと言いつつ、判決趣旨に「男女間差別」を招くばかりか「世帯間差別」を招き、公序良俗に違反し無効である。従って、「世帯主被災要件」を削除して差別を解消し、制度の改善を図るべきだがその気配はない。再び新たな闘いが始まる。連絡「公的援助法」実現ネットワーク 078(0)8893

児扶手改悪法衆院通過したこの一報が... (不文)10めんに詳報



# 婚外性交渉



「ナイロビ20日」江木 慎吉 ナイジェリアからの報道によると、ナイジェリアの北約300キロにあるフンツワアの高級イスラム法廷は19日、婚外性交渉の罪に問われたアミナ・ラワル被告に死刑判決を言い渡した。

# 判決は死刑

2002.8.21朝日  
ナイジェリア女性に 上級イスラム法廷  
婚外子の母に死刑判決に抗議

服して控訴していた。外性交渉で女性が死刑判決を受けるとは、度目だ。刑の残酷さや女性に極端に不利な裁判のやり方などに批判が高まっている。国際的にも注目された1人目の女性は今年3月、「シャリア法導入」以前の行為だったとす州が次々イスラム法廷の上級イスラム法廷の判決で放免された。

# 死刑判決 世界のミス抗議

ナイジェリアで婚外性交渉の罪に問われた女性に上級イスラム法廷が死刑判決を言い渡したことに、世界の美女たちが一人権侵害だと抗議を申し立てている。11月にナイジェリアで開催のミス・ワールド世界大会で、フランス、ベルギーのミスたちが、相も一婚外出産女性が死刑判決を受けるとして抗議を表明した。

# ナイジェリア大会 出場ボイコット



2002.9.17朝日  
致して各国代表のボイコット  
判決を受けるとして抗議を表明した。被審の女性も判決不服として上訴の権限を行使したという。

ナイジェリア  
婚外子の母に死刑判決に抗議

# シャリア導入は国脅かす

2002.9.7.毎日  
世界目 Global Views  
シャリアと呼ばれるイスラム法では、婚外子は重大な罪とされる。ナイジェリアは政教分離国家だが、いくつかの州は憲法の規定にもかかわらずシャリアを採用している。シャリアを採用的国は、非難している。ナイジェリアは北部がイスラム法廷で、南部はキリスト教徒が多く、種族偏見はいたるに及ぶ。多様な文化に60年の独立以来、どの宗教も優位性を持たないことが英国法が手本となれ、全土に適用されてきた。だが、99年に、部族政府がシャリアの導入を要求し、状況が変化し始めた。現在10以上の州で、シャリアが導入されている。州知事は、非イスラム教徒にシャリアは適用されないという。しかし、シャリアの導入は国内を分裂し、ナイジェリア国家の統一、安定、統合を脅かす。



キングスリー・クベインジエ (ナイジェリア通信記者)

キャロリンが文案を考えたこと、以下の抗議文も、オバサンジョ大統領、司法長官、ナイジェリア大使館 大使あてに送りました。(右面に先)

Your Excellency,  
We were deeply shocked to hear that Aminata Lawal has been sentenced to death by stoning merely because she has given birth to a child without being married. We believe that any discrimination against people because of their marital status, or the marital status of their parents, is an unacceptable violation of human rights, and so we demand that you ensure that the execution does not take place.

Sex outside of marriage (whether voluntary or not) is defined as the crime of adultery under the Shari'ah-based penal codes in Northern Nigeria, and is punishable by death by stoning for the woman concerned. This punishment is unspeakably cruel, inhuman and degrading, and is clearly a breach of the international human rights instruments signed and ratified by your Government. Moreover, the punishment is heavier for the woman involved than the man, and so discriminates overtly against women.

We urge you to work towards creating a society where there is no discrimination against people because of their sexual activity, their marital status, or the marital status of their parents, and where there is no discrimination against women because of their gender. We believe that sex outside legal marriage should not be defined as a crime, either in law or because of social attitudes.

Yours sincerely,  
Members of Group to Fight Discrimination against Children Born outside of Marriage, Japan.

この新聞記事は M.M さんから送って来ました。(以下コメント)  
新聞記事を1枚同封します。  
「シャリア」とはイスラム法を私は初めて知りました。婚外子出産が死刑に成ること。この記事の後、実際に執行されたかどうかわからないのですが、(\*) こんな法律が生きているなんて。婚外子のホームページにも「婚外子を生んでも刑法に解らねばいいとなく…」と書いているので、えー、こんな国、こんな法律があるんだとよけいに気になります。(M.M.)

\*1/9現在、執行は報道されません。(右面に日本語訳)





謝 辞

ライト・キャロリン

2002年10月5日に立命館大学で行われた学位授与式で博士号を授与されました。私の研究領域はジェンダー・スタディズや家族社会学です。論文のテーマは非婚シングル・マザー（婚外子をもって、パートナーがいないシングルマザー）でした。婚差会のメンバーや事務局委員をはじめ、たくさんの人たちのお手を借り、お蔭様で無事調査を終えることができました。何よりも、非婚シングル・マザー自身が様々な生活問題を抱えながら、親切に、素直にインタビュー調査に協力してくださいましたことに感謝しております。そのシングル・マザーの中に婚差会のメンバーが何人かいらっしゃいましたので、「つうしん」の紙面をお借りして簡単な報告をさせていたたくともにお礼を申し上げたいと思います。

博士論文要約

Single Mothers by Choice? :  
The Gendered Subjective Careers of  
Unmarried Single Mothers in Japan

非婚シングルマザーの数は日本では比較的少ない。離婚率は上がっているが、婚外子出生率は極めて低い。差別の強さと労働市場での女性の不利な立場を主な二つの理由として博士課程前期課程論文で取り上げた。しかし論文で指摘したように、家族についてジェンダー化された規範が強い場合、ある女性がどのようにこの規範を抜け出せるかという疑問がまだ残っていた。その疑問こそ博士論文の出発点であった。

英語圏諸国と日本で行われたシングルマザーについての研究の大部分は、人口統計的データ及びシングルマザー家族の経済的困難についての検討である。すべての種類のシングルマザーたち(死別・離別・非婚)を統一的に扱う研究が多い。それは、欧米では差別をなくすためであるが、日本では非婚シングルマザーの数が少ないことに加え、離婚の増加に研究者の興味が引かれているためである。英語圏諸国の文献の焦点はシングルマザー家族への福祉制度の役割と、別れた親の役割を検討する点にある。フェミニスト研究はシングルマザーたちに対する差別に反論することが目立つ。シングルマザーたちはその道を「選んだ」理由として、女性が男性との関係に不満をもつ、社会の個人化の進歩、女性の経済力の増大、そして自分の人生を管理することを譲りたくないなどをあげる。しかし「選択」という概念を分析することが困難で、まだ表現されていないと思われる。個人の「選択」と行動は対人関係などのさまざまな社会関係及び規範の枠組みにとどめられるため、さまざまな社会レベルの女性について考慮しなければならない。「家」制度、戸籍制度など現在ある法律が「家」制度を反映し、「母性が女性の本質」や「性別役割分担」概念に基づいて法的結婚をした二人親家族の規範・理想を構成し、婚外子と非婚シングルマザーに対する差別的考え方を維持する役割を果たしてい

日本における非婚シングルマザーは「選択」された結果なのか？  
ジェンダー化した主体的キャリアについての考察

る。

論文のための研究として非婚シングルマザーの実態調査を行った。家族を扶養する生計方を明らかにするために、インタビューされた人の世帯構成、日常生活、子どもを産んだ前後の職業層、(福祉手当含む)収入と子どもを産んだ前後の変化、住宅、保育、家族の構成、子どもの父親などの実態について尋ねた。結婚歴について、家族や友人からの経済的及び養育などのサポートについても尋ねた。避妊、人工中絶、子どもの父親との関係を含む恋愛関係についても尋ねた。またインタビューされた人が重要と思う課題についても聞かせてもらった。「今までの一番困ったことは何か」などの自由回答を求めた質問もした。

インタビューで得たデータを他の調査と比較した。インタビューされた人たちは他の調査で描かれた(離婚した)「平均的」シングルマザーと違って、子どもの平均人数が少なく、学歴が高く、平均収入が高いことが判明した。収入、学歴、自宅所有などの項目で幅広いにわたるデータを得た。一つの共通点として、非婚シングルマザーになったことを後悔していなかったことがあげられる。「非婚シングルマザー」というカテゴリーを解体するのを感じた。それぞれのインタビューされた人々の間の一番大きな違いは生活へのサポートの種類と量であった。シングルマザーは普段二人親が果たす任務を一人で果たすか、何らかの形で生活を維持するようなサポートを得られるように工夫しなければならない。シングルマザーたちへのサポートに基づき以下の三つのタイプに整理した：

1. フェミニスト友人たちのネットワークからのサポート：この人たちは短大・大学卒の高学歴である。教員のような賃金の比較的高い仕事に勤めるか、芸術のような賃金は高くないが自己満足できる仕事に勤める。子どもを産む前にフリーターの生活を送ったが、子どもを産んでからある程度安定的な生活を目指している。比較的若い年齢で子どもを産んだが一人子であるケースが多い。
2. 生まれた家族・親戚からのサポート：大学卒・大学院修了の高学歴、子どもを産む前後にソーシャルワーカーのような賃金の高い専門職に就く。高齢出産で一人子を与える。
3. 福祉制度からのサポート：中学卒・高校中退のような学歴をもって、子どもを産む前にスーパーのレジのような低賃金で不安定な仕事に勤めた。婚外子を産む前に若い年齢で同棲や結婚を経験し子ども産んでから離婚する傾向もあった。インタビューをした時点で、母子生活支援施設に住んでいた。

そしてそれぞれの女性が非婚シングルマザーになるまで歩んだ多様な人生設計を考察し、その人生設計をいくつ

かの段階に分け、いくつかの項目について検討した。結婚が規範なのに、どうしてある非婚シングルマザーは規範に従わなかったか。婚外出生を防ぐため、どうして避妊が行われなかったか。婚外で妊娠して、どうして人工中絶をしなかったか。

1と2のグループに属するインタビューされた人々の中には積極的に妊娠した人たちがいた。周りの人々、特に自分の両親の(望ましくない)恋愛・結婚関係を洞察し、同じ関係を選ばなかった。特に自分の母親の低い地位に対して否定的な気持ちを持っていた。数人がどうして子どもを産んだかという質問にはっきり答えられなかった。1のグループのインタビューされた人たちが自己発展という理由をあげたが、数人が母になる選択をしたあげく、人生の別問題に逃げていることを意識した。「女性とは本来子どもをもつものである」という本質的母性の規範を支持した人々もいた。特に3グループに子どもを「ただ欲しかった」や「女性は子どもをもつべき」と思った人々もいた。特に2グループの数人は親族ネットワークの中の自分の位置に子どもが重要な役割を担っていると語った。彼女たちは昔のままの日本の「家」制度のような家族で生活を送っていると考えられる。父親の不在という事情以外、インタビューされた人々はジェンダー化された役割を越える急進的非規範的養育方法を選択していなかった。何人かは、子どもの祖父か母の友人である父親代わりになる友人たちがいた。ジェンダー化された養育方法に挑戦しようとする人はいなくなった。

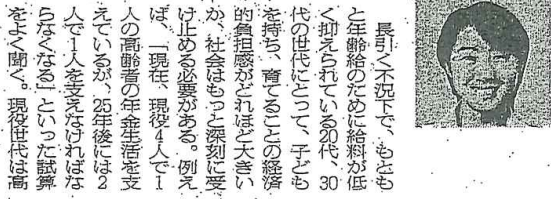
インタビューされた人々個々は非婚シングルマザーの道を積極的に選んだのか。言い換えれば、非婚シングルマザーになったのはその人にとって合理的積極的な行為の表現であったのか。結婚制度の社会的・政治的側面を理解している1グループの人たちの選択が分かりやすい。結婚規範に対する挑戦的立場を取っていた。彼女たちにとって、非婚シングルマザーになったことはジェンダー化された規範に挑戦して、急進的自己発現することであった。彼女たちは非婚シングルマザーの道を「選択」した。しかしながら、2グループに結婚か結婚に至る恋愛関係に迷っていた人々が多かった。結局結婚規範を拒否することより、よりよい関係を持っていくが、時間が経つと結婚して子どもを産むことが現実には不可能になりつつあることを恐れ、子どもを産むことが差し迫る問題となった。母性の規範に従って積極的に母になったが、非婚でシングルマザーを望んではいなかった。二番目の選択として非婚シングルマザーになった。離婚で解消した関係や(婚約者が刑務所に入ったような理由で)婚約が破られたインタビューされた人々が3グループにいた。結婚したい願望にもかかわらずそれを実現できず「偶然で」非婚シングルマザーになったのである。



2002.10.3 朝日

社民党スタッフ 杉山 章子

私の視点



未入籍で妊娠を産むことを撤回し、女性が勝訴... 元教諭と幼稚園和解... 一審判決を上回る解決金

精神的苦痛に対する慰謝料など総額約六百六十三万円の支払いを命令... 元教諭と幼稚園和解... 一審判決を上回る解決金

年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消

年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消

元教諭と幼稚園和解

未入籍で妊娠を産むことを撤回し、女性が勝訴... 元教諭と幼稚園和解... 一審判決を上回る解決金

年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消

年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消

年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消... 年齢年金の減額問題が解消



◆ 8. 3 1 集会、ありがとう

夏休み最後の土曜日、ドーンセンターでの集会は、司会の大田さんの言葉どおり、アットホームな集会だった。少なくとも3人の方は、ご自身も裁判を抱えていらっしゃる方々で、痛み分けをさせていただいた。弁護士雪田樹理さんと奥野京子さんもお忙しい中、かけつけてくださった。はじめに今回の事件をマスコミに問うもの、というテーマで熱く語っていただいた。是非に今回の事件をマスコミに問うもの、というテーマで再確認し、単なるセクハラ裁判ではない、女性の生き方や、子どもの人権のありかたを社会に問うものであることを、改めて認識できたと思う。力の落差の激しい裁判で、今回被告が府議という立場にある人物であることに世間の耳目が集まっているが、一方で、寺の住職ということが仏教界にも波紋を呼んでいる。住職を記者にもつ《寺門興隆》という雑誌が、取材を申し込んできた。

控訴して思うことは、私が闘っているのは個人<カトウホウエイ>ではなくて、社会にはびこっている根深い差別や偏見のひとひらであって、<カトウホウエイ>なる俗物はその具象であり、おそらくは私が私であるための生かされたをより明確に表現するために遭遇した、ちよつどいい材料になりさきった感がある。控訴の本当の相手は裁判所なんじゃないかとも思う。加藤の染まりきった価値観に対して、異議を申し立てた女性に、これ見よがしに切り棄てる判決を下したのは、一番の裁判官がそれと同質の価値観に染め抜かれた男性であるからで、女性として悲しい事実だが、裁判官の大半は男性で、女性の裁判官でも男性がかたづけられてきた価値観をすりこまれた人たちが多い。弁護士の雪田さんも同じ嘆きをおもちのようだ。

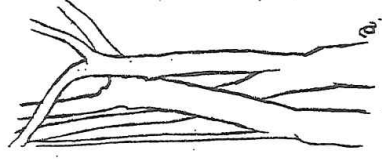
（集会での「イングリッド」に対するセクハラ事件が増えていると雪田さんが報告）  
（注）イングリッド、とて名前がかりました。（大田日記）

◆ 和解勧告

高裁の方では、和解の方向で話が進んでいる。一番がとんでもない判決だというのは向こうでも感じているらしく、高裁の書記官室ですれ違った相手の主任弁護士は苦々しい面持ちで私を睨んでいた。ただ、今現在の裁判の進行状況は詳しくは書かないでほしいと言われている。私の個人的思いとしては、それが何故なのか、そこも問題だと思う。一番の判決のあった日は、法廷にテレビカメラが入って行く報道の熱の入れようだったのにもかかわらずだ。世間一般の、遠くでニュースを知った人には、一番のこちらの訴えが棄却されたことしか記憶に留まらなれないのか。控訴したことさえ知らない人が多いのではないか。せめてこれまでに支援して下さった方々には、私は結末の全容をお伝えするのが礼儀だと思う。

お告めなしの府議は以前にも増して議員活動を展開している。私がアピールしたいのは、こんなひどい、女性を馬鹿にした人物が私たちの代表として府政の中核に居座っているのはおかしいことだ。裁判所が権力のある人物を擁護しているように感じるのは私だけだろうか。裁判所の権威をもって、権力にあぐらをかいている強者に非があることを認めてもらいたかった。謝罪してはしなかった。今も強くそう望んでいる。その思いを胸の奥に抑え込みながら、無色透明な和解を勧める裁判官のことは静かに聴いている。10月末現在、相手が和解に応じるか、それともつつぱねるか検討中とのこと、裁判の行方はまだ先が見えない。

イングリッド・セクハラ裁判  
8/31 集会報告と最近の経過報告



降任玲子

◆ 新たな嫌がらせ

10月に入ってから、ここに居るのが気分が悪い。私のアパートの周辺に、あの男の顔がアップになったポスターがべたべたと貼られまくっているのだ。出勤するにも駅へ向かうにも、買い物へ出るにも図書館へ行くにも、そのポスターの前を通らないといけない。否が応でも目に入ってくる。いかにもって感じの嫌らしい口もとから覗く歯が私を追っかけてくるようで、背中が寒くなってしばしば吐きささえるのだ。マンションの玄関先のフェンスや、駐車場の金網などにくくりつけたベニヤ板に、2枚並べて貼ってある。調べてみると、自宅から半径50メートル圏内に9箇所、計18枚もの量である。歩いて1分かかると、自宅からかなりの範囲内である。明らかに意図的だ。事情を知っているご近所の方も、あれはあなたへの嫌がらせね、と言われた。弁護士の雪田さんへ電話すると、警察から注意してもらいましょうということになって、私は写真を撮って、ポスターの貼られてある場所を住宅地図に落とし、市の人権相談の日にあわせて、人権擁護委員に言い、選挙管理委員に訴え、その場で警察の相談室を訪れた。選挙管理委員のいうには、選挙活動としての制約は、特に設けていないので、電柱などの公共物に貼られていない限り、何とも言えないんだそう。夜になって人権擁護委員の人から同じ内容の電話がかかってきた。警察の相談係の人は、その日こういった。来年の選挙に向けて半年以内の選挙活動になると、制約が生じるが、それまでは規制はなく、それが今月の28日までで、もし29日以降貼られていたら違反になるので、警察から動きましょうと。もうしばらく我慢したら撤去されると、私は29日を楽しみにしていた。で、その日の朝、出勤のときやっばりまだ貼ってあって、警察に電話すると、選挙管理委員会から各々の事務所へ連絡がいくはずなので、それを待ってほしい、警察からは何も言えない。はずかはずかしいかいはそれぞれ事務所の判断に任されている、というのだ。それでは、私は「ケイサツはナニモデキマセン」の一言。んじなければならぬのか、と食いついたら、「ケイサツはナニモデキマセン」の一言。勝手に破ったり撤去したりしたら、それこそ選挙妨害になると、胸のつつかえが肥太りたまま、雪田さんへ電話すると、

<追記>

11月1日、「控訴を取り下げたはいい」といって来た。今、支援してくださっている方々は、控訴した私の姿勢を応援してくださっているのだから、それはできない、と伝えたい。さあ、どうなるか。今回は相手方本人も登場するとのこと、またまたこちらは気が重いだけけれど。帰り道、雪田さんと、終わらたら応援してくださったみんなとどこかで打ち上げパーティーしようねって話をした。今は、それが一番の楽しみだ。



# 住基ネット特集・その1



8月12日、総務省前でされた住民票コード返上行動 (撮影 小谷洋之)

## 稼働から1カ月市民の行動各地で

### コードを塗りつぶす／受け取り拒否や返送など

8月の日から住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の一部稼働が始まりました。ネットワーク稼働を目的とした自治体以外、日本の自治体に住民票の登録がある人、住民票コードが塗りつぶされて、行政事務に「住基ネット」が使われていない自治体の市民が、一人ひとりに自治体の番号を振られた自治体の住民票番号を塗りつぶす、「んんん」や「んんんんん」などという人もいます。住民票コードを受け取り拒否や返送などに取り組む市民の動きが広がっています。

## 住基ネット 市民のメリットはどこに?

政府は住基ネット稼働により、住民負担の軽減とサービスの向上、自治体を通じた行政改革といふ3つのメリットがあるとしている。具体的には、全国どの自治体からでも住民基本台帳カード(ICカード)提示で本人、世帯の住民票の申し込みが可能で、転居届の申請がスムーズなうえ、窓口手続がスピーディになる。経済年金等の現況届の原則廃止、各種資格申請で住民票写しの添付の廃止、窓口業務の効率化などがある。この住基ネットは将来的に、電子政府・電子自治体実現の第一歩ともいえる。

住基ネットは、本人が希望する理由なしで何層でも変更可能



住基ネットは、本人が希望する理由なしで何層でも変更可能。自治体は、住民票コードを塗りつぶす、ハガキ、封書、ハガキと封書の中間の種類の

DV被害者にとって「非開示」条例や要綱を作り始めていく。これは、住民基本台帳の閲覧を制限するもの。それに加えて、昨年名古屋で画期的な判決が出ている。DV被害者の問い合わせに対して、名古屋市の福祉事務所が「妻と子どもを保護しているかどうか」回答を拒否し訴えられた。最高裁まで争い、「市は情報を開示する義務はない」とが確定している。行政も確かなに変化してきているが、体制は十分とは言えない。当面、条例などの整備が無い地域での住民票の移動は危険を伴う。新しい住所は、住民票を移動させれば住民票に記載されてしまうから。抜本的な対策としては住民基本台帳法の改正となる。

また、住民票を移動させないうちに住民票コードを塗りつぶすや、世帯主

のせいかで郵送された。東京都目黒区では区民に塗りつぶされた住民票コードは封書で返すか、ハガキで返すか、目録に封じられた簡便なもの。自身が送っている取り上げられ

「住基ネット」にかんする質問 1000年、総務省は住基ネット稼働に約400億円、運用費に毎年200億円と説明。その結果、行政コストが上がり、年間100億円の節約になるという。しかし、「国民」に住民票コードを返す郵送料約100億円、住民基本台帳の代金100億円、1000億円は自治体金まわっていない。

「住基ネット」にかんする質問 1000年、総務省は住基ネット稼働に約400億円、運用費に毎年200億円と説明。その結果、行政コストが上がり、年間100億円の節約になるという。しかし、「国民」に住民票コードを返す郵送料約100億円、住民基本台帳の代金100億円、1000億円は自治体金まわっていない。

「住基ネット」にかんする質問 1000年、総務省は住基ネット稼働に約400億円、運用費に毎年200億円と説明。その結果、行政コストが上がり、年間100億円の節約になるという。しかし、「国民」に住民票コードを返す郵送料約100億円、住民基本台帳の代金100億円、1000億円は自治体金まわっていない。

「住基ネット」にかんする質問 1000年、総務省は住基ネット稼働に約400億円、運用費に毎年200億円と説明。その結果、行政コストが上がり、年間100億円の節約になるという。しかし、「国民」に住民票コードを返す郵送料約100億円、住民基本台帳の代金100億円、1000億円は自治体金まわっていない。

(31) 2103

「中止請求」の方法も個人情報保護条例を持つ自治体では、「中止請求」を拒否してはいけない。

個人情報保護条例を持つ自治体では、「中止請求」を拒否してはいけない。また、住民票を移動させないうちに住民票コードを塗りつぶすや、世帯主



個人情報保護条例を持つ自治体では、「中止請求」を拒否してはいけない。また、住民票を移動させないうちに住民票コードを塗りつぶすや、世帯主







住基ネット特集・その3

政府「限られた事務に使用」 実態、なし崩しに拡大

2002.7.23.朝日

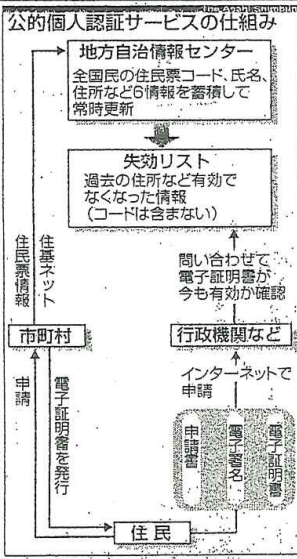
93件から1万数千件に

国民番号に1万数千の番号をつける住基基本台帳ネットワーク(住基ネット)が6月1日から動き出す。政府は、番号を限られた事務にしか使わないから心配ない」と説明してきた。だが、そんな言葉が虚言だとなし崩しに利用を拡大してきているのが実態だ。後戻りできない番号社会(社会部・大塚 暁)

住基ネットは、市町村が持つ住民票データのうち、氏名・住所・生年月日・性別・番号(住民票コード)・これらの変更履歴の計6情報を総務省の外部団体「地方自治情報センター」が一元的に管理する仕組み。国は雇用保険の給付など93の事務で6情報を利用する。このシステムをいっしょに89年に成立した改正住基基本台帳法で決まった。その際に、国会は「システム利用の安易な拡大を防ぐ」として、基本台帳の付帯決議をした。しかし政府は6月7日、電子政府の表現に向けた法が成立した場合、「公的個人認証サービス」が実現し、まさに「1万数千件」の事務で住基ネットを利用することになるからだ。

本人確認名目「利用が1万数千件に拡大されようとしている。国会議員は「国民にだまされた」といって怒りを示した。6月中旬に開かれたシンポジウムで、自民党の阪上善秀代議士(福岡)もこの言葉は必ずしも誇張ではない。オンライン化が成立した場合、この言葉は必ずしも誇張ではない。オンライン化が成立した場合、この言葉は必ずしも誇張ではない。オンライン化が成立した場合、この言葉は必ずしも誇張ではない。

「利用が1万数千件に拡大されようとしている。国会議員は「国民にだまされた」といって怒りを示した。6月中旬に開かれたシンポジウムで、自民党の阪上善秀代議士(福岡)もこの言葉は必ずしも誇張ではない。オンライン化が成立した場合、この言葉は必ずしも誇張ではない。オンライン化が成立した場合、この言葉は必ずしも誇張ではない。



公的個人認証サービス

Table titled '各国の共通番号制度' (Common Number Systems of Various Countries). It compares Sweden, Japan, and Australia. Columns include Country Name, Number Name, Issuance Period, and Target Audience.

| 国名    | スウェーデン                | 米 国            | オーストラリア         |
|-------|-----------------------|----------------|-----------------|
| 番号名称  | 住民登録番号                | 社会保障番号         | 納税者番号           |
| 実施時期  | 1946年(ただしコンピュータ化は88年) | 1936年          | 1989年           |
| 対象者   | 居住者                   | 市民・外国人、永住者、労働者 | 所得税、社会者、所得保障対象者 |
| カード交付 | なし                    | あり(紙)          | なし              |

導入他国では弊害も

すべての国民に共通の番号をつけるという制度は外国にもある。だが、外国の例をみると、様々な問題が浮かび上がってくる。

納税者番号も視野

現在の住基基本台帳法は、民間は住民票コードを利用できない。だが、過去には民間のコード利用の可否も検討された。将来的には民間のコード利用の可否も検討された。

番号使い「なりすまし」横行

「なりすまし」横行。住民登録番号を利用して、様々な悪用が行われている。特に、犯罪に悪用されている。住民登録番号を利用して、様々な悪用が行われている。特に、犯罪に悪用されている。

民間も共通番号

民間も共通番号。企業が先ず顧客のリストに共通番号を振って管理している。住民票コードが納税者番号として使われる可能性が十分ある。民間も共通番号。

住民登録番号を利用して、様々な悪用が行われている。特に、犯罪に悪用されている。住民登録番号を利用して、様々な悪用が行われている。特に、犯罪に悪用されている。

納税者番号も視野。現在の住基基本台帳法は、民間は住民票コードを利用できない。だが、過去には民間のコード利用の可否も検討された。

民間も共通番号。企業が先ず顧客のリストに共通番号を振って管理している。住民票コードが納税者番号として使われる可能性が十分ある。



# 衆院通過の思扶手改悪 SMPが声明を発表

11月8日、母子寡婦福祉法および児童扶養手当法「改正」案衆議院通過に際して、「NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ」が下記の声明を出しました。

\*\*\*\*\*

私たちは母子家庭の当事者団体で、会員数800人の全国組織です。本日、衆議院を通過した母子寡婦福祉法および児童扶養手当法「改正」案の審議とその結果について、当事者団体として意見を表明します。

まず母子寡婦福祉法については、はたしてこの法律で十分な就労支援、子ども支援が行われるのかは審議を通じてもまだ見えてこないところです。より具体性をもち、かつ母子家庭が使いやすい制度にするように今後の議論を希望します。

現在の母子家庭の母親が置かれている、雇用の状況の厳しさからみて、国が母子の雇用を創出するような積極的な努力を期待し、また、自治体の就労支援計画については、自治体の意識の低さに危惧を抱きつつも、当団体としては、監視と同時に提言・全国的な情報提供をおこなっていく所存です。

しかし、なんといっても児童扶養手当の制度改正がなんの修正も経ずに衆議院を通過したことに大きな危惧を覚えずにはいられません。

まず、自ら進んで自立を図るとされた母子家庭は、今でも十分自立し、しっかりと働いているのであって、自立=手当停止のような文言が入ったことに大きな危惧を抱いています。

また、5年後さらに一部支給停止を半額を限度に行う条文は、凍結あるいは、歯止めをかけることが必要でしたが、付帯決議で一定の歯止めがかかり、国会議員のみなさんご努力に感謝しております。しかし、現状での母子家庭の困窮、生活困難を考えれば本条はそもそも削除すべきであると私たちは考えております。

また求職活動を義務化する14条の規定が、調査等を倍増させ、プライバシー侵害などの人権侵害を巻き起こす危険からみても、削除すべき条文であり、この点についての審議も、不十分であり参議院に期待するところです。

また、養育費の制度化についても先に法制化をすすめるべきであり、所得算入については、なしとするべきでしょう。

今後の母子家庭の生活を左右するような大きな法改正が、たった1週間の審議だけで決まったことには国会軽視もはなはだしと危惧を感じます。しかも傍聴した限りでは、出席議員も少ないありさまです。母子家庭の母と子どもの生き死にかかっているような法律改正に際し、国会議員のみなさんの関心の低さには落胆せざるをえません。

今後の参議院で当時者の生活に手の届く議論がされることを切に期待します。

自己党は、二ニを護歩し、今国会への上げはなそうする。(大田)



佐々木知子氏  
47歳 比例区 民主党参議院議員

## 別姓実現こそ政治の役割

別姓実現こそ政治の役割... 別姓実現こそ政治の役割... 別姓実現こそ政治の役割...

# 住基ネット 稼働開始

住民基本台帳ネットワーク



09年10月1日より住民基本台帳法で住基ネットの導入が決まりました。この審議で同法の施行にあたり、個人情報保護を確保するための所定の措置を講ずる必要があります。

8月10日より住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)が稼働しました。福島県矢祭町など自治体が接続せず、当分の間横浜市は、市民選択方式とした。すべて国民に11桁の番号(住民票コード)をばらけて個人情報を管理する(1)に反対し、自分の番号を返上してほしいという声かけが始まっている。

住民基本台帳ネットワークシステムは、市区町村(都道府県、地方自治情報センター)をネットワークでつなぐ。①住民票コード②氏名③住所④性別⑤生年月日⑥変更履歴の個人情報を管理することになる。

09年10月1日より住基ネットの導入が決まりました。この審議で同法の施行にあたり、個人情報保護を確保するための所定の措置を講ずる必要があります。

住民票コードを返上しよう。住民票コードを返上しよう。住民票コードを返上しよう。

## あなたの番号返上しよう

- (1) 通知がきたら自分の番号を黒いマスキングなどで塗りつぶす
- (2) 番号を消去してこれという意思表示を響く
- (3) 受け取り拒否(どう付箋をつけて)送り主に返す

## 思扶手改悪はトク子 迷走するばかりの民法改正

### 2002.9.21 土曜自説

ずっと懸案になっている婚差会編集の本についての編集会議を、以下の日程で連続して行いました。

- ・2002年9月7日(参加4名)
- ・2002年10月5日(参加6名)
- ・2002年10月19日(参加7名)

#### <次回事務局会議>

●12月7日(土) 11時から  
信岡法律事務所  
TEL 06-6362-0222

\*会議後に引き続き忘年会の予定でしたが、近いうちに時任さんの裁判の打ち上げを行う可能性もあるため、この日の忘年会は順延いたします。

## 今号の目次

- ・戸籍のない子のパスポート申請 ..... 1~2めん
  - ・思扶手改悪 ..... 2・10めん
  - ・世帯主事項勝訴 ..... 2めん
  - ・ナイジェリア婚外子母に反社刑判決に抗議 ..... 2~3めん
  - ・ライオン・キャロリンさんからの謝辞と博士論文の要旨 ..... 4めん
  - ・松原市の解雇裁判和解 } 5めん
  - ・「子ども年金」創設提言
  - ・小笠原氏の戸籍訂正不可
  - ・山口県プライバシー侵害
  - ・時任さん集金と裁判報告 ..... 6めん
  - ・住基ネット報道特集 ..... 7~10めん
  - ・迷走国会? ..... 10めん
  - ・審判局会議録 } 10めん
  - ・この日のニュース
- (来月号はこの日に決まよ!)



# 婚差会つうしん No.86

2003. 2. 8. 発行  
婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区  
郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail:



## 第54回特別展

### 「血すじと家から一戸籍が生ま出す差別」に (仮題)

#### 婚差会も協力します

この春、リハティおおさか(大阪人権博物館)が企画する第54回特別展「血すじと家から一戸籍が生ま出す差別」(仮題)に、婚差会もいろいろと協力することになりました。

リハティおおさかは今年で開館18年目。テーマの「血筋・家柄」は、昨年の特別展「学歴・職業観」に続く企画で、来年は「国境・人種」へと発展させていく予定だそうです。いまいろいろ準備の最中ですが、パンフレットやピラなどの活動記録の展示、シンポジウムへの参加など、面白い内容になると思いますので、ぜひご注目ください。

- 特別展会期 4月15日(火)～6月29日(日)
- 展示内容 次の3つの大テーマに沿って展示
- ① 血すじと序列 ② 家からと格式 ③ 地域と排除  
婚差会は②の中で資料に協力します。

#### ○関連行事

##### シンポジウム I 「現代日本社会と“排除”の構造」

日時: 5月17日(土) 午後1時～午後4時  
場所: 団体ガイド室

シンポジスト: 高木博志(京都大学人文科学研究所)  
藤野 豊(富山国際大学)  
島津良子(奈良女子大学)

##### シンポジウム II 「女からみた戸籍と差別」

日時: 5月31日(土) 午後1時～午後4時  
場所: 団体ガイド室

シンポジスト: 柴崎文恵(児童扶養手当審査請求当事者)  
柴井香代子(LEMON+C代表)  
大田季子(婚外子差別と闘う会)  
島津良子<コーディネーター>

○開館時間 朝10時～夕5時(入館は4時30分まで)

○休館日 毎週月曜日(祝日のそく)、祝日の翌日  
毎月第4金曜日

○入館料(特別展開催中) 一般500円、高校生・大学生300円、  
中学生以下と65歳以上、障害をもつ人と介護者は無料

○所在地 大阪市浪速区浪速西3-6-36 Tel06-65661-5891

○交通・JR環状線「芦原橋」下車、南へ約600m  
・JR環状線・大和路線「今宮」下車、西へ約800m  
・大阪市バス or 赤バス「浪速西3丁目」下車、西へ約200m  
・南海汐見橋線「木津川」下車、東へ300m



女子だけ  
たしんの人に  
来たい  
です。



おもしろい展示にたいせつです。

## 事務局会議録

2003年12月7日 (参加4名)

- ・本の編集会議～出版原稿のQ&Aの質問の整理
- ・2003年度の婚差会の役割分担

◎連絡先・会計・事務局会議書記 屋代

◎つうしん編集長 大田

◎出版コーディネーター 善積

- ・2003年度の活動方針

今年中に懸案の本を出版する

### ●2003年度活動スケジュール●

2月8日(土) つうしん86号発行

3月15日(土) 事務局会議

4月12日(土) 事務局会議

5月3日(土)～4日(日) 編集会議合宿

5月10日(土) つうしん87号発行

6月14日(土) 事務局会議

7月12日(土) 事務局会議

9月20日(土) つうしん88号発行

10月18日(土) 事務局会議

11月22日(土) つうしん89号発行

12月6日(土) 事務局会議

\* つうしん発行日は朝10時30分に阪急茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大学善積研究室

いつも夜9時過ぎまでかかるので、手伝える人は途中からでもご参加ください。

\* 事務局会議は朝11時から信岡法律事務所(Tel06-6362-0222、地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩8分)で。いつも午後3時か4時ごろまでやっています。

十数年ぶりの出生届  
パスポート発給異議申立書却  
シングルマザーの体験より4  
見守り手5年で減り減り減り3  
・場合エんの人生案内5  
・住基ネット新聞報道4  
・大阪市戸籍届出に本人確認5  
・バルゴマイラエん最高裁棄却6  
・夫婦別姓家裁許可案はX  
・縁結びより5人支持  
・年金改革は有見既慮して  
・養育費引き上げ  
・面接交渉権をV8  
◎は新聞記事あります。



# 十数年ぶりの出生届

ただいま  
法務局  
来場待ち

時間切れ間近に、あわてて出しても戸籍に記載のない子として生きてきた第一子が、四月に海外への修学旅行に行くことになり、三月中旬までにパスポートを学校に提出しなければならなくなり、十数年ぶりに「出生届の窓口闘争」をすることになった。

一月17日にS市役所に子の父と出向く。出生届は出産後、持って行った形のまま。窓口では「年齢に達した子の出生届は窓口ですぐ受理する」とはできない。法務局戸籍課に受理伺いをすると「と言われた。係が法務局に電話した後、やはり届出人の資格を『父』とするなら認知届も同時に提出していただく必要があります」「いえ、認知届はしません。このままでも『父』ですから」と押し問答に。「事情はわかりましたから、詳しく調べてみます」とどう係にコピーを渡してその日は一旦持ち帰る。

一月末に窓口からの電話で「今回は特別に、事情を書いた紙を添付して、正式に法務局への受理伺いとして預かることになりました」と言われ、二月四日別紙の意見書をまとめて再び窓口へ行って出生届を預けた。年齢に達した子の出生届では必要と言われた家族写真、卒業証書は持参しなかった。窓口は「お

た。通常、決済が下りるのは一週間から半年くらいかかるが、今回は急ぐ事情があるので、担当官としては特別に配慮しているとのこと。私にできるのはそれくらいです。」「という担当官は、悪い人ではなさそうだが、改めて「戸籍」って、ここまで手間ひまかけて守るべきものなのだろうか？」と激しく疑問を感じた。

(O)

戸籍なくともパスポートほい!!

## 京者からの便り

● 異議申立は 棄却!

戸籍の添付なしでも、旅券は発行されるべきだ。必要のない書類の提出が無いからといって発給しない決定は、不当だ。レモン+C の3名の異議申立てに対し、外務省は「理由なし」とみなし、棄却の決定を下しました。2月4日(立春)付とは、やってくれる……。 (12月10日、1月15日の異議申立でしたが3週間で返答が来て、内容が詳しくお知らせできる間なしで……)

そこであらためて、レモン+C は「戸籍がなくてもパスポートを!」の会として、活動を広げてゆきたいと思っています。ただ今、提訴へ向けて、がんばってます。さあ、これから。婚外子差別、戸籍制度、もう、なくそう。私たちの主張を、裁判で多くの人々に投げかけてみよう。息苦しいこの国の社会に、ちょっとさわやかなぶきを吹き込めるかな?

欄外 異議申立て、棄却の新聞報道は、2月10日か11日くらいに出そう。(要チェック)

二月七日に書類一件が届いた法務局から母に電話があり、「面接で急ぎ確認したいことがあります」と呼び出された。急なことで、母のみが法務局に行った。そこで「婚外子の届出義務者は母です。ご存知ですか? 認知しない『父』は、法的には父ではないので『同居者』の資格になります」との説明を受ける。私は「当事者自身が届出資格を訂正したくない」旨を主張。「付箋処理には異議はないのですね」と確認された。そこで今回、譲歩できるギリギリの線だと彼と確認していたので、「結構です」と伝えた。

その上で、担当官から「写真等の提出が無理でも、決済を上司に上げる前にどうしても写真や学生証を私が見たいのですが。職務上、私が確認したことを伝える必要はないので」と説得され、来週、母の職場で担当官が確認に来ることになった。

### 出生届提出に関する意見書



2003年2月4日

私たちは、婚姻届の提出によって、男女どちらかを戸籍筆頭者として新戸籍をつくることは、一方の性(主に男)への他方(主に女)の従属を象徴していると考えている。したがって、そのような関係ではありたくないため、婚姻届は出さずじきた。

1986年10月X日に生まれたMと、1989年3月Y日に生まれたHの出生届は、それぞれ1986年11月11日A市役所B出張所、1989年4月5日S市役所に提出に行った。しかし、いずれも「婚外子の父には届出人資格がない」との理由で受理されなかった。当日、出生届は受理されなかったが、両市は即日子どもの住民票を作成したため、届出に行ったく父は、保育所入所申請、母の健康保険に子が加入するために必要な住民票の写しなどを請求し、両市はそれを発行した。

その後、1992年6月に母と子2人のパスポート申請をしたが、外務省は「戸籍謄(抄)本の提出がないため発給できない」と子のパスポートを給付しなかった。

私たちは、「すべての子どもには生まれながらに父母がいる」と考える。婚姻内の子は(とりあえず)「夫の子」と一律に囲い込み、婚外子には、(とりあえず)「父がいない」とするシステムは、子の平等と福祉に反している。

日本では、婚外子の子が父を持つためには、(胎児認知を除き母の承諾は不要・未成年の子の承諾は不要)父の一方的な意思だけで行える認知届という手続きを経るか、母・子の側から強制認知の裁判を起すしかない。国際的には1989年の「子どもの権利条約」の成立前後から、「嫡出・非嫡出」の概念そのものをなくした国が増えてきた。また、個人的にも私たちは、真の女性解放と子どもの人権の確立を望み、この間、婚外子差別法改正に努力してきたが、国連から婚外子差別法の撤廃を何度も勧告されながら、日本は婚外子の相続差別・戸籍続柄差別等を未だに残している状況だ。すべての子の平等と福祉にかなうシステムの確立には残念ながら程遠い。

今回、この春休みにMがO高校の修学旅行でニュージーランドへ行くにあたり、パスポート発給を早急に求める必要が生じた。前回のパスポート申請の経験から私たちは本人の戸籍抄本を早急に求めている。子ども間の平等を期すため、Hの出生届も同時に提出する。

2003年1月20日再びS市役所に出生届を提出に行ったところ、「事情を説明した書類を添付した上で受理伺いに回す」との説明を受け、この文書を作成した。

なお、「子どもの存在確認のために法務局側が必要」と電話で説明された写真・卒業証書等については、2人の子はS市に住民票があり、保育所の入所、小学校・中学校への就学案内等すべてS市が私たちに連絡し、昨年夏には(見ないまま返送したが)住民票コード番号通知葉書を子ども宛にも送ってきたことから、S市で十分証明できるものと考えてる。

以上(母O/父Tの署名)

\*子どもの名、市の名は仮名にしました。







住基ネット

211市町村が「不安」

本社首長調査「保護十分」33%

2003.2.2朝日

国民の住基ネットの情報... 住基ネットは、昨年8月の稼働開始から5カ月を経過した。昨年末に、福島県で住民基本台帳の登録データが盗まれる事件が発生したが、政府の対策本部に伝わったのは2日後と、いまだおそまじく、総務省内の危機管理の弱さが浮き彫りになった。8月には住民基本台帳カード(住基カード)が交付され本格稼働するものの、離脱自治体の参加の見通しは依然立たない。2年目を迎える住基ネットの課題を検証した。

住基ネット稼働5カ月

住基ネットは、昨年8月の稼働開始から5カ月を経過した。昨年末に、福島県で住民基本台帳の登録データが盗まれる事件が発生したが、政府の対策本部に伝わったのは2日後と、いまだおそまじく、総務省内の危機管理の弱さが浮き彫りになった。8月には住民基本台帳カード(住基カード)が交付され本格稼働するものの、離脱自治体の参加の見通しは依然立たない。2年目を迎える住基ネットの課題を検証した。

危機管理

盗難事件は12月26日夕に、福島県岩代町で起きた。バックアップデータの保管を委託されたコンピューター関連会社の社員が車上荒らしに遭い、全町民約9000人分の個人データを入手した。マイクログレブが、データを盗まれた。データの本拠地は、同月30日に福島市の河川敷で見つかったが、残りは見つからない。

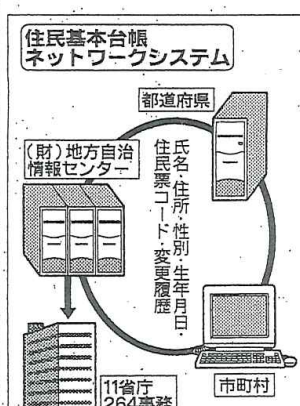


「セキュリティ対策はできていない」と、211市町村の首長は「不安」を口にした。住基ネットの稼働開始から5カ月を経過した。昨年末に、福島県で住民基本台帳の登録データが盗まれる事件が発生したが、政府の対策本部に伝わったのは2日後と、いまだおそまじく、総務省内の危機管理の弱さが浮き彫りになった。8月には住民基本台帳カード(住基カード)が交付され本格稼働するものの、離脱自治体の参加の見通しは依然立たない。2年目を迎える住基ネットの課題を検証した。

総務省が事件の発生を知ったのは、1日半経過した28日早朝。きっかけはメテオからの取材だった。井上源三・市町村課長が福島県に電話をかけて

保護の面から不安がある。利点よりマイナス面が大きい」と話す。一方、住基ネットの町村を回った。一方、横浜市は、ネットへの参加を市民の選択にゆだねており、4人に一人にあたる約85万人が不参加を申し出ている。市では接続について国で協議している。

データ流出なお不安



個人情報6種類を管理 住基ネットワークシステム 全国民にかけた住基ネットをめぐり、住基ネットの運用開始は02年8月10日。今年8月からは、市町村は希望する住基カードを1000田程度の手数料で交付する。このカードを持っている人は住基ネットの運用開始は02年8月10日。今年8月からは、市町村は希望する住基カードを1000田程度の手数料で交付する。このカードを持っている人は住基ネットの運用開始は02年8月10日。今年8月からは、市町村は希望する住基カードを1000田程度の手数料で交付する。このカードを持っている人は

◆住基カード 本格稼働の目玉となるのが住基カードだ。しかし、カードの管理が行政機関のため「カードを使った行政管理が強まる」との不安もある。

◆自治体 離脱するのなら、何れも質問書のやりとりをする必要があった。東京都市が離脱を表明した翌日の12月27日、総務省の担当者はたてつけをたて、同市は3回にわたり、質問書を出していた。新たな離脱 離脱に向けた動きも止

本格化へ課題山積

住基カードはICカードで、住基カードを記憶している。自治体ごと、カードの記憶容量の空きスペースを利用した独自サービスも可能になり、公共施設の利用・予約や、各種証明書の自動交付も可能になる。

長岡一由市長に「市民と個人情報保護推進協議会の意見を聴いて改めて方針を決める」と要請する意見書を提出。市民の意見募集を始めている。

総務省は「カードの情報、住基ネットの記載事項ではないので法改正は必要ない」と説明するが、拡大への懸念は消えない。

アンケートは昨年12月、全国の知事、市町村長、東京23区長の計32人を取り拒否者が「いい答えを得た。」



NEWS ことば 住基ネットワークシステム 全国民にかけた住基ネットをめぐり、住基ネットの運用開始は02年8月10日。今年8月からは、市町村は希望する住基カードを1000田程度の手数料で交付する。このカードを持っている人は住基ネットの運用開始は02年8月10日。今年8月からは、市町村は希望する住基カードを1000田程度の手数料で交付する。このカードを持っている人は







# 婚姻要件「違憲の疑い」

## 生後認知の最高裁、上告は棄却

朝日 2002.11.23

婚姻関係のない日本人と外国人との間に生まれた長女(10)が日本国籍の確立を求めた訴訟で、最高裁第一小法廷(北川弘治裁判長)は22日、原告の上告を棄却する判決を言い渡した。「出生による国籍の取得は、できる限り出生時に確定的に決定されるべき」との考えを示した。判決は「出生による国籍の取得は、できる限り出生時に確定的に決定されるべき」との考えを示した。判決は「出生による国籍の取得は、できる限り出生時に確定的に決定されるべき」との考えを示した。

# 国籍確認は棄却

2002.11.23

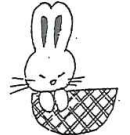
外国人母の婚外子訴訟で最高裁が「婚姻必要」を裁判官が疑問視している。日本国籍法3条の規定に基づき、5人の裁判官のうち4人が棄却の判断を下した。判決は「出生による国籍の取得は、できる限り出生時に確定的に決定されるべき」との考えを示した。判決は「出生による国籍の取得は、できる限り出生時に確定的に決定されるべき」との考えを示した。

# バルゴマイラさんの娘さんの日本国籍確認最高裁判決「棄却」になりました。

母が日本国籍である時、規定し、国は外国人母の婚外子については、出生前の胎児認知が必要とされており、女兒は日本国籍を得られなかった。

法3条の規定。山継夫の各裁判官は、認定だけでなく婚姻をも要件としたことは合理性に疑問がある。指摘。さうに梶谷、滝井両裁判官は「両親が婚姻したかどうか」という点で、子供が自ら決めるべきではないとして、法の下の平等を定めた憲法に反する疑いが極めて濃く、この考えを示した。

報道ではマイラさんがDV被害を受けたための匿名報道となりました。



## 夫が別の女性と住み留資格喪失

### タイ人女性を大阪入管収容

大阪入管管理局は19日、入管センター(大阪府茨木市)に即日収容した。ミッチさんが強制送還される可能性があるため、代理人の弁護士は同日、仮放免を求め申請書を出した。在日外国人

おり、婚姻という外形をとったかどうかということによってその緊密さを判断することは必ずしも現実には符合せず、親が婚姻しているかどうかによってその子が国籍を取得できるかどうかには差異を設けることに、格別の合理性を見出すことは困難である。」と。

婚外子でも日本人の母の子には日本国籍があり、父から胎児認知を受けると日本国籍であるのに、国籍法3条が「婚姻」を条件に子どもに国籍を与えるのは、おかしいと指摘しています。(同感です)

3条では両親の婚姻や認知まで子の国籍が確定しないのですが、これは問題とされず、子の国籍取得が両親の婚姻に左右されるのはおかしいとのみ指摘しています。ここでは判決理由で述べられている論旨との矛盾が露呈されています。

国際人権規約(B規約)に言及していますが、昨年の社会権規約でも委員会から政府に勧告が出ています、子どもの権利条約についても触れ、これらも看過してはならないと言いながら、判決には反映されませんでした。

今後の運動として、補足意見で国籍法3条の違憲性に触れられていることで、何か突破口が見出せばいいのですが・・・とりあえず、皆様にご報告し、今までのご支援に感謝します。今後どのような取り組みをしていくべきか、ご指導、ご協力ください。

なお、高裁判決後の1999年6月にまとめた「国際婚外子の国籍確認訴訟 経過報告と裁判資料集」がまだ残っています。資料集をお望みの方は今回の判決文をつけてお送りしますので、お知らせください。資料到着後、もりきまで、600円と送料を切手でお送りください。多忙なためすぐお送りできないかもしれませんが、お許しください。

バルゴ・マイラ母子を支える会  
●資料請求先 代表森本和美  
〒6 神戸市中央区

すでに新聞報道やその他の情報源でご存知の方もいらっしゃると思いますが、皆様のおかげで感謝し、以下のご報告をしておきたいと思ひます。(11月27日、雪田弁護士事務所でご報告をいたしました。)

日本人男性が生後認知したバルゴマイラさんの長女に日本国籍がないのは、婚姻中に生まれた子どもや生後認知された次女に比べて、不当な取り扱いであると訴えていた国籍確認訴訟は、大阪高裁棄却判決から4年後の今年11月22日、最高裁判所も「棄却」という判断をしました。

多くの方の署名や雪田弁護士、越尾弁護士をはじめ6人の弁護団、北海道大学奥田教授などのご協力、はげましを得て、マイラさんも長い間、(裁判を始めたのが1995年4月)朗報を待っていたのですが、非常に残念です。

子どもの間で日本国籍取得の不平等があるのは、合理的理由がある区別だとしている判決理由については、まったく納得のいくものではありません。

合理的理由として最高裁が述べているのは、「生来的な国籍の取得はできる限り子の出生時に確定的に決定されることが望ましいところ、」婚外子は出生後認知されるかどうかはわからないので、国籍法2条1項(「生まれた時父又は母が・・・という条文」)が、「出生後の認知だけでは日本国籍の生来的な取得を認めないものとしていることは、合理的根拠があるというべきである。」というのです。(国籍が不確定ということを問題としている)

この判決には3人の(梶谷、滝井、滝井)裁判官による補足意見があり、国籍法3条(認知と父母の婚姻という準正による国籍取得)の規定には問題ありというものでした。

特に後者二人の裁判官は、以下の見解を示しています。現国籍法には合理的理由があるというものの、「今日、国際化がすすみ、価値観が多様化して家族の生活の様態も一様でなく、それに応じて子どもとの関係も様々な変容を受けて







2003. 1. 19 朝日

# 養育費天引きも

## 相手の収入 将来分を確保 差し押さえ

### 法制審導入へ

離婚した配偶者が毎月支払われるべき子どもの養育費が期日より遅れたら、突然途絶えたりするおそれのある事態を減らし、法制審議会は、養育費の「給与天引き方式」を可能にする新制度の導入方針を固めた。法制審の担保・執行法制部会が28日に要綱案を正式決定し、政府が通常国会で民事執行法などの改正案を提出する。

離婚には夫妻の話し合いによる協議離婚のほか、合意できない場合に裁判所がかわる調停離婚・審判離婚・裁判離婚がある。いずれの場合も新制度の利用は可能だ。

現行の制度では、養育費の未払いがあっても、差し押さえが認められるのは、滞りが確定した過去の分だけに限られていた。このため、「滞りたてに手続するのでは手間も時間もかかって負担が重くなる」と懸念がもたらされた。

「子どもの養育費が期日より遅れたら、突然途絶えたりするおそれのある事態を減らし、法制審議会は、養育費の「給与天引き方式」を可能にする新制度の導入方針を固めた。法制審の担保・執行法制部会が28日に要綱案を正式決定し、政府が通常国会で民事執行法などの改正案を提出する。」

「子どもの養育費が期日より遅れたら、突然途絶えたりするおそれのある事態を減らし、法制審議会は、養育費の「給与天引き方式」を可能にする新制度の導入方針を固めた。法制審の担保・執行法制部会が28日に要綱案を正式決定し、政府が通常国会で民事執行法などの改正案を提出する。」

「子どもの養育費が期日より遅れたら、突然途絶えたりするおそれのある事態を減らし、法制審議会は、養育費の「給与天引き方式」を可能にする新制度の導入方針を固めた。法制審の担保・執行法制部会が28日に要綱案を正式決定し、政府が通常国会で民事執行法などの改正案を提出する。」



ひびき 田中 秀明 会社経営

2003. 1. 30 朝日

## 私の視点

### 離婚 子どもと会う権利法制化を

◆

離婚した夫婦が、子どもと会う権利を確保する法制化を推進する。

法制審議会の専門部会は、離婚して子どもと別れて暮らす親から養育費を徴収する仕組みを強化したため、養育費の未払いが減少している。養育費の未払いは、親の収入が減少しているため、養育費の未払いが減少している。

「養育費の未払いが減少している。養育費の未払いは、親の収入が減少しているため、養育費の未払いが減少している。」

「養育費の未払いが減少している。養育費の未払いは、親の収入が減少しているため、養育費の未払いが減少している。」

「養育費の未払いが減少している。養育費の未払いは、親の収入が減少しているため、養育費の未払いが減少している。」

【投稿規定】  
 1800字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、大阪府大阪市北区中之島3-2-4 朝日新聞社 投稿係 宛に送付してください。電子メールは dai-siten@d.asahi.com まで送付してください。本誌電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。



# 婚差会つうしん No. 87

2003. 5. 10 発行 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION AGAINST CHILDREN BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区  
郵便振替口座: 〃

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail: 〃

★5月17日(31日)前号で紹介したリベティおあエかのシンポジウム(午後1時)をぜひ覗いてください!!

## 元府議のセクハラ認定

大阪府の加藤法瑛元府議(67)からセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)を受けたとして、府内の女性(41)が元府議に372万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が8日、大阪高裁であった。竹原俊一裁判長は、元府議の発言や行為について「女性の人格的利益を侵害し、違法」と認定。女性の訴えを棄却した一審・大阪地裁判決を覆し、元府議に対し、女性に100万円を支払うよう命じた。

判決によると、元府議は00年7月、月約20万円の給料で事務所に就職する意向を打診。元府議は女性を婚姻届を出さない生き方を選択したことに対し、「未婚の母か。ふしだらな人が事務所に来ていると言われるなど、あんなと発言。退室しようとする」「もっともつくりださると思つた」と、女性の腰に手を回すなどの行為をした。

判決は、元府議の発言について「性的な差別意識や優越意識に基づき発言」と認定。行為については「性的意図のもとに

## 時任玲子大阪高裁で勝訴!!

### 非婚の母や婚外子に対する差別発言も認定

～セクハラだけでなく、いんげんだよ～

長からつうじ、あつという間だつという3年間では、ご支援くださりまして、皆様のおかげで、2003年5月8日の判決日を迎えることができました。10月から感謝しています。

ついでに謝罪の言葉を相手から得たという思いから、スタートは私の小さなアクションは時を経る間に知らず知らず成長し、社会的な表現となつていってます。『すべて個人的なことは社会的な問題』というフレーズが、いままで具体的な比喩として使われていたように、一審の判決に司法の判断への信頼を失つて、私自身が「うちでしか、おまじい、おまじい、おまじい」という思いから、あきらめず、こまごまこまごまに本気で、良かったと思つています。大きな働きとして、ついでに弁護士の雪田樹理さんと奥野京子さんへ、10月から敬意を表して、いと思つています。他の弁護士さんたちも口を揃えて「やめなさい」と言われ、裁判に身を投じてくださつたお二人の情熱に出逢ふこと、これも人生の財産だし、会つてこたない私を応援してくださつた皆様に、出逢ふこと、大いなる財産だと思つています。ありがとうございます。

この裁判は私自身と、そしてこの命の続きである我が子に、ささげし専断を守り貫くために、他の誰かにもかかれないために、必要なものを理解しています。

100万円という額よりも何よりも判決の内容が、すばらしいこと、私は感動しています。

今後この判決が、これから裁判を起さうと思う人や、何の表現しようと考えている人たちに、勇気や希望を与えてくださるとは、私にとっても嬉しいです。

Love,  
2003. 5. 9  
時任 玲子

## 前大阪府議のセクハラ認定

就職の面接の際、差別的発言やセクハラ(性的いやがらせ)で精神的苦痛を受けたとして、大阪府茨木市の女性(41)が、たのは明らか(など)として、原告の請求を棄却した一審・大阪地裁の判決を覆し、加藤前府議に100万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が8日、大阪高裁であった。

竹原俊一裁判長は「社会的な力の差を利用して、ホテルの個室で体につくなどの行為をした」と認定。元府議の発言や行為は「女性の人格的利益を侵害し、違法」と認定。女性の訴えを棄却した一審・大阪地裁判決を覆し、元府議に対し、女性に100万円を支払うよう命じた。

## 前大阪府議のセクハラ認定

判決によると、女性は生命保険の外交員としていたが、2000年7月、前府議から後援会事務所の就職を勧誘され、面接のため大阪市内のホテルの一室に呼ばれた。その際、女性は前府議から「未婚の母か。そんな身体に接したくない」といふ発言をした。女性は「セクハラ(性的嫌がらせ)を受けた」として、元府議に372万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が8日、大阪高裁であった。

竹原俊一裁判長は「社会的な力の差を利用して、ホテルの個室で体につくなどの行為をした」と認定。元府議の発言や行為は「女性の人格的利益を侵害し、違法」と認定。女性の訴えを棄却した一審・大阪地裁判決を覆し、元府議に対し、女性に100万円を支払うよう命じた。

## 元府議のセクハラ認定

大阪府の加藤法瑛元府議(67)からセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)を受けたとして、府内の女性(41)が元府議に372万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が8日、大阪高裁であった。竹原俊一裁判長は、元府議の発言や行為について「女性の人格的利益を侵害し、違法」と認定。女性の訴えを棄却した一審・大阪地裁判決を覆し、元府議に対し、女性に100万円を支払うよう命じた。

## 2003. 5. 9付朝刊です。

判決は時任玲子の主張を全面的に認めた。胸のすくおきな内容です。原文をテキスト化した全文を今号に載せたいです。じっくり読んでください。

## 前大阪府議のセクハラ認定

高裁・逆転判決  
大阪府茨木市の女性(41)がセクハラを受けたとして、元府議に372万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪高裁(竹原俊一裁判長)は8日、請求を棄却した一審・大阪地裁の判決を覆し、元府議に100万円の支払いを命じる逆転判決を出した。

## 加藤法瑛は4月の府議選に出馬せず、議員ではなくなりました。

元大阪府議の加藤法瑛は、4月の府議選に出馬せず、議員ではなくなりました。

## 前大阪府議のセクハラ認定

大阪高裁 100万円賠償命じる  
逆転判決

加藤法瑛・前大阪府議がセクハラ行為を受けたとして、茨木市の時任玲子(41)が慰謝料など約三百七十万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が8日、大阪高裁であった。竹原俊一裁判長はセクハラ(性的嫌がらせ)を認め、元府議に100万円の支払いを命じた。

判決によると、加藤氏は00年7月、事務所職員に勧誘した生命保険外交員の女性と大阪市内のホテルの個室で面接。元府議は「未婚の母か。ふしだらな」と女性を侮辱した上、背中や腰に手を回すなど、背中や腰に手を回すなど、元府議は「あんなと発言。退室しようとする」「もっともつくりださると思つた」といふ発言をした。女性は「セクハラ(性的嫌がらせ)を受けた」として、元府議に372万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が8日、大阪高裁であった。

竹原俊一裁判長は「社会的な力の差を利用して、ホテルの個室で体につくなどの行為をした」と認定。元府議の発言や行為は「女性の人格的利益を侵害し、違法」と認定。女性の訴えを棄却した一審・大阪地裁判決を覆し、元府議に対し、女性に100万円を支払うよう命じた。











誘い、原告を伴って予約してあった部屋（以下「本件部屋」という。）に入り、原告と被告は、午後3時30分ころまで本件部屋にいた。（争いが無い。）

(6) 原告は、平成12年7月25日、住友生命新茨木支部の上司に対し、保険外交員の仕事を辞める旨の意向を伝え、同月26日、保険外交員の廃業届を作成して提出し、同月28日ころころこれが受理されて退職した。

なお、原告は、その後も同年8月10日ころまでは住友生命新茨木支部において残務整理を行った。（甲8、原告本人）

(7) 被告は、原告に対し、平成12年9月13日付けの手紙で原告を被告事務所に採用しない旨告げた。（争いが無い。）

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告が、平成12年7月24日、本件部屋において、原告に対し、違法な差別的発言及びセクシャルハラスメントに当たる行為（いわゆるセクハラ行為）をしたか否か。

ア 原告の主張

(ア) a 被告は、本件部屋において、原告に対し、「あんた、結婚はいつや？」と質問し、原告が婚姻届を出していないと返答すると、「未婚の母か。そんなふしだらな人が自分の事務所に来ていると言われるとなあ。」「あんた、子供にかわいそうなのをしたらなあ。これからいろいろところで差別されるで。」「妻はそういうことは特に嫌いなちやからなあ。」と、原告が非婚を選択したことを侮辱する発言をした。

b 被告の上記発言は、原告の行った自己決定を侮辱するとともに、非婚の女性を差別し、いわゆる婚外子に対する偏見が現れており、原告の人格権を違法に侵害するものであり、原告に対する不法行為を構成する。

(イ) a 被告は、本件部屋において、さらに、男女共同参画社会について話題が及んだ際、「女が男と同じように仕事できるわけがない。体が違うんやから。」「オーストラリア視察の際、生理休暇の話で通訳が困った。」などと発言し、原告にとって不快な話題を次々に口にしました。

b 被告は、原告が退室する旨告げると、「もっとゆっくりできると思っって、この部屋を取ったのに。」と言い、左手で原告に握手を求め、原告が握手に応じると、握手をした原告を強く引き寄せ、右手を原告の背中から腰に回した。その際、原告の体勢が崩れて、原告の左半身が被告の体に密着したが、被告は、「こんなことはしてはいかんかな。」と言った。

c 被告の上記aの発言及びbの行為は、原告に対し、不快感を与え、その性的自由を侵害するいわゆるセクハラ行為であり、原告に対する不法行為を構成する。

イ 被告の主張

(ア) 上記ア (ア) aの事実は否認する。同bは争う。

(イ) 上記ア (イ) aの事実は否認する。原告指摘の発言は、被告が、かねてからの持

論を述べる過程において出てきた言葉であり、その文脈からして、性を連想させるものではない。

(ウ) 上記ア (イ) bの事実は否認する。被告は、原告と握手しながら、通常支援者と握手するときのようように、右手で原告の右肩を2、3回たたいたにすぎず、性的意図は全くない。

(エ) 上記ア (イ) cの主張は争う。

(2) 被告が、被告事務所に就職することへの原告の期待権を違法に侵害したか否か。

ア 原告の主張

被告は、原告に対し、被告事務所への就職を熱心に勧誘したにもかかわらず、採否の通知を長期にわたって怠って怠った挙句、不採用とした。そのため、原告は、被告事務所に就職できるものと期待して保険外交員の仕事を辞めたのに、就職ができず失業状態を続けるを得なかつた。以上によると、被告の上記行為は、被告事務所に就職することへの原告の期待権を違法に侵害したものであり、原告に対する不法行為を構成する。

イ 被告の主張

上記アの主張は争う。

(3) 原告が被った損害

ア 原告の主張

(ア) 原告は、被告の前記 (1) ア (ア) の不法行為によって甚大な精神的苦痛を被った。原告のこの精神的苦痛を金銭的に評価すれば、100万円は下らない。

(イ) 原告は、被告の前記 (1) ア (イ) の不法行為によって甚大な精神的苦痛を被った。原告のこの精神的苦痛を金銭的に評価すれば、100万円は下らない。

(ウ) 原告は、被告の前記 (2) の不法行為によって甚大な精神的苦痛を被った。原告のこの精神的苦痛を金銭的に評価すれば、100万円は下らない。

(エ) 弁護士費用72万円

イ 被告の主張

上記アの事実は否認する。

第3 当裁判所の判断

1 事実経過

前提事実及び証拠 (甲1ないし5、6の1・2、7の1ないし6、8、12の1・2、13の1・2、17の1ないし8、乙1、2、3の1・2、4の1ないし4、9〔一部〕、10、11、証人加藤英子〔一部〕、原告本人〔一部〕、被告本人〔一部〕並びに弁論の全趣旨によると、本件に関し、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、その両親の婚姻生活を見て、婚姻が女性を束縛し、抑圧する制度であると考えており、子の父親とも婚姻しないまま交流を絶っていた。



原告は、保険外交員として住友生命に所属し9当初6か月間は固定給を受け取り、その後は全て歩合給となったが、平成12年7月までに、原告が新規に保険契約を締結させるに至った顧客はいなかった。

(2) 被告は、平成12年7月当時、自宅とは別の場所に、被告事務所を設けており、3名の事務員（うち2名はパートタイマー）を雇用していたが、被告の後援会のホームページを作ることやパソコンで会員名簿を管理することを計画し、これらの業務を担当できる事務員を探していた。

(3) 原告は、平成12年7月初旬、生命保険の外交の目的で、りんでん幼稚園を訪問し被告と面識になり、被告と事前に訪問日時を打ち合せた上、同月10日、住友生命新茨木支部長とともに、被告宅を訪問し、被告の加入している満期に近い生命保険の継続手続の説明や新規の生命保険への加入の勧誘を行った。被告は、生命保険に加入するか否かの即答を避け、原告に対し、次回からは原告一人で勧誘に来るように言った。

被告は、その際に交わった会話などから、原告が一人で子供を養育しながら働いていることや英会話ができることを知り、また、原告について物怖じせず愛想の良い人物であるとの好印象を持ったため、原告を被告事務所の事務員として採用することを考えるようになった。被告は、妻の英子に対し、原告の採用について意見を求めたところ、英子は、被告に万一のことがあった場合の原告の立場を指摘して反対の意見を述べた。

(4) 原告は、被告と事前に訪問日時を打ち合せた上、平成12年7月12日、被告宅を訪問し、被告に対し、再度、生命保険への加入の勧誘を行った。被告は、この勧誘を受けて、生命保険に加入することとし、原告に対し、必要事項を記載して作成した生命保険の加入申込書を交付し、かつ、第1回目の保険掛金約1万5000円を支払い、原告から、その領収書を受領した。その際、被告は、原告に対し、被告事務所でパソコンの操作ができる事務員を探していることを話したところ、原告から、パソコンを扱ったことはないが、ワープロは得意であると言われたので、原告に対し、「月額20万円位の給料を支払う。仕事を始める前にパソコンの学校に行ってもらおう。その間の給料は支払う。被告に万一のことがあれば、りんでん幼稚園で働くこともできる。」などと言って、被告事務所に事務員として就職する意向の有無を打診し、就職する気があるならば履歴書を提出するように言った。

(5) 原告は、収入が不安定である保険外交員の仕事と比較し、月額20万円の安定した収入が得られる被告事務所の事務員の仕事に魅力を感じて9被告事務所への就職を希望し、平成12年7月15日、被告宅を訪問し、被告に対し、簡単な履歴書と手土産を渡した。

(6) 原告は、平成12年7月19日までに、住友生命が主催することも絵画コンクールのパンプレット合計150枚をりんでん幼稚園に持参し、同園の副園長である英子に対し、上記コンクールへの参加協力を要請した。このコンクールは、予備審査で合

格した作品が茨木市内のスーパーマーケット店内に展示され、更に選ばれた作品がフランスのルーブル美術館に展示されるという企画であった。そこで、りんでん幼稚園では、同月19日に上記のパンプレットを年長組の約120名の園児に持ち帰らせしたが、副園長である英子は、同日中に応募の締切目があることに気づき、原告と連絡を取ろうとしたが取れなかったため、住友生命の担当者と連絡し、応募の締切目が同年8月4日であることを知った。英子は、7月20日が祝日で翌21日が終業式であり、8月31日まで園児が登園しないため、上記担当者と交渉し、その結果、りんでん幼稚園の園児が8月31日までに応募した作品については特別に予備審査してもらい、これに選ばれたスーパーマーケット店内に展示されることになった。そこで、りんでん幼稚園では、この交渉の結果を記載したプリントを作成し、7月21日の終業式において、これを年長組の園児に配布して持ち帰らせた。

住友生命の上記担当者とは原告の上司は、平成12年7月21日、りんでん幼稚園を訪れ、上記のもめ事につき、英子に謝罪した。原告は、その後しばらくして、りんでん幼稚園を訪れ、同様、英子に謝罪した。 <事実> 上司は謝罪に訪れる前には行

(7) 被告は、原告を被告事務所の事務員として採用するか否かを決定するため、事前に原告のワープロや英会話の能力の程度を確認する必要があると考えたが、自分ではその確認ができなため、大阪府議会事務局の職員に依頼して原告の能力の程度を確認してもらったこととした。そこで、原告と被告は、そのための日時、場所を打ち合わせた。原告は、この打ち合わせに従い、平成12年7月24日午前10時30分ころ、大阪府庁本館に出向き、被告同席の上で、大阪府議会事務局の職員からワープロや英会話の能力の程度を確認してもらった。そして、被告は、上記職員から原告のワープロの能力は相当高く、英会話の能力も日常の会話能力としては十分であるとの報告を受けた。

その後、被告は、同日午前11時30分ころ、原告に対し、食事しながら今後のことについて話し合いたいので、正午にホテルニューオータニ大阪1階ロビーで待つよう求め、原告もこれを了承した。

(8) ア 被告は、電話で本件部屋を予約し、平成12年7月24日正午過ぎ、同ホテル1階ロビーに赴き、既に来ていた原告とロビー内の喫茶ラウンジで飲み物を飲んだ。その後、被告は、原告に対し、「わしは仕事上重要な話をするとき、この上の部屋を使う。」と言って、同ホテルに部屋を用意してあるので食事しながら話をしようと言った。これに対し、原告は、同ホテル内のレストランで会食しながら仕事の話をするものと思っていたのに、階上の宿泊用の個室へ行くと言われたので戸惑ったが、被告と原告が同ホテルで面談することは府議会事務局の職員らの前で話されていたことでもあり、就職を希望している立場上、被告の誘いを拒絶することができず、被告の後についてエレベーターに乗った。被告は、原告を同ホテル15階の本件部屋に招き入れたが、本件部屋は、ビジネス用の区画とツイーンベッドの置かれている区画とがスライドアドによって区分されており、ビジネス用の区画には、廊



接セット、事務机、椅子、ファクシミリ等が備えられていた。

イ 被告は、原告を本件部屋の区画に招き入れると、原告の希望を聞いて、ルームサービスの注文をした。注文した食事が届けられるまでの間、原告は、被告の求めに応じて、被告と会話をしながら用意していた履歴書用紙等に詳しい経歴を記載した。その際、被告は、原告に対し、「パソコンの学校には、お盆過ぎか、遅くとも8月終わりには通ってもらおうことになる。」旨、原告の採用が確実であるかのような発言をした。

ウ 原告と被告は、本件部屋において、冷蔵庫にあったアルコール類を飲みながら、食事を共にし、食事する間及び食事を終えた後も、お互いの経歴や生活状況、採用後の勤務条件等の話題について幅広く会話を交わした。その際、被告は、原告に対し、「あんた、結婚はいつや？」と質問し、原告が婚姻届を出していないと返答すると、「未婚の母か。そんなふしだらなら自分が自分の事務所に来ていると言われろなあ。」、「あんた、子供にかわいそうなことをしたな。これからいろいろなところまで差別されるで。」、「妻はそういうことは特に嫌いなたちやからなあ。」と発言した。原告は、被告のこの発言に対し、自分の選択した生き方や我が子に対し侮辱を受けたかと思ひ、怒りと悔しさを感じたが、被告事務所への採用に差障りがあると思つて怒りと悔しさを内に抑えて応対した。

エ また、被告は、原告に対し、これまでの自己の大阪府議会における業績について話をしたが、オーストラリアへ視察旅行に行った時、「生理休暇の語で通訳が困った。」と話し、さらに大阪府の男女共同参画社会に対する取組について話が及んだときにも、「男と女って体が違うんやから、女が男と同じように仕事ができるわけはない。」と発言した。原告は、被告のこの発言に対し、外部から聞かれたホテルの個室に女性である原告と男性である被告の二人だけが在室している状況での体や生理を取り上げた発言として性を連想させられ、不快感を覚えたが、被告事務所への採用に差障りがあると思つて不快感を内に抑えて応対した。

オ 原告は、同日午後3時30分ころ、被告に対し、子供を迎えに行くので帰らせてもらう旨告げたところ、被告は、「もつとゆっくりできると思つて、この部屋を取ったのに。」と言い、それまで原告と離れて座っていた一人掛けの椅子からソファに座っていた原告の左隣に移つて、左手で原告に握手を求め、原告が左手でこれに応じると、握手をした原告をいきなり強く手元に引き寄せ、右手を原告の背中から腰に回した。その際、原告の体勢が崩れて、半袖のワンピースを着用していた原告の左半身が背広を着用していた被告の体に密着したが、被告は、「こんなことはしてはいかんかな。」と言つた。原告は、被告の突然の上記行為に驚いて声も出せず、身体が硬直した状態になり、不快感を覚えたが、被告事務所への採用が駄目になるのを恐れて、不快感を内に抑え、被告の上記行為をとがめることはしなかつた。その後、原告は、再度、被告に退室の挨拶をして本件部屋を出たがその際、被告は、原告に対し、採否の通知は後日する旨告げた。

(9) 原告は、被告から採否の通知は後日する旨告げられたものの、大阪府議会事務局職員らの原告の能力に対する評価が上々であったことや、被告が原告に対し時期を特定してパソコンの学校に通ってもらふことになると発言したことなどから、被告事務所への採用は間違いないと信じ、翌日の平成12年7月25日、住友生命新茨木支部の上司に対し、保険外交員の仕事を辞める旨の意向を伝え、同日26日、保険外交員の廃業届を作成して提出し、同日28日ころころこれが受理されて離職した。

なお、原告は、その後同年8月10日ころまでは住友生命新茨木支部において残務整理を行った。

(10) 原告は、平成12年7月下旬、被告に対し、同日12日に提出された生命保険の加入申込書に記載の不備があるので提出し直してほしい旨求めたが、被告は、これを断り、原告に対し、加入申込みを撤回するので支払済みの保険掛金を返還するよう求めた。そこで、原告は、被告に対し、保険掛金を返還するためには、その手続に被告の私戻請求書が必要であるとして、私戻請求書を提出するよう要請したが、被告は、それより先に支払済みの保険掛金を返還すべきであると主張して、原告の要請を拒絶した。

住友生命新茨木支部長は、平成12年8月17日、被告宅を訪問し、支払済みの保険掛金を現金で被告に返還した。被告は、遅くとも同日までには原告の離職の事実を知つた。

(11) 被告は、平成12年8月初めころから持病が悪化し、被告の後援会主催の地藏祭りが終わつた同日23日から同年10月21日までの間、大阪府立病院に入院した。

なお、被告は、上記地藏祭りに原告とその子を招待した。

(12) 原告は、被告から採否の通知が来なかつたため、平成12年8月25日、被告に対し、「去る7月24日府庁におきましての採用試験から1か月が経ちましたか？私の方は何れもご返答いただいておりますが、状況が変わりましたので？私の方は離職して学校先が始まるのを待機しておりますが、無収入で待つわけにもいかず、別の仕事先を考えようと思つております。加藤様からのお話でしたので、何らかのご説明は必要かと存じます。放っておかれることは信頼を失うことになりかねません。できるだけ早い時期にきちんとしたかたちでご返答をお願いしたいと存じます。」などと記載した葉書を出した。

(13) 原告は、平成12年9月5日、被告に対し、採否の通知を長期間しなかつたことや同年7月24日に本件部屋で失礼な行為をしたことなどに対する謝罪等を求める以下の内容の手紙を出した。  
 「私の年齢については、私の年齢は30代前半です。7月24日当日午後、ニューオータニの二階で履歴書を書くにあたり、育児休業取得の話から結婚の時期を問われ、婚姻届は提出していない旨話しました時、「未婚の母か。そんなふしだらなら自分が自分の事務所に来ると言われるとなあ…」とおつしやられました。その日以降、採用に關しましてまったく話が途切れ、再三のおう



かがいの葉書でやっ9月1日、電話による連絡をいただきましたが、健康を損ねていらっしやるとのこと、私もあえて採用についてお尋ねすることは避けました。採用・不採用についてハッキリとご返答頂きたく存じます。」

「また、7月24日、府庁での面接後、ニューオータニの一室での失礼な行為に対して未だ何らの謝罪の言葉もいたしておりません。加藤様より握手を求められた際、私は雇用契約成立という意味と受けとめ、その握手に応じましたが、私の手を引き寄せ抱き締めようとなさったことは非常に不快で恐怖を感じました。ご自身の言葉で、「こんなことはしてはいかんかな」とおっしゃいましたからには、当然非難されて然るべき行為とされていることは承知されていたと解釈いたします。」

- 1 7月24日以降、私の離職を知りながら1か月以上も採用・不採用の通知をしなかつたことに対する理由と謝罪
- 2 本人ではなく前職の上司へ私の語学力が採用基準に到らないと語をしたことへの謝罪及び採用の基準
- 3 7月24日府庁における面接後、ニューオータニ一室での失礼な行為に対する謝罪
- 4 履歴書の返却

(14) 被告は、平成12年9月13日、原告に対し、原告を被告事務所の事務員として採用しないこと、については6か月分の所得として120万円、パソコン講習を受ける授業料として50万円、ノートパソコンとプリンターの購入費用として25万円、合計195万円を受け取ってもらいたい旨記載した手紙を出して、その封筒に195万円の郵便為替証書を同封し、この手紙は同月14日に原告に郵送された。

(15) 原告は、平成12年9月16日、被告に対し、前記(13)の原告の手紙で謝罪を求めた三つの事項につき、前記(14)の被告の手紙には謝罪がないことを指摘した上で、前記の195万円のうち120万円は生活費相当分と謝罪料の題旨で受領することとし、残り75万円は返還する旨を記載した手紙を出し、同月18日ころ、残金75万円を被告に返還した。

(16) 原告は、平成12年12月、被告に対し、前記(15)の残金75万円の返還により被告との間の問題を終了させたつもりであったが、心はいえおらず、前記(13)で取り上げた被告の発言や行為などにつき被告の社会的、道義的責任を追究すること、一度被告の事務所で面談を希望すること等を記載した手紙を出し、被告は、これに応じることとしたが、原告の体調不良のため、面談は実現しなかった。

(17) その後、原告は、平成13年3月15日、被告に対し、既に受領していた120万円を返還するために同額の郵便為替証書を送付した上、同年5月24日、本件訴えを提起した。

2 前記1の認定に関し、被告は、被告は、前記1(8)ウの発言をしたことはなく、また、同オの行為もしておらず、単に左手で原告と握手しながら、通常支援者らと握手するのきのように右手で原告の肩を2、3回たたいたにすぎず、性的意図は全くない旨主張し、被告本人も上記主張に沿う供述をし、被告本人作成の陳述書(乙9)にも同題旨の記載がある。

しかしながら、前記認定に沿う本件訴訟における原告の主張、原告本人の供述及び原告本人作成の陳述書(甲8)の記載は、いずれも内容が一貫しており変更がない。そして、前記1(13)ないし(16)のとおり、原告は、本件訴訟の提起の半年以上前で前記平成12年7月24日の面接から1か月余りを経過した時点以降、前記1(8)ウ、オの被告の発言や行為等に抗議して謝罪を求め手紙を繰り返し被告に送り、これに対し、被告は、本件訴訟に至るまで、上記の抗議や謝罪要求に対して何らの反論もしていない。しかも、前記1(14)のとおり、被告は、原告からの抗議と謝罪要求の手紙を送られた後、6か月分の所得、パソコン講習の授業料、パソコン等の購入費用の合計として195万円の郵便為替証書を一方的に原告に送付しているが、原告が既に保険外交員の仕事を辞めて離職しており、不採用の通知が上記の面接後1か月以上経過してされたことを考慮しても、上記195万円は極めて多額で不自然というはかなく、被告の上記郵便為替証書の送付は、原告が抗議し謝罪を要求している被告の発言や行為が明るみに出ることを防ぐ意図でなされたものと考えざるを得ない。

なお、原告は、被告事務所への採用が間違いないものと信じて保険外交員の仕事を辞め、上記採用を強く希望しながら待機していたものである。このうち、原告が被告事務所への採用が間違いないものと信じた点については、大阪府庁で府議会事務局職員からワープロや英会話の能力について高い評価を受け、その後、本件部屋において被告からも「パソコンの学校には、お盆過ぎか、遅くとも8月終わりには通ってもらうことになる。」旨の原告の採用が確実であるかのような発言を受けたことに照らせば、他方で前記1(8)ウのような発言があったとしても、原告が上記採用は間違いないものと信じたことは格別不自然ではない。また、原告が上記採用を強く希望していた点については、原告は、当時、4歳の子供を抱え、保険外交員の仕事をし母と子家庭の生活を維持していたが、経済的に相当不安定で生活の困難な状況に置かれており、月額20万円の安定した収入を得られパソコンの勉強もできるといふ就職条件は極めて魅力的であつて(甲14、原告本人)、前記1(8)オのような行為があつたとしても、自身や子の生活のために原告が上記採用を強く希望していたことは至極当然というべきである。 ゆみろあふゆえ

以上の点を考慮すれば、原告本人の供述や陳述書(甲8)の記載は十分信用できるのに対し、被告本人の供述や陳述書(乙9)の記載は信用性に乏しく採用することができず、他に前記1の認定を左右するに足り証拠はない。

3 そこで、前記1の認定事実に基づき、争点として挙げられている被告の発言及び行



2003.5.10  
婚裁273/W/No.87

為について検討する。

まず、被告の前記1(8)ウの発言は、婚姻制度に関しては多様な見解があり得るとしても、その発言の内容、表現からして、事務員を採用するための面接を行う者として許容される意見表明の域を超えており、未婚の母である原告を侮辱し、婚外子に対する差別を容認する趣旨の発言であることは明らかであり、原告に相当の精神的苦痛を与えたものと認められる。

また、同エの発言について、被告は「生理休暇」等の言葉はかねてからの持論を述べる過程において出てきたもので、性を連想させるものではない旨主張し、被告本人も上記主張に沿う供述をし、被告本人作成の陳述書(乙9)にも同趣旨の記載がある。しかしながら、男性と女性との間に肉体的な差異が存在し、法律上、いわゆる生理休暇(労働基準法68条)など種々の女性あるいは妊産婦の保護の制度が存在し、また、国ごとにその制度の違いがあり、これらの制度に関しては多様な見解があり得るところではあるが、ビジネス用の区画であったとはいえ、外部から閉ざされたホテルの個室に女性の原告と男性の被告の二人だけが在室し、母子家庭の生活のために安定した収入を求め採用を希望する弱い立場にある原告と府議会議員として後援会事務所の事務員を採用する立場にある被告との間に社会的な力の差が存在する状況にあったことを考慮すれば、客観的には男性の女性性に対する性的差別意識や優越意識に基づき発言と評価することができ、原告に不快感を抱かせて相当の精神的苦痛を与えたものと認められる。

さらに、同オの行為は、その態様、状況からみて、男性の被告が女性の原告に対し、上記のような原告と被告の社会的な力の差を利用し、外部から閉ざされたホテルの個室で性的意図のもとにその身体に接触した行為であることは明らかであり、原告に不快感を抱かせて相当の精神的苦痛を与えたものと認められる。

そして、被告は、前記1(8)ウないしオの発言や行為の一方で、原告に対し、採否の通知は後日する旨告げたものの、原告に被告事務所への採用は間違いないものとして信じてさせる言動をして原告を離職させるに至らせたにもかかわらず、その後、原告の離職を知りながら1か月近くも放置し、同年9月14日に至ってようやく郵便で不採用の通知をしたものであり、原告は、被告の言動から採用は間違いないものと信じて離職し、従前以上に経済的に不安定な状況に置かれて自身と子の生活に対する不安感にさいなまれ、また、高い評価を受けながら採否の通知がなされずに放置されることによる屈辱感を味わわれて、相当の精神的苦痛を被ったものと認められる。この点に關し、被告本人は原告を結局不採用とした事由として、前記1(6)のことも絵画コンクールを巡るのもめ事や同(10)の新規保険の加入申込みを巡るのもめ事を挙げるが、そもそも後者は原告の落ち度とはいえないし、前者も被告の上記の行為を正当化するものではなく、また、被告の持病の悪化による入院も、その時期からして被告の上記の行為を正当化するものではない。

以上によると、被告は、大阪府議会議員として被告事務所の事務員を採用するため

の面接に際し、母子家庭の生活のために安定した収入を求めて採用を希望する弱い立場にある女性の原告に対し、外部から閉ざされたホテルの個室において、前記1(8)ウないしオの発言や行為を行って相当の精神的苦痛を与えたものであって、これらの被告の発言や行為は一連の行為として原告の人格的利益を侵害し違法というべきであり、いずれも不法行為を構成するものと認められる。そして、これらの不法行為の態様その他諸般の事情を総合考慮すると、原告の被った精神的苦痛に対する慰謝料としては、合わせて60万円が相当である。

また、被告は、原告に対し、被告事務所への採用は間違いないものと信じさせる言動をして離職させるに至らしたため、採用に対する期待権を侵害したというかどうかはともかくとして、自らの言動で原告が離職したのであるから離職の事実を知った以上は原告に対し直ちに採否の通知を行うべきであつたにもかかわらず、原告の離職の事実を知りながら1か月近くも放置し原告に相当の精神的苦痛を与えたものであって、これらの被告の行為も原告の人格的利益を侵害し違法というべきであり、不法行為を構成するものと認められる。そして、この不法行為の態様その他諸般の事情を総合考慮すると、原告の被った精神的苦痛に対する慰謝料としては、30万円が相当である。さらに上記の各不法行為と相当因果関係に立つ弁護士費用としては、10万円が相当である。

4 その他、原審及び当審における原告及び被告提出の各準備書面記載の主張に照らして、原審及び当審で提出、援用された全証拠を改めて精査しても、当審の認定判断を覆すほどのものはない。

第4 結論

以上の次第で、原告の本訴請求は、慰謝料として合計90万円及び弁護士費用として10万円の総合計100万円及びこれに対する平成13年5月31日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め理由があり認容すべきであるが、その余の請求は理由がなく棄却すべきところ、原告の請求を棄却した原判決は、上記と異なる限度で相当ではなく、本件控訴は一部理由があるから、原判決を変更して、主文のとおり判決する。

(当審口頭弁論終結日平成15年2月27日)

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 竹原俊一  
裁判官 小野洋一  
裁判官 黒野功久

※本文中のゴケットは特字にネンたちが感重れた部分を強調しました。















見据半削減は母子家庭の経済状況を深刻化している。

〈事務局会議録〉

この間の事務局会議は一貫して、5年越しの懸案になっている本の年内出版を目標に編集会議に明け暮れました。

2003年3月15日(参加5名)
5月3・4日の合宿の準備
会場の手配
原稿の集まり具合の確認と督促

2003年4月12日(参加6名)
5月3日・4日の合宿の準備
原稿の人数分のコピーと配布
参加人数の確認と会場への案内状作成

2003年5月3日・4日(参加7名)
原稿読み合わせ。本の構成を再検討。
さまざまな体験を基にした迫力ある原稿が集まる。一山超えて、もう少しのところまで作業が進む。
ファイター!

次回事務局会議は朝11時~
6/4(土)
7/12(土)
信岡法律事務所
(お茶の水4分)

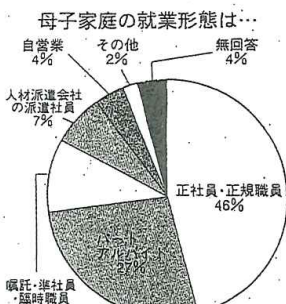
母子家庭の就労実態調査まとまる

2003.4.5.3.21人

ほしいのは病児保育、職業訓練時の経済援助

経済の悪化、福祉制度の後退は経済基盤の弱い層を直撃している。このほどシングルマザーの当事者団体が行政の就労支援の資料にしてほしいと「母子家庭の就労実態調査」の報告書を発表した。不安定な雇用の条件下で働く母子家庭の現状と求められる就労支援のありかがわかる。

中国地方の地方都市に住む森本美香さんは、41歳、4年前に離婚して小学6年と小学3年の息子2人と暮らしている。大卒大手のパソコンブランドで仕事をしていたが、郷里に帰り結婚。アルバイト程度の仕事をしてきたが別居時、消費者金融のパート職となり、離婚後も働いてきた。しかし昨年リストにおい、すに求職活動を始め、ボリテクセンター(職業能力開発促進センター)でパソコンの勉強をした。同時に登録した派遣会社から電気工事会社の経理事務の仕事に派遣され、正社員になった。



しかしその後、またパートに引きつけられた。毎日の時間働いて森本さんの月収は税込み15万円、児童扶養手当は昨年減額されて月収が4万5000円、養育費は2人分2万円。民間パートの家賃は5万円で生活は苦しい。

母子家庭の4分の1が副業をもつ NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」がまとめた「母子家庭の就業実態調査」によると、就業実態調査、就労支援事業報告書には、アンケート調査(郵送型)インターネットによる回答数を83人と、19人のインタビュー調査がまとめられている。森本さんもインタビューを受けた一人だ。この調査によると仕事をされている人が89%。日本のシングルマザーは諸外国の中で就労率が高い。しかし正社員が46%で半数に満たず、パート・アルバイト、嘱託・派遣が半数で不安定な就労が多い。就労収入平均は24.9万円。この結果全員が生活が苦しい、いやらしいと答えた。そのため25%の人が副業を持っており、パソコン入力、夜の倉庫でのピッキング、パン屋、保育補助、スナックなどで働いていた。転職希望がある人が36%だった。

また職業能力の向上をめぐす人も多かった。講座受講などしている人が31%、受講を希望している人が44%。具体的にはパソコン、簿記、ヘルパー、社会保険労務士などの受講だった。

職業訓練受講時の経済的援助の要望が高かった。さらに自由記入欄では雇用継続への不安、昨年から児童扶養手当の削減への不安などがびっしり書き込まれていた。調査を分析した同会の野中郁子さんは「母子家庭の労働意欲は高い。女性別給付制度や、税制や年金制度などで女性の資金が低く抑えられては病児保育が一番高い就労支援の要請として

職業訓練受講時の経済的援助の要望が高かった。さらに自由記入欄では雇用継続への不安、昨年から児童扶養手当の削減への不安などがびっしり書き込まれていた。調査を分析した同会の野中郁子さんは「母子家庭の労働意欲は高い。女性別給付制度や、税制や年金制度などで女性の資金が低く抑えられては病児保育が一番高い就労支援の要請として

主体は福祉事務所をとおす自治体(全国約700カ所)だが実際に来年年度予算措置しているところはほとんどない。補正予算を組まなければ就労支援策が「絵に描いた餅」となる危険性がある。厚労省が力を入れてバックアップするがNPO法人おらむによる「ひ

ンセラーの大矢やまさんは「資格をとっても役に立たないこともある。自分のキャリアと社会の環境、子どもと生活を考えながらステップアップの計画を立てて」とアドバイスしている。(赤石千衣子) ※報告書無料 送料300円 カンパ歓迎 03(361)3431

しんぐるまざあず・ふぉーらむが NPO設立で記念集会



大阪で9日に開かれたしんぐるまざあず・ふぉーらむの講演会では、神原さんがあたたかいメッセージを送った

3月9日、雪のちがひく寒い日、大阪のダウンセンターで「NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の設立記念集会が開かれた。昨年からの母子施策の削減に、NPOとしてシングルマザーが声をあげていくことと東京・大阪・福岡に拠点をもったことを記念する集会。子ども連れが多く参加した。自身もシングルマザーである大学教員の神原文子さんが講演で「母親が一人で父親の分までできなくて当たり前、手助けももらわないのが自立では



# 韓国\*の戸籍制度に風穴が?!

盧新大統領の英断 「族譜」のある韓国<sup>21.2\*</sup>

「子は必ず父の姓」  
**戸主制廃止 韓国が本腰**  
 (ソウル市川連水)  
 父親の姓が「金」だったら、夫婦が離婚しても子どもは必ず「金」だ。これが韓国男性中心社会の象徴の一つ。戸主制の廃止へ、政府が動き出した。盧武鉉大統領が6日、女性省や民間団体の中心で推進チームを設けた。近く国会に民法改正案を提出する。  
 戸主制そのものは朝鮮時代から数百年続いた。民法で60年代に正式に定められた。戸主を継ぐのは息子が男の孫、結婚は妻が夫の籍に入る、家を賣つた重要な商行為は夫の同意が必要、離婚しても子どもは夫の姓を名乗る、子どもがいる女性が再婚すると、一家に三つの姓の混在もある。なにが問題視されていた。  
 戸主制が廃止されれば、いずれも妻側が夫と同様の決定権を持つ。婚外でも、これまでとは戸籍に明記されていたが、記載されなくなる方向だ。

## パスポート申請に住民票が不要に?

### 政策

■旅券法施行規則を改正  
 外務省は31日、都道府県が行う旅券(パスポート)申請受け付け業務について、住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認ができるよう旅券法施行規則を改正した。原則として4月1日からは旅券申請に際し住民票の写しは不要となる。ただし、東京都は6月1日から、愛媛県は4月中旬に運用開始の予定。また長野県は本人確認情報保護審議会での議論が続いているため運用開始時期は未定。  
 ▲2003.4.1(毎日)


## 住基ネット 既成事実化...

大阪地裁・近畿の44人 住基基本台帳ネットワーク(住基ネット)は個人のプライバシー権を侵害し、憲法に違反するとして、近畿2府4県在住の44人が1日、国とそれぞれの住居市町村を相手取り、住基ネットを管理する地方自治情報センターを相手取り、運用の差し止めと1人当たり22万円の損害賠償を求め、大阪地裁に起訴した。  
 訴えを起したのは、生田勝義・立命館大教授、市民団体「見張りの番」(大坂)代表世話人の松浦米

▲2003.4.2 朝日

住基ネットの停止求め提訴  
 代表の木津川計さんら  
 原告団は賛同者を募り、順次追加提訴する方針。問い合わせは、弁護士(06・66601103)へ。

この部分 どのくらいに変わるのか、詳細を知りたいです。  
 \*もともとは日本福地時代の名簿を元に正確なデータではないという人もいます



高槻市に住む女性(32)が今年1月に住民票を入手した際、同居する両親と戸籍が別々になっていることに気づいた。その1カ月前に提出した離婚届の書き方を間違えたのが原因らしく、家庭裁判所に変更を申し出たが、同じ戸籍に戻すのは運用上、なかなか認められないという。わずか1カ所のチェックミスで、一生変えることのできない戸籍。女性や父親は「戸籍ってなんなの。役所のものでなく、個人のものではないの?」と怒っている。【坂巻土朗】

# 戸籍って何? お役所のもの?

2003.3.7. 毎日



父親による、京都市内に戸籍のあった女性は離婚後、高槻市内の親元に戻るようになった。「同居するのだから同じ戸籍にしたい」と考え、両親が戸籍を置いていた茨木市内の本籍地を記して役所に提出した。ところが、記入ミスがあった。婚姻前の氏に戻る者の本籍欄で、「もとの戸籍にも」という文字が新しく入力された。女性も両親が高槻市へ引越した時に本籍地も同市に移していたことを知らなかった。結局、女性は茨木市の元の本籍地に

|                   |                                                                                                                            |                        |            |            |  |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|------------|--|
| 離婚の種別             | <input type="checkbox"/> 協議離婚<br><input type="checkbox"/> 調停<br><input type="checkbox"/> 審判<br><input type="checkbox"/> 判決 | 平成 年 月 日成立             | 平成 年 月 日確定 | 平成 年 月 日確定 |  |
| 婚姻前の氏に<br>もどる者の本籍 | <input type="checkbox"/> 夫<br><input type="checkbox"/> 妻                                                                   | もとの戸籍にもどる<br>新しい戸籍をつくる |            |            |  |
| 未成年の子の名氏          | 夫が親権を行使する<br>妻が親権を行使する                                                                                                     | 氏名<br>年 月 日            |            |            |  |
| 同居の期間             | 昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで                                                                                                        | (婚姻したとき)               |            |            |  |
| 別居する前の所住          | 〒 番 地 号                                                                                                                    | 〒 番 地 号                |            |            |  |

## 離婚届で記載ミス、家裁「変更は困難」

たった一人の戸籍を持つことになってしまった。女性は2月、家庭裁判所に戸籍の変更を申し出た。裁判所の担当者からは「一度間違えたら変更は無理ですよ」と告げられたが、許可の出るのを待つつもりだという。  
 高槻の女性と親「納得できない」  
 法務省民事局第一課は「戸籍の変更を制限しているのは、戸籍の特定が難しくなり、市町村の負担も増えるという理由だ。このようなケースで変更が認められたと聞いている」と話す。  
 これに対し、女性の父親は「戸籍は役所のものではなく、私たち個人のものでしよう。一度、書き方を間違えただけで本人の意思にかかわらず変更を認めないというのは納得がいけない」と話している。

## 2003.4.25 法廷から 朝日

別れた夫に子を残された女は、母親が言っていた「どうやって離婚したらいいのか、裁判官も悪く悩んでる」という言葉を聞き、別居する子に会いたく希望する親が増えていく。家裁で持ち込まれる事件は毎年、割合が増え続け、01年度には全国で3千件を超えた。ある母親は5年に及ぶ夫の女性関係が原因で離婚し、4歳の長男を引

## 別れた父との面会

父親と会わせ、困った時は頼れる存在だと実感させることが幼子には大事ではないか。そんな問いかけが、彼女の記憶を呼び覚ました。「実は、私の両親も、私が幼い頃に離婚しました。以来、父とは絶縁してあり、私自身、父に会いたくは無いと押しつけてきました。そのころに別れた母親は徐々にだが、面会を受け入れるようになってきた。初めは、母親の希望もあり、安心して家裁で面会してもらった。定期的な面会でも合意した。今後自分たちの日時を決める。互いの感情がなくなると少し心配したが、きっと大丈夫と願った。」  
 (東京地裁八王子支部判事 相沢真木)



●国会のHPがある時 check していたら、去年の国会で戸籍法の一部改正案が出たことを知りました。手元には法がないので具体的な改正内容をいまいちコメントできませんが、これが認められるなら、前ページのようミスと本人が申し立てた場合も、何らかの救済措置がとられるはずだと思えるのが...。また、改正理由の戸籍を神聖視(という、絶対視)する思想は、個人の電子情報が蓄積される中では、空想といえるかもしれません。私たちが戸籍制度から自由になれれば、いつか来るのでしょうか? 遠い遠い道でも、時に後戻りしなくても、歩いていかなければ...

戸籍法の一部を改正する法律案

附則

第一五五回

第十一条の次に次の一条を加える。

案第八号 (全会一致で可決したものとす)

戸籍法の一部を改正する法律案

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条-第五条)
- 第二章 戸籍簿(第六条-第十二条の二)
- 第三章 戸籍の記載(第十三条-第二十四条)
- 第四章 届出
  - 第一節 通則(第二十五条-第四十八条)
  - 第二節 出生(第四十九条-第五十九条)
  - 第三節 認知(第六十条-第六十五条)
  - 第四節 養子縁組(第六十六条-第六十九条の二)
  - 第五節 養子離縁(第七十条-第七十三条の二)
  - 第六節 婚姻(第七十四条-第七十五条の二)
  - 第七節 離婚(第七十六条-第七十七条の二)
  - 第八節 親権及び未成年者の後見(第七十八条-第八十五条)
  - 第九節 死亡及び失踪(第八十六条-第九十四条)
  - 第十節 生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了(第九十五条-第九十六条)
  - 第十一節 推定相続人の廃除(第九十七条)
  - 第十二節 入籍(第九十八条-第九十九条)
  - 第十三節 分籍(第一百条-第一百一条)
  - 第十四節 国籍の得喪(第一百二条-第一百六条)
  - 第十五節 氏名の変更(第一百七条-第一百七二条の二)
  - 第十六節 転籍及び就籍(第一百八条-第一百十二条)
- 第五章 戸籍の訂正(第一百三十三-第一百三十七条)
- 第五節の二 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例(第一百七七条の二-第一百七七条の四)
- 第六章 雑則(第一百七七条の五-第一百二十五条)



第十一条の二 虚偽の届出等(届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判をいう。以下この項において同じ。)若しくは錯誤による届出等又は市町村長の過誤によつて記載がされ、かつ、その記載につき第二十四条第二項、第一百三十三条、第一百四十四条又は第一百六十六条の規定によつて訂正がされた戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときは、法務大臣は、その再製について必要な処分を指示する。ただし、再製によつて記載に錯誤又は遺漏がある戸籍となるときは、この限りでない。

市町村長が記載をするに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正、追加又は削除に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときは、前項本文と同様とする。

第十二条第二項中「第九条」の下に「、第十一条」を加え、「これを」を「ついて」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の第十一条の二第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に虚偽の届出等(届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判をいう。以下同じ。)若しくは錯誤による届出等又は市町村長の過誤による記載がされた戸籍又は除かれた戸籍であつて、その記載につき第二十四条第二項、第一百三十三条、第一百四十四条又は第一百六十六条の規定によつて訂正がされたものについても、適用する。ただし、当該除かれた戸籍が第二百二十八条第一項ただし書の規定による改製によつて除かれたもの又は当該改製前に除かれたものであるときは、この限りでない。

2 この法律による改正後の第十一条の二第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に市町村長が記載をするに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍又は除かれた戸籍についても、適用する。ただし、当該除かれた戸籍が前項ただし書に規定するものであるときは、この限りでない。

★理由...戸籍、そんなにえらいものなのでしょうか?!

虚偽の届出等によつて不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたえるため、申出による戸籍の再製の制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



今号に振替用紙を同封しています。  
2003年の会費の急納入をお願いします。カンパ歓迎。  
事情のある方は屋代さんにお申し出ください。

2002年度 婚外子差別と闘う会 会計報告

| 収入     | 支出       |        |
|--------|----------|--------|
| 前年度繰越金 | アルハ 什料   | 15480  |
| 会費     | 備消費費     | 2984   |
| カンパ    | 郵送料      | 73670  |
| パンフ売上金 | 集会費      | 0      |
|        | 会議費      | 63016  |
|        | 広報費      | 38150  |
|        | 他団体との交流費 | 15000  |
|        | 次年度繰越金   | 265949 |
| 収入合計   | 支出合計     | 474249 |

カンパを下さった方ありがとうございました。今年度も会費納入よろしくお願ひします。またカンパもよろしくお願ひします。会費納入の困難な方は会計屋代(tel078-782-1053)までご連絡ください。

会計 屋代  
会計監査 外 キャロル

人編集後記  
すばらしい判決に感心して  
夜杯をあげる。前のひびい  
一審判決にうしろめさな  
時任さんともいふべし  
本当にうしろい(美穂)  
時任さんおめでとう!! 前号に  
経過を書いた修学旅行のため  
の十数年ぶりの出張届受理を  
てレポートはできたもののイ  
ラク攻撃、SARSのため海外行  
が中止で海道になつてしま  
初の海外はまたしばらくお預け  
しばらく晴い状況が続いたと  
だけに、時任さんの帰国は本  
に満更逆転ホームランの気分  
清々しい気分です。あかとう時任

今号の目次  
時任さんの大敗  
この勝訴に... 1  
相続差別合意... 2  
時任裁判判決全文... 3  
厚労省生殖医療部会  
出資権利... 8  
... 9  
... 11  
... 13  
... 14  
... 15  
... 16



連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区  
郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail:

「少子化社会対策基本法」についての要望書  
—女にとって、子どもはすべて平等です  
婚外子差別の撤廃を求めます—

衆議院を経て、7月8日から参議院の内閣委員会に審議の場が移された『少子化社会対策基本法』は出産という行為を女性に奨励し個人の多様なライフスタイルを選択する権利が制約される恐れのあることが多くの女性たちによって指摘されています。私たちがこの法案のままでの成立には危惧を持たざるを得ません。

私たちは、1980年代から婚姻の届出がない親から生まれたことを理由に、出生の時から戸籍の記載や相続などで差別している現行制度を改め、女性と子どもの人権が真に尊重されることを求めて活動してきたグループです。

日本の婚外子の出生割合は諸外国に比べ著しく低く、人工死産に占める割合が大変高い事は「厚生白書」(1998年版)や人口問題審議会で指摘され、非婚の母と婚外子に対する社会的差別の撤廃がたちおこなれていることが出生の抑制になっている現状が明らかにされてきました。こうした状況であっても、近年婚外子の出生は2万人を越え、10年前の約2倍、全出生数の約2%を占めるようになってきました。非婚、事実婚などの出産には法的に差別が是認されてきたため病院で中絶を勧められたり、職場から退職をせまられるなど女性に対する不当な社会的差別がなくならず、さまざまな困難をかかえています。

基本法は前文で述べられているように、「子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことをめざすとするなら出生のときから人間を「嫡出子」「嫡出でない子」とえり分け続けている(戸籍法49条)出生に対する根源的差別の撤廃を明記するべきでありましょう。

国際人権規約や女性差別撤廃条約、子どもの権利条約に明らかに反している「婚外子」差別、非婚の母への差別を撤廃することを日本は国連の委員会で再々強く求められてきました。また今年3がつには最高裁で相続差別(民法900条4号但し書き)について裁判長は法改正を速やかに行うよう立法院に求めています。

参議院が基本法の中に、以下の内容の出生差別の禁止を盛り込むことは、この法の目的に照らして重要な事項であると私たちは確信し、次のとおり要望します。

- 1 出生から、子どもを「嫡出子」か「嫡出でない子」に選り分けることをやめ、戸籍の続柄差別を撤廃すること。
- 2 婚外子の相続差別を廃止とし、平等とすること。
- 3 婚姻しているか、否かに関わらず、親として同一の権利を保障すること。
- 4 婚外子と非婚の母に対する、社会的差別の是正をはかること。

2003年7月8日  
出生差別の法改正を求める女たちの会  
婚外子差別と闘う会  
婚外子差別をなくし戸籍制度を考える会(この会)

LEMON+C

2003.8.5. 小沢  
「産めよ増やせよ」

少子化社会対策  
基本法成立

強く反対の声があった少子化社会対策基本法が7月23日、参議院で成立した。  
10日の参事人質疑では八木秀次(高崎大学教員)が女性の就業が出生率の低下をまねくなどの男女共同参画施策に反対する発言もあった。これに対して

「産めよ増やせよ」  
強い反対の声があった少子化社会対策基本法が7月23日、参議院で成立した。  
10日の参事人質疑では八木秀次(高崎大学教員)が女性の就業が出生率の低下をまねくなどの男女共同参画施策に反対する発言もあった。これに対して

Y.M

少子化社会対策基本法  
婚外子差別廃止の決議を受け申し入れ

少子化社会対策基本法  
婚外子差別廃止の決議を受け申し入れ

法案自体に大きな問題はありますが...  
～「リアリティ・ヘルプ・ライツ」を侵害する～

●参議院へのロビー活動にYさんが参加  
7月8日、少子化社会対策基本法に婚外子差別反対の付帯決議を入れてもらうための参議院(議長・副議長・内閣委員会)へのロビー活動に参加した。今回中心になって動いてくれたのは「出生差別の法改正を求める女たちの会」の富沢さん。当日は民主党の岡崎トミ子参議院議員の紹介で13時30分から参議院議員面談室で婚外子差別反対

のアピールをしたあと、少子化社会対策基本法を検討している委員会の議員達に要望書を提出してまわった。二組に分かれて議員の事務室を回ったが、私たちのグループは議員本人とは会えず、秘書の方に婚外子差別反対を訴えて要望書を議員に読んでもらって欲しいと頼みこんだだけだった。富沢さんたちは次の日もその次の日もロビー活動を続けてくれたそう。そのかいあって、「少子化社会対策基本法に対する付帯決議」の

なかに「婚外子がいかなる差別も受けることのないように十分配慮すること」という文言が明記された。このことはもちろん嬉しかったが、私にとって何より嬉しかったのが、東京の婚外子の母たちが長い「婚外子差別反対運動の自粛」をストップし、再び婚外子差別は不当であると言ってくれたことだ。なぜなら「婚外子差別反対運動の自粛」は婚外子差別を容認した事に他ならない。すべての婚外子の母がそうであるとい

うわけではないにしろ、婚外子の母たちが夫婦別姓を求める人たちと共闘する為「婚外子の相続差別の改正を求めると、通る法案も通らなくなる」と言われて、婚外子差別反対運動の自粛(その内容はむしろ放棄に等しい)を行った事に、私は言葉に言い尽くせないほどの絶望感を味わった。私は自粛に同意した人たちが婚外子に対する差別意識を内面化していることを知った。なぜなら、婚外子差別と闘うことは婚外子の人権であり、婚外子以外の人間によって婚外子差別反対運動の自粛が決められ、婚外子もまたそれに従がせられることは、婚外子に対する人権侵害に他ならない。今回、私にとって何よりの収穫は、婚外子差別に同意しない母たちが少なからずいたことを知った事だ。

●附帯決議を受けて7月25日森山法務大臣に要望書

「鉄は熱いうちに打て！」とばかりに、この成果をさらに進めるために、参議院に要望した4団体にさらに2団体が加わり7月25日森山法相あての要望書を提出した。要望内容は以下の4点。①婚外子の相続差別を廃止すること。②出生時から子どもを「嫡出子」か「嫡出でない子」に選り分けることをやめること。③出生届の届出人資格を見直し、戸籍に届出人の記載をやめ婚外子が差別されることのないようにすること。④戸籍の続柄の差別を廃止すること。8月には、国連・女性差別撤廃委員会から、またしても婚外子差別撤廃の勧告も出された。事態が少しでも前進するよう、これからも機を見てアピールを続けていこう。  
(大田季子)

「婚外子がいかなる差別も受けることのないように十分配慮すること」

少子化社会対策基本法  
附帯決議に明記



★今月の月次は見取版



# リバティおあエかの展示とシンポジウム 血おじと家から 大盛況

つうしんを見ても東京から駆けつけられた方もありました。運動を振り回し整理するよい機会でもあったと思えます。(大田)

4月15日から6月19日、大阪人権博物館(リバティおあか)で、特別展「血すじと家から—生まれによる差別—」が開催され、その中で婚

## 婚外子差別と闘う会の皆様へ

私は四十八歳の女性です。二歳年上の姉がいます。私たち姉妹は戸籍上では、母の子として届け出され、父なる氏名の欄は空白になっています。二人とも婚外子です。姉が高校生の時、就職試験に提出する戸籍抄を見てその事実を知り、私もなんとなく知ってしまいました。そのときまで、父なる男は何食わぬ顔で私たちの家(母名義の家)に隔週末に来ては泊まっていた。後で分かったことですが、彼はすでに別の女性と結婚して子どももいたのですが、姉は父に怒って来ないよう告げてから、彼はそれ以来くることもありませんでした。母は頑なにだまりこんでいただけでした。でも母は裁縫を教えながら、伯母の銭湯稼業を手伝い、別にパート仕事をしな

外子の問題が取り上げられませんでした。婚外子問題がこのような公的な機関の展示で取り上げられるのは初めてで、ようやく、婚外子差別が人権問題であるということが知られるようになってきたような気がします。展示には婚外子の資料も提供しました。「展示」という目で考え直してみると、通信やパンフ・写真以外にも窓口闘争の寸劇をやったときの小道具、集会するときになで寄せ書きをした大きな布(東京で全戸連にアピールした時、使ったと思う)、ピラ配りのときに着たメッセージ入りのトレーナー、メッセージ入りの便箋(販売用)などなど、いろんな「モノ」が思い浮かぶのですが、あれはもう残っていないのかな?誰が持っているんだろう。残しておけば、いずれ、それらも歴史の資料になるのです。自分たちの活

動を跡付ける資料をぎゅぎゅり残す作業を怠っているのはわかっているのですが、何分そこまで手が回らない。手元にある人、残したいって下さい。さて、特別展のイベントとして、5月17日には「現代日本社会と「排除」の構造」5月31日には「女性からみた戸籍と差別」という二つのシンポジウムも開かれました。5月17日のシンポでは、島津が、戸籍という近代日本の差別システムの概要を話しました。そのほかのパネリストは、近代天皇制における儀式や神聖空間の成立を研究しておられる高木博志さんとハンセン氏病の隔離政策や優生思想を研究しておられる藤野豊さん。当日、藤野さんが都合どうしても出席できないというところで、鼎談にはならず、たいへん残念でした。参加者はおよそ100人位でしょう

## 往復書簡

上田

上田 さま

暑中お見舞い申し上げます。手紙拝読させていただきました。お気持ちを書いていただき本当にありがとうございます。また、カンパもありありがとうございます。私たちの会が「婚外子差別と闘う会」と名のついているせいもあって、今まで少なくない婚外子の方たちから自分達の受けた差別について聞かせてもらいました。(私が聞いた方たちは、何故か全員女の方です)。一人一人の歩んできた人生は皆違いますが、受けてきた差別の中では共通する部分もあります。ひとつは昔になればなるほどより酷い差別があったということ、もうひとつは、婚外子の親達が、婚外子の人間としての価値をどのようにと

か。参加者層としては、学校の先生、行政などが多かったようです。図録では、以前からおおよそは、現代社会における婚外子差別は、封建的な「家」制度の残存としてではなく、戸籍存続、婚姻届が確保(つまり新たな戸籍家族の形成)のためのもつとも有効な手段として温存され続けている事をはっきりと書いてみました。はじめに展示に取り上げてもらう事でもあり、暗黙の差別はあっても、具体的に法律上どんな差別があるのか、まだ一般には余り知られていない婚外子に関する法的処遇も一通り書かねばならず、限られた紙数の中では一番言いたい事の部分が少なくなってしまう面もあります。でも、人権博物館の図録という人目につきやすい出版物で、婚外子に対する現在の法的処遇の不当性について一通り説明することができたのは収穫かなと思っています。5月31日のもう一つのシンポは、実際に婚外子差別撤廃運動をつづけている三人(柴崎、栄井、大田)をシンポジストに、私はコーディネーターを務めました。こちらは、戸籍をメインテーマにしたシンポで、私も含めて、話をした四人全員が婚外子の母親で問題の当事者であり、婚外子差別撤廃運動に参加しているということもあって、どうするか、会場からは読み切れるかなあ、というくらい質問票が集まり、具体的な質問の出の大盛況となりました。(とりあえず、全部一通り読み切った。)時間の許す限り質問に答え、会場参加者ともまづまづ話のできたシンポになったと思います。(文責 島津)



がら女手一つで私たち二人を社会人になるまで、養育してくれました。

私は、父なる男に対し認知の申し立てをしようとした度、弁護士に相談しました。しかし、弁護士の話し合いの中で分かったことは、たとえ認知されたとしても非嫡出子に対する処遇は実子のそれよりも不公平な扱いとなることを知りました。それでなくとも、過去に私たちは就職や結婚で差別されてきた経緯もあります。

今日、国際化の流れにより、国連の「子どもの権利条約」採択され、その第2条第1項、2項は、父母間の出生または地位に関わらず、また家族の構成員の地位などによるあらゆる差別は無しとする規定されています。相統分の差別や戸籍の続柄記載における差別は同条2項に抵触する可能性があり差別的取り扱いを無くさなければならぬとされているとのことです。

さらに日本国憲法第十四条の「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会関係において差別されない」とあります。

しかし過去の認知裁判についての結論は、非嫡出子が相続に関しても嫡出子の2分の1としたりするのは合理的な差別であり合憲であるとのことです。これは私が4年前に編入した大学での法学の授業でも学んだことでした。

私たちを育ててくれた母は、無責任で卑怯なその父なる男に何も言わず、今八十四歳になりこのまま生涯を終えるつもりです。母に代わって私ができることを今実行しつつありますが、胸の奥から溢れる怒りや苦悩や屈辱をどこにぶつけてよいのかわからなくなることもあります。今年6月7月の2回、双方で調停を持ちましたが、その父なる男は一片の誠意もなく、謝罪どころか精一杯世話したなどと言ったあげく母と話すことができれば金の話をしてよいなどと自分勝手なことばかりいうだけでした。結局不成立の結果でおわり、裁判の手続きをしています。

私たちの弁護士は昨年一度、私たちの相手側と交渉をもつて下さいましたが、その父なる男の妻や私たちと年齢の代わらない二人の子どものも持つ人が、それそうと簡単に譲歩するのかそれは容易であるとは思われませんとのこと。

私たちはただ私たちの権利を主張するしかありません。認知の申し立ては申し立てる側が裁判費用を支払わなくてはなりません。それにより、私たちは一層の苦痛を負うことになりました。

私がこの年齢になって認知のことを声高にすると、周囲の人々や姉までも遅すぎるし、何で今さらなど言ったり、中傷的なこともありましたが、毎日の暮らしにおわられて、今漸く、母から少しでもこの世の無念を軽くしてやりたいと思ひこのように至っています。

私は、親子間の当然のことを訴えるために法と向き合うことになりましたが、それに対する疑問と苛立ちで交錯しています。私自身、現行の法律に幻滅を覚えながら、日々送る毎日です。

こんな気持ち全部とまではいかなくともいくらか改善されるよう、また日本では数少ないと思われる同じ境遇の人たちの為にも平等と心の平安なる世の中へと変わって欲しいと切に願っています。以上、私たち親子に関してわすかなりとも心に留めていただけたらと思ひ執筆させていただきます。

五十五年七月二十五日

リハビリああエかのシンポで出会った谷内さんと屋代さんとの

らえているかが、婚外子自身の人生に決定的に影響しているということです。

婚外子の母の中には、自分は不道德な事をしたのだからその結果生まれてきた子どもも差別されて当然なのだと思える人もいます。特にすでに高齢となった人の中に多いようです。そして子どもに「差別に反対する」などという罪を犯させないようにしようと努力します。ですがこれは子どもにとって大変な苦痛です。精神をこなごなに砕いてしまう事もあるほどの苦痛です。またこのような考えは明らかに間違っています。婚外子として生まれたからといって、その人権や人間としての尊厳を踏み躪られてはなりません。当然ながら子どもは差別は不当だと周りの人とうつたえようとします。しかしそういった行動はあなたの母親や同じような考えの人たちには、考えるだけでも恐ろしいほど罪深い事と映ります。あなたは親不孝の汚名を着るかもしれません。母親に同情する人も多いでしょう。しかし（私にはそう思えてならないのですが）おそらくあなたが母親より遥かに深く傷ついているのではないのでしょうか。「母のこの世の無念を軽くやりたい」と書かれたあなたの思いは、母を苦しめる存在である「婚外子」として生きてこざるを得なかったＴさんの心の叫びのように思えます。そして、その事に気付いているのは、一握りの人たちだけでしよう。

話は少し飛びますが、「婚外子差別と闘う会」は主に婚外子に対する法律上の差別と闘っています。あなたが手紙の中で書いておられる相統法の差別民法九〇条四号但書きは婚外子差別の根幹をなす法律で、せひとも無くさなければならぬものです。私たちはずっとこれと闘ってきました。今もこれからも闘いを止めません。この法律は単に相続財産で婚外子を不利に取り扱っているだけでなく、多くの人に婚外子は差別されて当然の存在だと思わせています。この法律を無くさないかぎり、あなたの母親のような人に「私の産んだ子どもは差別されて当然の人間ではなかったのだ」と心から思ってもらうことはできないでしょう。なぜなら古い時代を生きてきた人はしばしば「法律は正しい」と思っているからです。あなたはきつとも苦しいのに、孤独で誰にも理解されないと感じているのではないのでしょうか。確かに大多数の人はあなたの苦しみを理解しないでしょう。しかしあなたと同じように考え、闘っている一握りの人間がいることだけは忘れないで下さい。気が向けば又お手紙やお電話など下さい。私たちはあなたをいつでも歓迎します。あなたのご健康とご多幸を心より祈っています。さようなら

八月七日

婚外子差別と闘う会 Y M



婚外子の人と出会うと、背負っているもの、重さにこちらまで声をなくしてしまふ思いが、たびたびしますが、打ちひしがれることなく前を向いて歩いていきたいと思います。(大田)







★★★★★

### 婚外子の相続格差 最高裁また小差合憲

2003. 9. 20. 読者文  
高裁は今年三月、合憲判断を述べているが、この「三对小差」だ。

婚外子の男性が結婚し、配分を巡り、婚外子の相続分を法律上の夫婦間に生じた子の半分を定めた民法の規定が憲法の平等原則に反するかが争われた訴訟の二審判決が二十日、最高裁判所（小差）で、婚外子相続格差は合憲とした一九九五年の最高裁大法廷決定を引用して男性の上位を棄却したが、二人の裁判官が同規定を違憲とする反対意見を出した。判決は「三对小差」の小さな争いだった。

### 婚外子の法の下での平等を ふみにじる相続差別

はよなくせ!!

★★★★★

田博裁判長は二十日、一九九五年の最高裁大法廷判例を踏襲し、合憲と判断、上位を棄却した。ただし五人の裁判官のうち二人が「違憲」とする反対意見を出した。同種の一件の訴訟は、最も



### 2003. 6. 20. 日経夕刊 非嫡出子の相続格差 最高裁、合憲と判断 5裁判官中2人「違憲」

婚姻届を出していない男女間の「非嫡出子」の相続分を、法律上の夫婦の子と同一とする民法の規定が憲法に反するかが争われた訴訟の二審判決が二十日、最高裁判所（小差）で、婚外子相続格差は合憲とした一九九五年の最高裁大法廷判例を踏襲し、合憲と判断、上位を棄却した。ただし五人の裁判官のうち二人が「違憲」とする反対意見を出した。同種の一件の訴訟は、最も

婚差会ホームページの最新投稿(2) 日本人の了解のもとに転載します。

### シングルマザー —私の場合— 5

私は26の時妊娠し、一人で出産しました。子の父親は妻がいましたが、別居していました。別居し、奥さんの黙認の下、様々な女性と交際しては別れてきました。彼は私の妊娠を告げると、最初は「二人で考えよう。」といいましたが、すぐに「墮ろしてほしい。」と中絶を迫りました。理由は、自分の社会的地位を脅かされること、家庭を脅かされること嫌だったからです。私が「生みたい。迷惑はかけない。」と言うと、彼は妊娠を私のせいにしてきました。彼は、自分には落ち度がないこと、出産・中絶の決定権は自分にあることを必死に主張しました。結婚するかどうか、最初に少しだけ話し合われました。私は、年の差が大きく、けんかも多かったため、彼と結婚してやっていける自信はありませんでした。ですが、結婚しないにしても、まだまだ関係を持ち続けたいと思っていたので、漠然と二人の愛の結晶？を喜んでいるところがありました。しかし、彼は妊娠を喜びことはなく、結婚については「自分は結婚しても、また同じように一人で生活することになると思う。」といいました。また「おまえは俺の心の支えにならない。」といわれました。私は、自業自得とは言え、以後心が粉々に踏み潰される気分を何度も味わうことになりました。私は、中絶したくありませんでした。その当時、私にはお金はありませんでした。一応仕事はしていましたが、微々たる収入でした。しかも、まだ学校にも通っていました。一人で生んで育てていく自信など、どこにもありませんでした。妊娠の恐怖から逃げたくて、高層ビルから飛び降りることも考えました。ですが、中絶することで自分に襲い掛かる後悔の念を克服できる自信もありませんでした。なぜなら生めるのですから。生めないから生まない、なら納得させられたでしょう。ですが、

がんばったら生めたのに生まなかった場合、生みたくなかったという理由がなければ乗り越えることは無理だと思ったのです。そのとき、私には何の自信もありませんでした。ですが、生まなければ一生絶対後悔する、ということだけは、自信をもてたのです。正直、生みたかったから生んだわけではありません。生みたくなかったから、生まなかったら一生後悔すると思ったから生むことを決めたのです。彼を説得するまでの一ヶ月は、つわりと、不安と、悲しみと、憤りとで、最低だったと思います。これから先の様々な場合についての対処法を、彼が納得するまで辛抱強く説明しつづける日々だったと思います。ですが何も確かなものがない以上、彼にとっては「勢いにまかせた発言」としか映りませんでした。できる限り冷静に、できる限り根気よく、なぜ自分が子どもを生み、育てようとしているのか、どのように彼に迷惑をかけないつもりでいるのか、この先どのように自分が生きていこうと思っているのか、ということの説明をしました。簡単に言えば、最初の点については「命を生じさせた責任をとりたい。両親の応援のもとで育てたい。」ということ、次の点については「その人のことを誰にも言わない。認知も養育費も要求しない。」ということ、最後の点については「自分のキャリアはあきらめない。妊娠と出産によって軌道を修正させない。」ということでした。このシングルな主張について連日に渡って内容をつめていったのです。そして、結局、彼は中絶をあきらめました。彼が中絶をあきらめた理由は、自分に迷惑がからないことが分かったから、そして、たとえ迷惑がかかったとしても、これから先の人生を考えると、それほど長い期間に及ぶものではない、と判断したからのようです。私がこれほどまでに辛抱強く人を説得したのは、二度目でした。一度目は10年前に留学したいと親に対して迫ったこと、二度目は彼に

対してです。ですが、それ以外の点については、私は、人の顔色を伺って自分の主張ができない、とても臆病な人間でした。子どもの父親とつきあい始めたのも、迫られて、断りきれなかったからでした。いろんなことを、人に嫌われるのが恐くて、あきらめていた自分が、妊娠し、出産をめくり彼を説得したことで、一遍に生まれ変わったように思います。今となっては、子どもの父親と交際し妊娠したところまでは、自分の中の弱さしか見ることはできません。弱く、寂しく、何か強いものに助けて欲しかった自分がありました。子どもの父親もまた弱く、寂しく、強いものに助けてもらおうとしている人間でした。そんな二人だからこそ惹かれあい、共に時間をすごしたし、そんな二人だからこそ望まない妊娠をしたのだと思っています。そしてそんな二人だからこそ、絶対にこの事実から逃げるようなことをしてはいけなかったのだと思っています。生むという決断は、子どもにとって最良の選択かどうかは祈るしかありません。ですが、私と彼にとっては最良の決断だったと思っています。彼は、お金を出すといいました。私の人生が大きく狂うことのないように、今の勉強を続けられるように、また最悪両親の援助が得られなかった時のために、数百万渡してくれました。私の人生が表面的に大きく変わらずに済んだのは、このお金の力が大きかったと思っています。両親には墮ろせなくなった段階で報告しました。両親は反対しませんでした。決めたことに責任をもて、これからは子ども最優先にして生きろと言いました。彼は私が両親のもとへ戻るまで、私の精神的な支えとなってくれました。私は7ヶ月で実家に戻り、子どもを生みました。子どもは、想像を絶するかわいらしさでした。私は子どもを生み、育てることで、人生最良の幸せを味わうことができました。そして子どもが6ヶ月の時に







# 「無戸籍でも日本国籍」

## 旅券発給拒否 京の母子が提訴

京都地裁

戸籍がないを理由に「戸籍を伴わなかった。子どもは旅券（パスポート）発給を拒否された京都市右京区の女性（28）と、中学二年で小学一年の女性の娘（19）が、国を相手取り、子どもが日本国籍をもち、戸籍を伴った旅券を請求する訴えを京都地裁に起した。

訴状などによると、二人は一九八九年と九六年に、結婚せずに娘を出産したが、「母子家庭や非嫡出子」の差別になることを恐れた。子どもは出生届を出さず、子どもに日本国籍があるのは明らかと主張する。

二人は、国は「戸籍法が外国の役所が他の証明書を求めた時に、救済措置として発行している」と主張している。子どもは「日本国籍があるのは明らか」と主張している。

二人は、国に「戸籍法が外国の役所が他の証明書を求めた時に、救済措置として発行している」と主張している。子どもは「日本国籍があるのは明らか」と主張している。

**戸籍のない子どものパスポート発給を求めて柴崎フミ子**

**娘の日本国籍確認求め提訴**

京都の女性

戸籍がないことを理由に娘のパスポートの発行を拒否された京都市内の母親（28）が、国に国籍の確認などを求める訴えを19日までに京都地裁に起した。

訴状などによると、母親の人は日本国籍を持っていないが、「現行の戸籍制度は女性差別や嫡出子差別を助長する」との考えから、出生届提出時に一部

の欄に記載しないなど、このため、出生届が受理されず、6歳と14歳の娘には現在も戸籍がない。母親の人は昨年8月、旅券事務所に申請したが、外務省は戸籍がないことを理由に申請を拒否。2人は今年1月に川口外相に異議申し立てをしたが、2月に棄却された。

二人は、国に「戸籍法が外国の役所が他の証明書を求めた時に、救済措置として発行している」と主張している。子どもは「日本国籍があるのは明らか」と主張している。

二人は、国に「戸籍法が外国の役所が他の証明書を求めた時に、救済措置として発行している」と主張している。子どもは「日本国籍があるのは明らか」と主張している。

「戸籍記載による国籍確認は不当」  
京都の2人、国を提訴

この二つより、戸籍の差別性を法律で証明しはけいせいの法廷にこころをこめて訴えたい。今後にご注目ください。

## 日本の女性差別

前ページ  
下段から続き

の必要性が言及された。委員からの活発な質問の背景には、NGOの精力的なロビイングがある。ニューヨーク入りしたNGO関係者の総数はなんと57名。昨年12月からの総度となく集まり、「JNNO」としていかに効果的にロビイングを行うかについて話し合ってきた成果である。

女性差別撤廃委員会のアカー議長は、日本のNGOが多く優勝にきたことは、とりもたず日本でジェンダー感覚が根付いている証拠でもある。

7月22日に行われたJNNOの報告会で、世話人代表の山下孝子さんが「条約を縦軸に置きながら、国内法をチェックすることを怠ってきたのではないかと、率直な感想を述べたが、まさに今まで足りなかったのは国内への働きかけである。日本政府は各官庁数多くの15人の政府代表団を送り込んだ（法務省は欠席。政府はNGOに対しかなり協力的であったが、条約の履行に関しては消極的だ。審査において日本政府首席代表として答えた坂東眞理子男女共同参画局長が、自らも差別がなかなか解消されないことにフラストレーションを感じている」としつつも、「日本は日本なのです。日本の社会はコンセンサスを得ながら少しずつ変えていくしかないと言いつつ、切ったことにはかなり不満が出た。

8月には「最終見解」と呼ばれる委員会の見解が出る。日本政府に対しては「動員」が出てくるが、その「動員」を武器に国内の施策を国際水準に引き上げるという課題が待っている。

女性差別撤廃委員会  
女性差別撤廃条約（CEDAW）の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置されている。毎年国会を開き、締約国が提出する報告を検討している。日本の審査は9年半ぶり、3回目である。

**国籍証明書の発行を求める訴えを起しました。**（2003年9月の新聞各紙）

26%国は答弁書を出し、「日本国籍はあるが、国籍証明書は出す必要がない。戸籍があれば足りる。戸籍は出生届を出せば容易に日本国籍を証明できると確認の利益がないと却下を求めました。」(16回)

婚外子の国籍確認求め提訴

京都の女性2人

戸籍がない婚外子の子どもについて国が国籍確認を怠ったため、旅券の発行を受けられないなどの不利益を被ったとして、京都市右京区内の女性2人（いずれも三十八歳）が国を相手取り、証明書を「戸籍法に基づき発行できない」と却下された。同年十一月には三十八歳が国を相手取り、証明書を「戸籍法に基づき発行できない」と却下された。同年十一月には三十八歳の損害賠償を請求する訴えを十九日までに京都地裁に起した。

訴えでは、二人は法律婚を申請したが、今年一月に断られた。女性は「自分たちは日本国籍を有しており、子どもも日本国籍を有するのは明らか」と主張している。

「国籍を認めて」戸籍ない子提訴

京都の中と小1

戸籍がないとしてパスポート発行を拒否された京都市内の中学二年と小学一年の女の子が十九日までに、国に国籍確認と計百万円の損害賠償を求める訴えを京都地裁に起した。

訴状などによると、二人のそれぞれの母親は日本国籍を持つが、婚外子差別に反対し、出生届提出時に「非嫡出子」との表記に同意しなかったため、出生届が受理されず、子どもは現在も戸籍がない。二人は昨年夏、パスポートを申請したが、外務省は戸籍がないことを理由に発行を拒否した。母親らは外務省に異議申し立てや、京都地方裁判所に国籍確認の申請をしたがいずれも認められなかった。

このため母親二人が子供の法定代理人となり、国籍確認と、パスポートが発行されないなどの不利益を受けたとして、損害賠償を求め提訴した。

日本経済新聞(朝) 社会面  
2003. 6. 20







2003. 9. 15.  
3.24人

### 戸籍特例法成立

## 子どもがいないなどの規制令め 4年後の要件見直しに期待

野宮 亜紀

7月に成立した性別記載の審判を認める戸籍特例法は、性別適合手術を受けた者、子どもがいないなどの規制が設けられた。これによって外れた当事者も出生した。セクシュアル・マイノリティだけの問題ではなくなった。当事者以外の無関心が、こうした内容の法を成立させたのではない。ふんみんで「性別同一性障害をめぐって」を連載した、野宮亜紀が「戸籍特例法をめぐって」書いている。

「戸籍特例法」は、性別適合手術を受けた者の多くが、生活実態と公的書類の性別が一致しないなど、戸籍簿に訂正が求められ、戸籍簿に訂正されたとしても書類を提出した途端に取り消される。家族信託、病院に行け、などあらゆる場面での書類の性別は訂正される。本人が訂正を希望する場合は、本人が訂正を希望する旨を記載した書類を提出し、裁判所の下す判断は否定的だった。



戸籍特例法をめぐって  
さまざまな議論が起きている

法律の修正案が示された。立法府は、戸籍簿に訂正された当事者も出生した。子どもがいないなどの規制が設けられた。これによって外れた当事者も出生した。セクシュアル・マイノリティだけの問題ではなくなった。当事者以外の無関心が、こうした内容の法を成立させたのではない。ふんみんで「性別同一性障害をめぐって」を連載した、野宮亜紀が「戸籍特例法をめぐって」書いている。

法律の修正案が示された。立法府は、戸籍簿に訂正された当事者も出生した。子どもがいないなどの規制が設けられた。これによって外れた当事者も出生した。セクシュアル・マイノリティだけの問題ではなくなった。当事者以外の無関心が、こうした内容の法を成立させたのではない。ふんみんで「性別同一性障害をめぐって」を連載した、野宮亜紀が「戸籍特例法をめぐって」書いている。

法律の修正案が示された。立法府は、戸籍簿に訂正された当事者も出生した。子どもがいないなどの規制が設けられた。これによって外れた当事者も出生した。セクシュアル・マイノリティだけの問題ではなくなった。当事者以外の無関心が、こうした内容の法を成立させたのではない。ふんみんで「性別同一性障害をめぐって」を連載した、野宮亜紀が「戸籍特例法をめぐって」書いている。

法律の修正案が示された。立法府は、戸籍簿に訂正された当事者も出生した。子どもがいないなどの規制が設けられた。これによって外れた当事者も出生した。セクシュアル・マイノリティだけの問題ではなくなった。当事者以外の無関心が、こうした内容の法を成立させたのではない。ふんみんで「性別同一性障害をめぐって」を連載した、野宮亜紀が「戸籍特例法をめぐって」書いている。

★印のところに注目！

## 私の視点 ● ウィークエンド



先般、わが自民党の大先輩の許しがない発言が相次いだ。暗黙のうちに「男は男らしく、女は女らしく」という言葉が、女性議員から出てきた。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

2003. 7/12 朝日新聞 野田 聖子 衆議院議員(自民党)

### ◆トランプ的発言

## 古い自民党の危うい意識

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。

「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。これは、女性議員が「男らしく」発言したことを指している。



事務局会議録

●2003年6月14日 (参加6名)

- ・本の編集会議
- ・原稿読み合わせ

●2003年7月12日 (参加9名)

- ・本の編集会議
- ・原稿読み合わせ

編集会議の今後の日程

- ・10月18日(土)
- ・10月25日(土)

いずれも午前10:30から信岡法律事務所

●今号の目次

・少子化社会対策基本法  
この間の動き……1

・リバイブあおぞか報告  
住復興問題……2

・シンパシーサークル報告⑤  
……4

・新聞記事から  
出生後認知日本国籍  
相違を列挙し再命令……5

・女性差別撤廃委員会  
日本政府に報告……6

・戸籍の性別変更  
特別法成立……8

・未認知の父の控訴……8

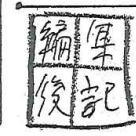
・養育費めぐる……9

・野田聖子「私を視る」……9

・パンチン国籍確認  
証明を控訴……10

・シンパシーサークル  
裁判報告と上書き……10

あわてて作ったところも  
あるけどご容赦ください……



教育現場では、子どもたちに愛国心を植えつけ、もの言う教師は、退職に追い込み、社会では、女性に「家裁も大切」を押し、「家裁制度も大切」というバックラッシュの激しい今日この頃、今日は追太の研究室に駆けつけ、ほっとしました。今号、みんなの手をしっかりとにぎり、がんばりましょう。

朱野 裕子

相手方が予想に反して上告したけれど、私は元気でいます。

◆上告、最高裁へ  
お元気ですか。今年の夏は祇園祭や天神祭の頃にはエアコンはずっとオフでいられたのに、残暑は猛烈でした。私の夏休みは雨ばかりで、楽しみにしていた阿蘇もあんまり外で遊べなかったのが残念でした。  
一週間の夏休みから帰ってきたら、最高裁第一小法廷なるところから茶色の封筒が届いていました。記録到着通知書というもので、今後は当裁判所で審理することになりますのでお知らせします、という連絡でした。  
大阪高等裁判所の逆転控訴の喜びにひたつたのもつかの間、相手方が上告するという連絡を受けました。憤死しちゃうたらどうしようと思っただけなのに、周囲の予想を裏切った上告に、「恥の上塗り」と思ったのは私だけではないでしょう。でも、いいのです。私は裁判をとことん楽しみたい。最高のステージで闘いぬいた充実感を味わいたいです。みなさんと分かちあいたいです。もうしばらくこの裁判を見守っていただけませんか。  
◆いまだ続く嫌がらせ  
控訴してから、自宅周辺に加藤法瑛のポスターがべたべた貼られまくって、非常にいやな思いをしました。どこへ行くにもその顔と名前を前を通らなくてはならなくてここに暮らすのが気分悪かったです。府議選に出馬しなかったので、ポスターの枚数は減りましたが、いまだに何枚かは貼られたまま。引越してきた頃にはなかった「自民党 大阪府議会議員 加藤法瑛後援会」のでかでのペニヤ板の掲示物が、すぐ近くの駐車場のフェンスにくくりつけられています。毎朝その脇をちょっと意識を硬くして出勤しています。  
先日も楽しい気分が子どもと夏祭りに出かけたら、主催者側に届いたメッセージということで「大阪府議会議員、加藤法瑛様」と読み上げられてもうげんなり。「元」も「前」もつかないその境役ぶりに辟易しました。嘘つき、と思わず小さな声をあげてしまいました。これから運動会シーズンになるので、同じようなことが続くだろうと思うと、正直気が滅入ります。ただ救われたのは、たまたま私の近くにいるそれを聞いた知らない人が、「あの人、まだやってんの？ 変な人」とつぶやいたことでした。普通の市民の感覚と、バトルを積み重ねてきた私の感情とが、見事に重なるのがわかった瞬間でした。

◆こころ模様  
裁判は気力も体力も精神力も要る表現活動だと思います。心に傷を抱えカウンセリングに通い、裁判という形を導き出すまで、提訴を決意するまでかひとつめの大きな山でした。ぎゅっと詰まった時間でした。提訴かひとつの晴れ舞台で、それから後は魂が澄み渡って生きていく手ごたえのようなものを感じていました。素敵な同世代の弁護士、雪田樹理さんと奥野京子さんのやりとりや、支援してくださる方々との交流のなかであって、私はとても幸せでした。それが証人尋問のために裁判所へ足を運ぶようになって、にわかに暗雲集い始めました。裁判官の冷ややかなまなざしに不安を覚えるようになってまもなくの一審敗訴の判決。折悪く、仕事の契約更新がなされないことになって土砂降りの大嵐に雷鳴がとどろきわたるようでした。敗訴と失業のダブルパンチで、社会全体が私の生き方を否定しているように思え、しばらくは食べられない日と眠れぬ夜が続きました。空気のぬけた風船ようになってる私を察して、さらなる裁判の負荷に耐えられるか心配してくださった雪田さんが、「(控訴はしてもしなくても)どっちでもいいよ」とシンパシーをたたえた表情でおっしゃいました。カウンセラーの方に「専門医の治療が必要かも」と言われましたが、医者嫌い、薬嫌いの私はどうしても精神力で乗り越えたくて、提訴の煩書き綴ったものや私が書き送った抗議の手紙などを読み返し、またためらうと闘志が湧き上がって返すのを確かめました。なんにも悪いことをしていない私がなんで負けるの？この判決はおかしい、と心底思いました。裁判所という機関にすさまじい不信感をいだきつつ、上訴期間ぎりぎり苦しんで、控訴を決意したのが、ふたつめのより険しい山でした。  
控訴審がすすんで、和解勧告を受け入れるかどうかの時期が、みつつめの大きな山でした。底の見えない深い谷といったほうがぴったり来るかもしれません。「無色透明な」和解の内容は、インターネット上も含め一切を公表しない、謝罪の言葉はなし、和解金額は100万円というものでした。お金だけで解決を図るなら、ふりだしに戻った気がしました。謝罪の言葉もない和解なんてありえるのかしら。金額も不満でした。勝ち負けなしの金額というなら当初送ってきた金額でしょう。公

表された相手の痛みを差し引いても、私が返還した120万を下回ってもらっちゃ困る。裁判所からいわれた和解内容は、こちらにとって大きな譲歩を求めるものでした。でも果たしてこの和解勧告を蹴っている判決が得られるのか。ここにきて私はかつてないジレンマに陥ったのでした。第三者のくだす判決なら文句も言えるでしょう。けれども自分で決めた和解という妥協案を自分自身受けとめられるか。私にはできませんでした。それを抱えて一生をいけることに自信がもてませんでした。ただ敗訴判決がトラウマになって、あの恐怖がよみがえってきた私は、これ以上裁判を引き延ばしたくない気持ちが強くなってきました。  
私の仕事は、提訴したことと控訴したこと。ここまでよくがんばった。もう解放されたい。でも判決は欲しい。だけどこんなあいまいで宙ぶらりんな時間が続くのには耐えられない。実は相手側もその条件を呑めなくて裁判を続けることになっていたのですが、先に手を上げたのは私のほうでした。でも裁判官の心証をよくしておきたいというしたたかな計算が働いたのも少しは事実です。ガラスの破片を喉の奥にいっぱい詰め込んで、和解内容を受け入れる旨の連絡を入れた後、私は心を込めて祈りました。  
「加藤法瑛が和解に心じませないように。あちらが蹴ったせいで裁判が続きますように」  
祈りは通じたようで、数日後雪田さんから、和解できず裁判続行、の連絡が入りました。この連絡があった夜、私はようやく深い眠りにつくことができました。裁判が始まって初めて、こころの底から安らかな気持ちになれました。私にできることはすべてやっった。あとは天にお任せしましょう。  
それからの私は、穏やかな海の底の砂の上に、のびやかに肢体を広げ、仰いでいるような気持ちです。波の上がどんなに大嵐でもその影響を受ける心配がありません。なんだか子どもがおなかにいるときに感じたわけのわからない幸福感に似ています。静かで、平和な深い気持ちです。二審判決前夜は少し緊張したけれど、そして逆転判決を迎えました。たくさんの方が喜んでくれたのが嬉しかったです。ありがとうございました。  
Love, 時任 玲子



# 婚差会つうしん

2003年 11月22日発行 婚外子差別と闘う会 No.89

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION AGAINST CHILDREN BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区  
郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail: l

ちよっぴり  
気が早いけれど  
来年の予定決まりました。  
Checkしてください!

## ●2004年度活動スケジュール●

- 1月31日(土) 事務局会議(編集会議)
- 2月14日(土) つうしん90号発行
- 3月13日(土) 事務局会議
- 4月24日(土) 事務局会議
- 5月15日(土) つうしん91号発行
- 6月19日(土)・20日(日) 合宿
- 7月24日(土) 事務局会議

<8月はお休みです>

- 9月4日(土) つうしん92号発行
  - 10月2日(土) 事務局会議
  - 11月13日(土) つうしん93号発行
  - 12月4日(土) 事務局会議、あと忘年会
- \*つうしん発行日は朝10時30分に阪急茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大学善積研究室Tel. 06-6362-0222、地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩8分)で。いつも午後3時か4時頃までやっています。

- <今号の目次>
- 凍結精子で夫の死後出産  
父子関係一審は認めず  
(→控訴へ) ... 2~3面
  - 事務局会議録  
忘年会1/6です!  
代理出産の子は日本国籍  
自分は実子?  
自死体情報アウトソーシング  
実態はココまで進行中  
... 4~5面
  - 総選挙と夫婦別姓  
映画「マダモアの新里」  
ぜひ見てください  
... 6面
  - 編集後記... 2面

婚外子出産のアミナ・ラワルさんが無罪になりました。EJの声明も真前に

昨年をつうしんで、婚差会も抗議したことをお伝えした、婚外出産で死刑を宣告されていたナイジェリアのアミナ・ラワルさんが無罪になりました! よかった!! (以下はインターネットで検索した関連情報です)

\*\*\*\*\*

石打ち刑:  
宣告された女性の刑罰中止訴え  
ナイジェリアにEU



【ブリュッセル福原直樹】婚外子を生んだとして、アフリカ・ナイジェリアで、イスラム法の「石打ち」による死刑を宣告された女性の控訴審判決を前に、欧州連合(EU)は4日、異例の声明を出し「嫌悪感をもよおす刑罰を直ちに中止するべきだ」と訴えた。

この女性はナイジェリア北部に住むアミナ・ラワルさん(32)。夫と離婚後、恋人との子供を生んだとして「姦淫罪」で告発され、昨年死刑を宣告された。ラワルさんは控訴し、その判決は25日に出る予定だ。死刑判決が確定すれば、首まで地中に埋められるうえ、死ぬまで頭に石を投げつけられる。このため、世界中からナイジェリアに抗議が殺到していた。

EUは声明で、石打ち刑について「冷酷、非情な刑の執行方法」「いまだに複数の(イスラム教)国で行われる、嫌悪感をもよおす慣行」と異例の強い調子で非難した。さらに死刑廃止を求めるEUの立場を訴え、ナイジェリア政府に国際的な人権基準に則り、対処するよう求めている。

[毎日新聞2003年9月5日]

アミナ・ラワルさん無罪に!  
ナイジェリア・石打の刑女性が無罪に  
ナイジェリア北部カツィナ(CNN)



婚外子を出産し、石打ちによる死刑判決を受けたナイジェリア人アミナ・ラワル被告(31)の控訴で、カツィナのシャリア(イスラム法)控訴法廷は25日、1審の判決を支持した上級イスラム法廷の判断を棄却、被告を無罪とする判決を下した。離婚後に娘を産んだ被告は子供の父親を名指し、結婚する約束を得ていたと訴えたが、男性は否定。2002年の3月に死刑判決を受けたが、その後、5度にわたって控訴していた。娘の離乳期間である2年後に死刑が執行される予定だった(CNN2003年9月25日)

2003.11.19朝日

## 離婚300日以内に出生 現在の夫の子と認定

神戸地裁支部

民法772条に風穴が空くのでしょうか?  
親子関係不存の争いも認められ、しか方法がないと思っていたと強制認定は

離婚後300日以内  
生まれた子は前夫の子と  
推定する(民法772条)と  
定められているが、現在  
の父親の子であるとして  
認めらるよう求めた民事裁  
判の判決が18日、神戸地  
裁尼崎支部であった。安  
達副庭長は「3年前に  
離婚したにもかかわらず、  
現在の子であるとして認  
められた」として、「強制  
認定」と呼ばれる裁判を  
起こした。正統さんが生  
後11カ月の男児の代理人  
として、  
「民法は「婚姻の解消も  
しくは取り消すの日から  
300日以内に生まれた  
子は、婚姻中に懐胎した  
ものと推定する」と定め  
ている。  
判決で安達裁判官は、  
智樹さんと出産の約10カ  
月前から同居していたこ  
とを示す住民票などを  
もとに、「請求原因事実  
が認められる」と述べ  
た。判決後、会見した正  
統さんは「明治時代まで  
きた法律で自分の子と  
認められたいのはおか  
しい。再婚者に不利で、  
同じような境遇で悩  
む人も多いはず」と語  
った。  
前夫の証言なしで、  
詳しいことが知りたい  
ものですね。















パソコン雑誌をパラパラめくっていたら、看過できないページを発見しました。IT化の中で

# 納税、国保、年金、住民票から紙おむつ補助まで 役所の住民情報の管理運用を民間業者に丸投げ

## 自治体情報アウトソーシングの驚くべき実態

住民基本台帳、外国人登録、納税記録、果ては国保や年金情報まで、市町村の主だった個人情報の管理運用を民間企業が引き、しかも委託先などの情報は住民に公開しない——そんな事態が全国の市町村で進んでいる。原因は行政現場の電子化と財政難だ。カネもないし、ITの専門知識を持つ人材もない。ジレンマに苦しんだ自治体が「専門業者に任せる方が安く安全」と判断しているのだ。ほとんどの住民が知らないうちに、重要な個人情報が役所から民間に丸投げされている。その実態を追った。

(文・瀬下美和)

東京都荒川区(人口約18万人)は2000年、ある大手通信会社との間で、電算システムの業務委託(アウトソーシング)契約を交わした。表は本誌が入手したその項目一覧だ。住民記録、印鑑登録、税務、国民年金などがずらりと並び、「戸籍」と「住居表示台帳」がないくらいで、役所の中枢部分のデータが丸ごと民間へ移動したことがわかる。

内容を見ると、驚くことにデータ入力からシステムの開発、設計、運用、果ては日々のデータ管理や区民へ送付する通知書類の出力や封綴作業まで含まれている。いわばコンピューターを使った事務処理のすべてを民間業者に代行させているのである。

### 区民情報を民間業者が保管 「区民にはブラックボックス」と荒川区長

例えば住民税の当初課税処理。これは毎年、大量の事務処理がわずか数カ月間に集中するため担当職員の負担が大きく、市町村にとって「面倒な仕事」の代表なのだが、荒川区では区内の事業所から提出を受けた従業員の給与支払報告書原票からのデータ入力を始め、当初課税額の算定、課税通知書や宛名の出力、課税状況調査の統計作成まで、すべて千葉県にある民間業者の汎用ホストコンピューターで処理されている。

同様に住民記録(氏名、住所、出生年月日、性別、世帯主の氏名、住民票コード、転入年月日など10数項目にわたる情報が記載されている住民基本台帳や印鑑登録、外国人登録など)、国民年金、国民健康保険の記録など、機密性の高い区民情報の多くを民間業者のセンターが保管している。センターと区役所は専用回線で結ばれ、必要に応じて情報を抽出し、役所内のサーバーに蓄積。LAN経由で各部署が利用するシステムになっている。

これほど大規模に個人情報を区役所の外へ持ち出しているのか。荒川区広報課によると

「セキュリティの観点から、委託している業者の名前は公表できない」のだという。となると法律的にも問題はないのか。

「心配はない」。藤澤志光区長は、取材に対してそう明言する。

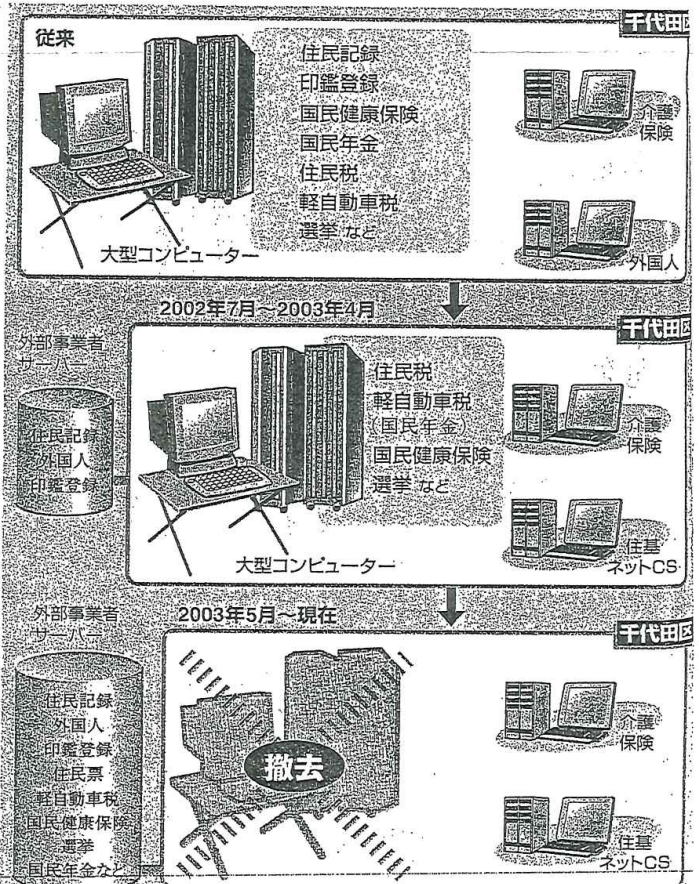
「企業にすれば一度でも情報漏洩をしたら、大きな社会的な制裁を受けて経営が立ち行かなくなる。市場経済を生きる企業がそんなことをするはずがない。情報の管理状況はもとから区民にはブラックボックス。業者のセンターに場所が移ろうと同じです」

だが現実には個人情報漏洩事件は後を絶たない。99年5月には、京都府宇治市で22万件の住民情報の流失が発覚した。市の乳幼児検診シス

テム構築の際、アウトソーシング先の会社で働いていた学生アルバイトが住民情報をコピーして持ち出し、名簿業者に販売したのである。今年3月には、仙台市がアウトソーシングしていた業者が市民税データを紛失するという事件も起きている。

荒川区では、97年に個人情報保護条例を定め、さらに従来の規程を全部改正する形で今年3月に情報システム管理運営規程を作った。しかし実際のアウトソーシングは昨年7月に始まっている。

東京都千代田区の住民情報の民間委託



千代田区は、戸籍や介護保険、住基ネットコミュニケーションサーバー(CS)以外のほとんどの住民情報を外部委託している。庁内の大型コンピューターを撤去したほどの徹底ぶりだ。



### 選択的夫婦別姓

# 様々な生き方認めて

別姓について語り合う樋口典子さん(中央)ら。「別姓を考える会」は気軽に相談会も開いている＝仙台市内で



## 広がる事実婚・通称使用

選挙結果は残念なものに終わり、今イチ元気が出てきません。北川さんも中川さんも惜しかったね!!

希望すれば、結婚前の姓を名乗ることができる「選択的夫婦別姓制度」。この制度を盛り込んで民主、共産、社民の議員が共同で提案していた民法改正案、公明議員提案の同改正案が10日、ともに衆議院解散で審議未決のまま廃案になった。内閣府の世論調査(01年)では何らかの法改正に賛成という人が65・1%にのぼるなど世間の意識も容認に傾いているが、「家族制度を揺るがす」といった自民の一部議員などの根強い反対論の前に抑え込まれている。だが現実には、戸籍を作らない「事実婚」や、旧姓の通称使用などの例は広がっている。

2003.10.26

朝日  
**忘れて  
ませんか?**  
03 総選挙

備の遅れを感じた。選択的夫婦別姓が制度化されたら、婚姻届を出すつもりだ。3年半前に事実婚をした仙台市の団体職員川崎士郎さん(29)は半年ほど前、子どもの出産にあたり、姓をどうするかで行き詰まっていた。「夫婦2人だけの問題ならどうでもなるのですが」。結局、今年4月に婚姻届を出した。現在は元の姓を通称として使う。「別姓が認められれば、少子化対策にもなるのではなかろうか」と言う。

「別姓通信」を隔月で発行する「別姓を考える会」(仙台市)代表の公務員樋口典子さん(44)は結婚後19年間、元の姓を使ってきた。数年前、公共施設で働いていた中年女性に「別姓を主張するのは家族が崩壊してどうして愛している

を考慮する人。ある会で本當のことを教わったと言われたことがある。会の集まりに、夫や近所を気にして「友達と遊ぶ」「バーマに行く」といままらもいる。「通信」は会内で参加する女性もカッパルもある。「通信」は会内でもなく、樋口さんの名で送っている。「反対派は宣伝がうまく思う。結局はこの政党が政権をとるか、誰が力を持っているか、に翻弄されるのかな。日本人は変化を余り好まないのじゃないか」と言う。

「夫婦別姓・別姓選択制の早期実現を求める会」(広島)で事務局を担当する弁護士野原悦子さん(45)は「夫の姓を名乗る人も選択制賛成は多いと思う」。自身も夫の姓。これまでに扱った結婚を巡る事案にも、「夫の姓を名乗るか、両家がある、破綻した例」があったという。「結婚は様々な形があつてこそうまくいくんです」。

衆院法務委員会が今年7月、参考人として発言した弁護士榊原富子さん(49)は言う。「年金や消費税のよりに生活に困るせいで話まじった問題ではないの、主要な争点にはなりにくい」とは思う。制度化を希望する多くの人は気長に待つという感覚ですが、決して声小さくなっているわけではない。

共産は政策案に選択的夫婦別姓を盛り込んだ。一方、自民、保守新は取り上げていない。

行政やNGOの取り組みをファクスやメールで発信している「民法改正情報ネットワーク」(東京)は、立候補予定の前議員約460人と政党に選択的別姓などを問うアンケートを送っている。事務局の池田佳代さん(36)は事実婚。「別姓を認め、選択肢を増やすことは、適齢期の人に夢を与えてほしいです」。

「夫婦別姓・別姓選択制の早期実現を求める会」(広島)で事務局を担当する弁護士野原悦子さん(45)は「夫の姓を名乗る人も選択制賛成は多いと思う」。

自身も夫の姓。これまでに扱った結婚を巡る事案にも、「夫の姓を名乗るか、両家がある、破綻した例」があったという。「結婚は様々な形があつてこそうまくいくんです」。

衆院法務委員会が今年7月、参考人として発言した弁護士榊原富子さん(49)は言う。「年金や消費税のよりに生活に困るせいで話まじった問題ではないの、主要な争点にはなりにくい」とは思う。制度化を希望する多くの人は気長に待つという感覚ですが、決して声小さくなっているわけではない。

共産は政策案に選択的夫婦別姓を盛り込んだ。一方、自民、保守新は取り上げていない。

行政やNGOの取り組みをファクスやメールで発信している「民法改正情報ネットワーク」(東京)は、立候補予定の前議員約460人と政党に選択的別姓などを問うアンケートを送っている。事務局の池田佳代さん(36)は事実婚。「別姓を認め、選択肢を増やすことは、適齢期の人に夢を与えてほしいです」。

### 閑話休題「マダラの祈り」ぜひ見てください!! 自由球める少女たちのいたまを王な姿に感動します。

いま「マダラの祈り」という映画が上映されています。マダラというのはマダラのマリアのことで、聖書に出てくるイエスによって救われた娼婦です。アイルランドでつい最近まで「性的に墮落した」とされた女たちがマダラ修道院に強制的に収容され、「改心させる」との理由で人権を踏みにじられてきました。「性的に墮落した」とされたのは、未婚で子どもを産んだ女性、強姦された女性、孤児院で男たちに媚を売った少女など。この映画はそれを告発したものです。

ユダヤ教には、男が性欲を感じることを、「男が女によって強制的に性欲を喚起させられた」と男が被害者であるように考えるところがあります。その影響はもちろんキリスト教、イスラム教にも引き継がれています。

イエスが生きていたころのユダヤでは娼婦や姦淫をした女性、未婚で子どもを産んだ女性は、広場に引き出され、まわりの男たちから石を投げられて殺されることになっていました。イエスがある村を通りかかったとき、イエスと対立しているユダヤ教徒の一派の人が、男たちが一人の女を石打

ちの刑で殺そうとしている現場に連れて行き、イエスにこの状況を何とかしろと迫ります。殺されようとしていた女がマダラのマリアです。イエスは罪の無い者から先に石を投げろと云います。石を投げようとするものは一人もいなくなり、マダラのマリアはイエスについていきます。

マダラのマリアは娼婦でしたから、石を投げようとしていた男たちの中には、彼女を「買った」男もいたはずですが。性に関することでは「男は被害者」とするユダヤ教に対し、「男が性欲を感じるのは男自身の問題」とするイエスの考えを示したものと解釈されることが多いのです。しかし神父、修道士の童貞性を守ろうとするカトリックでは「男は被害者」とする考えは長く受け継がれていきます。

マダラのマリアの名を名乗った修道院が「男に性欲を起こさせた罪深い女」を収容すると言う皮肉がこの題名には込められています。ぜひ見てください!

(Y.M)  
※神戸アサヒシネマでは12月15日まで(だったと思う)。大阪の梅田ガーデンシネマでは12月5日まで朝10時からのモーニングショーのみ。



連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区  
 郵便振替口座: 〃

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
 E-mail: 〃

おめでとう!!

平成15年(オ)第1266号  
 平成15年(受)第1345号

シングルマザー  
 セワハラ裁判

## 時任エン最高裁で勝訴確定!!

|        |           |                                     |
|--------|-----------|-------------------------------------|
| 大阪府茨木市 | 原告人兼申立人   | 加藤 法 英                              |
|        | 同訴訟代理人弁護士 | 高木 伸 夫<br>細川 喜 信<br>的場 智 子<br>草 島 歩 |
| 大阪府茨木市 | 被告兼相手方    | 時 任 玲 子                             |

上記当事者間の大阪高等裁判所平成14年(ホ)第961号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成15年5月8日に言い渡した判決に対し、原告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

### 主 文

- 本件上告を棄却する。
- 本件を上告審として受理しない。
- 上告費用及び申立費用は原告人兼申立人の負担とする。

### 理 由

#### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

#### 2 上告受理申立てについて

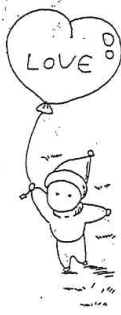
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成15年11月27日

最高裁判所第一小法廷

|        |           |
|--------|-----------|
| 裁判長裁判官 | 深 澤 武 久   |
| 裁判官    | 横 尾 和 子   |
| 裁判官    | 甲 斐 中 辰 夫 |
| 裁判官    | 泉 徳 治     |
| 裁判官    | 島 田 仁 郎   |



敗訴判決の後、控訴審がスタートする前にショートカットで肩の下まで伸びました。裁判には当事者になり、初めてわかる重圧もありました。闘い抜いた爽快感は何ものにも替えがたく、生涯失うことのない財産となりました。こうやって社会に闘いかけると、さまざまな人の優しさやあつこさに出会え、いろいろな世の中にながらな気がしています。困難に直面しては、母はよく「トータルな視点で考えなさい。スピリットがより満たされる方法を探みなさい」と助言してくれました。七転八倒、20年近く経った今でも魂は和ませています。

Thanks! 時任 玲子

## 子どもの権利委再び婚外子差別撤廃勧告!

2004. 1.31 毎日  
**いじめ、差別対策不十分**  
**国連「権利条約」委 日本に勧告**

「ジュネーブ大木俊治」国連の「子どもの権利条約」(1989年国加盟)委員会は30日、日本に対する勧告内容を公表し、差別やいじめをなくするための一層の改善措置を求めた。

勧告は、児童買春・児童ポルノ禁止法(99年)や児童虐待防止法(99年)などの制定を評価する一方で、前回98年の勧告で指摘した、非嫡出子や在日韓国・朝鮮人ら少数者への差別▽過度な競争教育▽いじめなどの正を勧告。昨年策定した「少年育成大綱」についても、子どもや市民社会の意見が十分反映されていないとして、継続的に見直すよう求めた。

また、女子の結婚最低年齢を16歳から18歳に引き上げることなども盛り込まれた。

同委による勧告は約5年ごとに行われ、日本に対する勧告は今回、日本府はこれを受け、06年までに取り組み状況を報告する。

●へろの目次

- ① 二枚からのスケッチャー A.I.D. 児 出自を知る権利
- ② 父の愛の子を育む ジェンダー法学会設立
- ③ 英・エドワード論争
- ④ テロ防止と人権
- ⑤ 住基ネット侵入疑念
- ⑥ 韓国尹主制廃止
- ⑦ タイで受審合法化の動き
- ⑧ 韓国尹主制廃止と事務局長会議録
- ⑨ 転記の思い出を保護
- ⑩ フラッシュの記事
- ⑪ 「参議院へのロビー活動に Y.E.N. が参加」に補足
- ⑫ はオリジナルの記事を可他は新聞その他からの抜粋
- ⑬ 編集後記



\*つうしん発行日は朝 10 時 30 分に阪急茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大学善積研究室
いつも夜 9 時過ぎまでかかるので、手伝える人は途中からでもご参加ください。
\*事務局会議は朝 11 時から信岡法律事務所 (TEL 06・6362・0222、地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩 8 分) で、いつも午後 3 時から 4 時頃までやっています。

●これからの活動スケジュール●

都合く人は来下しな!!

Table with 2 columns: Date and Event. Includes dates like 3月13日(土) 事務局会議, 4月24日(土) 事務局会議, etc.

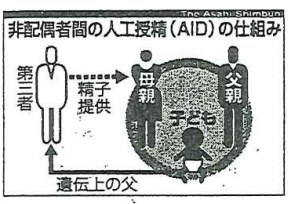


2003.12.18. 朝日

人工授精児「出自を知る権利」へ思い 本当の父さんだれなの

出自を知る権利 精子や卵子の提供を受けた行われる生殖医療では、育つ親とは別、遺伝上の父(artificial insemination by donor)などによって生まれた子どもが、遺伝上の親の個人情報を知らず、出自を知る権利を主張する動きが出ている。

報告書をもとめました。報告書をたたき台に作る生殖補助医療の新法案の行方は不透明ですが、父親探しを始めた20代の男子医学生... (岡崎明子)



すり切れてボロボロになつた4枚の紙を、いつもかばんに入れて持ち歩いている。ある大学医学部の卒業生名簿の1ページ。この中に、遺伝上の父親が記されている。

濃い眉毛「父親譲りだな」

濃い眉毛は父親譲りだ。父親が無精子症のため、ある大学病院で精子提供を受けた。初めて聞く事実だった。「これまで信じてきた父親が、どうしてこんなことになったのか、どうしてこんなことになったのか、どうしてこんなことになったのか...」

手がかり探し求めて400人

手がかり探し求めて400人。4年度分の卒業生名簿を手に入れた。提供の可能性がある人は400人近くいる。一人一人の名前をインターネットで検索し、勤務先や専攻科、論文を調べた。ホームページや論文に載っている顔写真をパソコンで保存した。1カ月前、朝から晩まで没頭した。8割の身元がわかった。卒業アルバムも手に入れた。よく見ると、みんな似たような顔つきだ。

法案巡り議論 厚労省の審議委員、生殖補助医療部会は今年4月、1年9月に行われる議論を経て、第1案から精子や卵子、受精卵の提供を特定できる内容を盛り込んだ。この中で、生殖医療で生まれた子どもが遺伝上の親を知る権利「出自を知る権利」も認め、子どもは法的にならば提供者を特定できる内容を盛り込んだ。

「提供者守れぬ」反対も

提供を認める報告書を書いた。この中で、生殖医療で生まれた子どもが遺伝上の親を知る権利「出自を知る権利」も認め、子どもは法的にならば提供者を特定できる内容を盛り込んだ。厚労省はこの報告書をもとに、来年1月からの通常国会で、生殖補助医療の新法案を提出する準備を進めてきた。ただ、内閣提出法案(閣案)として提出する際は、母性・子どもの権利を確保する必要がある。厚労省は「今後、2回議論の場を設け、3月までにある程度議論をすすめていく」と意向を明らかにした。

閣提出法案(閣案)として提出する際は、母性・子どもの権利を確保する必要がある。厚労省は「今後、2回議論の場を設け、3月までにある程度議論をすすめていく」と意向を明らかにした。

厚労省の部会では、出自を知る権利を認める範囲外だ。厚労省の部会では、出自を知る権利を認める範囲外だ。

厚労省の部会では、出自を知る権利を認める範囲外だ。厚労省の部会では、出自を知る権利を認める範囲外だ。

厚労省の部会では、出自を知る権利を認める範囲外だ。厚労省の部会では、出自を知る権利を認める範囲外だ。

2004/18 朝日 (茨城県 主婦 40歳)





父が「愛人の子育ててくれ」

母乳を与え、実子と双子を装う

二十八歳の主婦で、八か月の娘がいます。父が突然、愛人との間の手を連れ去り、「愛人が亡くなったので育ててくれ」と言いました。

男の赤ちゃんです。私も赤ちゃんが出来るまで育てておりました。日に日にかわらぬ夫も育てても良いと聞いてくれました。でも、私の乳で、父の子育てて私の子育てた

人生案内

2004.2.11 土肥 幸代 弁護士

父親から預かった子を手放せなくなったことですが、自分の子として育てたいなら、養子にする方法が考えられます。

六歳未満の子を養子にする場合、実の親との縁を完全に切つて、戸籍上も「養子」と記載せしめ、本当の子のうちにいる特別養子の制度があるのです。あなたの場合、あなたと実の父との親族関係は続きますので、特別養子にするのは難しく、普通の養子縁組をするのがいいかもしれません。

養育してもらうのは子どもの権利！ 養育する大人の権利を守ることはかり考えていまいど、子ども自身の権利を守ることも考えようよ。養育してもらえなければ子どもは生きてゆけません。

「男らしく」慰謝料払う？

学者、弁護士らがジェンダー法学会設立

2003.12.11.朝日

「男らしくない」「女だから」……。人の言動の当否を判断する時、社会的な性差、ジェンダーの偏見に左右されてはいないか。法学者と弁護士の実務家が手を携えて追究することを前面に打ち出したジェンダー法学会が6日、発足した。社会的性差にこだわらぬ流れを愛さずという思いを共有する人たちが集まった。新設される法科大学院の連携も考えられている。

偏見からの脱出をめざす

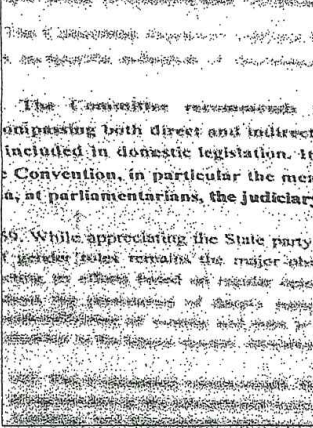
自動車事故で亡くなった小学生が将来働いて得られるはずの逸失利益の月額。男子は41万5400円。女子は27万5100円。これが国の自賠責保険金などの支払い基礎だ。08年の賃金統計がもとになり、現在の先進国の中でも大きい男女の賃金格差を子どもにも背負わせることだ。

法科大学院でも講義

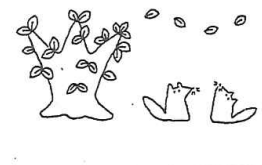
来年度開校の早稲田大学法科大学院では、東京都立大学から移る浅倉むつ子教授と林陽子弁護士がジェンダー法の講義を担当する。浅倉教授は「女性の動きを注視する。子どもをたぐひ入産した女性の面倒を国がみるのが『本来の福祉』、産まない女性の老後の面倒をみるのが『本来の福祉』」と語り、森喜朗前首相の発言、子どもを産み育てることについて「真に誇り喜びを」とうたつた少子化社会対策基本法の成立、「女性がどうしてあつたのか」を考察したいと話す。

企業のコースト別人事制度や男女の賃金格差など。法律の文言が明らかに差別を残しているものは少ないが、法律を運用する時に差別が生じる例も取りあげられる。米国のジェンダー法講座が初めて開設されたのは、08年のニューヨーク大学の法科大学院だった。米国法科大学院協会（164校加盟）の集計では、大半の法科大学院にジェンダー法講座が開設され、今年は全米で143人がジェンダー法の講義を担当している。

国連の女性差別撤廃委員会の日本政府への勧告。「司法関係者、法曹一般」にも、女性差別撤廃条約について、とくに間接差別の意味と範囲についての意識啓発を進めるよう求めた



今年度開校の早稲田大学法科大学院では、東京都立大学から移る浅倉むつ子教授と林陽子弁護士がジェンダー法の講義を担当する。浅倉教授は「女性の動きを注視する。子どもをたぐひ入産した女性の面倒を国がみるのが『本来の福祉』、産まない女性の老後の面倒をみるのが『本来の福祉』」と語り、森喜朗前首相の発言、子どもを産み育てることについて「真に誇り喜びを」とうたつた少子化社会対策基本法の成立、「女性がどうしてあつたのか」を考察したいと話す。





2003.12.9 朝日

# 英でIDカード論争

## 指紋・虹彩入り 将来義務化も

英政府が指紋や虹彩を刷り込む身分証明書（IDカード）導入を提案し、議論を呼んでいる。文書偽造やテロ・犯罪、不法就労の防止が目的だが、データベースで詳細な個人情報管理できる。ただ、英国は「監視社会」。専門家の推定ではロンドンだけで50万台の監視カメラが市民を見つめている。人権団体は「プライバシーが侵害される」と、強く反発している。

## 米テロ契機 導入に勢い

11月中旬、ブリンケット内相は段階でIDカードを義務化する計画を発表した。まず、法務通過後、パスポートや運転免許の更新・取得者に自動的にIDカードを配布し、情報をコンピュータに蓄積。07年以降は希望者にIDカードだけを配るが、英国内に住む外国籍の460万人には所持を義務づける。さらに、今後10年以内

### EUカード

欧州のIDカード 欧州連合（EU）15カ国のうち英国、アイルランド、デンマーク以外の12カ国は何らかの形でID

Dカードを導入したが、戦後の58年に廃止。90年代に保守党政権が再導入を提唱したが、具体化しなかった。今回の導入のきっかけ

（ロンドン）＝外岡秀俊



カードを導入している。運転免許がない人など希望者だけに配布する国が多い。独、ベルギー、ギリシャ、スペインでは常時携帯を求められる。

は01年の米9・11同時多発テロ事件だった。ブリンケット内相が導入を働きかけた。しかし、ASTOR外相は人権上の理由で、「有権者の反発を買う」と反発し、棚上げを主張。ブラウン財

## プライバシー 侵害に警戒感

こうした動きは英国以外の欧州でも強まっている。米国が来秋から、身体的特徴（バイオメトリック）を記録したチップ

技術の進展で広範に監視ができる社会になりつつある。二つの流れがIDカードで結びつければ、プライバシーが簡単に侵害される恐れがある。人権団体リバティ主任

英国では、個人情報の取扱いを規制するデータ保護法やASTORカーを規制する法律などはあるが、包括的なプライバシー保護法がない。情報収集の技術があれば、「テロ防止に必要」という名

## 「監視社会」へ 技術は高度化

英シエラフィールド大のクライフ・ノリス教授は、「英国ほど監視カメラが急速に普及した国はない」という。同教授は他の研究者と

英国では公共施設の多くに監視カメラが設置されている。ロンドン市内の地下鉄駅で、テレビッド・ブライバイン氏撮影

体の23%しかなかった。技術的にはまだ未熟だが、日進月歩で高度化している。警官が携帯端末で監視カメラの画像を受信する実験も英国で始まった。一もともと英国では、公の場ではプライバシーはない、という考えが一般的だ。警官の目の代わりにカメラを使うことに抵抗感はなかった」とノリス教授はいう。

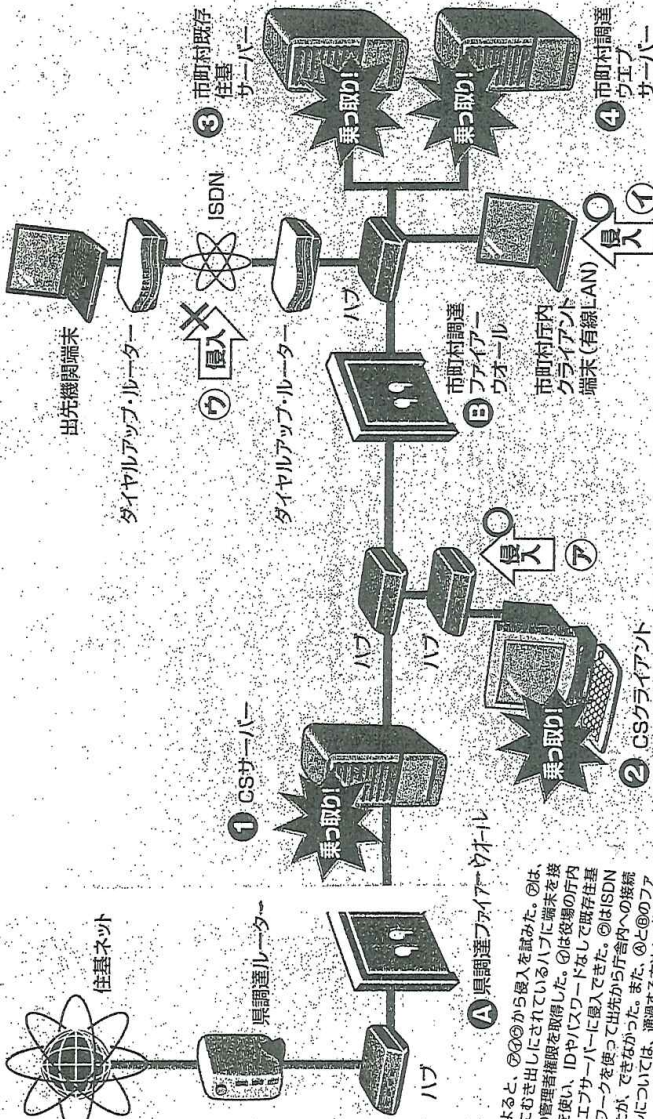
ロンドンでは今年2月、都心部に入る車両に50の通行料を課す「渋滞課金制度」を導入した。約20万台の車のナンバーを700台のカメラで監視、違反者に罰金を請求する。情報は警察には提供されていないが、「テロ防止の緊急性」という大義があれば、将来使われる可能性がある。リバティのキャラガー弁護士はいう。

## テロ防止と人権と...

今年に入ってテレビで、「アメリカに入国する外国人は指紋を取られるようになった」という報道があり、一瞬耳を疑った。1980年代の日本で、在日韓国・朝鮮人の人々たちを中心にして、指紋押捺拒否の闘いが繰り広げられた結果、更新ごとの押捺が廃止された。そのことを喜び、「次は全廃へと進んでほしい」と願った思いが、世界的な規



長野県による侵入実験



# 住基ネット侵入実験成功で、長野県側が再び「挑戦状」

## 「国レベルの再実験を」の声に、総務省は「脆弱なのは市町村の責任」

長野県は昨年12月16日、住基ネット本台帳ネットワーク（住基ネット）のセキュリティについて実施した調査結果の速報を発表した。注目は、OSを乗っ取ることに成功したと見ている。

### 管理者権限を略奪すれば、国民の個人情報をおける

総務省は、管理者権限が手に入ったと見ても操作者カードがないと操作できないと説明していたが、実際は違っていた。今回の実験を現場で指揮したセキキュリティ・コンサルタントの吉田太朗氏によると、市町村の担当者と同じ作業を、侵入者ができるようにしたという。言い換えるならば、住基ネットの全国センター内のサーバーにアクセスし、保管されている国民の氏名・住所・生年月日、性別の基本4情報と、住基コードおよびその変更履歴を自由に閲覧できるようにした。住基ネット2カ所のファイアウォール（FW）に侵入した。テストを実施したのは業務時間外だったが、実際にデータを通さずには行かない。

波田町ではインターネット経由で市内LANに侵入を試みたが成功しなかった。一方、阿智村と下諏訪町では、既述の通り、ファイアウォールでLANへ接続されたが、接続を保持しないにもかかわらず市内ネットワークに接続して、既存住基サーバーに侵入（図の④）住民の氏名、住所、出生年月日・性別のほか、納税、疾病履歴といった脆弱性の高い住民情報を閲覧、検索、改竄することが可能になった。またウェブサーバー（⑤）にも侵入された。

市内LANと住基ネット本体との間には、住基ネットに接続する専用のCSクライアントとサーバー（図の⑥）が置かれ、2カ所のファイアウォール（⑦）で防御されている。

だが、クライアントを接続するためのサーバが現場内にむき出しで置かれており、これの空きポートからネットワークに接

続、サーバーOSにあるバックアップサーバーのセキュリティホールを突いて、OSを乗っ取ることに成功したと見ている。

長野県側が挑戦状を宣言した。住基ネットの管理を委託している⑧のFWについては、電源入力有無や接続とされた機器の状況しか監視していない。その内側から市内LANをつなぐ部分については市町村管理部分なので、手を出さずには行かない。

「個人情報が漏れる恐れがあり、万全ではない」と主張する長野県と、「FWによる多重防御によってセキュリティは確保されている」と主張する総務省の間で、住基ネット本体と関係のない住基ネット本台帳ネットワークは関係ない。例えは、10月上旬、一部の新聞が「長野県による自治体管理する住基ネットに侵入した」という報道が相次いだ。総務省は「侵入不可能」とする品川区で実施した侵入テストの結果を公表した。

どちらが正しいのか。吉田氏はどのように挑戦の意を表明する。住基ネットは「総務省は逃げずに、ぜひ私に（住基ネットの）侵入テストをやらせて欲しい。そうすればシロクロの決着がつかう」と主張する。住基ネットよりも深刻な市内LAN、個人情報が至るところから水漏れ

### 住基ネット

県調達ルーター

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

市町村調達クライアント

CSクライアント

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

### 住基ネット

県調達ルーター

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

市町村調達クライアント

CSクライアント

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

### 住基ネット

県調達ルーター

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

市町村調達クライアント

CSクライアント

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

### 住基ネット

県調達ルーター

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

市町村調達クライアント

CSクライアント

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

### 住基ネット

県調達ルーター

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

市町村調達クライアント

CSクライアント

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

### 住基ネット

県調達ルーター

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

市町村調達クライアント

CSクライアント

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

### 住基ネット

県調達ルーター

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

市町村調達クライアント

CSクライアント

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

### 住基ネット

県調達ルーター

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

市町村調達クライアント

CSクライアント

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

### 住基ネット

県調達ルーター

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー

市町村調達クライアント

CSクライアント

CSサーバー

市町村調達ルーター

市町村調達サーバー

市町村調達クライアント

市町村調達ウェブサーバー



11月30日、日韓両国の家族法を比較し、男女平等社会へ向けた家族法のあり方について議論するため、「日・韓家族法シンポジウム」が開催された。民法改正情報ネット、同ネットの坂本洋子さんが報告する。

日本の民法では、婚姻後の夫婦の姓が、未だ妻の姓に引き継がれていく。実際には結婚改姓する人の約9割は女性であり、実質的な男女平等にはなっていない。また、婚外子の相続は婚外子の相続分の2分の1と差別取的取り扱ひとなっている。その80年代が民法を改正しようという運動が活発になり、1996年には法務省の法制審議会が選択的夫婦別姓制の導入を民法改正案を答申した。しかし一部の強硬な反対からいまだに改正には至っていない。

# 韓国は戸主制度廃止へ

## 日・韓家族法シンポジウム

2003  
12/15  
ふじがわん

坂本洋子

ここではできない。そのため男女平等を規定する韓国憲法に家族法が違反しているとして、訴訟が起されている。このため、韓国では民法改正案をめぐって、家族法に関する事件を主に扱う韓原審士弁護士、日本と韓国の家族法改正運動を研究している申琪栄お茶の水女子大学客員研究員、小宮山洋子客員研究員が発言し、私がコーディネーターを務めた。

「今回の家族法改正は戸主制度を廃止される」として、戸主制度は夫婦の婚姻と関係なく、戸主の継承は男性優先原則から、息子、男性の孫の順で、男性がいない場合のみ娘、その次が妻となる。これは、単なる法律上の問題だけでなく、文化的な男尊女卑の意識を強めている。国民の80%は家族法の改正が必要と考えているが、儒教(儒教を説く学者たち)の反対もあり、賛成側と反対側が対決している」と話した。

「が対して説得にあたり、83人がすでに賛成を表明した。大統領制をとっている韓国では世論の影響が大きい。インターネットやテレビを使い国民向けのキャンペーンに力を入れていく。憲法裁判所もあり、裁判所の違憲判決、あるいは政府改正案の通過のいずれでも実際に今の家族法が改正されることになるので、二つとも力を入れていく」と述べた。また、申さんは韓国の夫婦別姓制度は、女性差別のたという見方を否定し、女性たちは今は評価しているとした。婚外子の相続分の差別はない。小宮山議員は、96年の法制審議会答申以降に議員立法案を出し続けてきたと話した。日本の国会状況については「今回の選挙で、民法改正に強硬に反対していた議員が落



韓国では今、戸主制度廃止と女性団体が国会への働きかけを活動に行っている

選い、法務大臣も賛成派で今改正のチャンスである。重要法案の撤回しなくても、超党派でプロジェクトをつくり国会審議に時間をかけず成立させることは可能で、国会の中と外で連携していきたい」と述べた。

### 女性の保護／課税対象に

性産業で働く女性、20万人以上。東南アジア最大の歓楽街を抱えるタイで、「売春の合法化」が議論され始めた。先月末には売春合法化をめぐる初の公聴会が法務省主催で開催された。「巨大なヤミ経済に課税できる」「女性たちは労働者としての権利保護が必要」と賛成する声がある一方、「売春を正統化するのか」との戸惑いも広がる。(バンコク)木村文



バンコクの繁華街パッポン。風俗店が立ち並ぶ通りの雑居ビルに、非政府組織(NGO)エンパワの事務所がある。

午後2時。出勤前の女性たちが、日本語や英語を習いに来る。エンパワは、「客と人きりになる仕事だから、自分の権利を守るために語学力が必要」と、教室を開いている。

### 根底には貧困

「売春を単に合法化するのではなく、女性たちの転職を促す政策を打ち出すべきだ」。11月27日、約500人が参加した法務省の公聴会には、こんな意見が相次いだ。パネリストとして出席したエンパワのチャンタウィさんも「彼女たちの多くは、職業の選択肢がなかった。売春と表現をなす貧困や教育の問題にも取り組まなければ、税金を取するための合法化ではない」と話す。

# 売春合法化 タイで動き



NGOエンパワで日本語を学ぶ女性たち。日本人向けのバーなども動いているバンコクで、木村文。

## 転職政策を求める声も

「100億田産業」しかし、合法化論の発端は女性の権利運動ではなかった。タクシン政権の「ソロン」動向だ。2月、政府の委託を受けて

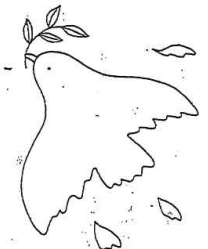
けた研究機関が、政府の財政基礎強化に関する調査で、売春をヤミ経済への課税を提案した。タイの「売春」産業は年間1千億田規模とも言われる。売春を合法化して企業として登録すれば課税できるうえ、取り締まりの警察官がからんだわいりもなくなる。ヤミに消えていた莫大な利益を表経済に引きずり出すところだ。



事務局会議録

この間の事務局会議は、企画から5年あまりたって、漸く大詰めを迎えた婚差会発行の本の編集会議に追われました。編集会議になって、会議への参加者がいつもより増えています。ほぼ原稿も出そろい、途中で内容に加えることになったQ&Aも吟味して、何とか今夏までに出版にこぎつきたい意向です。12月中旬、前号つうしん1面で紹介した新聞記事「離婚後300日以内に出生 現在の夫の子と認定 神戸地裁支部」の当事者である井戸正枝さんと会って話すことができ、急速、彼女のコラムも本に盛り込みました。遅いスピードながら、これだけががんばってきた本ですから、早く日の目を見るといいのですが……。(大田)

- 2003年12月6日(参加9名)
  - ・本の編集会議
  - ・編集会議後忘年会
- 2003年12月29日(参加8名)
  - ・本の編集会議
- 2004年1月17日(参加7名)
  - ・本の編集会議
  - ・ホームページにきた質問への回答を検討
- 2004年1月31日(参加5名)
  - ・本の編集会議
  - ・ホームページにきた質問への回答を検討
- 2004年2月14日
  - ・つうしん90号発行



今月の10日、戸主制廃止に向け、民法改正案の早期審議を訴えるデモをする女性たちも、横断幕には「戸主制廃止、両性平等への近道」とある。ソウル市、内、高橋等。

| 韓国の現行民法と政府改正案の主な違い |                         |                           |
|--------------------|-------------------------|---------------------------|
|                    | 現行民法                    | 改正案                       |
| 戸主制関連条項            | 戸主に関する規定として入籍、分家などの規定あり | 戸主・戸主制を前提とした規定をすべて削除      |
| 戸主の継承順位            | 息子→孫→娘→嫁                | 戸主継承廃止                    |
| 家族の範囲              | 戸主とその構成員に限定             | 夫婦を中心に父母両系に拡大             |
| 子供の姓               | 父親の姓                    | 父親の姓を原則とするが、条件付きで母姓の選択も可能 |
| 離婚・再婚女性の子供の姓変更     | 実父の姓から変更不可能             | 家裁の許可を得れば変更可能             |
| 登録制度               | 戸籍制度                    | 戸籍制を廃止し、1人1籍制度などを今後検討     |

# 韓国「戸主制」廃止案足踏み

## 総選挙控え動けぬ政界

2003.12.27. 朝日

### 「男女平等」期待よそに

男中心の韓国社会を象徴してきた「戸主制」が、廃止の手前足踏みしている。韓国政府は10月に民法改正案を閣議決定、国会で送ったが、衆議院で修憲案を採り、保守系と野合派の顔色をみながら議員が法案処理を棚上げしている。男女平等を広げる契機となるものの強い期待をよそに、早期成立は困難な情勢だ。(ソウル=高橋尚子)

「父親と姓が違うと子供の幼稚園にいじめられるのです。子の姓を変えたいのに、今はなすすべがない」ソウル近郊に住む主婦

#### キーワード

韓国の戸主制 父親や夫を戸主とし、戸主を中心に家族を規定する制度で、韓国の男性中心社会の象徴の一つ。朝鮮時代から続く制度の説もあるが、日本の植民地統治は47年に廃止された。

新夫と同じ「姓」姓だが、長女は前夫と同じ「柳」姓の事実。韓国では夫婦は別姓なので4人家族で姓が三つ。長女の姓を誰に変えたいか、子供は実父の姓を捨てられない。子も親も不幸。戸主制を早く廃止したい。戸主制を柱とする韓国の家族制度は、儒教の伝統と日本の植民地統治の名残とされる。父親は戸主として絶対的権威を持

時代は「一家」の権威に定着して戸主制が中心に定着した。現行民法は「子は父の姓を継ぎ、父家に入籍する」と規定される。女性の権利は制限され、父親は戸主として絶対的権威を持つ。



### 保守層や男性 反発なお強く

政界の動きは鈍い。11月末、国会の法制司法委員会審査小委員に提案されたが、審議は進まない。大統領側近の不正を巡り国会が空転した事情もあるが、最大の理由は男性や保守層におお反対が根拠づいた。

韓国の保守層は「戸主制」を「韓民族の血脈」とされ、戸主の血統と内にとられてきたが、改正案は戸籍自体を廃止。新たに「夫婦」・「生計」としての直系血族、配偶者(妻)と定め、父系血統主義から父母両系主義に転換。子供の姓も家裁の許可を得れば変更可能。何れも戸主制廃止が女性の社会進出につながる。政府や女性団体は期待する。

この夏、韓国では戸主制を「ママ」にしたママが話題になった。怒り時代(産後)を生きる母と三人称の養育権争いを描いた韓国放送公社(KBS)の「黄色いハンカチ」は視聴率30%を越えた。

保守層の「戸主制」廃止は伝統的な家族の概念を崩壊させ、伝統的価値観や美風が失われると反発する。0月の世論調査によると、女性が賛成51.6%、反対38.2%だったのに対し、男性は賛成39.1%、反対54.5%と逆転する。

在韓派には地方有力者が多く、要は直轄を前に、廃止を支持すれば保守派が離れる。かたして、反対を明確にする女性界が迷っている。議員側は事実上、無視を決定したとみられる。

韓国女性団体連合会が議員27人を対象に実施した調査によると、11月末現在、改正案を賛成する議員は28人、明確

た、韓国文化放送(MBC)の「君は今も夢見ているのか」も好評で、戸主制に対する社会の関心の高さを示した。

戸主制廃止は、女性たちの長年の悲願だ。廃止運動は50年代から続いていたが、本格的な社会運動に発展したのは98年の金大中前政権発足後だ。盧武鉉大統領は戸主制廃止を政権の公約に掲げ、今年2月に就任して以来、女性省を中心に廃止運動を積極的に推進している。

6月には廃止へ向けた推進チームを設置し、9月に戸主制廃止を盛り込んだ民法改正案をまとめた。

反対派表明は10人前後とされ、残り賛否を明確にしない。

態度を保留する野党ハンナラ党議員の事務所関係者は「戸主制廃止には共感する部分もある。だが、政治家である以上、選挙区の意識を考慮せざるを得ない。地元では廃止反対論が強い……」と苦言を呈する。

定期国会は今年10月に開く。1月に公聴会を開く方針は示されたが、年明けの臨時国会には他の重要法案が積み残されており、仕切り直しは避けられないとみられる。

女性の期待をよそに、政界は「本格論議」は総選挙後の11月の声が飛び交う。



パスポートセンターから一枚のながきが届いた。山口光さん(仮名)は言葉をきき、あて先を見ると、里子だった少年(19)の名。住民票通りに住んでいるか確認する内容だったが、少年とは半年過したが、里子の資格を失う今年三月に突然、行方不明になった。結局、住民票が欲しかったのかと山口さんは推測する。はがきが届いてからも少年からは「まだ住んでいることになって」とだけ電話があった。

### 公的支援 18歳未満

保証人がいなければ、施設の後輩らを雇い、小なくない」と厳しい現実を嘆く。国は現在、児童養護施設を退所した後のアフターケア施設として、民間が行き場を失った仲間が少

## 頼れるのは善意のみ

出入りを繰り返すうち、人との信頼関係を取り戻し、社会に定着できるように、と役割を強調したい。児童養護施設「聖友学園」(東京・杉並) 在、地元商店主ら約三百

### 児童養護施設 自立と現場から



自立援助ホームは全国で20カ所にとどまっている(横浜市)

国は児童養護施設などの退所者十八歳以上の若者を支援するために一九九九年に児童福祉法「アフターケア施設」として法的に位置づけ、だが児童養護施設の全国五百五十カ所に対し、ホームは全国二十カ所しかない。国からの補助金は十八未満の施設で年間約二百四十万円

### 自立援助ホーム 全国で20カ所

と、同程度の規模の児童養護施設の六分の一にとどまっている。厚生労働省の「社会的養護のあり方に関する専門委員会」は十月末にまとめた報告書で「各都道府県に整備することが必要」としたが、ホームを増やす道筋のメドは立っていない。

また新しいポイントもわしよ!! "アラレバオナジ" いろいろものか!



### 編集後記

このころホームバリーがちょとおもしろい内容? 自分でも確かめてみて下さい。本日はボランティア、日本中の大騒ぎも冷たいまま、そして見ても息子がひびく光景も思いやうして、私です。(時任)

### 収入あっても...

十六歳の秋、職を見つけた児童養護施設を退所した佐々木明さん(24)も社会の入り口でつまづいた。アパートを借りようとしたが、不動産業者からは「収入があっても、

外子差別反対運動の自粛その内容はむしる放棄に等しい(を)行った」と書いた部分が、誤解を与える書き方になっていて、ことをお詫びします。

撤廃を切り捨ててのではないかと、不安を感じてしまったのです。本当は仲間であって欲しい人たちから疎外されるのではないかと、思いが、いつまでも(しり)として残りました。

この経験から、民法改正の運動の中で「婚外子差別反対運動の自粛その内容はむしる放棄に等しい(を)行った」というふうな受け取ってしまいました。ご理解をお願いします。

季節のイラスト E. ぼん だけけい。ニッちは男の子、左の泣いてるのが女の子、これはちゅんあん子か...

婚差会つしん88号に掲載した私の記事「参議院へのロビー活動に屋代さんが参加を婚差会HPに掲載したところ、内容に対する質問が寄せられました。その結果、記事に誤解を招く表現があったことに気付いたので、補正させていただきます。

過去の議員会館でのロビー活動の中で、私は複数の自民党議員による「婚外子差別があるから夫婦別姓も通らない」という話があることを耳にしていました。しかも、一緒にロビー活動に行った当日のメンバーは、別姓のグループの人たちがほとんどでした。それで、彼女らが、夫婦別姓法案の成立を望むあまり、婚外子差別の

内コンセンサスが得られていないのはご存知の通りですが、「別姓だけならすくにも通るといふ雰囲気」が支配する中でロビー活動では、婚外子差別の撤廃を主張しにくい環境にありました。このこと、婚外子であ

る私は非常に傷つき、落胆してしまっただけです。この経験から、民法改正の運動の中で「婚外子差別反対運動の自粛その内容はむしる放棄に等しい(を)行った」というふうな受け取ってしまいました。ご理解をお願いします。



「編集後記」のころホームバリーがちょとおもしろい内容? 自分でも確かめてみて下さい。本日はボランティア、日本中の大騒ぎも冷たいまま、そして見ても息子がひびく光景も思いやうして、私です。(時任)